

火山災害対策編等

目 次

火山災害対策編

第1章 総 則

第1節	計画作成の趣旨……………	3
	(危機管理部)	
第2節	防災の基本方針……………	4
	(危機管理部)	
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱……………	5
	(危機管理部)	
第4節	防災面から見た松本市の概要……………	1 3
	(危機管理部)	

第2章 災害予防計画

第1節	火山災害に強い市づくり……………	2 3
	(全庁、広域消防局)	
第2節	災害発生直前対策……………	3 2
	(全庁、危機管理部、広域消防局)	
第3節	情報の収集・連絡体制計画……………	3 3
	(全庁、危機管理部、広域消防局)	
第4節	活動体制計画……………	3 7
	(全庁、危機管理部、広域消防局)	
第5節	広域相互応援計画……………	4 4
	(危機管理部、広域消防局)	
第6節	救助・救急・医療計画……………	4 9
	(健康福祉部、広域消防局、危機管理部)	
第7節	消防・水防活動計画……………	5 8
	(広域消防局、危機管理部、建設部)	
第8節	要配慮者支援計画……………	6 7
	(健康福祉部、こども部、危機管理部、住民自治局、建設部、文化観光部、 教育委員会、総合戦略局)	
第9節	緊急輸送計画……………	7 6
	(建設部、産業振興部、交通部、危機管理部、広域消防局)	
第10節	障害物の処理計画……………	8 1
	(建設部、産業振興部、環境エネルギー部)	

第11節	避難の受入活動計画・……………	8 2
	(危機管理部、住民自治局、健康福祉部、文化観光部、建設部、財政部、 教育委員会、総務部)	
第12節	孤立防止対策・……………	9 3
	(危機管理部、建設部、健康福祉部、教育委員会)	
第13節	食料品等の備蓄・調達計画・……………	9 6
	(産業振興部、こども部、危機管理部)	
第14節	給水計画・……………	9 9
	(上下水道局)	
第15節	生活必需品の備蓄・調達計画・……………	1 0 3
	(産業振興部、危機管理部、こども部)	
第16節	危険物施設等災害予防計画・……………	1 0 6
	(広域消防局、危機管理部、健康福祉部)	
第17節	電気施設災害予防計画・……………	1 1 3
	(危機管理部、建設部、電気事業者)	
第18節	都市ガス施設災害予防計画・……………	1 1 5
	(危機管理部、建設部、松本ガス㈱)	
第19節	上水道施設災害予防計画・……………	1 1 8
	(上下水道局、建設部)	
第20節	下水道施設災害予防計画・……………	1 2 0
	(上下水道局、建設部)	
第21節	通信・放送施設災害予防計画・……………	1 2 2
	(危機管理部、N T T、放送事業者)	
第22節	鉄道施設災害予防計画・……………	1 2 7
	(建設部、交通部、鉄道事業者)	
第23節	災害広報計画・……………	1 2 9
	(全庁、危機管理部、広域消防局)	
第24節	土砂災害等の災害予防計画・……………	1 3 2
	(危機管理部、建設部、環境エネルギー部、健康福祉部)	
第25節	防災都市づくり計画・……………	1 3 6
	(建設部、危機管理部、住民自治局)	
第26節	建築物災害予防計画・……………	1 3 8
	(全庁、建設部、教育委員会)	
第27節	道路及び橋梁災害予防計画・……………	1 4 0
	(建設部、産業振興部、環境エネルギー部)	
第28節	河川施設等災害予防計画・……………	1 4 4
	(建設部、産業振興部、危機管理部、広域消防局)	
第29節	ため池災害予防計画・……………	1 4 6
	(産業振興部)	
第30節	農林水産物災害予防計画・……………	1 4 8
	(産業振興部、環境エネルギー部)	
第31節	二次災害の予防計画・……………	1 5 0
	(建設部、危機管理部、環境エネルギー部、広域消防局)	
第32節	防災知識普及計画・……………	1 5 4
	(全庁、広域消防局、教育委員会、危機管理部)	

第33節	防災訓練計画……………	1 6 0
	(全庁、広域消防局、危機管理部)	
第34節	災害復旧・復興への備え……………	1 6 4
	(全庁、危機管理部、建設部、環境エネルギー部、財政部)	
第35節	自主防災組織等の育成及び地区内の防災活動の推進に関する計画……………	1 6 6
	(危機管理部、広域消防局)	
第36節	企業防災に関する計画……………	1 6 9
	(危機管理部、産業振興部、広域消防局)	
第37節	ボランティア活動の環境整備……………	1 7 1
	(健康福祉部、危機管理部)	
第38節	災害対策基金等積立及び運用計画……………	1 7 3
	(財政部)	
第39節	火山災害対策に関する調査研究及び観測……………	1 7 5
	(危機管理部、建設部、環境エネルギー部、広域消防局)	
第40節	観光地の孤立災害予防及び登山者の安全確保計画……………	1 7 7
	(危機管理部、建設部、産業振興部、環境エネルギー部、文化観光部、 総合戦略局、健康福祉部、住民自治局)	

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害直前活動……………	1 8 5
	(全庁、危機管理部、広域消防局)	
第2節	災害情報の収集・連絡活動……………	2 0 2
	(全庁、危機管理部、広域消防局)	
第3節	非常参集職員の活動……………	2 0 9
	(全庁、危機管理部、広域消防局)	
第4節	広域相互応援活動……………	2 2 8
	(危機管理部、広域消防局)	
第5節	ヘリコプターの運用計画……………	2 4 1
	(危機管理部、広域消防局)	
第6節	自衛隊の災害派遣……………	2 4 7
	(危機管理部、広域消防局)	
第7節	救助・救急・医療活動……………	2 5 4
	(健康福祉部、広域消防局)	
第8節	消防・水防活動……………	2 6 2
	(危機管理部、広域消防局、建設部、産業振興部、環境エネルギー部)	
第9節	要配慮者に対する応急活動……………	2 6 8
	(健康福祉部、こども部、住民自治局、文化観光部、総合戦略局)	
第10節	緊急輸送活動……………	2 7 1
	(建設部、交通部、産業振興部、環境エネルギー部、文化観光部、危機管理部)	
第11節	障害物の処理活動……………	2 7 7
	(建設部、産業振興部、環境エネルギー部、交通部)	

第12節	避難受入れ及び情報提供活動……………	2 8 4
	(危機管理部、住民自治局、教育委員会、文化観光部、健康福祉部、こども部、建設部、総務部)	
第13節	孤立地域対策活動……………	3 0 1
	(危機管理部、健康福祉部、建設部)	
第14節	食料品等の調達供給活動……………	3 0 6
	(産業振興部、こども部、危機管理部)	
第15節	飲料水の調達供給活動……………	3 1 2
	(上下水道局)	
第16節	生活必需品の調達供給活動……………	3 1 5
	(産業振興部、危機管理部、こども部)	
第17節	保健衛生、感染症予防活動……………	3 1 8
	(健康福祉部)	
第18節	遺体の捜索及び処置等の活動……………	3 2 3
	(環境エネルギー部、広域消防局)	
第19節	廃棄物の処理活動……………	3 2 6
	(環境エネルギー部)	
第20節	社会秩序の維持、物価安定に関する活動……………	3 2 8
	(住民自治局、危機管理部、産業振興部)	
第21節	危険物施設等応急活動……………	3 3 0
	(健康福祉部、広域消防局、産業振興部、危機管理部、上下水道局、建設部、環境エネルギー部)	
第22節	電気施設応急活動……………	3 3 8
	(危機管理部、建設部、総務部、電気事業者)	
第23節	都市ガス施設応急活動……………	3 4 0
	(危機管理部、建設部、ガス事業者)	
第24節	上水道施設応急活動……………	3 4 2
	(上下水道局)	
第25節	下水道施設応急活動……………	3 4 4
	(上下水道局、建設部)	
第26節	通信・放送施設応急活動……………	3 4 7
	(危機管理部、通信事業者、放送事業者)	
第27節	鉄道施設応急活動……………	3 5 3
	(危機管理部、建設部、交通部)	
第28節	災害広報活動……………	3 5 8
	(総合戦略局、危機管理部、放送事業者)	
第29節	土砂災害等応急活動……………	3 6 2
	(危機管理部、建設部、環境エネルギー部、広域消防局)	
第30節	建築物災害応急活動……………	3 6 4
	(全庁、建設部、教育委員会)	
第31節	道路及び橋梁応急活動……………	3 6 6
	(建設部、産業振興部、環境エネルギー部)	
第32節	河川施設等応急活動……………	3 6 8
	(全庁、建設部、産業振興部、広域消防局)	

第33節	災害の拡大防止と二次災害防止活動……………	370
	(全庁、危機管理部、建設部、産業振興部、環境エネルギー部、広域消防局、健康福祉部、上下水道局)	
第34節	ため池災害応急活動……………	377
	(産業振興部、危機管理部、住民自治局)	
第35節	農林水産物災害応急活動……………	378
	(産業振興部、環境エネルギー部)	
第36節	文教活動……………	380
	(教育委員会)	
第37節	飼養動物の保護対策……………	388
	(健康福祉部、産業振興部)	
第38節	ボランティアの受入れ体制……………	389
	(健康福祉部、危機管理部)	
第39節	義援物資、義援金の受入れ体制……………	392
	(健康福祉部、財政部、危機管理部)	
第40節	災害救助法の適用……………	398
	(全庁、危機管理部)	
第41節	観光地の孤立災害対策及び登山者の安全確保対策……………	404
	(危機管理部、文化観光部、総合戦略局、健康福祉部、環境エネルギー部)	

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定……………	409
	(危機管理部、全庁)	
第2節	迅速な現状復旧の進め方……………	410
	(危機管理部、建設部、環境エネルギー部、全庁)	
第3節	計画的な復興……………	413
	(総合戦略局、危機管理部、建設部、全庁)	
第4節	資金計画……………	416
	(財政部)	
第5節	被災者等の生活再建等の支援……………	417
	(建設部、財政部、住民自治局、健康福祉部、産業振興部、危機管理部、総合戦略局、広域消防局)	
第6節	被災中小企業等の復興……………	425
	(産業振興部)	

第5章 継続災害への対応方針

第1節	避難対策……………	429
	(危機管理部、広域消防局)	
第2節	安全確保対策……………	430
	(危機管理部、建設部)	

第3節	被災者の生活支援対策……………	432
	(産業振興部)	

原子力災害対策編

第1章 総則

第1節	計画策定の趣旨……………	435
第2節	防災の基本方針……………	436
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱……………	436

第2章 災害に対する備え

第1節	情報の収集・連絡体制の整備……………	438
	(危機管理部、全庁)	
第2節	災害応急体制の整備……………	439
	(危機管理部)	
第3節	防護対策への備え……………	439
	(危機管理部、健康福祉部)	
第4節	市民等への情報伝達体制の整備……………	440
	(危機管理部、健康福祉部、総合戦略局)	
第5節	防災知識の普及・訓練等……………	440
	(危機管理部、教育委員会、健康福祉部)	

第3章 災害応急対策計画

第1節	基本方針……………	442
	(危機管理部)	
第2節	情報の収集・連絡活動……………	442
	(危機管理部、環境エネルギー部)	
第3節	活動体制……………	443
第4節	防護措置等……………	444
	(環境エネルギー部、危機管理部、健康福祉部、教育委員会)	

第5節	原子力災害時の広報……………	4 4 7
	(危機管理部、総合戦略局)	
第6節	飲料水、飲食物の摂取制限等……………	4 4 9
	(産業振興部、環境エネルギー部)	
第7節	広域避難者の受入れ……………	4 5 0
	(危機管理部、健康福祉部)	

第4章 災害からの復旧・復興

第1節	基本方針……………	4 5 1
第2節	除染等……………	4 5 1
第3節	災害後の対応……………	4 5 1
	(関係部局)	

第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

第1節	基本方針……………	4 5 2
第2節	災害への備え、災害応急対策等……………	4 5 2
	(関係部局)	

雪害対策編

第1章 災害予防計画

第1節	雪害に強い郷土づくり……………	4 5 5
	(危機管理部、全庁)	
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興の備え……………	4 6 4
	(建設部、環境エネルギー部、教育委員会、危機管理部、健康福祉部、総務部、)	
第3節	観測・予測体制の充実……………	4 6 7
	(危機管理部、全庁)	

第2章 災害応急対策計画

第1節	災害直前活動……………	469
	(危機管理部、住民自治局、全庁)	
第2節	除雪等の実施と雪崩災害の防止活動……………	473
	(建設部、全庁)	
第3節	避難受入活動にあたっての雪害災害等に対する措置……………	480
	(危機管理部、全庁)	

航空災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節	情報の収集・連絡体制の整備……………	487
	(危機管理部、全庁、広域消防局)	
第2節	災害応急体制の整備……………	489
	(危機管理部、全庁、広域消防局)	

第2章 災害応急対策計画

第1節	情報の収集・連絡・通信の確保……………	491
	(危機管理部、全庁)	
第2節	活動体制の確立……………	493
	(危機管理部、全庁)	
第3節	搜索、救助・救急及び消火活動……………	494
	(危機管理部、広域消防局、健康福祉部)	
第4節	関係者等への情報伝達活動……………	496
	(危機管理部)	

道路災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節	道路交通の安全のための情報の充実……………	500
	(建設部、交通部)	
第2節	道路(橋梁等を含む)の整備……………	501
	(建設部、産業振興部、環境エネルギー部)	
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え……………	502
	(健康福祉部)	

第2章 災害応急対策計画

第1節	発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保……………	504
	(建設部、危機管理部)	
第2節	救急・救助・消火活動……………	505
	(健康福祉部、広域消防局)	
第3節	災害応急対策の実施……………	506
	(建設部、危機管理部)	
第4節	関係者への情報伝達活動……………	508
	(危機管理部、建設部)	
第5節	道路(橋梁等含む)の応急復旧活動……………	509
	(建設部)	

鉄道災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節	鉄道交通の安全のための情報の充実……………	512
	(建設部、交通部、鉄道事業者)	
第2節	鉄道施設・設備の整備・充実等……………	513
	(建設部、鉄道事業者)	
第3節	鉄道車両の安全性の確保……………	515
第4節	鉄道交通に携わる人材の育成……………	516
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え……………	517
	(危機管理部、建設部、健康福祉部)	
第6節	再発防止対策の実施……………	521

第2章 災害応急対策計画

第1節	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保……………	5 2 2
	(危機管理部、建設部、交通部、住民自治局)	
第2節	活動体制及び応援体制……………	5 2 4
	(危機管理部)	
第3節	救助・救急・消火活動……………	5 2 6
	(健康福祉部、広域消防局)	
第4節	緊急交通路及び代替交通手段の確保……………	5 2 7
	(建設部、交通部)	
第5節	関係者等への情報伝達活動……………	5 2 8
	(危機管理部)	

危険物等災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節	危険物等関係施設の安全性の確保……………	5 3 3
	(広域消防局)	
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え……………	5 3 6
	(広域消防局)	

第2章 災害応急対策計画

第1節	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保……………	5 3 9
	(危機管理部、広域消防局)	
第2節	災害の拡大防止活動……………	5 4 0
	(危機管理部、広域消防局、)	
第3節	危険物等の大量流出に対する応急対策……………	5 4 5
	(危機管理部、環境エネルギー部、上下水道局、広域消防局)	

大規模な火事災害対策編

第1章 災害予防計画

- 第1節 災害に強いまちづくり…………… 5 4 8
(建設部、全庁、広域消防局)
- 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え…………… 5 5 1
(広域消防局、危機管理部)

第2章 災害応急対策計画

- 第1節 消火活動…………… 5 5 6
(広域消防局、危機管理部)
- 第2節 避難誘導活動…………… 5 5 8
(危機管理部、全庁)

第3章 災害復旧・復興計画

- 第1節 計画的復興の進め方…………… 5 5 9
(危機管理部、全庁)

林野火災対策編

第1章 災害予防計画

- 第1節 林野火災に強い地域づくり…………… 5 6 2
(環境エネルギー部、危機管理部、広域消防局)
- 第2節 林野火災防止のための情報の充実…………… 5 6 4
(危機管理部、環境エネルギー部、広域消防局)
- 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え…………… 5 6 5
(危機管理部、環境エネルギー部、広域消防局)

第2章 災害応急対策計画

第1節	林野火災の警戒活動……………	5 6 7
	(危機管理部、環境エネルギー部、広域消防局)	
第2節	発災直後の情報の収集・連絡体制……………	5 6 8
	(危機管理部、環境エネルギー部、広域消防局)	
第3節	活動体制の確立……………	5 6 9
	(危機管理部、環境エネルギー部、全庁、広域消防局)	
第4節	消火活動……………	5 7 0
	(広域消防局、危機管理部、全庁)	
第5節	二次災害の防止活動……………	5 7 2
	(広域消防局、環境エネルギー部)	

第3章 災害復旧計画

(環境エネルギー部)……………	5 7 3

松本市地域防災計画修正経過

1 雪害対策編

経 過	策定年月	修 正 内 容
初版	平成10年 3月	
2版	平成16年 2月	組織、社会的条件等を中心にして全面的に修正
3版	平成20年 3月	合併地区（旧四賀村、安曇村、奈川村、梓川村）地域防災計画の一本化 組織改正に伴う修正
4版	平成25年 2月	合併地区（旧波田町）地域防災計画の一本化。組織、社会的条件等を中心にして修正

2 航空災害、大規模な火事災害、林野火災対策編

経 過	策定年月	修 正 内 容
初版	平成16年 2月	
2版	平成20年 3月	合併地区（旧四賀村、安曇村、奈川村、梓川村）地域防災計画の一本化 組織改正に伴う修正
3版	平成25年 2月	合併地区（旧波田町）地域防災計画の一本化。組織改正に伴う修正

3 火山災害、道路災害、鉄道災害、危険物等災害対策編

経 過	策定年月	修 正 内 容
初版	平成 2 0 年 3 月	
2 版	平成 2 5 年 2 月	道路災害、鉄道災害、危険物等災害対策編：合併地区（旧波田町）地域防災計画の一本化。組織改正に伴う修正 火山災害対策編：合併地区（旧波田町）地域防災計画の一本化。焼岳の防災等を中心にして全面的に修正

4 原子力災害対策編

経 過	策定年月	修 正 内 容
初版	平成 2 5 年 2 月	新設

第 1 章

総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に対処するため、雲仙岳噴火災害、御嶽山噴火災害など過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、市、県、公共機関、事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、松本市防災会議が作成する「松本市地域防災計画」の「火山災害対策編」として、大規模な火山災害に対処すべき事項を中心に定める。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

4 松本市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

松本市国土強靱化地域計画は、大規模災害等に対する地域の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本市における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13条に基づき策定されている。

また、本市では、地理的・地形的な特性から多くの災害が予想されることから、平時から大規模自然災害等に備えた地域づくりを行うことが重要であり、大規模自然災害等への備えについて、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、総合的な対応が必要となる。

このため、本市における国土強靱化は、いかなる災害等が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進する。

第2節 防災の基本方針

本市は、いわゆるフォッサ・マグナ（中央地溝帯）の中に形成され、内陸盆地としてその面積・堆積物の厚さなどの点から、日本でも最大級の規模を有する松本盆地の南側面に位置している。このような形状から、牛伏寺断層、松本盆地東縁断層群、境峠・神谷断層帯が確認され急峻な地形と脆弱な地質を有するという自然的条件と近年の都市化、高齢化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。

- 1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、それぞれの段階において、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害時の被害を最小化する、いわゆる「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、対策の一層の充実を図る。

- 周到かつ十分な災害予防
- 迅速かつ円滑な災害応急対策
- 適切かつ速やかな災害復旧・復興

- 2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講じるものとする。

- 防災施設・設備の整備の促進
- 防災体制の充実
- 市民の防災意識の高揚及び自主防災組織の育成強化
- 高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）や女性を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立
- 防災関係機関、住民等の間、住民等と行政の間での防災情報の共有

- 3 市民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭に置いた防災対策を常日頃から講ずるものとする。

- 4 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と

処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 松本市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、火山災害から地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 広域消防局

広域消防局は、自らその権限に属する防災活動を実施するとともに、消防計画の定めるところにより必要な防災活動を実施する。

3 長野県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方行政機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

6 火山防災協議会

活動火山対策特別措置法第4条に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）は、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制の検討・整備を行う。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 松本市

- (1) 市防災会議、市対策本部及び市災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。

第1章 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

- (6) 火山災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。
- (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。
- (9) その他防災に関すること。

2 広域消防局

- (1) 消防力の整備に関すること。
- (2) 防災のための調査に関すること。
- (3) 防災教育訓練に関すること。
- (4) 災害の予防、警戒及び防御に関すること。
- (5) 災害時の避難、救助、救急に関すること。
- (6) その他災害対策に関すること。

3 長野県

- (1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 火山災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (8) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (9) その他火山防災に関すること。

4 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東農政局 (長野支局)	ア 災害救助用米穀の供給等に関すること イ 食料等の円滑な確保・価格の動向等に関する消費者窓口の設置に関すること
(2) 中部森林管理局 (中信森林管理署)	ア 防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること ウ 災害応急対策用材の供給に関すること
(3) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	ア 噴火警報等の伝達、解説に関すること イ 防災知識の普及に関すること ウ 災害防止のための統計調査に関すること
(4) 長野労働局 (松本労働基準監督署)	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること
(5) 北陸地方整備局 (千曲川河川事務所 松本出張所) (松本砂防事務所)	ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防

第1章 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
関東地方整備局 (長野国道事務所松 本国道出張所)	災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エ キスパート制度の制定 (オ) 関係機関との連携による災害に強い地域 づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の 実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路 の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合 わせに基づく自主的な応急対策の実施 ウ 警戒宣言時 (ア) 警戒宣言、予知情報等の迅速な伝達 (イ) 災害警戒体制の整備 (ウ) 人員・資機材等の配備・手配 (エ) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対 する協力 (オ) 道路利用者に対する情報の提供
(6) 東京航空局 (まつもと空港)	ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を 確保するために必要な措置に関すること イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する こと
(7) 中部地方環境事務所	ア 国立公園の防災に関すること
(8) 関東地方測量部	ア 災害時における地理空間情報の整備・提供 に関すること イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に 関すること ウ 地殻変動の監視に関すること

5 松本警察署

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 松本警察署	ア 災害時の治安、交通、通信等警察業務に関する こと

6 陸上自衛隊第13普通科連隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 陸上自衛隊 (第13普通科連隊)	ア 被害状況の把握 イ 避難の援助 ウ 遭難者等捜索救助 エ 水防活動 オ 消防活動

第1章 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

	カ 道路又は水路等、交通路上障害物の排除 キ 応急医療防疫、病虫害防除等の支援 ク 通信支援 ケ 人員及び物資の緊急輸送 コ 炊飯及び給水支援 サ 救援物資の無償貸付又は譲与 シ 交通規制の支援 ス 危険物の保安及び除去

7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便(株) (信越支社) (市内各郵便局)	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱及び援護対策等に関すること イ 災害時における窓口業務の確保に関すること
(2) 東日本旅客鉄道(株)長野支社(松本駅)	ア 鉄道施設の防災に関すること イ 災害時における救助物資、避難者の輸送に関すること
(3) 東日本電信電話(株)長野支店	ア 公衆電気通信設備の保全に関すること イ 災害非常通信の確保及び警報の伝達に関すること
(4) 日本銀行(松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること イ 損傷通貨の引き換えに関すること
(5) 日本赤十字社長野県支部(松本市区)	ア 医療、助産等救助、救護に関すること イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること ウ 義援金の募集に関すること
(6) 日本放送協会長野放送局(松本支局)	ア 情報等広報に関すること
(7) 日本通運(株)(松本支店)	ア 災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること
(8) 中部電力パワーグリッド(株)(松本支社)、東京電力リニューアブルパワー(株)(松本事業所)	ア 電力施設の保全、保安に関すること イ 電力の供給に関すること
(9) 東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株)	(東日本高速道路(株)) 長野自動車道(豊科 I C ~ 更埴 J C T)の防災に関すること (中日本高速道路(株)) 中央自動車道、長野自動車道(岡谷 J C T ~ 豊科 I C)、安房峠道路の防災に関すること

第1章 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 松本ガス(株)	ア ガス施設の保全、保安及びガスの供給に関する こと
(2) アルピコ交通(株)	ア 災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する こと イ 災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関する こと
(3) 長野県トラック協会 (中信地区輸送協議会)	ア 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する こと
(4) 放送各社 信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)テレビ松本 ケーブルビジョン	ア 情報等広報に関する こと
(5) 長野県医師会(松本市医師会)、長野県歯科医師会(松本市歯科医師会)、長野県薬剤師会(松本薬剤師会)、長野県看護協会	ア 災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する こと イ 災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関する こと

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 農業協同組合 松本ハイランド農業協同組合、南信酪農業協同組合、あづみ農業協同組合	ア 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する こと イ 農作物の災害応急対策の指導に関する こと ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関する こと エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する こと オ 農作物の需給調整に関する こと
(2) 松本広域森林組合	ア 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する こと イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する こと ウ 木材の供給と物資のあっせんに関する こと
(3) 商工会、商工会議所等、商工業関係団体	ア 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する こと イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関する こと

第1章 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	と ウ 災害時における物価安定の協力に関すること エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること
(4) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること と イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関すること ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること
(5) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること と イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること
(6) 金融機関	ア 被災事業者等に対する資金融資に関すること
(7) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること と イ 災害時における教育対策に関すること ウ 被災施設の災害復旧に関すること
(8) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者 ・松塩筑危険物安全協会 ・長野LP協会松本支部	ア 安全管理の徹底に関すること イ 防護施設の整備に関すること
(9) 青年団、婦人会等	ア 市が行う災害応急対策の協力に関すること
(10) 土地改良区	ア ため池、ダム又は水門の防災に関すること
(11) 松本市議会	ア 災害時における市の災害応急対策等について臨時市議会を開催し、協議すること
(12) 松本市町会連合会	ア 災害時における避難誘導及び市民に対する連絡等に関すること
(13) 松本市消防団	ア 災害時の防火、水防等の消防業務に関すること
(14) 柔道整復師会	ア 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること イ 災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること
(15) 松本市環境衛生協議会連合会	ア 災害時における防疫及び清掃に関すること
(16) 松本市社会福祉協議会（日赤奉仕団、ボランティア団体を含む）	ア 被災者の救護等に関すること イ ボランティアに関すること

第1章 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
む)	
(17) 松筑浄化槽組合	ア 災害時の衛生に関すること
(18) 松本市防火管理協会	ア 防災に関する訓練の実施、教育及び広報に関すること イ 災害発生時の相互協力に関すること
(19) 松本市防災連合会	ア 平素の単位町会での防災意識の高揚と防災技能の向上に関すること
(20) 町会自主防災組織	ア 災害時の救助・救出・初期消火等に関すること イ 平素の単位町会での防災訓練等の実施に関すること ウ 要配慮者の把握に関すること
(21) 松筑防犯協会連合会	ア 災害時の犯罪防止に関すること
(22) 松本市PTA連合会	ア 災害時の学童の安全対策等に関すること
(23) 松本市建設事業協同組合	ア 災害時の応急措置に関すること
(24) 松本市水道事業協同組合	ア 災害時の水道施設の応急復旧に関すること
(25) 長野県タクシー協会 中信支部	ア 災害時のタクシー無線による情報収集、伝達に関すること
(26) 松本アマチュア無線 クラブ	ア 災害時の情報収集、伝達に関すること

10 その他

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
火山防災協議会	ア 火山災害警戒地域毎の警戒避難体制の整備に関すること (ア) 噴火に伴う現象（主に、噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。）と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関すること (イ) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関すること (ウ) 噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関すること (エ) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」等の一連の警戒避難体

第1章 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	制に関すること (オ) 登山者や旅行者を想定した訓練の実施に関するすること。 (カ) 火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達される体制に関すること

第4節 防災面から見た松本市の概要

第1 自然的条件

1 地勢

松本市は、長野県のほぼ中央から西部に位置し、南は塩尻市、北は安曇野市、東は上田市、西は岐阜県高山市などと接し、南北概ね41km、東西概ね52kmにわたり、面積は978.47km²であり、位置は東経137度58分19秒、北緯36度14分17秒となっている。

市域東部には、標高約2,000mの美ヶ原高原を望み、また西部には、標高3,000m級の峰々が連なる北アルプスの山岳が広がっている。日本の屋根と呼ばれる山岳地帯から松本平と呼ばれる肥沃な盆地まで、変化に富んだ地勢が形成されている。

市内には梓川が貫流しているほか、下流域では奈良井川、薄川、女鳥羽川、鎖川等の多くの河川からなる扇状地が形成されている。また南北に国道19号が、これとほぼ並行して長野自動車道が走り、これらを主軸幹線として周辺部へ道路網が整備され、バス路線が伸びている。鉄道はJR松本駅を中心に篠ノ井線、大糸線、松本電鉄上高地線が乗入れている。

2 地質

松本盆地にはフォッサ・マグナ地域（中央地溝帯）の西縁を画する糸魚川－静岡構造線断層帯が走っており、牛伏寺断層や松本盆地東縁断層などの活断層帯を形成している。この断層の東側は、新生代新第三紀の堆積岩及び火成岩類や第三紀から第四紀の初頭にかけて噴出した安山岩からなるフォッサ・マグナの山地となっている。断層の西側では粘板岩、砂岩、花崗岩などからなるいわゆる美濃帯に属する古生代から中生代の岩石が広く分布しており、3,000m余の槍ヶ岳、穂高岳などの山岳と第四紀になって噴出した焼岳、乗鞍岳などの火山が南北に連なっている。

（松本盆地地質図、次頁参照）本市の中心市街地は、その大部分が、東山から流れる薄川と女鳥羽川が運搬してきた砂礫等が堆積した複合扇状地となっており、特に松本駅を中心に南北方向に泥炭層や泥炭質シルト層など細粒堆積物が著しく厚く分布し、軟弱地盤となっている。また南部から流れる鎖川や奈良井川は段丘も形成している。

糸魚川－静岡構造線断層帯にほぼ並行している境峠－神谷断層帯は、安曇地区の焼岳付近から始まり、奈川渡ダムの梓湖を横断し奈川地区の東側の山麓及び野麦峠スキー場付近を通過し、境峠へ抜け、南は伊那市の権兵衛峠まで続いている。この境峠－神谷断層帯は非常に幅の広い破砕帯を有している。

3 気候（値は松本地域特別気象観測所の平年値（統計機関1991～2020年））

松本市の気候は、位置と地形の関係上、きわめて顕著な内陸性気候の特性を示している。

年平均気温は12.2℃、年平均湿度68%である。降水量の年合計は、1,045.1mmで冬期に少なく梅雨期に多い。年平均風速は、2.4m/sec、最大風速10m/sec以上の年間日数は3.8日で、春先の南の強風はこの地方特有の現象である。

年間日照時間は2,134.7時間で、県内の他地域や国内の主要都市と比較して多いといえる。

第1章 第4節 防災面から見た松本市の概要

災害との関係では、梅雨期の梅雨前線や、夏期の雷雨による大雨、通過又は接近する台風による大雨や強風があげられ、その他、春先の南岸低気圧による大雨、春のおそ霜やひょう等も気候の特徴としてあげられる。

4 地 盤

＜松本市から南方の松本盆地＞

概してやや良い地盤が連続して分布し、比較的安定した地盤といえる。

ただし犀川と梓川に囲まれた平瀬付近に、河川堆積物で覆われたやや悪い地盤がある。

5 長野県の活断層

本県は、糸魚川－静岡構造線断層帯をはじめ数多くの活断層が密集する地域が存在する。

県内の活断層の分布状況は別表「長野県の主な活断層」のとおりである。

6 火山

本市西部山岳地域には、岐阜県境の飛騨山脈に生成された活火山の焼岳やアカンダナ山が位置しており、基盤は古生代・花崗岩、中生代・火山岩などからなりたっている。焼岳の山頂部には、大きな旧火口があり、その中に1907年（明治40）以来の活動火口がある。旧火口は山頂の大部分をしめ、南西にやや長い楕円形（径約300m）をなしている。

有史以後の噴火は、ほとんど水蒸気爆発である。泥流を発生しやすく、1915年（大正4）の活動では泥流が梓川をせき止め、上高地の一部を湖水化して大正池を生成した。また山頂噴火のほか山腹でも噴火し、火口の南東側面にも下堀爆裂火口、北側面に中尾峠爆裂火口がある。

平常でも噴気活動が盛んである。

また、アカンダナ山は溶岩ドーム、溶岩流、火砕流によって形成された火山で、北側に隣接する白谷山火山や焼岳火山とともに焼岳火山群を形成する。1995年2月11日に発生した中の湯水蒸気爆発事故は、焼岳関連とみられている。現在のところ、焼岳にみられるような噴気活動は観測されていない。

なお、乗鞍岳は、権現池・鶴ヶ池・烏帽子の3火山体が南北に配列している。これまで、乗鞍岳の最新の噴火は約2,000年前の恵比須岳のマグマ噴火と考えられていたが、最新の調査結果では500年前より新しいことが確認されている。

7 自然的条件にみる災害の要因

本県のおかれた自然的環境は、概して厳しく、それが人為的な諸要因と相関して災害へ発展する素因が常に内在している。特に、地震の可能性については、火山帯に加え、構造的な弱線上に位置し、信濃川、姫川両地震帯が存在するとともに、数多くの活断層が密集する地域が存在することから、これらを中心に地震の発生が予想される。

第2 社会的条件

1 人口

(1) 松本市の人口は、令和2年10月1日現在241,145人となっている。

(2) 令和2年度の国勢調査による本市の主要な人口特性は、次のとおりである。

○ 人口密度は、246.5人/㎢で、長野県の人口密度151.0人/㎢の

火山災害対策編
第1章 第4節 防災面から見た松本市の概要

1. 6倍の高さとなっている。

- 65歳以上の高齢者人口は、66,647人で、総人口の27.6%を占め、平成27年の国勢調査の高齢者人口割合と比べて0.9ポイント増加している。
- 産業別就業者数は、第1次産業6,061人(5.3%)、第2次産業26,923人(23.3%)、第3次産業82,328人(71.4%)で、第1次産業と第2次産業が人数、割合とも減少、第3次産業は人数、割合とも増加している。

人口及び世帯数（令和2年10月1日）

世帯数	人 口			1世帯 当たり人口
	総数	男	女	
104,934世帯	241,145人 (性別不詳を含む)	118,271人	122,874人	2.30人

（令和2年国勢調査）

2 建物

本市の建物棟数は、約128,600棟で、そのうち木造家屋が約92,500棟(72%)と大半を占めているが、近年は非木造家屋が増加しており、建物の高層化が進んでいる。また、住宅、非住宅の割合は、6対4となっている。

本市における家屋の状況（平成29年1月1日現在）

（単位） 棟数 棟
床面積 千㎡

区分 種類		住宅・ アパート	事務所・ 店舗・旅館	工場・倉庫	その他	計
木 造	棟数	66,341	1,823	1,106	23,274	92,544
	床面積	8,831	292	117	910	10,150
非木造	棟数	14,522	3,929	5,512	12,140	36,103
	床面積	3,129	2,397	2,184	830	8,540
計	棟数	80,863	5,752	6,618	35,414	128,647
	床面積	11,960	2,689	2,301	1,740	18,690

（資料提供 資産税課）

新耐震基準（昭和56年）以前の建物数の状況

建築の時期別住宅数

区 分	総 数	昭和45年 以前	昭和46～ 55年	昭和56～ 平成2年	平成3年～ 12年	平成13年 ～ 22年	平成23年 ～ 30年9月
住 宅 総 数	100,080	8,370	12,870	15,440	22,240	21,480	12,900
専 用 住 宅	97,470	7,900	12,370	14,930	21,880	21,090	12,760
店舗その他 併用住宅	2,610	470	500	510	370	400	150

（平成30年住宅・土地統計調査、資料提供 建築指導課）

3 道路

本市の国道、県道、都市計画街路及び市道は、別表のとおりである。

本市の主要道路は長野自動車道と市の中心部を南北に国道19号が走り、これを中心に国道、県道が通じ、これらを幹線としてバス路線が伸びている。

しかし、必ずしも市の中心部を通過する必要のない車が各地の交差点で交通渋滞に拍車をかけており、この現象は観光シーズンにはさらに激増する傾向にあるため、県道、市道については、都市整備や交通渋滞緩和のため整備が図られている。

国道・県道・市道の状況（令和5年4月1日現在）

国 道				県 道		市 道	
高速自動車道		一般国道					
路線数	実延長	路線数	実延長	路線数	実延長	路線数	実延長
1 路線	16.8km	6路線	109.6km	36路線	267.8km	6,927路線	2,328.5km

※国道及び県道は、令和4年4月1日現在

（資料提供 維持課）

トンネルの状況（令和4年4月1日現在）

名 称	延 長	備 考
松本トンネル	2, 4 4 7. 0 m	
三才山トンネル	2, 5 1 0. 9 m	上田市分含む
安房トンネル	4, 3 7 0 m	高山市分含む
その他	5 1 か所 1 7, 1 7 4. 5 m	
合 計	5 4 か所 2 6, 5 0 2. 4 m	

（資料提供 建設総務課）

4 橋

市内にある橋は、別表のとおりである。

この大多数の橋りょうの構造は、鉄筋コンクリート造である。橋の集中している地域は、女鳥羽川、薄川、田川沿いの人口密集地区である。

橋りょうの状況（令和3年4月1日現在）

別 表

（か所）

河川名	延長別 区 分	永久橋	木 橋	合 計
梓川	1 0 m以上	5 0	2	5 2
	1 0 m未満	5	0	5
奈良井川	1 0 m以上	1 4	0	1 4

河川名	延長別 区 分	永久橋	木 橋	合 計
	1 0 m未満	3	0	3
女鳥羽川	1 0 m以上	3 6	0	3 6
	1 0 m未満	0	0	0
田川	1 0 m以上	2 4	0	2 4
	1 0 m未満	2	0	2
薄川	1 0 m以上	2 5	0	2 5
	1 0 m未満	6	0	6
鎖川	1 0 m以上	1 5	0	1 5
	1 0 m未満	0	0	0
牛伏川	1 0 m以上	1 1	0	1 1
	1 0 m未満	1	0	1
和泉川	1 0 m以上	8	0	8
	1 0 m未満	2	0	2
三間沢川	1 0 m以上	7	0	7
	1 0 m未満	0	0	0
塩沢川	1 0 m以上	6	0	6
	1 0 m未満	4	0	4
舟沢川	1 0 m以上	1	0	1
	1 0 m未満	1 2	0	1 2
宮入川	1 0 m以上	1	0	1
	1 0 m未満	8	0	8
その他	1 0 m以上	2 1 1	4	2 1 5
	1 0 m未満	8 1 6	6	8 2 2
合 計	1 0 m以上	4 0 9	6	4 1 5
	1 0 m未満	8 5 8	6	8 6 4

総合計 1, 279 (分割橋を含む)

(資料提供 維持課)

5 鉄道

市内を走る鉄道は、松本駅を中心に、ＪＲ篠ノ井線、大糸線、中央本線、アルピコ交通上高地線が乗り入れている。

本市は県下中南信の中核都市として重要な位置を占めている。

令和５年の一日あたりの市内の駅乗車人員は、ＪＲ線（松本駅、村井駅、平田駅、南松本駅、北松本駅）で約２０，８００人、アルピコ交通上高地線で約４，７００人である。

一方、生活路線バスについては、令和５年４月から公設民営ぐるっとまつもとバスとして、市が制度設計をし民間事業者が運行しており、令和５年度の利用者は、市営バスを含め、約２，１６２，７００人である。

6 航空

昭和４０年に開港し平成６年７月にジェット化開港した県営松本空港は、県内唯一の空の玄関として、現在はフジドリームエアラインズ・ＦＤＡが、福岡線、札幌線、神戸線、日本航空・ＪＡＬが、大阪線を小型ジェット機により運航している。

信州まつもと空港利用状況（令和5年度）

便	就航便数 (便)	就航率 (%)	利用客数 (人)	航空貨物取扱量 (k g)
福岡便	1, 4 4 3	9 8. 6	8 8, 0 9 6	0
札幌便 (新千歳)	8 8 4	9 7. 4	5 7, 8 1 4	0
札幌便 (丘珠)	4 2 1	9 9. 3	2 4, 8 5 8	0
神戸便	1, 4 4 3	9 8. 8	8 0, 6 3 8	0
大阪便	6 0	9 6. 8	3, 4 3 1	0
計	4, 2 5 1	9 8. 4	2 5 4, 8 3 7	0

※1 現在、F D A、J A Lは航空貨物の取扱いを行っていない。

※2 札幌便（丘珠）は3月～10月、大阪便は8月のみの季節運航便

7 危険物

本市は、西南部に工業化が進み、各工場では多量の危険物が貯蔵され、また、取り扱われている。

市内の危険物許可施設は985件である。この施設のうち、消防法別表第4類の危険物（石油類）を貯蔵又は取り扱っているものは981件で99.5%である。

これら許可施設以外にも石油類は燃料あるいは石油科学製品として市民生活の中に浸透してきており、これらの実態の把握は難しく都市の潜在的な危険要因の一つとなっている。

消防法の危険物の貯蔵取扱事業所許可施設（平成29年4月1日現在）

所 轄 別	許可施設数	所轄別	許可施設数	合 計
丸の内消防署	7 8 件	山辺出張所	5 0 件	9 8 5 件
庄内出張所	5 2	梓川消防署	5 3	
芳川消防署	1 6 9	安曇出張所	1 0 1	
神林出張所	1 3 8	明科消防署	2 0	
渚消防署	2 4 0	山形消防署	4 3	
本郷消防署	4 1			

（資料提供 広域消防局）

8 可燃ガス

市内の可燃ガスの使用状況は、ほとんどの家庭で都市ガス・液化石油ガスを取り扱っており、都市生活、産業活動及びサービス業務等に広く使用されている。

都市ガスは、道路に沿って埋設されたガス導管により、市街地を中心として供給されている。

また、液化石油ガスはほとんど野積みのボンベで供給されている。

都市ガス供給状況（平成28年5月現在）

供給戸数	2 5, 4 7 9 戸	北部	3, 6 8 7 戸
		中部	7, 4 0 8 戸
		南部	1 1, 2 9 4 戸
		南部	3 9 0 戸

導管延長	378, 844 km

(資料提供 松本ガス株式会社)

第3 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、国際化、少子高齢化、情報化等社会構造の変化により、災害に対する弱体化が進み、こうした状況に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図るように努める。

- 都市化の進展に伴い、人口の密集、危険地帯への居住地の拡大、中高層建築物の増加等が見られる。これらの対応として、市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成に努めるとともに、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、中高層建築物の安全確保対策等を講ずるように努める。
- 要配慮者の増加が見られるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護救済対策等防災の各施策の展開に当たっては、特別な配慮が必要となる。
- ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大が見られ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これらの施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。
- 東日本大震災や長野県中部の地震を教訓として、近隣扶助の意識は高まったものの、住民意識及び生活環境の変化として、全体的に意識の低下が見られる。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想等の徹底に努める。

第 2 章

災害予防計画

第1節 火山災害に強い市づくり

第1 基本方針

本市の地域及び各火山活動の特性に配慮しつつ、火山災害に強い郷土づくりを行うものとする。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山、治水、砂防事業等の総合的、計画的推進等火山災害に強い郷土を形成する。
- 2 総合的災害対策の推進等による火山災害に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 火山災害に強い郷土づくり

(1) 現状及び課題

市内西部山岳地域には、焼岳、乗鞍岳があり、火山災害による大きな被害が懸念されることから、火山災害に強い安全な郷土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（全庁、広域消防局）

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、火山災害から郷土及び市民の生命・身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実、航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化を含む火山災害に対する安全性の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- (エ) 火山災害に強い郷土の形成を図るため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進する。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (カ) 一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努めるものとする。
- (キ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

イ 【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、火山災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計や代替性を確保するための道路ネットワークの充実、航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努

める。

- (エ) 火山災害に強い県土の形成を図るため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進する。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (カ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】（交通・通信施設管理機関）

基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実を含む火山災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

2 火山災害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により火山災害の及ぼす被害は多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（全庁、広域消防局）

(ア) 火山災害に強いまちの形成

- a 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図る。
- b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路等の整備の推進に努めるものとする。その際、各火山の特性を十分考慮する。
- c 登山者等に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努める。
- d 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。
- e 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進する。
- f 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。
- g 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。
- h 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。
- i 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の

第2章 第1節 火山災害に強い市づくり

調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。なお、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。

- j 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。

(イ) 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する建築物等については、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮する。

(ウ) ライフライン施設の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン、病院及び社会福祉施設等の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(エ) 降灰対策

活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

(オ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るものとする。
- b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して災害応急対応を講じる。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- d 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。（別記参照）
- e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

- f 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

第2章 第1節 火山災害に強い市づくり

- g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
 - h 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
 - i 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- (カ) 火山災害警戒地域の指定
- a 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、その警戒地域を区域に含む市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を組織する。

なお、火山災害警戒地域を区域に含まない市町村も、火山防災協議会の当該都道府県及び市町村に必要と認められた時は、任意に当該協議会に参加できるものとする。
 - b 火山災害警戒地域の指定があったときは、市防災会議は、事前に火山防災協議会の意見を聴き、活動火山対策特別措置法第6条第1項に規定する以下の事項を定めるものとする。
 - (a) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項
 - (b) 警戒区域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市長が行う通報及び警告に関する事項
 - (c) 避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項
 - (d) 避難・救助に係る広域調整に関する事項
 - (e) その他必要な警戒避難体制に関する事項
 - (f) 避難促進施設に関する事項

また、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、避難促進施設として、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。

なお、避難促進施設に指定された施設は、避難確保計画を作成しなければならない。
 - c 地域防災計画に基づき、火山災害警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要な防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じる。
 - d 松本市が定める上記(カ) bの事項は、焼岳火山防災協議会が策定する焼岳火山防災避難計画及び乗鞍岳火山防災協議会が策定する乗鞍岳火山防災避難計画の内容とする。
- (キ) 避難経路の設定

第2章 第1節 火山災害に強い市づくり

住民、登山者等が安全に避難できるように、避難対象地域から避難所等までの避難経路を明確に定めておくものとする。避難経路の設定にあたっては火山防災協議会が定める避難計画に基づき定めるものとする。

(ク) 避難促進施設の指定

市町村防災会議は、避難促進施設の指定にあたり、各火山防災協議会において検討を行う火山現象影響範囲を踏まえるものとする。ただし、具体的な基準が各火山防災協議会において検討された場合には、その基準を基本とする。

現在、火山防災協議会で定めている避難促進施設指定基準は以下のとおり。

a 焼岳における避難促進施設指定基準

(a) 対象施設

- 活火山法施行令第1条第1項及び第2項に該当する施設
- 宗教施設は活火山法施行令に定めがないため、施設の利用実態を踏まえ市町村長が判断する

(b) 対象範囲

- 市町村長は、融雪型火山泥流等、地域の実情を考慮して、対象範囲を拡大させることができるものとする

b 乗鞍岳における避難促進施設指定基準

(a) 対象施設

- 活火山法施行令第1条第1項及び第2項に該当する施設
- 宗教施設は火山法施行令に定めがないため、施設の利用形態を踏まえて市町村長が判断する。

(b) 対象範囲

- 想定河口域から4kmの範囲内にある施設
- 市町村長は、融雪型火山泥流等、地域の実情を考慮して、対象範囲を拡大させることができるものとする。

イ 【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 災害に強いまちの形成

- a 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図る。
- b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路等の整備推進に努める。
- c 登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者等」という。）に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努める。
- d 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。
- e 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備の促進を図る。
- f 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路

第2章 第1節 火山災害に強い市づくり

防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業所、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

- g 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市町村に対し、必要な助言や支援を行うよう努めるものとする。
- (イ) 火山災害に対する建築物等の安全性
不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (ウ) ライフライン施設の機能の確保
 - a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン、病院及び社会福祉施設等の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
 - b コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- (エ) 降灰対策
活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。
- (オ) 災害応急対策等への備え
 - a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
 - b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して災害応急対応を講じる。
 - c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
 - d 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。（別記参照）
 - e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災

第2章 第1節 火山災害に強い市づくり

時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

- f 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
 - g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
 - h 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
 - i 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
 - j 電気事業者と協力し、大規模停電発生時に電源車の配備等の円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。
 - k 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。
 - l 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。なお、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。
 - m 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。
 - n 災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。
- (カ) 火山災害警戒地域の指定
- a 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、その警戒地域が長野県内にあった時は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を組織する。なお、県内に火山災害警戒地域を含まない火山防災協議会にも、当該都道府県及び市町村に必要と認められた時は、任意に当該協議会に参加することができる。
 - b 火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討するため、「噴火シナリオ」「火山ハザードマップ」「噴火警戒レベル」「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。

第2章 第1節 火山災害に強い市づくり

- c 火山災害警戒地域の指定があったときは、県地域防災計画において次の事項を定めるものとする。
- (a) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項
 - (b) 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告を定める際の基準となるべき事項
 - (c) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路を定める際の基準となるべき事項
 - (d) 避難・救助に係る広域調整に関する事項
 - (e) その他必要な警戒避難体制に関する事項
- d 県防災会議は、県地域防災計画において、活動火山対策特別措置法第5条第一項の事項について、定めるときは火山防災協議会の意見を聴くものとする。
- e 火山災害警戒地域（平成28年2月22日指定）

火山名	県名	市町村名
浅間山	長野県、群馬県	小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町、嬬恋村
焼岳	長野県、岐阜県	松本市、高山市
乗鞍岳	長野県、岐阜県	松本市、高山市
御嶽山	長野県、岐阜県	上松町、木曽町、王滝村、高山市、下呂市
草津白根山※1	長野県、群馬県	高山村、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町
新渥焼山	長野県、新潟県	小谷村、糸魚川市、妙高市
弥陀ヶ原※2	富山県	富山市、上市町、立山町

※1 草津白根山の防災会議協議会に山ノ内町は任意で参加している。

※2 弥陀ヶ原の火山防災協議会に長野県及び大町市は任意で参加している。

(キ) 避難施設緊急整備地域

内閣総理大臣が長野県内で火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生じる又は生じるおそれがある地域でその被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を避難施設緊急整備地域として指定したとき、県は国の基本指針に基づき、住民等の速やかな避難のための必要な施設を緊急に整備するための計画を作成する。

計画の作成にあたっては、関係市町村長の意見をあらかじめ聞くものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】（全機関）

(ア) 火山災害に強いまちの形成

- a 不特定多数の者が利用する施設等については、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- b 登山者等に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努める。
- c 火山災害警戒地域に指定されている活火山以外の活火山においても、噴火により人的被害が発生するおそれがあることから、必要と認める地域については、警戒避難体制を整備するものとし、地域防災計画において、警戒地域において定めるべき事項も踏まえながら各地域の実情に応

じて必要な事項を定めるものとする。

(イ) ライフライン施設の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン、廃棄物処理施設等、病院及び社会福祉施設等の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を努めるものとする。
- b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- c ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

(ロ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。
- b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して災害応急対応を講じるものとする。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- d 地方整備局は防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。（別記参照）
- e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。
- f 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を努めるものとする。
- g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- h 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

（別記）防災機能を有する道の駅一覧 → 風水害対策編 参照

ウ 【火山防災協議会が実施する計画】

活動火山対策特別措置法第4条に基づく火山防災協議会は、火山災害の特徴に応じた警戒避難体制を整備するため、関係する都道府県及び市町村が一堂に会し、かつ、火山現象について専門的知見を有する様々な者が参画して、「火山単位」の統一的な警戒避難体制について下記事項の協議を行うものとする。

- (ア) 噴火に伴う現象（主に、噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。）と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」
- (イ) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」
- (ウ) 噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」
- (エ) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」等の一連の警戒避難体制
- (オ) 登山者や旅行者を想定した訓練の実施
- (カ) 火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に伝達される体制
- (キ) 退避壕・退避舎等の整備の必要性についての検討

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

火山災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 火山の異常を把握した際、住民、登山者等に対して行うわかりやすい情報提供及び情報伝達手段の体制強化を図る。
- 2 住民の避難誘導体制を整備する。

第3 計画の内容

- 1 住民、登山者等に対する情報の伝達体制の整備
住民に対する情報の伝達体制の整備、噴火警報等の発表の基準、伝達の経路については、第3章第1節「災害直前活動」のとおりである。
市及び県は、気象台、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた際に、登山者等及び山小屋駐在者、登山ガイド等、日頃から山と接している関係者（以下「火山関係者」という）への情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図る。
- 2 避難誘導体制の整備
 - (1) 【県及び市が実施する計画】
 - ア 市及び県は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく必要がある。
 - イ 県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
 - (2) 【市が実施する計画】
指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
 - (3) 【関係機関が実施する計画】
第11節「避難の受入活動計画」参照

第3節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められているところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努めわかりやすい情報提供、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図るとともにわかりやすい情報提供、関係機関の連携強化に努める。
- 2 市・県は、防災関連情報のデータベース化を図り、火山に関するハザードマップ等の作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。

市、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

また、火山に関する情報（以下「火山情報」という。）を一般の人々が行動に結び付けることができるよう分かりやすい内容にすることが必要である。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（全庁、広域消防局）

- (ア) 県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図る。
- (イ) 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行う。
- (ウ) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者目標時間等を定めておく。
- (エ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (オ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした災害に強い情報通信ネットワークの整備に努める。
- (カ) 県の「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。
- (キ) 噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備する。
- (ク) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝

達手段の多様化を図る。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 市と連携し、火山情報が確実に伝達できるよう、関係機関及び火山関係者との情報共有を図る。(危機管理部)
- (イ) 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行う。
- (ウ) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。(第3章 災害応急対策計画 第2節 災害情報の収集・連絡活動参照)(危機管理部)
- (エ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年訓練を実施する。(危機管理部)
- (オ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効率的運用を推進する。(警察本部)
- (カ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。(警察本部)
- (キ) 毎年防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配布する。(危機管理部)
- (ク) 噴火及び泥流等の状況を把握するため、監視カメラ、雨量計等を設置する。(建設部)
- (ケ) 情報を一元的に収集・伝達する「防災情報システム」を構築する。(危機管理部)
- (コ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。(危機管理部)
- (サ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。(危機管理部)
- (シ) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制の整備に努める。
- (ス) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。
- (セ) 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。(危機管理部)

ウ 【気象庁が実施する計画】

- (ア) 火山活動の状態をわかりやすく伝え、地方公共団体の的確な防災対応に資するよう、火山活動に応じて警戒が必要な範囲ととるべき防災対応を5段階に区分して発表する噴火警戒レベルの設定及び改善について火山防災協議会での検討を通じて進めると共に、噴火警戒レベルの引上げや引下げの基準について、科学的知見に基づく精査を行ない、火山防災協議会と事前に調整、情報共有した上で公表する。
- (イ) 火山活動の変化を観測し、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある場合又は判断に迷う場合には、火山の状況に関する解説情報（臨時）を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表し、県等に伝達するものとする。また、火山活動が変化していることを理

解できるよう分かりやすい説明を加えて発信するものとする。

- (ウ) 気象庁、内閣府、県、市は、火山の状況に関する解説情報（臨時）に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応じた現地の関係機関の防災対応、手順についてあらかじめ火山防災協議会において検討し定めておくものとする。

エ 【防災関係機関が実施する計画】

- (ア) 市及び県、関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図る。
- (イ) 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行う。
- (ウ) 火山情報を地元の関係者や一般の人々が行動に結びつけることができるよう情報提供に努める。（長野地方気象台）
- (エ) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
- (オ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (カ) 火山防災協議会において、噴火警戒レベルの引き下げの考え方についてあらかじめ検討し、関係機関で共有する。
- (キ) 火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達されるような仕組みを、火山防災協議会において整備する。

2 情報の分析整理

市及び県は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）等の活用により災害情報等の共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図るものとする。また、火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるよう努め、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

3 通信手段の強化

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり、複数の情報通信手段を整備することが求められる。

また、火山情報の伝達は、火山周辺の情報インフラが必ずしも充実しているとは限らないため、特に登山者等への伝達を確実にするため、伝達手段の確保が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 緊急災害情報等を市民に的確かつ迅速に伝達するため、同報系防災行政無線の整備を行う。
- (イ) 携帯電話の緊急速報メール導入を行う。
- (ウ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努める。

第2章 第3節 情報の収集・連絡体制計画

- (エ) 災害時におけるアマチュア無線局との応援協定に基づきより機能的、効果的な運用を図る。（協定 参考編、参考25参照）
- (オ) 火山災害時を想定した非常通信訓練を行う。
- (カ) 衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全LTE（PS-LTE）等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。
（危機管理部）
- (イ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られる体制を構築する。
（危機管理部）
- (ウ) 火山災害時を想定した非常通信訓練を行う。（危機管理部、警察本部）
- (エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、公共安全LTE（PS-LTE）等の移動系の応急対策機器の整備を図る。
（危機管理部、警察本部）
- (オ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

「無線通信施設管理運用部課」

無 線 機	管 理	運 用
長野県防災行政無線	長野県消防課、 松本市消防防災課	長野県消防課、 松本市消防防災課
松本市防災行政無線	消防防災課	設置場所等 ※ 資料編 資料32参照
消防無線	広域消防局通信指令課	広域消防局通信指令課
水道無線	総務課	営業課、上水道課
行政無線	環境業務課	環境業務課、 松塩地区広域施設組合

第4節 活動体制計画

第1 基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が必要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 職員による配置活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図るとともに、火山隣接地域の火山防災協議会の総合調整を行う。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 現状及び課題

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（全庁、広域消防局）

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行う。

その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

- (イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備及びマニュアルに基づく訓練を実施する。
- (ロ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の火山専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。
- (エ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。
- #### イ 【県が実施する計画】（全部局）
- (ア) 災害に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化する。
- (イ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。また、必要に応じ見直しを行う。
- (ロ) 大規模災害発生時には職員への連絡が取れない状況となることを想定し

、指示によらない参集方法を検討する。

- (エ) 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。
- (カ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の火山専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。
- (キ) 過去の災害対応の振り返りを行い、必要に応じて活動体制の見直しを図る。見直しにおいては、初動期だけでなく応急期から復旧期にかけての活体制についても検討するものとする。
また体制の見直しについては、訓練等を通じPDCAサイクルの観点から改善を図る。
- (ク) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】（全機関）

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。
また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。
- (イ) 応急対策活動マニュアル等の整備及びマニュアルに基づく訓練を実施する。
- (ウ) ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

住民生活に様々な被害をもたらす災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

現在、市、県にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 災害対策基本法第16条に基づき、市防災会議を設置し、災害特性および地域特性に対応した地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

(イ) 火山防災協議会

国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、火山防災協議会を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。

a 焼岳火山防災協議会

焼岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、焼岳の火山防災対策の強化を図るため、警

戒避難体制の整備等の検討を行う。

b 乗鞍岳火山防災協議会

乗鞍岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、乗鞍岳の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等を行うものとする。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 県防災会議

災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。

(イ) 地震対策部会

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に地震対策部会を設置し、地域防災計画における地震対策の具体的樹立を行う。

(ロ) 火山対策部会

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に火山対策部会を設置し、地域防災計画における火山対策の具体的樹立を行う。

(エ) 火山防災協議会

国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、火山防災協議会を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。

a 焼岳火山防災協議会

焼岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、焼岳の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

b 乗鞍岳火山防災協議会

乗鞍岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、乗鞍岳の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、市、県及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

(イ) 火山防災協議会

国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、火山防災協議会を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。

a 焼岳火山防災協議会

焼岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、焼岳の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

b 乗鞍岳火山防災協議会

乗鞍岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火

山防災対策の特殊性を踏まえ、乗鞍岳の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備や、通信途絶時に備えた衛星の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、市においては、本庁舎の構造が中高層で、かつ年数を経た建物であり、外壁、内壁、天井等地震により崩落等が発生し、応急対策活動に支障をきたすことが予想される。このため、庁舎の点検、補強等を実施する他、庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（全庁）

- (ア) 防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行う。

- (イ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。
- (ウ) 市有施設の耐震診断を行い、必要に応じ整備を行う。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 県庁舎の点検を実施し、崩落の危険箇所を把握し、補強等を実施する。
(総務部)

- (イ) 県庁西庁舎に整備した災害対策本部室（防災センター）県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。
。

(危機管理部、総務部、警察本部)

- (ウ) 県庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設、合同現地対策本部としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化に向けた検討を行う。
(危機管理部、総務部)

- (エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。
(危機管理部、総務部)

- (オ) 警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。
(警察本部)

ウ 【広域消防局が実施する計画】

消防活動の中核としての機能を確保するため、消防庁舎の点検を実施し、安全性の確保に努める。また、市と連携して市内の消防署所の防災機能の強化を図る。

エ 【防災関係機関が実施する計画】（全機関）

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

【県、市及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な業務・場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア 【市及び関係機関が実施する計画】（全庁）

(ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

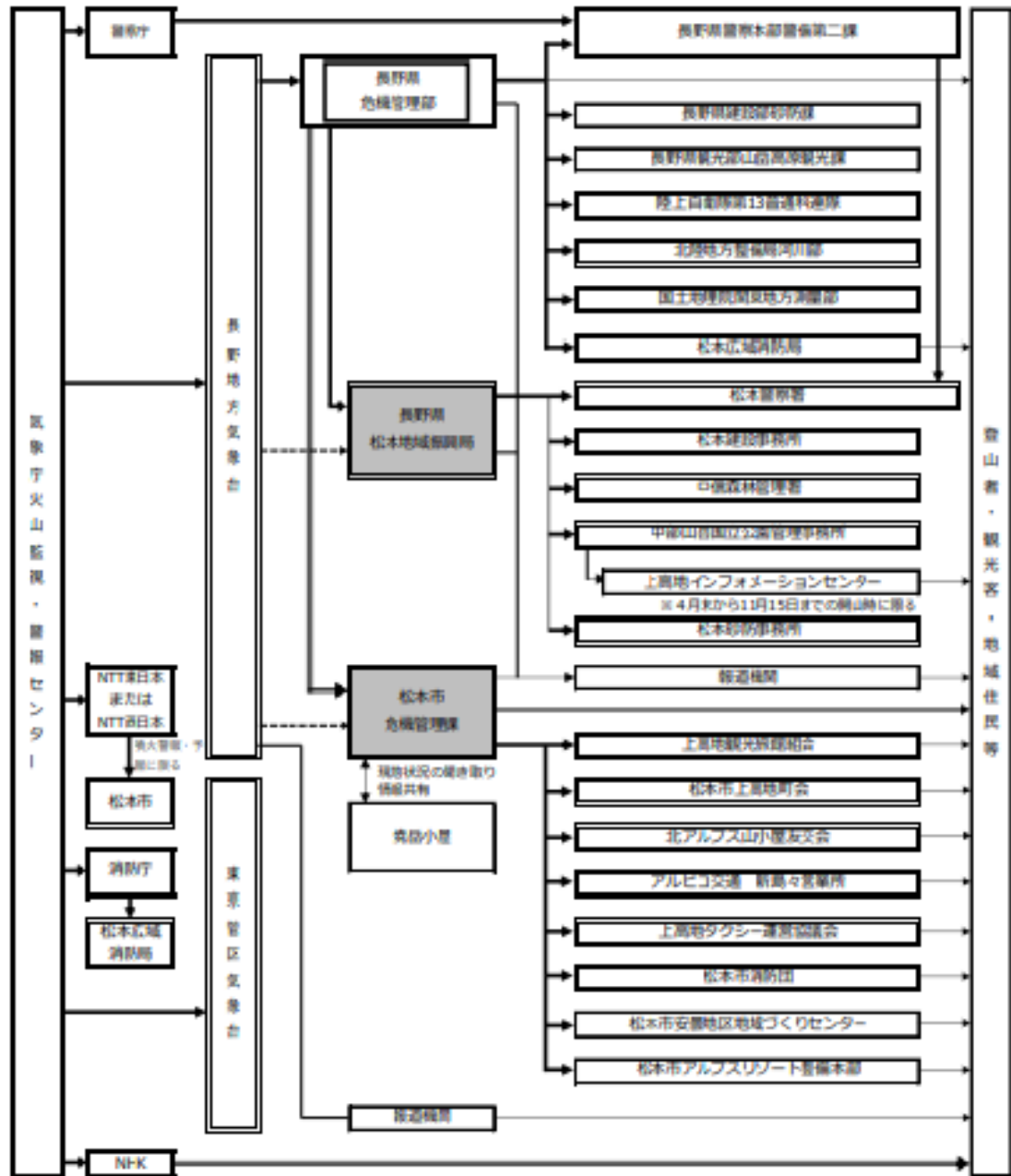
イ 【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

(参考) 焼岳火山防災協議会および乗鞍岳火山防災協議会の情報伝達系統図 (※長野県側)

焼岳火山防災協議会 火山防災情報伝達系統図 (長野県側)

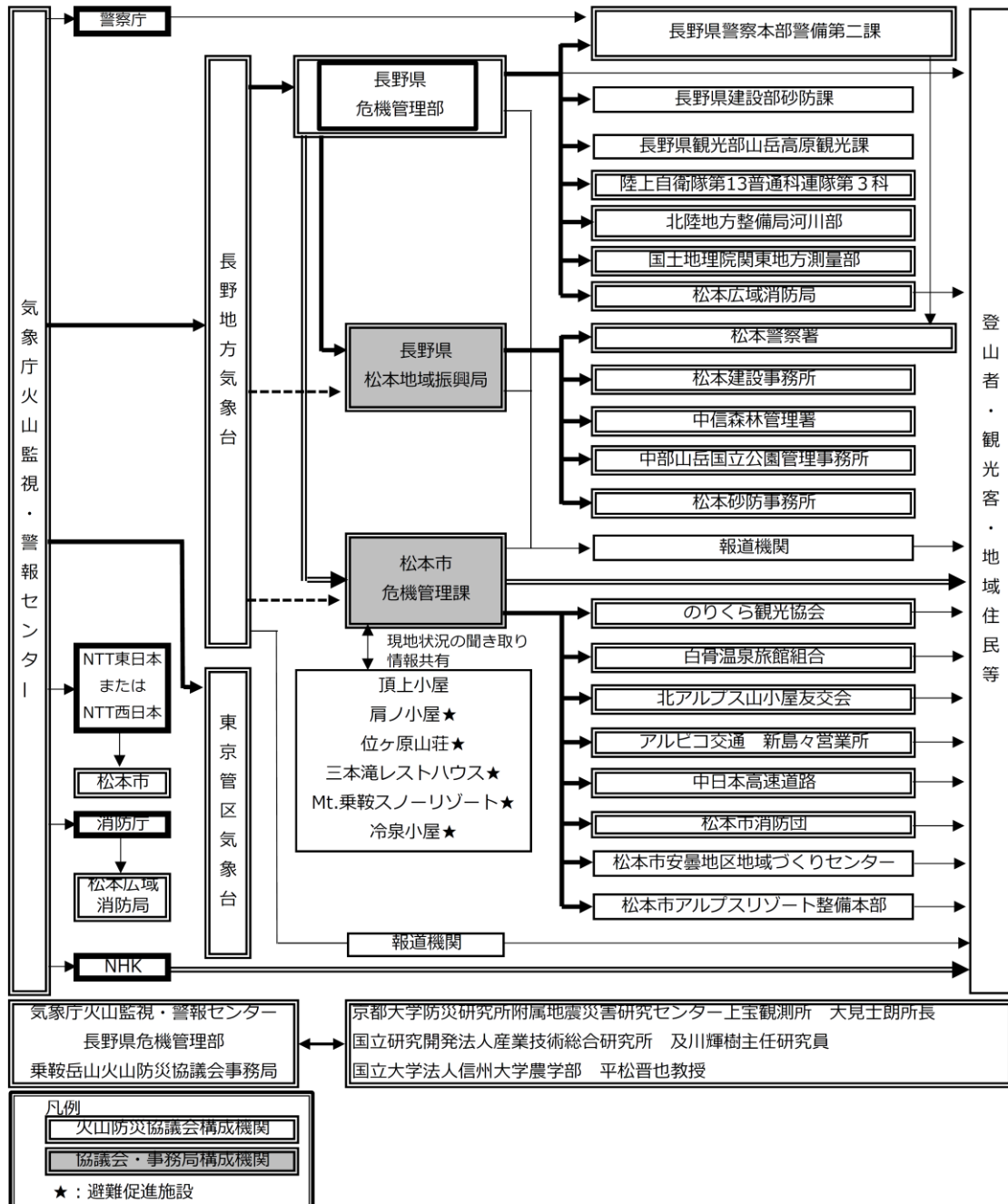


気象庁火山監視・情報センター
長野県危機管理部
焼岳火山防災協議会事務局

国立大学法人京都大学防災研究所付属地震防災研究センター上宝観測所 大見士朗准員
国立研究開発法人産業技術総合研究所 及川剛樹主任研究員
学校法人日本大学 危機管理学部 危機管理学科 藤田純教授
国立大学法人京都大学大学院農学研究科 宮田秀介准教授
国立大学法人九州大学理学部理学学科 斎藤武士教授

- 凡例
- 火山防災協議会構成機関
 - 協議会・事務局構成機関
- 太線で囲まれている機関は、気象庁法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づき法定伝達先。
 - 二重線の経路は、気象庁法第15条の2において、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
 - 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（監視）及び噴火速報が発せられた際に、活火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
 - 実際は気象庁が発信する関係品に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

乗鞍岳火山防災協議会 火山防災情報伝達系統図（長野県側）



- ・ 太線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- ・ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- ・ 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- ・ 実線は気象庁が発表する乗鞍岳に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

第5節 広域相互応援計画

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動体制がとれるよう整備する。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第2 主な取組み

- 1 県内全市町村による相互応援体制の確立を図る。
- 2 県内消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。
- 3 長野県緊急消防援助隊受援計画に基づく体制の確立を図る。
- 4 姉妹都市、文化・観光交流都市及び中核市等との相互応援体制の確立を図る。
- 5 公共機関及びその他事業等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 6 県と市町村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 7 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、防災拠点の確保を図る。

第3 計画の内容

1 防災関係機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

(2) 実施計画

【県、市及び関係機関が実施する計画】（危機管理部）

- ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。（県危機管理部）
- イ 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、や連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。
- ウ 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。
- エ 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。（県・市）
- オ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図る。（地方整備局）
- カ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。（市）
- キ 訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促

進に努めるものとする。（県・市）

2 県内全市町村間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が、締結されている。（参考編、参考4参照）

このほか、県内市町村が他の地方公共団体と相互応援等の協定を締結しているのは、令和2年3月1日現在、208協定ある。

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、あらゆる災害に対応できるよう相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（危機管理部、広域消防局）

- (ア) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。
- (イ) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。
- (ロ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的の実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。
- (エ) 相互応援協定に定められた松本ブロックの代表として、次に掲げる業務を行う。
 - a 被災市町村の情報収集と状況把握
 - b 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - c 応援要請内容の松本ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
 - d 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
 - e 応援活動等に関する県との連絡調整
 - f 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務
 - g 松本市が被災等により定められた各業務を遂行できない場合は、あらかじめ定める第2、第3順位の市または応援ブロック代表市町村が代わって行う。
- (オ) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的対応が図られるよう、教育訓練等に努める。
- (カ) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村等は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図るものとする。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

県市長会及び県町村会等と調整を行い、相互応援体制の確立を図る。

ウ 【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防長会）

県及び市町村と調整を図り、相互応援体制の確立を図る。

3 県内消防本部間の消防相互応援協定

(1) 現状及び課題

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。

また、地震等の大規模災害時に、県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に、全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定され、平成16年には、消防組織法に基づく部隊として位置付けられた。この協定及び法律に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

さらに、被災地となった場合における、応援隊を受入れる受援計画整備の必要もある。

(2) 実施計画

ア 【広域消防局が実施する計画】

- (ア) 平常時から中信地域（広域消防局、北アルプス広域消防本部、木曽広域消防本部）内の連携を図り、消防力及び消防用資機材の把握、応援体制等を協議し、応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。
- (イ) 合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。
- (ウ) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的対応が図られるよう、教育訓練等に努める。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 県消防長会・緊急消防援助隊の県大隊長を務める代表消防機関等と連携し、県内外消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。
- (イ) 緊急消防援助隊等他都道府県の応援の円滑な受入れを図るため、「長野県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに受入れ体制を整える。
- (ウ) 市町村、代表消防機関等と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】（各消防本部、県消防長会）

県及び市町村との調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。

4 長野県緊急消防援助隊受援計画に基づく体制の確保

(1) 現状及び課題

県内が被災地として、緊急消防援助隊（消防組織法第44条）の応援を受ける場合に備えた「長野県緊急消防援助隊受援計画」（平成18年12月1日施行）の一部が、長野県北部地震及び東日本大震災の教訓を基に、平成25年6月5日付けで見直された。

これら応援部隊を有効活用するため、平常時から当該受援計画に基づく体制を確保する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【広域消防局が実施する計画】

- (ア) 広域消防局受援計画、同受援本部設置運用内規及び広域消防局警防本部設置運営要領に基づく訓練を適時に実施し、迅速かつ円滑な受援体制の確保が図れるよう、平常時から連携強化に努める。
- (イ) 県と連携し、緊急消防援助隊の効率的な受入れに努める。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 消防応援活動調整本部を設置し、長野県災害対策本部と災害発生市町村と緊密な連携を図る。
- (イ) 指揮支援部隊長及び指揮支援隊長と連携し、緊急消防援助隊の効果的な

運用等に努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防長会）

県及び市町村との調整を図り、全消防本部間の連携強化、緊急消防援助隊体制の確立を促進する。

5 姉妹都市等との相互応援協定

(1) 現状及び課題

姉妹都市である藤沢市、高山市、姫路市との応援協定が締結されているほか、文化・観光交流都市である札幌市や中核市間及び田原市並びに世田谷区との覚書や応援協定も締結されている。（参考編、参考6～14参照）

これらの協定により相互応援体制は整備されているが、東日本大震災や阪神淡路大震災のような被災を考慮すると、他都市との一層の連携強化が必要である。

(2) 実施する計画（危機管理部）

ア 相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

イ 関係市の備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平時から連携強化に努める。

ウ 迅速かつ円滑な受入れが図れるよう、体制の整備を図る。

6 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制の整備に努める。

(2) 実施計画

【公共機関及びその他事業者間が実施する計画】

同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備する。

7 県と市が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

(1) 現状及び課題

県と市による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市の連携強化が必要である。

(2) 実施計画

【県及び市が実施する計画】（危機管理部）

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制の整備を図る。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動体制の整備を図る。

8 広域防災拠点の確保

(1) 現状及び課題

市は大規模災害時において、国及び他県等から広域的な人的、物的支援を円滑に受け入れるため、松本市災害時受援計画を策定した。

また、県は広域防災拠点の具体的な施設の選定や運用について広域防災拠点計画を定めた。

市は、市内の情勢の変化や、施設の整備状況の変化等を踏まえ、松本市災害時受援計画を更新していくものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 市は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、必要に応じて受援計画の見直しを行う。

(イ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 県は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定し、関係計画の修正や情勢、関係機関の体制の変化、災害対応で得られた新たな知見等を踏まえ、継続的に更新するものとする。

(イ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

第6節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した基幹災害医療センター及び地域災害医療センターを中心とした災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。

このほか、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、「松本市災害時医療救護活動マニュアル」（以下「医療救護活動マニュアル」という。）に基づき対応する。

第2 主な取組み

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時備え救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。
- 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関の情報交換は、「医療救護活動マニュアル」に基づき、円滑に行う。

第3 計画の内容

- 1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

令和2年4月1日現在、広域消防局が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車3台、高規格救急自動車18台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車、救急自動車ともに100%である。これらの状況から、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされているが、更なる促進は必要である。さらに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の増強整備及び計画的配置をし、平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、高度な救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時の借り受け先をあらかじめ定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（危機管理部、広域消防局）

- (ア) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急・救護活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から市民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に出前防災訓練等を実施する。

- (イ) 広域消防局との連携により、災害時において迅速かつ的確な救助・救急活動ができる体制を確立する。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、警察本部）

- (ア) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図る。

第2章 第6節 救助・救急・医療計画

- (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する助言を行う。
- (ウ) 火山における救助活動に必要な火山ガス検知器の配備を推進する。
(危機管理部)
- (エ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう助言する。
- (オ) 警察本部は大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図る。
 - a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材
 - (a) スコップ、バール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図
 - (b) 照明用資機材
 - (c) 可搬式標識、表示板
 - (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
 - b 警察本部で整備すべき資機材
 - (a) aに掲げる装備資機材
 - (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
 - (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター等救助用資機材
 - (d) エアーテント等後方支援用資機材
 - (e) 火山における捜索、救助活動に必要な資機材（火山ガス検知器、防毒マスクその他救助用機材）の配備に努めるものとする。
- ウ 【広域消防局が実施する計画】
 - (ア) 救助工作車は、「救助隊の編成装備及び配置の基準を定める省令」による高度資機材の装備と機能向上を含めた整備を行う。
 - (イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する特別救助隊の更なる強化に努める。
 - (ウ) 救急自動車は、高規格救急自動車の計画的更新整備により機能の維持、向上を図るとともに救急自動車に搭乗する救急救命士の数を2名体制として、さらに充実を図る。
 - (エ) 人命救助活動等を迅速に実施するため、特殊車両及び高度救助用資機材の増強整備を図る。
 - (オ) 住民等に対する応急手当の普及講習会を実施し、救急処置の普及啓発を継続的に努める。
 - (カ) 消防団、自主防災組織、防災部等の指導育成に努め、発災当初の救助・救急・救護活動を行う体制の整備を図る。
 - (キ) 家庭、施設及び事業所等に応急救急資機材及びバール、ジャッキ等応急救助器具の設置を奨励する。
 - (ク) 関係機関の資機材保有状況の把握及び資機材のマニュアルに基づく訓練の指導を行う。
 - (ケ) 民間患者等搬送者の普及啓発を行うとともに、発災時の消防機関との連携体制を確立する。

参考「用語の解説」

○高規格救急自動車

救命に必要な救急高度化資機材を積載した救急車。救急救命士による搬送途中での高度な応急処置を可能にし、救命率アップへの最先端の救急活動に威力を発揮する。

○救急救命士

厚生労働大臣の免許を受けて救急救命士の名称を用いて医師の指示のもとに、救急救命処置を行うことを業とするもの。

○常備消防

広域消防局 4課・12消防署・4出張所

○非常備消防（松本市消防団）

本団（1）39分団 2，169名

エ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進める。

（日本赤十字社長野県支部松本市地区）

- (イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進める。

（日本赤十字社）

- (ウ) 大規模災害等に際し、人命救助活動が実施できる人命搜索救助システムを導入する。

（自衛隊）

2 医療資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等43品目を県内13か所に、衛生材料24品目を県内6か所に常時備蓄をするとともに、同組合及び同協会と県が平成30年3月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。（松本市管内では医薬品等2か所、衛生材料1か所）さらには日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、長野県歯科医師会、長野県薬剤師会、保健所等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県内2か所に常時備蓄している。

このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の奔走体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

また、医薬品備蓄業者間で備蓄状況を迅速に把握するシステムの構築、不足時の迅速な補完体制の整備及び備蓄施設の耐震施設への転換等が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（健康福祉部、病院局）

- (ア) 医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、松本保健福祉事務所及び医薬品備蓄事業者との連携を密にして、災害時の供給体制の確認を行う。

- (イ) 市内23か所の医療救護所に設置した救護ボックスの管理を行う。

- (ウ) 松本市立病院、四賀の里クリニック等における医薬品等の確保を図る。

イ 【県が実施する計画】（健康福祉部、危機管理部）

- (ア) 県における医薬品の備蓄について、災害時に対応できる適正な品目・数量であるかを随時検討し、必要に応じて見直しを行う。また、災害時における関係機関との連絡体制を確認する。（健康福祉部）
- (イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備する。（健康福祉部）
- (ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資機材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。
（危機管理部、健康福祉部）
- (エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。（健康福祉部）
- (オ) 備蓄場所の整備、備蓄品目の充実を図る。（健康福祉部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部松本市地区、松本市医師会、まつもと医療センター・信大病院等は、機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行う。
- (イ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び日本産業・医療ガス協会関東地域長野県支部は、次に掲げる事項を行う。
 - a 災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努める。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図る。また、公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医薬品等の輸送手段の確保を図る。
 - c 使用施設の災害に対する安全性の確保に努める。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話や簡易ベッド等を装備した地域災害医療センターを二次医療圏ごとに指定し、さらに要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害医療センターを県内に1か所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を松本空港内の信州大学附属病院ドクターヘリ格納庫に設置することとした。

県では災害時において基幹的役割を果たす基幹災害医療センター1か所及び地域の中心的な役割を果たす地域災害医療センター13か所指定していることから、本市でも災害拠点医療機関と連携をとり、「医療救護活動マニュアル」に基づき災害医療体制を進める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（健康福祉部）

松本地域包括医療協議会を中心に、また、「医療救護活動マニュアル」に基づき、市の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、近隣市町村及び関係機関と連携を密にして、支援体制の確認を行う。

イ 【県が実施する計画】（健康福祉部）

- (ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院を基幹災害医療センターとして県内1か所指定した基幹災害医療センター、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13か所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班・災害時小児周産期リエゾン（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）による支援体制を確保する。

また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）等の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

さらに、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点となる臨時医療施設（SCU）を松本空港内の信州大学医学部附属病院ドクターヘリ格納庫に設置する。

- (イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）等が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。
- (ロ) 災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部松本市地区、松本市医師会、松本市歯科医師会、国立・信大病院等は、災害拠点病院を中心とした災害医療の協力体制について整備を行う。
- (イ) 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行う。
- (ロ) 災害派遣医療チーム（DMAT）等が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）等から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。
- (エ) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入れ体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連絡体制を確立しておくことが必要である。

また、医療機関の患者受け入れ状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関は、「医療救護活動マニュアル」に基づき、災害時の医療情報交換が円滑に行えるよう、日頃から関係機関の連携を密にするよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部）

- (ア) 風水害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。
 - a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現地指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要領
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 災害拠点医療機関を中心に、被災者の受入れ状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、「医療救護活動マニュアル」に基づき、災害時の医療情報交換と効率的な被害者の移送が円滑に行えるよう、日頃から関係機関の連携を密にするよう努める必要がある。
- (ロ) 医師会・歯科医師会及び薬剤師会と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」による緊密な連携と相互の協力関係の強化を図る。（参考編、参考19～22参照）
- (エ) 消防機関・医療機関相互の情報交換及び傷病者の移送に対する医療機関の連携が「医療救護活動マニュアル」に基づき、円滑に実施されるよう、関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。
- (ウ) 災害時に医療施設の診察状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。
- (カ) 医療救護活動を実施するための拠点を定め、緊急時における活動体制を確立する。
- (キ) 関係機関の協力を得て、救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動・計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

- (ク) 被災が広範囲にわたり、他市町村から救護班等の応援が必要となった場合及び他市町村が被災し、本市からの応援が必要となった場合を想定し、他市町村との広域相互応援体制に関する整備を行う。

イ 【広域消防局が実施する計画】

消防計画の救助・救急計画に基づき、火山災害等集団災害発生時の救助、救急活動を的確かつ円滑に実施する。また、訓練を実施する等、各関係機関との連絡体制を強化し、有事に備える。

(ア) 救急・救助計画の概要

- a 出場区分及び他機関の連絡及び応援要請等
- b 最先着隊による措置
- c 現場指揮本部の設置基準及び場所、編成、任務等
- d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- e 救急隊以外の各活動隊の編成と任務
- f 消防団の活動要領
- g 通信連絡
- h 関係機関との連絡
- i 報告及び広報
- j 訓練
- k その他必要事項

(イ) 消防機関・医療機関相互の連絡体制

災害時の多数傷病者事故等の対応の研究、広域消防局と医療機関等、機関相互の連携強化を推進する。

圏域における救急医療・災害体制の充実推進を目的として、医師会、国立医療機関、長野県、広域圏内市村及び松本広域消防局などで組織する「松本広域圏救急・災害医療協議会」を平成7年に発足

- (ウ) 市町村が締結している「災害時の医療救護に関する協定」を補完するため、災害時において市町村長が要請のいとまがない時は、組合管理者が行う覚書の締結を促進する。
- (エ) 市町村災害対策本部への消防職員派遣にともなう職員の業務内容を明確にして有事の災害に備える。（職員の派遣に関する協定平成5年締結）
- (オ) 近隣消防機関及び医療機関への協力要請、及び体制を整備する。
- (カ) 関係機関の協力を得て、災害時の多数傷病者事故等の訓練を年1回以上実施する。

ウ 【県が実施する計画】

- (ア) 災害拠点病院を中心に、病症者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。（健康福祉部）
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。（健康福祉部）
- (ウ) 災害時に医療施設の診察状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。（健康福祉部）
- (エ) 市町村において、集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成を助言する。（危機管理部）
- (オ) 市町村災害対策本部への警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊

密な連絡と相互の協力関係の確立を図る。 (警察本部)

- (カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広報相互応援体制に関する整備を行う。

(危機管理部、健康福祉部)

エ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。
(イ) 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図る。
(ウ) 災害時に医療施設の診察状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（E M I S）の整備に努める。

(参考)

医療用資機材医薬品等の備蓄一覧

区 分	備 蓄 場 所				合 計
	松本市域	小計	その他の地域	小計	
医療用資機材医薬品等の常時備蓄 (43品目)	岡野薬品(株) 鍋林(株)	2	佐久(1) 上田(1) 諏訪(1) 岡谷(1) 伊那(2) 飯田(2) 塩尻(1) 長野(2)	11	13
衛生材料の常時備蓄 (24品目)	(株)上條器械店	1	佐久(1) 諏訪(1) 伊那(1) 飯田(1) 長野(1)	5	6
輸血用血液の常時備蓄	長野県赤十字血液センター 松本事業所	1	中南信(1) 東北信(1)	2	3

「災害拠点病院」

(令和2年3月25日県健康福祉部指定)

基幹災害医療センター	長野赤十字病院(長野市)
地域災害医療センター	佐久総合病院佐久医療センター(佐久市) 国立病院機構信州上田医療センター(上田市) 諏訪赤十字病院(諏訪市) 伊那中央病院(伊那市) 飯田市立病院(飯田市) 県立木曽病院(木曽町) 信州大学医学部附属病院(松本市) 相澤病院(松本市) 大町市立大町総合病院(大町市) 長野赤十字病院(長野市) 南長野医療センター篠ノ井総合病院(長野市) 長野市民病院(長野市) 北信総合病院(中野市)

第7節 消防・水防活動計画

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び、住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

火山災害等大規模災害発生後または発生するおそれがある場合において、広域消防局、消防団が迅速かつ効果的に活動できるように組織及び施設の整備拡充を図り、防災活動の万全を期する。

(ア) 消防力の強化

「消防力の基準」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓蒙活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設の整備を図るとともにその適正な配置に努める。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の活用等による指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(ウ) 被害想定の実施

広域消防局と連携し、消防地理、消防水利及び危険区域をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防

災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から広域消防局、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、火山災害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

(オ) 応援協力体制の確立

長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県消防相互応援協定に基づき、広域消防局と調整を図り、応援の要請及び応援の受入れ体制を確立する。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、農政部）

(ア) 消防防災ヘリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図る。

(イ) 市町村に対し、市町村消防計画の作成指導を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進する。

（危機管理部

）

(ウ) 市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

（危機管理部）

(エ) 消防水利として活用される農業用水利施設及び防火水槽の整備を推進する。

（危機管理部、農政部）

(オ) 機関相互の応援が円滑に行われるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

ウ 【広域消防局が実施する計画】

消防機関が迅速かつ効果的に対処できるように、松本広域連合消防計画の定期的見直しを行うとともに、組織及び施設の整備拡充、防災関係機関との連携体制を強化して、防災活動に万全を期す。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、装備等の高度近代化を促進する。

(イ) 防災関係機関等との連携強化

迅速かつ的確な消防活動を実施するためには、圏域内の防災関係機関との連携協力関係を深めていくことが必要なことから、「松本広域圏消防防災関係機関連絡会」を開催し、初動時の連携体制の具体的調整を実施する。

また、自主防災組織等のリーダー研修を実施して強化を図るとともに、防災訓練等の実施により、平常時から消防機関と自主防災組織等の連携強化を行い、発災時における一体の活動ができる体制を構築する。

(ウ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取り扱い、消火器具等の常備及びその取り扱い方法等、住宅用火災警報器の設置、防火思想、知識の普及啓発を図る。

b 予防消防の充実

消防法第8条に規定する、事業所防火対象物の権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該対象物についての消防計画を作成し、その消防計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難管理体制の整備を図るよう指導を実施する。また、消防法第4条の予防査察を計画的に実施し、災害時の人命危険がある場合には、必要な措置命令を行い、予防消防の一層の充実を図る。

(エ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、消防計画の修正を行い、その計画の実施を推進する。

a 関係機関との初動時における連携体制・情報収集の調整（消防防災関係機関連絡会）

b 大規模火災に対し、消防力の効率的運用を図るため、重要防ぎょ地域、延焼防止線の設定等の火災防ぎょ計画の策定

(オ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない等緊急の必要がある場合は、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき応援の要請及び応援の受入れ体制を確立する。

また、自衛隊の派遣要請等において、災害市町村が要請のいとまがない場合、松本広域連合がその要請手続きを行い、事後速やかに正規の手続きを行う。

エ 【市民及び自主防災組織が実施する計画】

市民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等火災発生原因となる火気器具の取扱いには十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施、感震ブレーカーの設置等、平常時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取り扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

2 水防計画

(1) 現状及び課題

本市は、周囲を山々に囲まれた、内陸特有の傾斜扇状地に立地しており、天然河岸、掘込み河道区間も多く、また、平坦部の幹線では、築堤区間となっており、土石流の発生及び堤防の決壊等も予想される。

特に、火山噴火に伴う後灰後においては、泥流等の発生も予想される。

これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部、産業振興部、住民自治局、総合戦略局）

(ア) 水防組織、消防団の確立・整備

(イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧用資機材、排水対策用の移動ポンプ備蓄ほか次に掲げる事項

- a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
- b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (ウ) 通信連絡系統の整備、警報等の市民への伝達体制の整備
- (エ) 平常時における水防活動体制の整備
- (オ) 河川ごとの水防工法の検討
- (カ) 居住者への立退の指示体制の整備
- (キ) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (ク) 他の水防管理団体との相互応援協定
- (ケ) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の策定
- (コ) 浸水想定区域内にある地下街の名称及び所在地を公表
- (サ) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等が利用する施設）の名称及び所在地を公表
- (シ) 浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称・所在地を定める。
- (ス) (ケ)～(コ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
- (セ) 水防計画の策定
- (ソ) 水防機関の整備
- (タ) 水防協議会の設立
- (チ) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - a 水防技能の熟練
 - b 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - c 発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
- (ツ) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。
- イ 【県が実施する計画】（建設部）

水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、次に掲げる事項を実施する。

なお、水防組織、気象警報・注意報等の伝達、活動の基準、重要水防区域、その他水防体制の確立に必要な事項の詳細は、「県水防計画」の定めによる。

 - (ア) 水防計画の策定
 - (イ) 水防協議会の設置
 - (ウ) 水防事務の調整及び円滑な実施のための援助
 - (エ) 大雨及び洪水に関する気象警報・注意報等の伝達体制の整備
 - (オ) 水防信号の決定
 - (カ) 水防警報の発令及び伝達体制の整備
 - (キ) 住民への立退の指示並びに勧告及び助言体制の整備
 - (ク) 水防管理団体への立退の指示並びに勧告及び助言体制の整備
 - (ケ) 水防上緊急を要する事項の指示体制の整備
 - (コ) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体（指定水防管理団体）の指定

- (サ) 水防団員の定員の基準の設定
 - (シ) 水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧機材の備蓄ならびに排水対策用の移動式ポンプ車の配備
 - (ス) 水防活動に要する資機材等の費用への援助
 - (セ) 水防管理団体に対する水防活動関係の必要な報告の要求
 - (ソ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携による、水防技能の習熟及び沿川住民の水防思想の普及啓発を図るための、水防講習等訓練の実施
 - (タ) 洪水予報を実施する河川又は避難判断水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において浸水想定区域を指定し、また、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。
 - (チ) 水防計画の策定に当っては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るように配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。
- ウ 【広域消防局が実施する計画】
- (ア) 通信連絡系統の整備、警報等の市民への伝達体制の整備
 - (イ) 平常時における河川、遊水地等の水防対象箇所の巡視
 - (ウ) 災害発生時の水防対象箇所の警戒及び巡視
 - (エ) 洪水時における水防活動体制の整備
 - (オ) その他、松本広域連合消防計画等による諸活動の実施
- エ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局）
- (ア) 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資機材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保にあたり関係業界団体の協力が得られるよう努める。
 - (イ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施する。
 - (ウ) 地下街等の所有者又は管理者が実施する計画
 - a 地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。
 - b 地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。
 - (エ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画
 - a 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づ

き、

避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

- b 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

(オ) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画

- a 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。
- b 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

オ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

(ア) 地下街等の所有者又は管理者が実施する計画

- a 地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。
- b 地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

(イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画

- a 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。
- b 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

(ウ) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画

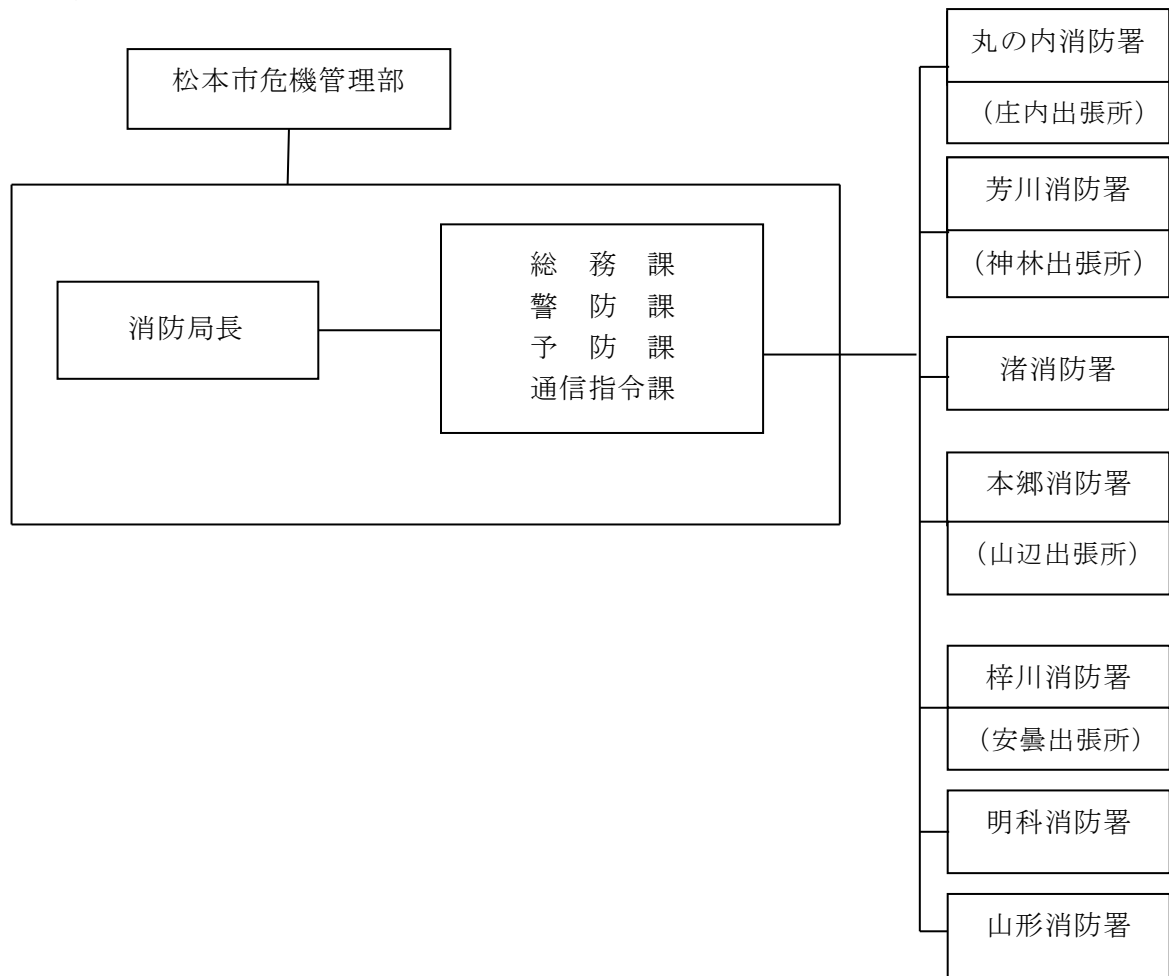
- a 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又

は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

- b 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

消防機関の警戒措置体制

1 警戒のための組織体制



2 警防区域の責任分担

(1) 消防署（広域消防局）、消防団の連携

広域消防局		消 防 団
名 称	所 在	
丸の内消防署	松本市城西 2-1-23	1分団～3分団
庄内出張所	松本市出川 1-2-15	4分団～6分団
芳川消防署	松本市村井町南 2-1-9	7分団・13分団～16分団・20分団・21分団
神林出張所	松本市神林 5961-1	13・14・20分団
渚消防署	松本市渚 1-7-12	8分団・10～12分団
本郷消防署	松本市浅間温泉 2-6-1	17分団～19分団 22分団～24分団
山辺出張所	松本市里山辺 1434-1	18・19分団
梓川消防署	松本市梓川倭 65-2	35分団～39分団
安曇出張所	松本市安曇 2819-1	29・31・32分団
明科消防署	安曇野市明科東川手 271-4	25分団～28分団
山形消防署	東筑摩郡山形村 5997-3	40～43分団

(2) 消防団管轄表

名 称	区 域
第1分団	大手4丁目の一部、大手5丁目、城東1～2丁目、女鳥羽1～3丁目、北深志1丁目の一部、北深志2丁目の一部、北深志3丁目の一部、旭1～3丁目、元町1～3丁目、桐1～3丁目及び美須々
第2分団	大手1～3丁目、大手4丁目の一部、城西1～2丁目、丸の内、白板1～2丁目、宮渕1～3丁目、大字宮渕、宮渕本村、蟻ヶ崎1～6丁目、大字蟻ヶ崎、開智1～3丁目、北深志1丁目の一部、北深志2丁目の一部、北深志3丁目の一部、沢村1～3丁目、蟻ヶ崎放光寺、蟻ヶ崎台、城山及び新橋
第3分団	中央2丁目の一部、中央3丁目の一部、中央4丁目、清水1～2丁目、県1～3丁目、深志2丁目の一部、深志3丁目の一部、埋橋1～2丁目、本庄1丁目の一部及び本庄2丁目
第4分団	中央1丁目、中央2丁目の一部、中央3丁目の一部、深志1丁目の一部、深志2丁目の一部、深志3丁目の一部、本庄1丁目の一部、巾上、渚1～4丁目及び中条の一部
第5分団	南松本1～2丁目、双葉、高宮中、高宮南、高宮西、高宮東、高宮北、笹部1～4丁目、石芝1～4丁目、南原1～2丁目、宮田、芳野、両島、征矢野1～2丁目、鎌田1～2丁目、井川城1～3丁目及び中条の一部
第6分団	庄内1～3丁目、並柳1～4丁目、筑摩1～4丁目、神田1～3丁目、出川1～3丁目及び出川町
第7分団	大字中山及び中山台の全域
第8分団	大字島内の全域

名 称	区 域
第 1 0 分団	大字島立の全域
第 1 1 分団	大字新村の全域
第 1 2 分団	大字和田の全域
第 1 3 分団	大字神林の全域
第 1 4 分団	大字笹賀、大字空港東の全域及び野溝西 2 ～ 3 丁目の一部
第 1 5 分団	野溝木工 1 ～ 2 丁目、野溝西 1 丁目、市場、野溝東 1 ～ 2 丁目、平田東 1 ～ 3 丁目、平田西 1 ～ 2 丁目、村井町北 1 ～ 2 丁目、村井町南 1 ～ 4 丁目、村井町西 1 ～ 2 丁目、小屋南 1 ～ 2 丁目及び小屋北 1 ～ 2 丁目の全域並びに野溝西 2 ～ 3 丁目の一部
第 1 6 分団	大字寿豊丘、寿中 1 ～ 2 丁目、大字寿小赤、大字寿白瀬淵、寿北 1 ～ 9 丁目、寿南 1 丁目及び大字松原の全域
第 1 7 分団	大字岡田町、大字岡田伊深、大字岡田松岡及び大字岡田下岡田の全域
第 1 8 分団	大字入山辺の全域
第 1 9 分団	大字里山辺の全域
第 2 0 分団	大字今井の全域
第 2 1 分団	寿台 1 ～ 9 丁目及び大字内田の全域
第 2 2 分団	大字大村、大字惣社、横田 1 ～ 4 丁目及び大字南浅間の全域
第 2 3 分団	大字浅間温泉及び浅間温泉 1 ～ 3 丁目の全域
第 2 4 分団	大字三才山、大字稲倉、大字洞、大字原及び大字水汲の全域
第 2 5 分団	反町、刈谷原町、七嵐、赤怒田、殿野入、金山町及び保福寺町の全域
第 2 6 分団	中川の全域
第 2 7 分団	穴沢、取出、板場及び会田の全域
第 2 8 分団	五常の全域
第 2 9 分団	大野田、島々、橋場、上高地、明ヶ平、稲核及び奈川渡の全域
第 3 1 分団	番所、大野川、中平、祠峠、桧峠、白骨、沢渡及び乗鞍高原の全域
第 3 2 分団	奈川の全域
第 3 5 分団	八景山、花見、寺家、中、田屋及び丸田の全域
第 3 6 分団	小室、北々條、南北條及び大久保の全域
第 3 7 分団	上立田、下立田、杏、こまち、角影台、上角及び下角の全域
第 3 8 分団	北大妻、上大妻及び南大妻の全域
第 3 9 分団	横沢、氷室及び岩岡の全域
第 4 0 分団	波田 1 区、波田 2 区、波田 3 区、波田 4 区、波田 2 0 区、波田 2 2 区、波田 2 4 区及び波田 2 7 区町会の全域
第 4 1 分団	波田 8 区町会の一部並びに波田 6 区、波田 7 区、波田 1 9 区、波田 2 5 区及び波田 2 6 区町会の全域
第 4 2 分団	波田 8 区、波田 1 2 区及び波田 1 8 区町会の一部並びに波田 9 区、波田 1 0 区、波田 1 1 区及び波田 2 1 区町会の全域
第 4 3 分団	波田 1 2 区及び波田 1 8 区町会の一部並びに波田 5 区、波田 1 3 区、波田 1 4 区、波田 1 5 区、波田 1 6 区、波田 1 7 区

名 称	区 域
	及び波田 2 3 区町会の全域

第8節 要配慮者支援計画

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、県及び社会福祉施設、医療施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るため、「松本市避難行動要支援者名簿に関する条例」及び「松本市災害時要援護者支援プラン」に基づき防災対策の一層の充実を図る。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- 3 社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- 4 医療機関の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- 5 外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。
- 6 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 要配慮者支援計画の作成

(1) 現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市町村に名簿作成が義務付けられているため、「松本市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき、平常時から災害時における円滑かつ迅速な避難支援体制を構築できるよう取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

（健康福祉部、こども部、危機管理部、住民自治局、建設部）

(ア) 避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者の把握に努め、災害時に迅速な対応が取れるよう、避難行動要支援者の特性に応じて、避難行動要支援者名簿を整備し、管理する。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成方法

名簿の情報は、市関係部局等が保有する情報及び名簿掲載希望者からの情報を基に作成する。

(ロ) 避難行動要支援者名簿の掲載対象者

名簿に掲載する対象者は、以下のとおりである。

在宅の要配慮者のうち、要介護3～5の認定を受けている者、身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A1所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、75歳以上単身世帯者、特定医療費（指定難病）受給者証の交付者及びその他特に支援を要するものとして申出のあった者

(ハ) 避難行動要支援者名簿の掲載内容

名簿に掲載する内容は、以下のとおりである。

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする事由

(ニ) 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努め、定期的に名簿情報の更新を行う。

(ホ) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、「松本市避難行動要支援者名簿に関する条例」を根拠として、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難行動要支援者本人から拒否の意思表示がない限り、名簿情報を平常時から避難支援等関係者に提供する。

また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があるときは、「災害対策基本法」及び「松本市避難行動要支援者名簿に関する条例」を根拠として、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。

(ヘ) 避難支援等関係者

平常時から名簿情報を提供する避難支援等関係者は、以下のとおりである。

町会、民生委員・児童委員、自主防災組織、松本市消防団、松本市社会福祉協議会、松本市地域包括支援センター、松本広域消防局、松本警察署

(コ) 避難行動要支援者が円滑に避難を行うための措置

災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難指示等の判断・伝達基準マニュアル」に基づき、高齢者等避難を適時適切に発令するとともに、避難行動要支援者の個々の態様に配慮し、防災無線や広報車、緊急速報メール、松本安心ネット、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、ラジオ、テレビ放送等の活用など、複数の手段による情報伝達を行う。

(ケ) 避難支援等関係者の安全確保

平常時から、避難支援等関係者が、町会等地域全体を通じて、災害時の支援における自らの安全確保を決めておくよう周知を図るとともに、災害時には、避難支援等関係者本人及び家族の生命及び身体の安全を最優先と

するよう周知徹底を図る。

(コ) 避難行動要支援者の移送計画

市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

2 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めることが必要であり、「松本市避難行動要支援者名簿に関する条例」及び「松本市災害時要援護者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。同時に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立も大切である。

また、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（健康福祉部、こども部、危機管理部、住民自治局、文化観光部、建設部、教育委員会）

(ア) 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(イ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の把握

民生委員・児童委員、社会福祉協議会、町会、自主防災組織、NPO・ボランティア、介護事業者等の協力を得て、特に支援を必要とする要配慮者の名簿掲載の推進等を図る。

(ウ) 支援協力体制の整備

福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、NPO・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救援対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

(エ) 避難施設の整備

災害発生時において避難施設となる公共施設について耐震診断、耐震改修等安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(オ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育、防災訓練の充実強化を図る。

また、応急対策マニュアルを配布するなど介護者をはじめとして、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

a 対象者及びその家族に対する指導

(a) 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また、日頃から対策を講じておく。

(b) 災害発生時には、近隣の協力が得られるよう日常的に努力する。

(c) 地域において防災訓練等が実施される場合には積極的に参加する。

b 地域住民等に対する指導

- (a) 地域住民による自主防災組織等において、地域居住の要介護者の把握に努め、その支援体制について日頃から整備する。
- (b) 災害発生時には、近隣の協力が得られるよう日常的に努力する。
- (c) 地域における防災訓練等が実施される場合には積極的に参加する。
- (d) 民生委員・児童委員、ケアマネージャー、ホームヘルパー、ガイドヘルパー等に対して、必要な情報を提供する。ただし、プライバシー保護には、十分配慮することが必要となる。

(カ) 病弱者に対する対策

災害発生時における病弱者の安全を確保するため、医療機関の災害発生時の確保に努める。

(キ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 避難施設の整備

災害発生時において避難施設となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(イ) 防災教育・防災訓練の実施（危機管理部）

県は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(ウ) 応援体制及び受援体制の整備

県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(エ) 避難所における要配慮者支援体制の整備

県及び市町村は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。

3 要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための耐震診断、耐震改修、防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対

応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育、防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（健康福祉部、危機管理部）

(ア) 非常災害時の整備

市及び県は、要配慮者利用施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

(イ) 防災設備等の整備

市及び県は、要配慮者利用施設の管理者等に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

(ウ) 組織体制の整備

市及び県は、要配慮者利用施設の管理者等に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常召集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(エ) 防災教育・防災訓練の実施

市及び県は、要配慮者利用施設の管理者等に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(オ) 応援体制及び受援体制の整備

市及び県は、要配慮者利用施設の管理者等に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴者、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、地区、町会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。

(カ) 福祉避難所の整備

市は、耐震、耐火、鉄筋構造等を備えた要配慮者利用施設を一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定するよう努めるとともに、要配慮者利用施設の管理者等との間に、福祉避難所の設置・運営に関する協定を締結するように努める。

(キ) 市及び県は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導するものとする。

(ク) 市及び県は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらか

じめ調整するよう指導するものとする。

- (ケ) 市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- (コ) ホテル・旅館等の確保
市は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努めるものとする。県は災害救助法の制度周知等必要な支援に努めるものとする。

イ 【社会福祉施設が実施する計画】

(ア) 防災設備等の整備

社会福祉施設においては、県及び市の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（概ね3日分）を行う。

(イ) 組織体制の整備

社会福祉施設においては、県及び市の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

社会福祉施設においては、県及び市の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

社会福祉施設においては、県及び市の指導の下に、他の社会福祉施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴者、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、地区、町会等の自治組織との間で避難支援等に関する協定を締結するように努める。

(オ) 福祉避難所の整備

一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字長野県支部松本市地区及び松本市医師会等は、県の指導によって

、それぞれの関係医療機関に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導する。また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整する。

エ 【医療機関が実施する計画】

- (7) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設、設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品・医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

- (4) 医療機関においては、市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出場等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

オ 【松本市医師会が実施する計画】

「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害時における救護活動に万全を期する。（参考編、参考19参照）

4 外国籍市民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍市民については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、避難場所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国籍市民に配慮した広域避難場所や避難経路の表示、防災意識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所、経路等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総合戦略局、住民自治局、文化観光部、危機管理部）

- (7) 外国籍市民への防災意識の普及啓発及び支援体制の整備

外国語による防災ツールの作成、配布などを通して防災意識の高揚を図るとともに、外国語による避難誘導体制等外国籍市民等に対する支援体制の整備を図る。

a 防災に関する情報の提供

- (a) 外国語での応急マニュアルの作成及び配布
(b) 避難場所及び災害時の対応等防災に関する情報を日頃から提供する。

b 避難場所等表示の併記

- (a) 避難場所等の標示については、ローマ字併記を実施する。

c 防災訓練の実施

- (a) 外国籍市民を交えた防災訓練の実施

- (4) 観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館、ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するように努める。

- a 道路標識や案内板の整備
b 観光地周辺の避難場所の整備
c 災害発生時の観光客受入れ施設の設定

- (ウ) 外国籍市民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備
関係機関、関係団体と連携し、やさしい日本語や外国語によるインフォメーションなど外国籍市民に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。
 - (エ) 広域避難場所及び避難経路の周知
外国籍市民、外国人旅行者や観光客に対する避難場所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
 - (オ) 防災教育・防災訓練の実施
外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍市民等の参加推進等を通じて、外国籍市民に対する防災知識の普及を図る。
 - (カ) 応援体制及び受援体制の整備
他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。
また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。
 - (キ) 観光客の安全対策の推進
関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。
 - (ク) 災害多言語支援センターの設置
緊急体制若しくは災害対策本部長が必要と認めた時は、M ウイング3階多文化共生プラザ及びネットワーク室に「災害多言語支援センター」を設置する。
- イ 【県が実施する計画】
- (ア) 外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備
関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。
 - (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知
外国籍住民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
 - (ウ) 防災教育・防災訓練の実施
外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進等を通じて、外国籍市民に対する防災知識の普及を図る。
(危機管理部)
 - (エ) 応援体制及び受援体制の整備
他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。
(危機管理部、観光部)
 - (オ) 観光客の安全対策の推進
関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。(観光客安全対策推進

会議の事業を推進する。)

(観光部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍住民や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図る。
- (イ) 医療機関においては、外国籍住民に対する応急救護体制の整備を図る。

5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。

このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (健康福祉部、建設部、危機管理部)

- (ア) 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

イ 【県が実施する計画】 (危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

県は、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。

ウ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、市町村防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施するものとする。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努めるものとする。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告する。

第9節 緊急輸送計画

第1 基本方針

大規模災害発生時には、緊急出動活動、消火活動、各種救援活動等、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、災害時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路の確保計画

(1) 現状及び課題

本市の道路は、幹線道路が少なく、かつ、狹隘で屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。

また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部、産業振興部、交通部、危機管理部）

- (ア) 警察署と協議のうえ、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。
- (イ) 災害予防策として、輸送道路となる主要幹線の整備を計画的かつ積極的に行い、緊急輸送道路としての機能を確保する。
 - 松本市道路整備五箇年計画に基づく整備促進
- (ウ) 放置車両や立ち往生車両の発生による交通障害に対して、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき運転者等に対し移動の命令、車両の移動等を速やかに行える体制を整備する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 次により緊急交通路確保に関する計画を樹立する。（警察本部）
 - a 緊急交通路指定予定路線を指定する。
 - b 大規模、広域災害発生時の総合交通規制について、隣接県警察と協議し、緊急交通路交通規制のための協定を締結する。
 - c 主要交差点の信号機の自動電源付加装置の設置、交通規制用標識の準備等、交通安全施設整備を推進する。

- (イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講ずる。 (建設部)
- a 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。
 - b 応急復旧のため、民間団体等と事前に役割分担を定めておき、迅速な交通の確保を図る。
 - c 放置車両や立ち往生車両の発生による交通障害に対して、災害対策基本法第76条に基づき運転者等に対し移動の命令、車両の移動等を速やかに行える体制を整備する。
- (ウ) 広域農道をはじめとした基幹農道並びに農地と集落とを結ぶ農道について長野県農業農村整備長期構想（長野県土地改良長期計画）に基づき整備を推進する。 (農政部)
- (エ) 市及び中部森林管理局と調整のうえ、緊急交通路となりうる林道について国有林道との連携にも配慮しつつ、開設、拡張、改良工事を推進する。 (林務部)
- ウ 【関係機関が実施する計画】 (地方整備局、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))
- 各機関が管理する道路について災害に強い道路交通網の整備を推進するとともに、それぞれの計画に基づき、総合的な交通網整備を推進する。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

(1) 現状及び課題

大規模災害発生時においては、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあつては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (危機管理部、産業振興部)

- (ア) 最低1か所以上の「物資輸送拠点及び拠点ヘリポート等」を確保、指定する。

このヘリポートは、避難所（場所）と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となり得るスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となり得る場所を選定する。

物資輸送拠点	松本市防災物資ターミナル、あずさセンターグラウンド、四賀体育館、奈川木曽路原体育館前、梓川体育館、波田体育館
拠点ヘリポート	陸上自衛隊松本駐屯地、信州まつもと空港、四賀球場、奈川小中学校庭、安曇小中学校校庭、地域休養施設運動広場、波田中央運動広場、鎖川緑地（林野火災用）

- (イ) 自らが被災した場合はもちろん、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなり得る「物資輸送拠点」を指定する。選定に際してはヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。
- (ウ) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について、市民に周知する。
- a 応急復旧活動内容の周知方法

b 施設管理図面等の管理及び活用方法

イ 【広域消防局が実施する計画】

大規模災害時の迅速な救急救助活動と救援物資輸送等をより効果的に実施するため、松本広域圏として、緊急用ヘリポート体制を次のように整備し、ヘリコプターの効果的な運用を図る。

(ア) 松本広域圏のヘリコプターの体系

区 分	業務の内容	指定箇所
基幹ヘリポート	指揮、統制、調整、情報把握	○陸上自衛隊松本駐屯地 ○信州まつもと空港
拠点ヘリポート	駐機、燃料補給、物資中継支援部隊の活動等ヘリ拠点	○あずさセンターグラウンド ○鎖川緑地 ○中央スポーツ公園 ○麻績総合グラウンド ○豊科県民運動広場 ○野麦峠スキー駐車場 ○鈴蘭橋駐車場
市町村拠点ヘリポート	支援物資の集積・分類、各避難所ポートに輸送急患避難者の搬送支援部隊等の市町村の総合的な支援拠点	○押野山土取跡地 ○波田中央運動広場 ○四賀球場 ○本城第一、第二グラウンド ○筑北村坂井グラウンド ○やすらぎスポーツ広場 ○生坂村総合運動広場 ○農業者トレーニングセンター ○朝日村グラウンド ○牧グラウンド ○沢渡市営駐車場 ○上高地玄文沢 ○文化公園グラウンド ○堀金総合グラウンド ○地域休養施設運動広場 ○奈川小中学校校庭

※ 市町村拠点ヘリポートは、市町村が確保、指定した中から指定する。

ウ 【県が実施する計画】

(ア) 全県的な広域災害に備え、他県からのヘリコプター支援の拠点として、「拠点ヘリポート」を指定する。 (危機管理部)

また、長野県広域受援計画で設定した広域防災拠点（資料編参照）のうち、松本ゾーンの広域防災拠点を優先的に開設するものとするが、「松本ゾーン」が被災している場合は、「長野又は上田・佐久ゾーン」の広域防災拠点を優先して開設する。

なお、この広域防災拠点は、県域を越える支援においても活用を図る。

(イ) 地域振興局単位ごとの拠点となり得る「拠点ヘリポート及び物資輸送拠点」を指定する。 (危機管理部)

この「広域拠点ヘリポート」については、災害用備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の施設を備える「防災公園」と連携を図り、防災機能の強化を図る。

(建設部)

(ウ) 緊急用ヘリポートとして使用できる施設（未利用県有地）を把握し、管

理者に対する要請を行える体制を整備する。(総務部)

エ 【関係機関が実施する計画】 (ヘリコプター保有機関)

災害時に利用可能なヘリコプターを保有・管理する機関は、緊急用ヘリポート予定場所の実地調査を推進する。

3 輸送体制の整備計画

(1) 現状及び課題

大規模災害発生時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難場所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (産業振興部、危機管理部)

(ア) 管内の輸送業者と連絡を緊密にして、発災時の協力体制を確保しておく。

(イ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(ウ) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図るものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

イ 【県が実施する計画】 (危機管理部)

(ア) 災害時の輸送力について、北陸信越運輸局及び輸送関係機関と連携をとり、輸送力の確保を図る。

(イ) ヘリコプターの活用については、「ヘリコプターの運用計画」のとおりとし、平素から連携を密にする。

(ウ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

(エ) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

(オ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 北陸信越運輸局は、次の事項を推進する。
 - a 災害発生時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送能力を把握する。
 - b 緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握する。
 - c 緊急輸送ネットワークの形成を図るため、関係事業者及び地方公共団体と連携を強化する。
 - d 緊急輸送が円滑に実施されるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておく。
- (イ) (公社)長野県トラック協会は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。
- (ウ) (公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合等の関係機関は、要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておく。

4 緊急通行車両等の事前確認事務

(1) 現状及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。

一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地において活動を開始できるよう、事前に確認事務を済ませておく。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (危機管理部)

災害時の円滑な交通規制の確認及び緊急通行車両の事前届出を行う。

(資料編、資料28参照。危機管理部で申請用紙作成)

イ 【県が実施する計画】 (警察本部)

発災時の円滑な交通規制と緊急通行車両等の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認(資料編参照)により緊急通行車両等の事前届出事務の確認を行う。

第10節 障害物の処理計画

第1 基本方針

火山活動による火山灰、泥流などにより道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取組み

- 1 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 2 放置車両や立ち往生車両を含む障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

緊急輸送路として確保すべき広域農道など基幹農道の管理は、市が行っているが、障害物除去体制について県と事前に対応を検討する。

2 実施計画

(1) 【市が実施する計画】（建設部、産業振興部、環境エネルギー部）

ア 松本広域森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を図る。

ウ 建設事業協同組合及び緑化協会との関係

災害時の応急措置に関する協定に基づき、応急措置を円滑に実施できるよう連携の強化を図る。（参考編、参考30、33参照）

(2) 【県が実施する計画】（各部局）

倒木処理に係わる技術的指針を策定するなど、市町村の体制づくりを支援する。

（林務部）

ア 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を市町村に対して指導する。（農政部）

）

イ 災害発生時に予想される障害物の所有者及び所管署と事前に対応を協議する。（建設部）

ウ 建設業協会等と業務協定を締結し、応急対策に備える。

エ レッカー車、クレーン車等の保有業者の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行う。（警察本部）

オ 集積、処分場所を関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定する。

第11節 避難の受入活動計画

第1 基本方針

災害の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、火山噴火や火災の延焼などにより、大きな被害を生じる恐れがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者、登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者等」という。）等は、速やかに安全な場所に避難することが必要である。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）、登山者等に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、避難所の生活環境改善に取り組む。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等、登山者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を事前に指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 市及び県は住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

特に火山災害予想区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

（危機管理部、住民自治局、健康福祉部、総合戦略局、文化観光部）

(ア) 避難マニュアル等の作成（危機管理部、住民自治局）

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施など避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

- a 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
- b 高齢者等避難の発令基準及び伝達方法
- c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

第2章 第11節 避難の受入活動計画

- d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、避難想定地区及び収容人口
- e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置
 - (b) 給水措置
 - (c) 毛布、寝具等の支給
 - (d) 衣料、日用品の支給
 - (e) 負傷者に対する救急救護
- g 指定避難所の管理に関する事項
 - (a) 避難受入れ中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (d) 避難住民に対する各種相談業務
- h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - ・ ホームページ、SNSによる周知
 - ・ 広報紙、パンフレット等の発行
 - ・ 出前講座、各種防災研修
 - ・ 防災訓練等
 - (b) 災害時における広報
 - ・ ホームページ、SNSによる周知
 - ・ 広報車による周知
 - ・ 防災行政無線による広報
 - ・ 住民組織を通じた広報

なお、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。

(イ) 避難行動要支援者対策 (健康福祉部)

平常時より避難行動要支援者に関する情報把握に努め、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等関係者と連携し、情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図るものとする。

(ウ) 帰宅困難者等対策 (危機管理部、住民自治局、文化観光部)

- a 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画の策定に努めるとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- b 火山周辺の指定避難所には帰宅困難者等にも配慮した備蓄物資の保管を行う。

(エ) 登山者等対策 (危機管理部、総合戦略局、文化観光部)

県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山

関係者との情報共有を図るものとする。

(イ) 感染症対策 (危機管理部、健康福祉部)

- a 予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。
- b 自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。
- c 自宅療養者等の避難の確保を図るため、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努めるものとする。

(カ) 避難確保計画の作成

地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成または変更し、公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告する。

市は、必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練の実施に関し必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。

焼岳における避難促進施設は、以下の施設とする。

名称	所在地
焼岳小屋	岐阜県高山市奥飛騨温泉郷中尾焼岳国有林2186口外林小班

乗鞍岳における避難促進施設は、以下の施設とする。

名称	所在地
肩の小屋	長野県松本市前川国有林144へ林小班
位ヶ原山荘	長野県松本市前川国有林143ニ林小班
三本滝レストハウス	長野県松本市安曇4307-2の一部
M t. 乗鞍スノーリゾート	長野県松本市前川国有林144ホ林小班の一部ほか
冷泉小屋	長野県松本市前川国有林143ホ林小班
頂上小屋	長野県松本市前川国有林144イ林小班

イ 【広域消防局が実施する計画】

デパート、劇場等多数の人が集合する場所の管理者に対して、非常時の避難誘導要領、避難経路の明示についての指導をする。

ウ 【県が実施する計画】

- (ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職

第2章 第11節 避難の受入活動計画

員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。（県有施設管理部局）

県は、土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）

- (イ) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定する。（健康福祉部、県民文化部）
- (ロ) 帰宅困難者等や登山者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等や登山者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社デリシア、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキン、大塚製薬株式会社との協定に基づき連携を強化する。

（危機管理部、健康福祉部、農政部）

- (オ) 市が策定する避難マニュアルについて、市町村地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者や帰宅困難者等に配慮した、迅速な避難体制の整備を図る。（危機管理部）
- (カ) 市及び関係機関と連携し、登山者等に最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図る。（危機管理部）
- (キ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平素の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図る。（警察本部）
- (ク) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の指導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。（危機管理部、警察本部）
- (ケ) 火山防災協議会等における検討を通じた火山災害予想区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

エ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの施設管理者は、避難計画を市及び県の指導に基づき作成し、避難の万全を期する。（全機関）
- (イ) 市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。（全機関）
- (ロ) 要配慮者の利用する施設の管理者は、市及び県の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図る。

第2章 第11節 避難の受入活動計画

- (エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から避難指示等を発令する際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。
 - (オ) 県及び市町村、関係機関と連携し、登山者等に最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図る。
- オ 【市民が実施する計画】
- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。
 - a 家の中でどこが一番安全か
 - b 救急医薬品や消火器等の点検
 - c 幼児や高齢者の避難は誰が責任を持つか
 - d 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか
 - e 町会一時集合場所、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路はどこにあるか
 - f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか
 - g 昼の場合、夜の場合の家族の分担
 - (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身に付ける。
 - (ロ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、マスク等をいつでも持ち出せるよう備えておく。
 - (エ) 自主防災組織は、町会一時集合場所の確保、安全な避難路の確認、安否確認、避難誘導の方法・手順を定めた避難計画を策定する。
- カ 【企業等において実施する計画】
- 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 指定緊急避難場所の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、施設管理者の同意を得た上で災害の危険性が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
- (イ) 指定緊急避難場所は、噴火に伴う火山現象に対応するため、国の定める基準に適合する施設又は場所を指定する。
- (ロ) 指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱等に対し、安全な空間となるよう努める。
- (エ) 指定した指定緊急避難場所は地域防災計画に掲載する。
- (オ) 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性に

について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。

- (カ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村が避難に適する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (キ) 市は緊急避難場所について、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (ク) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 県有施設について市町村の指定緊急避難場所の指定に協力する。
(県有施設管理局)
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平素から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。(県有施設管理局)
- (ウ) 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。(危機管理部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。
(全機関)
- (イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導體制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携のもとに、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。
- (ウ) 火山活動によって、登山者等の生命及び身体に被害が生じ又は生ずる恐れがある火口周辺の施設管理者及び所有者等は、それぞれの火山の特性について、専門家等の意見を踏まえ、退避壕等の整備や山小屋等の既存施設の補強等について努める。

3 指定避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (危機管理部)

- (ア) 公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、施設管理者の同意を得た上で避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
- (イ) 指定避難所は、円滑な救助活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、国の定める基準に適合する施設を指定する。
 - ・ 指定避難所の1人当たりの占有面積の基準

種類	広さの基準	根拠
指定避難所	【急性期】 1人あたりの占有面積1.0㎡/人	「長野県避難所運営マニュアル策定指針」令和2年7月改定
	【展開期】 1人あたりの占有面積2.0㎡/人	
	【安定期】 1人あたりの占有面積3.0㎡/人	

- (ウ) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- (エ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- (オ) 指定した指定避難所については地域防災計画に掲載する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- (カ) 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (キ) 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- (ク) 学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等の必要な事項について、学校長、教育委員会等の関係部局、地域住民等の関係者と協議する。
- (ケ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ、市町村災害時相互応援協定に基づき、隣接市町村と指定避難所の相互提供等について協議しておく。
- (コ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるとともに、ヘリコプターによる緊急輸送・救

第2章 第11節 避難の受入活動計画

助等を想定し、空中から確認できる避難所表示の整備に努める。

- (サ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (シ) 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、防災行政無線等通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
- (ス) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。
- (セ) 拠点備蓄倉庫、指定避難所に食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布、マスク等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。
- (ソ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (タ) 災害が発生した際、速やかに福祉避難所を設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を指定するなど体制の整備に努める。また、指定避難所の管理者は、災害時の安全性の向上、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備、必要な物資等の備蓄に努める。
- (チ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ、福祉避難所としての指定等について、支援協力体制の確立に努める。
- (ツ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。
- (テ) 大規模地震発生時に想定される避難者数に対応できるよう既存の指定避難所で不足する収容力を、民間施設との協定により補うなどの対策を図る。
- (ト) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

第2章 第11節 避難の受入活動計画

- (ナ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

- (ニ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (ヌ) 他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努める。
- (ネ) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (ノ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (ハ) 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

イ 【県が実施する計画】（県有施設管理部局）

- (ア) 市の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ（衛生）、キッチン（食事）、ベッド等（睡眠）については、水準目標（以下「長野県避難所 TKB スタンドアード」という。）を示すよう努めるものとする。（危機管理部）

- (イ) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。

（県有施設管理部局）

- (ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平素から障害物の除去等を行い、その確保に努める。

（県有施設管理部局）

- (エ) 市町村が避難場所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。（県有施設管理部局）

- (オ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。

- (カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、指定避難所の指定に協力するものとする。（全機関）
- (イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導體制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携のもとに、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。

4 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため市及び県は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部、財政部、総務部）

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定する。

応急仮設住宅建設候補地	60か所
建設可能戸数	4,460戸

（資料編、資料34参照）

- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。
- (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(公社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化する。
- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅を提供するため、供給体制の整備を図る。
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
 - b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び、(一社)長野県建設業協会、(一社)日本RV・トレーラーハウス協会及び(一社)日本ムービングハウス協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。

- c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

火山の噴火等により災害が発生するおそれのある地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（教育委員会）

公立学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し、学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておく。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図れるよう避難計画の一層の充実を指導する。

(イ) 防災計画（教育委員会、学校）

- a 学校長は、災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては、市、警察署

、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

- b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに市教育委員会（以下「市教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

- c 防災計画には、以下の事項を定めておく。

- (a) 災害対策に係る防災組織の編成
- (b) 災害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- (c) 市教委、市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (f) 児童生徒の帰宅と保護の方法
- (g) 児童生徒等の保護者への引渡し方法
- (h) 児童生徒等が登下校の途中で災害にあった場合の避難方法
- (i) 児童生徒等の救護方法
- (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (k) 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検
- (l) 避難場所等の開設への協力（開鍵、施設・設備の開放等）
- (m) 防災訓練の回数、時期、方法
- (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (o) 災害後における応急教育に関する事項

- (p) その他、学校長が必要とする事項
- (イ) 施設・設備の点検管理（教育委員会、学校）
学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。
 - a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、災害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
 - b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
 - c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。
- (ウ) 防火管理（教育委員会、学校）
災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。
 - a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
 - 。
 - b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。
- (エ) 避難誘導（教育委員会、学校）
 - a 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
 - b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
 - 。
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
 - (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。
- (オ) 私立学校に対する指導
私立学校については、公立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

第12節 孤立防止対策

第1 基本方針

本市には、梓川、奈良井川、女鳥羽川、薄川等の1級河川をはじめとして数多くの河川が谷を刻みながら流れ、山間地には小集落が点在しており、これを結ぶ道路網は山間を走り、川に添い橋梁等によって施設されている。こうした地勢は、一朝災害が発生すれば孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地帯を予測し、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確保に努める。
- 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を促進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者の孤立予測について、平素から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から市民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、住民、地域で食料品・物資等の備蓄に努める。

第3 計画の内容

- 1 通信手段の確保
 - (1) 現状及び課題
N T T回線以外の情報伝達手段を確保するために、市防災行政無線等の整備に努める必要がある。
 - (2) 実施計画
ア 【市が実施する計画】（危機管理部）
 - (ア) 地域防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努める。
その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。
 - (イ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。
 - (ウ) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図るものとする。イ 【県が実施する計画】（危機管理部）
 - (ア) 県と市町村間の災害に強い通信手段の構築に努める。
 - (イ) 市町村における防災行政無線の導入について指導する。
 - (ウ) アマチュア無線の強力確保について、体制の確立を図る。
 - (エ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。
- 2 災害に強い道路網の整備

(1) 現状及び課題

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を講じることは不可能であるのが実態である。

したがって、

○ 主要路線優先の対策推進

○ 複線化の推進

を図ることが必要である。

(2) 実施事項

ア 【市が実施する計画】（建設部）

市道の災害予防対策を推進する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 代替路線のない部分を優先して災害予防対策を推進する。（建設部）

(イ) 迂回道路としての林道整備を推進する。（林務部）

(ウ) 迂回道路としての農道整備を推進する。（農政部）

ウ 【市民が実施する計画】

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

大規模な災害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高く、あらかじめ孤立集落を把握する必要がある。その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある市民を平素から把握し、孤立地域発生時に備える。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（健康福祉部、危機管理部）

(ア) 中山間地域等の集落における孤立予想地域をあらかじめ把握する。

(イ) 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき市民の実態を把握しておく。

(ウ) ヘリコプターの空輸によるホイスト及び離着陸場所を把握しておく。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 県内の中山間地域などの集落における孤立予想地域をあらかじめ把握する。

(イ) 市町村が行う要配慮者の実態把握についての支援を行う。

ウ 【市民が実施する計画】

各地域においては、地区内の要配慮者について平素から把握するよう努める。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状と課題

松本市の自主防災組織の組織率は、令和5年1月1日現在99.2%の組織率である。

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急や救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間を要することが予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での

自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 全地区における組織結成を推進する。

(イ) 災害発生時の活動要領について、広域消防局と連携をとって、教育指導を行う。

(ウ) 活動用資機材の整備充実を行う。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

組織率の向上と組織の活性化のため、市町村に対して助言を行うとともに、県民に対する啓蒙活動を行う。

ウ 【市民が実施する計画】

孤立が予想される地域の市民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努める。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域毎に最低1か所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、災害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部、教育委員会）

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導する。

6 備 蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、本章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」及び同第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実にかんがみ、市民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

食料品等の分散配置に配慮するものとする。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

孤立が予想される集落単位での備蓄に配慮するものとする。

ウ 【市民が実施する計画】

(ア) 孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄について配慮するものとする。

(イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、発災直後から自らの備蓄で賄うことを原則とする。

市は、この間、食料を持ち出しできない者等を想定して、食料の備蓄を実施する。県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは食料供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と物資応援協定等に基づいて調達する、いわゆる流通備蓄（以下「流通備蓄」という。）の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民は発災直後から最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう努める。
- 2 食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 3 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 食料品の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

食料の調達については、災害救助用米穀の供給は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、知事の要請により農林水産省から供給される。

また、県は、県内外の米穀販売事業者との間で災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定を結んでいる。

一方、生鮮農畜産物については、卸売市場における相互供給体制の整備が必要である。その他の食料品についても、緊急時の食料品等の調達体制の整備が必要である。

食料の備蓄・調達については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料を確保する必要があるが、市は、地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達等について計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄のほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（産業振興部、こども部、危機管理部）

- (ア) 平成27年3月に県が公表した第3次長野県地震被害想定調査の結果を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易な食品を中心に、想定避難者数の1食分の確保に努めるとともに、必要に応じて更新するものとする。
- (イ) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- (ウ) 他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定に基づき、備蓄物資に関

第2章 第13節 食料品の備蓄・調達計画

する情報交換を行うとともに、供給が受けられる体制を整備する。

- (エ) 市民、企業等に対して、食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行う。
- (オ) 食料品等の調達体制の整備に努める。
- (カ) 生活協同組合コープながの、松本ハイランド農業協同組合、あづみ農業協同組合、株式会社デリシア、イオンリテール株式会社及びイオンビック株式会社と締結した災害時における応急生活物資の供給等に関する協定及び全国公設地方卸売市場協議会会員市と締結した全国公設地方卸売協議会災害時相互応援に関する協定に基づき連携を強化するとともに優先順位等について明確にしておく。（参考編、参考39～45参照）

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 市を補完する立場から、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、非常用食料を合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄し、必要に応じて更新する。（危機管理部）
- (イ) 被災市町村が自ら食料品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に食料品等を届けられるよう、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、食料品等の要請・調達・輸送体制の整備を図る。（危機管理部）
- (ウ) 県と市町村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。（危機管理部）
- (エ) 長野県生活協同組合連合会と締結した災害時における物資の調達等に関する協定書に基づき連携を強化する。（企画振興部）
- (オ) 災害救助用米穀の円滑な供給がされるよう「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省と連携をとる。（農政部）
- (カ) 県内外の米穀販売事業者との間で締結した「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により、応急米穀の円滑な供給ができるよう連携をとる。（農政部）
- (キ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と締結した災害時の応急生活物資等の調達及び安定供給に関する協定書に基づき連携を強化する。（農政部）
- (ク) 協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店会連合会、一般社団法人長野県LP協会と締結した災害時における物資の調達に関する協定に基づき連携を強化する。（産業労働部）
- (ケ) 株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社サークルKサンクスとの食料品等の調達に関する協定に基づき連携を強化する。（農政部・危機管理部）
- (コ) 株式会社デリックちくまとの災害時における食料等の供給及び運搬に関する協定に基づき連携を強化する。（農政部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 農林水産省
 - a 農林水産省は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章 I 第11の災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例に基づき対応する。
 - b 政府所有米穀の適正な備蓄を行うとともに、備蓄数量を常時把握しておくものとする。

(イ) 米穀販売事業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取扱いに関する協定書」に基づき供給を行えるよう体制を整備する。

(ウ) 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、その他の市場から被災卸売市場に対し、優先的に供給される体制について、県内卸売市場間で協定を締結する。

エ 【市民が実施する計画】

自らの安全は自ら守るという自助の精神に基づき、家庭においても発災時備蓄食料や、支援食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料を備蓄するよう努めるものとする。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

オ 【企業等において実施する計画】

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

(1) 現状及び課題

食料の供給を行うため、食料の備蓄・調達計画で述べたとおり、種々の協定等により調達体制の整備が図られており、また備蓄もなされている。これらの、協定により調達した食料や、備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

備蓄食料については、地域の特性、人口等に応じ、市の食料備蓄の供給計画により避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（産業振興部、こども部、危機管理部）

(ア) 備蓄食料及び協定等により調達した食料を市民に供給するための体制を整備するものとする。

(イ) 備蓄に加え、炊出しが行えるよう、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（紙皿・コップ、割り箸等）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努めるものとする。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 市を補完する立場から、合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄してある非常用食料を供給するための体制を整備する。

（危機管理部）

(イ) 流通備蓄については、協定等の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備する。（危機管理部、産業労働部、農政部）

第14節 給水計画

第1 基本方針

応急給水活動は、緊急遮断弁や自己水源に稼働により確保された配水池の貯留水等を、被災市民並びに重要給水施設へ直接又は給水車等の供給方法により実施する。

また、被災していない市町村(水道事業者を含む。以下同じ)に応援を要請することで飲料水等の確保を図る。

本市では、大規模な火山活動による被害を最小限に食い止めるため、老朽化した水道施設を計画的に更新、改良等することで災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車、給水タンク等の整備を充実させ、飲料水等の供給に備えるものとする。

第2 主な取組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保を図る。
- 2 緊急遮断弁の設置及び水源施設の保全、ボトルウォーターの備蓄等により飲料水等の調達体制の整備を図る。
- 3 給水供給拠点、給水車、給水タンク等の整備を充実させ、飲料水等の供給体制を確立する。

第3 計画の内容

1 応急給水計画の作成

(1) 現状及び課題

火山災害の発生により、水道施設に被害が生じることが予想される。そこで、水道施設の応急復旧までの間、被災市民並びに緊急医療及び給食活動等へ飲料水等の供給を迅速に行うための応急給水体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（上下水道局）

(ア) 応急給水体制の強化

給水供給拠点22か所（うち緊急給水栓の設置拠点19か所）から直接又は給水車等の供給方法により飲料水等の応急給水活動を行う。

- a 老朽化した水道施設の更新、改良等を行う。
- b 水源施設の保全及び予備電源の確保を行う。
- c 市民が実施する事項への支援を行う

(イ) 飲料水等の供給量

被災市民の飲料水	3ℓ／人・日
緊急医療および給食活動等	別途定める

(ウ) 給水期間

災害発生の日から15日間以内を目標とする。ただし、水道施設の被害が大きく応急復旧が終了しない場合は、関係機関と連絡を取りながら状況に応じて期間を延長する。

イ 【市民が実施する計画】

(ア) 災害発生直後の飲料水等の確保を可能な範囲で心がける。

- a 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。
- b ボトルウォーターの備蓄等による飲料水の確保に努める。
- c 風呂の残り湯の活用を習慣づける。
- d ポリタンク等給水用具の確保を行う。

(イ) 町会を中心とした応急給水受援体制を整備する。

ウ 【県が実施する計画】

(ア) 施設整備について市町村に対する助言を行う。 (環境部)

(イ) 応急給水用具の整備について、市町村に対する助言を行う。 (環境部)

(ウ) 水道施設災害等相互応援要綱（水道協議会）の整備を行う。 (環境部)

(エ) 備蓄となりうる配水池等の把握を行う。 (環境部)

(オ) ボトルウォーターを合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄し、必要に応じて更新する。 (危機管理部)

(カ) サントリービバレッジサービス株式会社との災害時における飲料水の供給に関する協定に基づき連携を強化する。 (危機管理部)

エ 【県企業局が実施する計画】

(ア) 1, 000 m³以上の配水池に緊急遮断弁を設置する。

(イ) 病院や避難所等の重要給水施設（20か所）へ災害の後でも使用可能な「安心の蛇口」の整備を行うと共に、組立式応急給水栓を配置する。

(ウ) ボトルウォーター「川中島の水」・「千曲川の水」を制作・備蓄し災害時に提供を行う。

(エ) 予備水源、予備電源の確保を行う。

2 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

応急給水用資機材は下表のとおり整備されており、緊急時はこれらの資機材により飲料水の供給を行う。しかし、大規模災害等により被災が広範囲にわたった場合には、相互応援が困難になるとともに、資機材の不足も予想されることから、応急給水用資機材の整備を充実する必要がある。

種 別	能 力	数 量	所 有 者	電 話
給水車	2, 000 L	1 台	松本市 上下水道局	4 8 - 6 8 3 0
	3, 000 L	1 台		
	4, 000 L	1 台		
給水用 トレーラー	1, 000 L	8 台	陸上自衛隊松 本駐屯地	2 6 - 2 7 6 6
車載用 給水タンク	2, 000 L	2 基	松本市 上下水道局	4 8 - 6 8 3 0
	1, 000 L	1 基		
	500 L	10 基		
緊急給水用 発電機	4. 5 KVA	17 台	松本市 上下水道局	4 8 - 6 8 3 0
ポリタンク	18 L	30 個	松本市 上下水道局	4 8 - 6 8 3 0
	20 L	130 個		
飲料水 給水ポリ袋	6 L	5,900袋	松本市 上下水道局	4 8 - 6 8 3 0
水槽	20 L	200個	陸上自衛隊松 本駐屯地	2 6 - 2 7 6 6
浄水装置	2, 000 L／	2 基	松本保健福祉	4 7 - 7 8 0 0

	時	事務所	

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（上下水道局）

- (ア) 飲料水等の確保を図るとともに、効率の良い給水車の運航計画を確立する。
- (イ) 被災範囲、被災状況から給水拠点の選定を行う。
- (ウ) 給水車、給水タンク、ポリタンク、発電機、給水ポリ袋の確保を行う。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 被災が広範囲にわたり他都道府県からの応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、水道施設災害等相互応援要綱及び他都道府県との相互応援体制に関する整備を行う。
（危機管理部、環境部）
- (イ) 市に対し、給水体制等に関する助言を行う。
（環境部）
- (ウ) 合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄したボトルウォーターの供給体制を整備する。
（危機管理部）
- (エ) 流通備蓄については、協定の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備する。
（危機管理部、産業労働部、農政部）

)

ウ 【県企業局が実施する計画】

- (ア) 飲料水供給場所の整備を行う。
- (イ) 実施マニュアルの作成を行う。
- (ウ) 「応急給水活動マニュアル」により、応急給水における県企業局の業務を関係市町に徹底する。
- (エ) 給水源の確保を行う。
- (オ) 給水車、給水タンク、給水袋等の確保を行う。
- (カ) 円滑な情報伝達、応急給水等の確保を図るため、給水区域の市町村と締結した災害協定に基づく訓練を実施する。

3 応急給水活動マニュアルに基づく想定訓練の実施

(1) 現状及び課題

広範囲な断水に対応し円滑な対応を図るため、応急給水活動マニュアルについて関係機関と調整を行う。

また、防災意識を高めるため、市民参加による給水体験を実施している。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（上下水道局）

- (ア) 応急給水活動マニュアルの関係機関との調整
次の事項を基本に円滑な対応を図るため関係機関と調整を行う。
 - a 指揮命令系統の確立
 - (a) 職員の招集方法
 - (b) 情報伝達の確保
 - (c) 班編成の強化
 - b 水道施設（水源）被害の調査方法
 - c 給水対象の把握方法
 - d 給水拠点及び日時の決定方法
 - e 直接給水及び搬送給水の方法

f 応急給水活動の周知方法

4 応急給水受援体制の整備

(1) 現状及び課題

長野県水道協議会、日本水道協会中部地方支部、松本市水道事業協同組合及び姉妹都市間での応援協定が定められている。速やかに受援できるよう関係機関及び団体等との連携体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（上下水道局）

（ア） 次の事項を基本に、応急給水受援体制の整備を図る。

- a 国、県及び市等関係機関等との連携
- b 水道事業者等関係団体との連携
- c 町会、ボランティア団体等との連携

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

第1 基本方針

災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。

このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

(災害時の主な生活必需品)

種 別	品 名
寝 具	タオルケット、毛布等
衣 類	下着、靴下、作業着等
炊事道具	なべ、包丁、卓上コンロ等
身の回り品	タオル、生理用品、紙オムツ等
食器類	茶わん、はし、ほ乳びん等
日用品	石鹸、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等
光熱材料	マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等
その他	テント、懐中電灯、携帯ラジオ、その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

(必要量)

人口の5%程度（県地域防災計画による）が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して、備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第2 主な活動

- 1 市の実情に応じて、備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。
- 2 市内流通業者と協定を締結し、調達体制の整備を図る。

第3 活動の内容

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、市民自ら行うことが有効であり、市民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品について備蓄を図る必要がある。

また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、県とも連携をとりながら調達体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（産業振興部、危機管理部）

- (ア) 避難場所及び備蓄倉庫等に生活必需品の備蓄を行う。
- (イ) 市内流通業者に災害時における生活必需品の調達に関する協力を要請する。
- (ウ) 各関係機関の備蓄・調達の計画状況を取りまとめるとともに、市内の調

達可能量を取りまとめる。

- (エ) 関係機関における備蓄・調達を促進する。
- (オ) 市民対し防災思想の普及を行い、各世帯に数日分（3～5日分）の生活必需品の備蓄を行うよう啓発する。
- (カ) 災害時に生活必需品を、県、災害時相互応援協定締結市町村、被災にあっていない近隣市町村及び県内外の友好都市等から提供を受けることのできる体制を整備する。
- (キ) 生活協同組合コープながの、松本ハイランド農業協同組合、あづみ農業協同組合、株式会社デリシア、イオンリテール株式会社株式会社及びイオンビック株式会社と締結した災害時における応急生活物資の供給等に関する協定及び全国公設地方卸売市場協議会会員市と締結した全国公設地方卸売協議会災害時相互応援に関する協定に基づき連携を強化するとともに優先順位等について明確にしておく。（参考編、参考39～45参照）

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、諏訪市卸商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店会連合会、長野県石油商業組合、（一社）法人長野県LPガス協会との災害時における物資の調達に関する協定、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマートとの災害時における生活必需品等の調達に関する協定に基づき連携を強化する。
（危機管理部、企画振興部、産業労働部、農政部）
- (イ) 被災市町村が自ら食料品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に生活必需品等を届けられるよう、食料品等の要請・調達・輸送体制の整備を図る。
（危機管理部）
- (ウ) 市町村地域防災計画についての助言等を通じ市町村における備蓄・調達を促進する。
（危機管理部）
- (エ) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。
（危機管理部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

関係機関にあっては、必要な生活必需品の備蓄を図るものとする。

エ 【市民が実施する計画】

災害時に備えて、生活必需品の他、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持出し袋等の準備を行う。

2 生活必需品の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後、市は直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。

また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（産業振興部、危機管理部）

第2章 第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

- (ア) 協力を要請した県、災害時相互応援協定締結市町村、被災にあつていない近隣市町村及び県内外の友好都市及び流通業者等と災害発生時を想定した連絡方法を調整する。
 - (イ) 緊急時における輸送体制は、本章第8節「緊急輸送計画」による。
 - (ウ) 輸送されてくる生活必需品の輸送手段、集積場所等について、あらかじめ関係機関と調整する。
- イ 【県が実施する計画】
- (ア) 協定の締結先と災害発生時を想定した、連絡方法を調整する。
(危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部)
 - (イ) 緊急時における輸送体制は第9節緊急輸送計画による。 (関係部局)

第16節 危険物施設等災害予防計画

第1 基本方針

火山災害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 火薬類施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 3 高圧ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 4 液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 6 放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

市内の消防法に定める危険物施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所があり、中には、貯油能力1,000kℓ以上の大規模な貯油施設もあることから、これら施設においては、火山災害等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（広域消防局）

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関など多種類の危険物を保有する施設に対し、危険物収容容器等の転倒、落下、破損等による混触発火が生じないように管理徹底を指導する。

イ 【広域消防局が実施する対策】

(ア) 規制及び指導の強化

- a 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、火山災害によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、火山災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- c 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。
 - (a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
 - (b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(イ) 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な火山防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の所有者に対し、自衛消防組織等の自主的

第2章 第16節 危険物施設等災害予防計画

な自衛体制の整備について指導する。

(ウ) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。

また、危険物施設の所有者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

(エ) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(オ) 県警察との連携

危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

ウ 【県が実施する計画】

(ア) 危機管理部が実施する計画

a 市町村に対し、危険物施設における保安体制の強化及び災害に対する安全性の向上について指導する。

b 消防法に定める危険物取扱者に対する保安講習を実施するとともに、危険物施設の管理者等関係者を対象に、災害時における保安管理技術の向上を図るため、消防機関等関係機関と連携し、講習会、研修会等を実施する。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

2 火薬類施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

市内の火薬類取扱施設は、煙火製造所、火薬庫及び庫外貯蔵庫があり、更に火薬類の消費場所においては、火薬類取扱所及び火工所がある。

これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。

特に、火山災害等による危険時については、事業者に対し緊急措置及び警察官等への通報が義務付けられている。

しかし、火災が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（危機管理部、広域消防局）

(ア) 災害発生時の対応等、適切な措置について、広報を実施し、平常時から注意を喚起する。

(イ) 災害時の避難場所になる官公庁に対し、一層の安全性の高い対策を講じるように依頼する。

(ウ) 火薬類施設等の実態を把握するとともに、災害発生時の周辺住民の避難誘導體制の確立を図る。

(エ) 災害発生時の緊急出動体制、関係施設の点検等の構築について、関係機関に対しての指導を行う。

(オ) 行政官庁、その他の関係機関との連絡体制を整備し、情報交換、応援体

制の確立を図る。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 産業労働部が実施する計画

- a 火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図る。
- b 火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図る。
- c 火薬類取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について次に掲げる事項の指導徹底を図る。
 - (a) 自主保安体制の整備
災害発生時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努める。
 - (b) 緊急連絡体制の整備
行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努める。
 - (c) 付近住民に対する周知
付近住民に対し、災害時には施設周辺に近づかないよう、日頃から周知するよう努める。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害発生時における市民の避難誘導方法等について指導する。

ウ 【広域消防局が実施する計画】

- (ア) 関係法令や監督官庁の立入検査、指導等に基づく技術上の基準を遵守するように指導する。
- (イ) 大規模災害発生時の出動体制の強化を図る。
- (ウ) 立入検査等を実施し法令遵守の徹底を図る。
- (エ) 保安教育講習等において、事故防止対策の徹底を図る。
- (オ) 関係機関と災害発生時の連絡体制の整備について、次の事項の指導徹底を図る。
 - a 自主保安体制の強化
 - b 連絡系統の確立、整備
 - c 付近住民に対する広報体制の確立
- (カ) 災害発生時の避難場所となる官公庁に対し、自己管理を徹底し、より一層安全性の高い対策を講ずるよう依頼する。

3 高圧ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

市内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。

これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

災害発生時の対応は、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層躍進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（危機管理部、広域消防局）

2の火薬類施設災害予防計画と同様に計画

イ 【県が実施する計画】

(ア) 産業労働部が実施する計画

- a 液化石油ガス製造施設及び一般高圧ガス製造施設に対する保安検査を年1回実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導する。
- b 高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等に対し、立入検査を随時実施し、法令で定める技術等の遵守についての徹底を図る。
- c 長野県高圧ガス地域防災協議会に対し、高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等における災害の発生又は拡大を防止するために、一層の防災体制の充実を図るよう要請する。
- d 高圧ガス製造施設等に対し、災害時における従業員の任務を明確にし、緊急時の措置及び連絡体制について整備を図るよう指導する。
また、災害防止訓練の実施を推進する。
- e 災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図る。
- f 高圧ガス製造業者等に対し（以下、1まで同じ。）高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害を防止するため、毎年1回以上不同沈下量の測定を実施するよう徹底を図る。
- g 高圧製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備の日常点検を強化し、機能を維持するよう指導する。
- h 高圧ガス設備の倒壊を防ぐため、その設備の架台及び支持脚を補強し、防錆塗装を行うよう指導する。
- i 多数の容器を取扱う施設は、容器の転倒によるガスの漏洩及び容器の流出を防止するため、ホームのブロック化及びロープ掛け等により容器の転倒転落を防止するとともに、段積みを避けるよう指導する。
- j 災害時に高圧ガス製造施設等に関係者以外が立ち入らないように事業所員を配置させる等侵入防止対策の整備を図る。
- k 災害時には、高圧ガス製造施設等に近づかないことを付近住民に周知するよう指導する。
- l 災害時における応急供給体制を確立するよう指導する。
- m 事業者間にわたる協力体制を整備するよう長野県高圧ガス団体協議会に対し依頼する。
- n 災害復旧工事等に高圧ガスを使用する場合の応急供給計画に対する対策を整備するよう長野県高圧ガス保安協会に依頼する。
- o 災害発生状況を把握するため、地域振興局等に空気呼吸器などの体制整備を図る。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害発生時における市民の避難誘導方法等について指導する。

ウ 【広域消防局が実施する計画】

2の火薬類施設災害予防計画と同様に計画

エ 【関係機関が実施する計画】（高圧ガス保安協会、指定保安検査機関）

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県CE検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に

第2章 第16節 危険物施設等災害予防計画

対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

4 液化石油ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒防止措置の徹底など、災害対策の促進について、液化石油ガス販売事業者等に対する指導を一層徹底する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（危機管理部、広域消防局）

2の火薬類施設災害予防計画と同様に計画

イ 【県が実施する計画】（産業労働部）

(ア) 液化石油ガス販売業者等に対する立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。

(イ) 災害時に、容器の転倒によるガスの漏洩及び容器の流出が生じることのないよう、液化石油ガス販売業者等に対し、一般消費先の容器の転倒・流出防止措置を徹底するとともに、消費者のとりべき緊急措置についての周知を確実に行うよう指導する。

5 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県では、県内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届け出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危険防止規定の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに、立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。

なお、緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤については、災害発生時に備えて常時備蓄している。

また、災害防止等のため研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】

（危機管理部、健康福祉部、広域消防局）

(ア) 災害発生時における市民等の避難誘導について、警察署と調整する。

(イ) 保管貯蔵施設等の実態を把握し、災害時における対処を検討する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 健康福祉部が実施する計画

a 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導する。

b 災害発生緊急通報システムを作成する。

c 中毒事故発生時における処理情報等の提供を行う。

d 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財

政的支援を行う。

e 災害発生状況を把握するため、保健所等に空気呼吸器などの体制整備を図る。

f 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、営業者、業務上取扱者等を対象に研修会を開催する。

(イ) 警察本部が実施する計画

毒物・劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

ウ 【広域消防局が実施する計画】

(ア) 毒劇物等の特殊災害対応の装備、資機材の備蓄を図る。

(イ) 毒劇物等取締事業所等の把握を図り、警防計画を策定する。

(ウ) 災害発生時の緊急体系の確立を図る。

(エ) 製造作業所、貯蔵設備、陳列場所及び運搬用具について基準の遵守、状況点検管理がされているよう指導する。

(オ) 毒劇物等が事業所の外に飛散し、漏洩し又は地下に染み込むことを防ぐ必要な措置を講ずる指導をする。

エ 【関係機関が実施する計画】（長野県医薬品卸協同組合等）

毒物劇物事故処理剤の確保体制の整備を図る。

6 放射性物質使用施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

本市における放射性同位元素等使用事業所は、研究機関、医療機関及び民間機関等を中心にあり、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。

消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（健康福祉部）

所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。

イ 【県が実施する計画】

所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。

ウ 【広域消防局が実施する計画】

(ア) 放射性施設等の実態を把握し、応急対策活動マニュアル等の整備を図るとともに、災害防止体制の確立を図る。

(イ) 関係機関との連絡体制を整備し情報交換・応援要請体制の確立を図る。

(ウ) 放射線測定器、放射線防護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制を強化する。

(エ) 災害発生時の緊急連絡体系の確立を図る。

放射線施設の責任者に、地震災害時における活動を迅速にするため、次のことを実施するよう指導する。

a 自主保安体制の整備強化

b 災害発生時の緊急通報系統を作成

c 付近住民に対する避難誘導、広報体制の確立

d 放射性物質漏洩等における処理情報等の提供

(令和3年4月1日現在)

事業所名	所在地
(国立大学法人) 信州大学ヒト環境科学研究支援センター	松本市旭 3-1-1
(国立大学法人) 信州大学医学部附属病院	松本市旭 3-1-1
(国立大学法人) 信州大学理学部	松本市旭 3-1-1
(独立行政法人国立病院機構) まつもと医療センター	松本市村井町南 2-20-30
松本市食肉衛生検査所	松本市島内 9839
長野県松本保健福祉事務所	松本市島立 1020
(一社)長野県労働基準協会連合会松本測定所	松本市神林小坂道 7107-55
(社)長野県薬剤師会検査センター	松本市旭 2-11-20
キッセイ薬品工業(株)薬物動態研究所	松本市芳野 19-48
(株)公害技術センター松本支店	松本市平田西 1-1-26
王子板紙(株)松本工場	松本市笹賀 5200-1
社会医療法人財団 慈泉会 相澤病院	松本市本庄 2-5-1
(株)環境科学	松本市和田 4709
(株)環境技術センター	松本市笹賀 5652-166
医療法人 青樹会 一之瀬脳神経外科病院	松本市島立 2093
日本電計株式会社 松本営業所	松本市島内字広田 4081-8
長野県消防防災航空センター	松本市大字空港東 9030
東芝産業機器システム株式会社 関信越支社 信州支店	松本市深志 2-5-26
株式会社北信理化 松本支店	松本市笹賀 7600-52
三井住友ファイナンス&リース株式会社 甲信営業部	松本市本庄 1-3-10
株式会社カナモト 松本営業所	松本市村井町西 2-4-3
株式会社仙台銘板 松本営業所	松本市今井 7160-2
GEヘルスケア・ジャパン株式会社 長野営業所	松本市井川城 3-10-6

第17節 電気施設災害予防計画

第1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから

- 災害に強い電気供給システムの整備促進
 - 災害時を想定した早期復旧体制の整備
- を重点に、予防対策を推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。
- 2 災害時の職員の配備計画を樹立する。
- 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第3 計画の内容

- 1 施設・設備の安全性の確保
 - (1) 現状及び課題
災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する。
 - (2) 実施計画
 - ア 【市が実施する計画】（危機管理部、建設部）
電気事業者と連携を取りながら、共同溝の設置など、電線の地中化について研究を進めるとともに、推進を図る。
 - イ 【県が実施する計画】（建設部）
電気事業者と調整がついた箇所から電線共同溝又は共同溝整備を推進する。
 - ウ 【関係機関が実施する計画】
 - (ア) 東京電力リニューアブルパワー㈱が実施する計画
電力設備について、十分な科学的解析と従来からの経験を生かし、機器の標準規格・設計基準等に基づいた万全の予防対策を講ずる。
 - (イ) 中部電力（株）および中部電力パワーグリッド㈱が実施する計画
水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐震設計を行う。
 - (ウ) 県企業局が実施する計画
 - a 電気工作物の点検整備等
発電所の主要施設は各基準に適合した施設であるが、保安規程等に基づく巡視、点検及び検査を行い、各設備の特性、劣化又は老朽化状況及び周辺状況等を把握する中で、常に保安上の支障のないよう維持管理する。
 - b 非常通信連絡体制の整備
災害その他非常時における情報の伝達、収集を迅速かつ円滑に行えるよう、通信設備や緊急連絡体制の整備を図る。
 - c 防災訓練の充実
災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、過去に発生した災害の実情、特異性を把握し、毎年計画的に実践的な訓練を実施する。
 - d 二次災害の防止

第2章 第17節 電気施設災害予防計画

施設の巡視、点検を行う中で、危険箇所及び被害を受けやすい箇所を把握し、あらかじめ必要な措置を講ずるとともに、特に、ダム、導水路等の破損又は決壊、土砂被害の発生等による二次災害防止に重点をおいて施設を整備する。

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置計画を確立する。

(2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する計画】（中部電力パワーグリッド㈱）

非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておく。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

電力系統は、発電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくものとする。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部、建設部）

地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図るものとする。

イ 【県が実施する計画】

電力会社との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

ウ 【市、県及び関係機関が実施する計画】

(ア) 電力会社において平常時から電力の相互融通体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておく。

(イ) 県企業局は、電力供給先である電力会社との間で、電力受給の円滑化、設備の保安全管理並びに発電所の合理的な運用等について、協定しておくものとする。

(ウ) 県及び地域振興局、市町村に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化する。

(エ) 県、市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

第18節 都市ガス施設災害予防計画

第1 基本方針

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。

火山が爆発した場合には、火山性地震及び溶岩・隕石により、製造所又は供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発・生ガス中毒事故の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の高耐震化を推進するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間での応急復旧の応援を行う。

第2 主な取組み

- 1 製造・供給施設及び導管については、災害に耐えられものとするとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- 2 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、災害発生時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害発生時の対応を迅速に行う。
- 3 二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法等の法令及び（一社）日本ガス協会の設計基準に準拠して耐震性に配慮している。

緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に配置し、消防設備等の保安設備も配置している。

以前設置した導管の中には、材料・接合方法が災害に耐える力の弱いものがあり、取り替える必要がある。

また、バックアップとしての導管の複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割（ブロック化）を推進している。

需要家の安全対策として、震度5強以上の火山性地震に自動的にガスを遮断するマイコンメーターの全戸設置を推進している。

情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。

都市ガス事業者にあつては、製造施設、供給施設及び導管の火山性地震による被害を発生直後の確に判断する手段として、建築物の被害と関連のある数値（S I 値又は最大速度値）を表示する地震計を設置している。

(2) 実施計画

ア 【都市ガス事業者が実施する計画】

＜松本ガス（株）＞

- (ア) 橋に添架されている等露出している導管及び緊急ガス遮断装置の日常点検の実施

- (イ) マイコンメーターの全戸設置

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

災害発生時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に要員の配置計画を策定する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【都市ガス事業者が実施する計画】

＜松本ガス（株）＞

休日・夜間の災害に対応できる宿日直者を配置し、発生後直ちにガス供給施設の点検・情報収集・各種連絡を行うこととしている。

また、震度5強以上の火山性地震が発生した場合は、職員は連絡がなくてもあらかじめ定められた場所に出動して災害対策本部を迅速に設置し、速やかに応急復旧活動を行う。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

ガス漏洩による火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、災害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応できない場合の相互応援体制が確立されている。

さらに、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図るものとする。

イ 【県が実施する計画】

都市ガス事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

ウ 【都市ガス事業者が実施する計画】

(ア) 被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、県及び地域振興局・消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。

(イ) 都市ガス事業者間では、災害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図る。

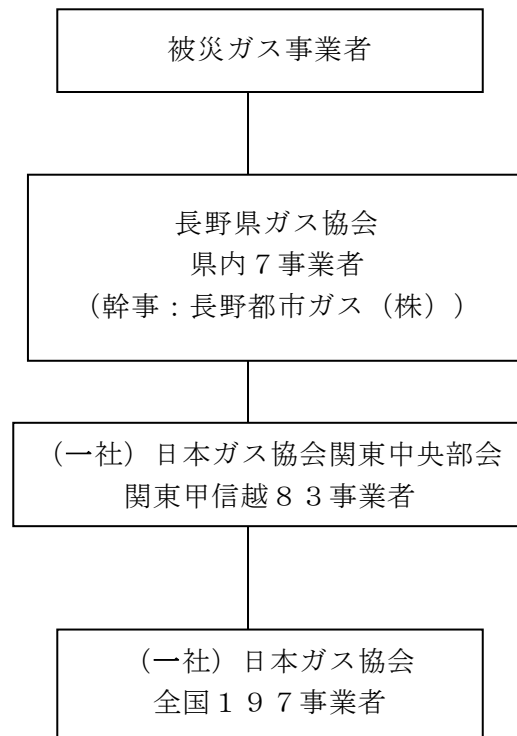
a (一社) 日本ガス協会

「非常事態における応援要綱」

b (一社) 日本ガス協会関東中央部会

「非常事態における応援要綱」に係る関東中央部会運用規定

都市ガス事業者応援系統図



第19節 上水道施設災害予防計画

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保は、老朽化した施設・設備の更新、改良等の他、非常用施設・設備を常に正常に稼動できる状態に維持し、かつ被害を受けにくいものにする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取り組み

- 1 水道施設・設備の安全性の確保
- 2 施設応急復旧活動マニュアルに基づく想定訓練の実施
- 3 施設応急復旧受援体制の整備

第3 計画の内容

- 1 水道施設・設備の安全性の確保

- (1) 現状及び課題

老朽化した施設の更新等を計画的に進めているが、実施に多大な費用が必要となるため、安全性の確保が十分に行えていないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、緊急時連絡管等の整備が必要である。応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定により他市町村へ応援を要請することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することも可能である。

- (2) 実施計画

- ア 【市が実施する計画】（上下水道局）

- (ア) 次の事項を基本に、計画的に施設の安全性の確保を図る。

- a 老朽化した施設・設備の更新、改良を進める。
 - b 緊急時の飲料水等の確保を図るため、水源施設の保全並びに緊急遮断弁の設置等を進める。
 - c 断水等の影響を最小限にとどめるため、水道事業者相互の緊急連絡管の整備促進及び配水系統間の相互融通性の強化を図る。
 - d 復旧資材の備蓄を行うものとする。
 - e 水道管路図等の整備を行うものとする

- イ 【県が実施する計画】

- (ア) 水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。

- (イ) 県企業局が実施する計画

- a 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を促進する。
 - b 浄水場等の基幹施設の耐震化を促進する。
 - c 隣接事業体と緊急連絡管の設置について検討を行う。
 - d 無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図る。
 - e 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。
 - f 「大規模地震時の初動マニュアル」へ職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。
 - g 復旧資材の備蓄を行う。

- h 避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した配管図等の整備を行う。
- i 予備電源の確保を図る。

2 施設応急復旧活動マニュアルに基づく想定訓練の実施

(1) 現状及び課題

広範囲な断水に対する施設の応急復旧の円滑な対応を図るため体制の強化が必要である。また、応急復旧活動を迅速に行うための訓練が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（上下水道局、建設部）

(ア) 水道施設応急復旧活動マニュアルに基づき、次の事項を基本に確認と調整を行う。

a 指揮命令系統の確立

(a) 職員の非常招集

(b) 情報伝達の確保

(c) 班編成の強化

b 水道施設の被害状況調査、把握方法

c 復旧用資機材の備蓄及び調達方法

d 応急復旧の具体的作業、手順、方法

e 応急復旧活動内容の周知方法

f 施設管理図面等の管理及び活用方法

(イ) 水道施設応急復旧活動の訓練を実施する。

3 応急復旧受援体制の整備

(1) 現状及び課題

長野県水道協議会、日本水道協会中部地方支部、松本市水道事業協同組合及び姉妹都市間での応援協定は定められている。速やかに受援できるよう関連機関及び団体等との連携体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（上下水道局、建設部）

(ア) 次の事項を基本に、応急復旧受援体制の整備を図る。

a 国、県及び関係機関等との連携

b 水道事業者等関係団体との連携

c 電気、機械及び計装設備等団体との連携

第20節 下水道施設災害予防計画

第1 基本方針

下水道等の施設の建設に当たっては、各火山が持つ固有の活動特性に応じ、施設の位置等について検討しなければならない。

下水道管理者等は、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。

第2 主な取組み

- 1 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 2 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。
- 3 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳の整備・充実を図る。
- 4 管渠及び処理場施設等の、系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等を充実させる必要がある。

また、復旧体制については、市、県とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者との災害時の支援協定を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県（環境部）が実施する計画】（上下水道局、建設部）

- (ア) 災害時（地震）の対応を定めた下水道事業業務継続計画（BCP）を策定済みであるため、火山災害を含めた計画のブラッシュアップを行う。
- (イ) 下水道事業業務継続計画（BCP）に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。
- (ウ) 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を充実させる。なお、長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール及び下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルールにより、他市町村及び応援要請をすることができる。

2 緊急用・復旧用資機材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県（環境部）が実施する計画】（上下水道局、建設部）

発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資機材を計画的に購入、

備蓄する。

3 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整・保管が義務づけられている。

下水道施設等が火山災害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、确实かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

(2) 実施計画

【市及び県（環境部）が実施する計画】（上下水道局）

下水道台帳等の適切な調製・保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、确实かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

4 管路及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

火山災害のように、復旧までに長期の期間を要する災害では、下水道施設等が被災した場合に、応急的な復旧のみでは対応に限界がある。

このため、管路の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

【市及び県（環境部）が実施する計画】（上下水道局）

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第21節 通信・放送施設災害予防計画

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関で予防措置を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 県は通信施設の地震対策、災害に強い通信手段の整備及び災害情報収集処理システムの整備を図る。
- 3 市は通信施設の地震対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 4 電気通信事業者は通信施設の地震対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 5 放送機関は、通信施設の地震・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 6 警察機関は通信機器の地震対策、情報収集体制の強化を図る。
- 7 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

また、火山周辺の登山者等に防災情報を伝達するため、携帯電話の不感地域の解消を図ることが必要である。

(2) 実施計画

各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

2 防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

本市には移動系の防災行政無線が設置されているが、災害の際はふくそうすることが予測される。市民及び防災関連機関への災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集伝達には「地域防災系の防災行政無線」の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

市民への情報伝達手段として有効な同報系ならびに防災・生活関連機関、自

第2章 第21節 通信・放送施設災害予防計画

主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災行政無線について調査研究し、施設等の整備を推進する。

また、IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、通信施設については、安全性など災害予防対策を図る。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化および中枢機能の分散化を図る。 (危機管理部、総務部、建設部)
- (イ) 被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進する。
(危機管理部、建設部)
- (ウ) 被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行う。 (危機管理部、建設部)
- (エ) 各無線局において通信機器および予備電源装置の取扱の習熟のため訓練を行う。
- (オ) 通信機器の作動状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。 (危機管理部、総務部、建設部)

3 電気通信施設の災害予防

(1) 現状及び課題

従来の地震対策は、関東大震災クラス（震度6弱）を想定した災害対策を実施してきたが、震度7を想定した耐震対策との危機管理体制を整備する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

地域防災計画等の定めるところにより、東日本電信電話㈱等の電気通信事業者との連携を図るものとする。

イ 【県が実施する計画】

東日本電信電話㈱等の電気通信事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

ウ 【東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱が実施する計画】

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化及び火山周辺の携帯電話の不感地域の解消に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて、電気通信設備とその付帯設備には必要な耐水、耐風及び耐雪を行うとともに、下記の施策を逐次実施するものとする。

- (ア) 被災状況の早期把握
市及び県、防災機関等との情報連絡の強化を図る。
- (イ) 通信システムの高信頼化

第2章 第21節 通信・放送施設災害予防計画

- a 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- b 主要な交換機を分散設置する。
- c 通信ケーブルの地中化を推進する。
- d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

4 放送施設災害予防

(1) 現状及び課題

ア 日本放送協会（松本支局）

火山災害等に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から放送所や機器等の整備に努めている。

イ 信越放送株式会社

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して常日頃から対策の円滑な実施が図れるよう心がけ、放送局としての使命を果たすべく努力している。

(ア) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

(イ) 衛星を使った移動中継設備SNG車を長野と松本に配備している。

ウ 株式会社長野放送

火山等の災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項目について放送施設を整備し、災害に備えている。

(ア) 演奏所、送信所、中継局についてはできるだけ予備系統を設ける。（放送装置の現用予備2台化等）

(イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。

(ウ) 毎年、冬季前に無電設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ 株式会社テレビ信州

災害の発生に際し、放送を確保するため「非常災害対策要綱」を策定し、放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

(ア) 電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

(イ) 非常災害対策訓練の実施

非常時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送株式会社

火山災害等の非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。

また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

(ア) 電源設備について

自家発電及び無停電設備により停電時に備えている。

(イ) 放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送株式会社

非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定し、これに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

(ア) 予備放送設備の整備

(イ) C S衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保

(ウ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備及びFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼動

キ 株式会社テレビ松本ケーブルビジョン

火山噴火等の災害に際し、放送を確保するため、以下の項目について備えている。

(ア) 線路設備

各増幅器の給電には、バッテリー式の電源を使い、商用電源の停電に備えている。また、予備ケーブル、予備機器を常に確保している。

(イ) 自主放送設備

災害時には、最小限の人員で放送できるようにしている。

(ウ) 電源

本社、支社のヘッドエンドを給電している電源には、バッテリー式の予備電源を備え、バッテリーの定期的な保守、交換を行っている。

(2) 実施計画

ア 【日本放送協会長野放送局松本支局が実施する計画】

平常時に実施している災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の転倒防止等の対策、非常電源設備の充実を図る。

イ 【信越放送株式会社が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの対策を行う。

また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の耐震を加味した改修、連絡無線網の整備、機能向上を図る。

ウ 【株式会社長野放送が実施する計画】

(ア) 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行う。

(イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行う。

(ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努める。

エ 【株式会社テレビ信州が実施する計画】

(ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させる。

(イ) 演奏所と送信所を結ぶSTLの予備回線を検討している。

オ 【長野朝日放送株式会社が実施する計画】

(ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加

(イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保の実施

(ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検

カ 【長野エフエム放送株式会社が実施する計画】

(ア) STL送信空中線導波管の耐震フレキシブルへの改修を行う。

(イ) FM送信空中線給電系の2ルート化を行う。

(ウ) 演奏所電源系改修を行う。

(エ) STL非常回線の設置を検討する。

(オ) 非常用送信機設置等の実施

キ 【株式会社テレビ松本ケーブルビジョンが実施する計画】

- (ア) 線路設備の確保
- (イ) 自主放送のための体制整備

5 警察無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

警察通信施設では、横手山（草津白根山）、白骨（焼岳）の無線中継所が対策となるが、主要無線中継所である横手山については、無線多重回線の2ルート化（美ヶ原経由）を完了している。また、今後整備される無線中継所については、鉄骨造りALCとする等、耐震性、不燃堅牢性について強化を図っていく。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

- ア 被災現場における情報収集体制を強化するため、ヘリコプターテレビシステムを整備を行う。
- イ 災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信固定局の整備を行う。
- ウ 無線中継局および無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を推進する。

6 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、火災等により焼失するおそれがある。このため、架空から地中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（建設部）

市は、道路管理者として、通信事業者と調整のついた箇所より電線共同溝または、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

事業者等と調整のついた箇所より共同溝の整備をおこない、地中化の実施を図る。

第2.2節 鉄道施設災害予防計画

第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には災害の発生に対処するため、耐震性に配慮し、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の検査を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し、整備強化を図る。
- 2 各体制に基づき、関係職員の配置計画をとる。
- 3 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 災害予防計画の整備

(1) 現状及び課題

災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。

また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

地域防災計画及び安全連絡地域分科会等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図るものとする。

イ 【県が実施する計画】

鉄道会社との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

ウ 【東日本旅客鉄道株式会社が実施する計画】

(ア) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を講じる。

(イ) 防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。

(ロ) 関係機関との連携運転規制の基準

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

エ 【東海旅客鉄道株式会社が実施する計画】

(ア) 施設・設備の安全性の確保

第2章 第22節 鉄道施設災害予防計画

調査グループの設置運用により定期検査を実施しているが、この体制を継続強化し、検査結果に基づく保守、補強、取替えなどを計画的に実施する。

- (イ) 職員の配置計画
各体制に基づき、関係職員の配置計画をとる。
- (ウ) 関係機関との連携
部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

オ 【アルピコ交通株式会社が実施する計画】

- (ア) 計画目標
地震による弱体箇所については、整備強化を図り、被害防止に努める。
- (イ) 実施計画
 - a 線路の整備
 - (a) 盛土部、切取部の法面箇所を調査し、要注意箇所を把握する。
 - (b) 上記に基づき、防災工事を必要とする箇所は、その対策工事を実施する。
 - b 橋梁の整備
点検調査を実施し、補強化対策を要する橋梁には、補強等の整備を実施する。
 - c 災害用の器材整備
災害時における、救援車、作業車の整備、非常用器材の配置に努める

。

カ 【北陸信越運輸局が実施する計画】

- (ア) 鉄道事業者に対し、火山災害から鉄軌道を保全するため、トンネル等の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるよう指導する。また、安全運行に資する竜巻等突風に係る検討内容等の情報提供に努める。
- (イ) 鉄道事業者に対し、災害発生に備え、異常時マニュアル等の作成及び実情を踏まえたマニュアルの見直しの指導を行うものとする。
- (ウ) 鉄道事業者に対し、定期的な異常時訓練の実施について指導を行うものとする。
- (エ) 関係機関との連携を図るものとする。

第23節 災害広報計画

第1 基本方針

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。

そのためには、住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 情報伝達施設・設備等の整備をする。
- 3 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第3 計画の内容

1 被災者への情報の提供体制

(1) 現状及び課題

災害発生時には、市民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、市・県及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、市民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部、全庁）

- (ア) 市民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
 - a 窓口設置用電話回線、電話機・ファックス・パソコン（インターネット）の確保
 - b 窓口設置場所の確保
 - c 各部局の窓口対応職員の指定
 - d 外国人からの問合せにも対応できる体制
- (イ) テレビ、コミュニティ放送、有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (ウ) 災害情報共有システム（Lアラート）、市のホームページ等を利用し、市民等に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。
- (エ) 市民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。
- (オ) 上記のほか、市民に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、市民への普及啓発に努める。

- (カ) 市有施設においては、災害時における放送協定を締結している有線テレビジョン放送等の導入を積極的に推進し、迅速な災害広報に努める。
- (キ) 整備された災害情報メールの機能を発揮させるとともに、事業の充実及び迅速な災害情報収集に努める。(広域消防局)
- (ク) 東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。
- イ 【県が実施する計画】(危機管理部、総務部)
 - (ア) 住民等からの問い合わせに対する専用電話・ファックス・パソコン(インターネット)を備えた相談窓口を設置し、職員が専属で対応できるよう以下の点についてあらかじめ体制を整備する。
 - a 窓口設置用の電話回線、電話機・ファックス・パソコン(インターネット)の確保
 - b 窓口設置場所の確保
 - c 各部局の窓口対応職員の指定
 - d 外国語による情報提供体制の整備
 - (イ) 災害情報共有システム(Lアラート)、防災情報掲示板など県のホームページを活用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を図る。
 - (ウ) Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。
 - (エ) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。
 - (オ) (エ)のほか、住民に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び報道機関等と体制の整備を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。
- ウ 【報道機関等が実施する計画】

県内報道機関及び通信事業者は、住民に対して各種の情報提供を行うため、市及び県と体制の整備・確認を行う。
- エ 【電気通信事業者が実施する計画】

災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

2 防災行政無線通信施設の整備と災害予防

(1) 現状及び課題

市民及び防災関連機関への災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集伝達には「移動系防災行政無線」が最も効果的であり、基幹的施設等に対しては平成28年度に整備を完了し、必要に応じ追加整備を進める。

また、今後整備された施設を活用し、事業の充実に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(危機管理部)

市並びに防災・生活関連機関、自主防災組織等が、相互間通信を行える地域防災系の防災無線の整備・充実に努める。

また、通信施設については、耐震性など災害予防対策を図る。

(危機管理部)

3 報道機関への情報提供及び協定

(1) 現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。通常は危機管理部が、災害対策本部設置時には指揮本部が行う。

(イ) 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、長野県と放送各社との間において締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、速やかに報道要請が行えるよう、県に対する報道要請の方法についての確認を行っておく。

(ウ) 本市独自に協定を締結している民放テレビ6社（信越放送株式会社、株式会社長野放送、株式会社テレビ信州、長野朝日放送株式会社、株式会社テレビ松本ケーブルビジョン、あづみ野テレビ株式会社）及びFMラジオ1社（長野エフエム放送株式会社、エフエムまつもと株式会社）に対し、放送を要請する。（参考編、参考23～26参照）

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、企画振興部）

(ア) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、被害状況及び対策等の情報の報道機関に対する提供については、通常は危機管理防災課が、災害対策本部設置時には、本部室長の指示により情報発信担当が行うこととする。

(イ) 県は放送事業者とは、災害時における放送要請に関する協定を締結しているが、災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう訓練等を行うものとする。

第24節 土砂災害等の災害予防計画

第1 基本方針

本市は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、火山噴火に起因する土石流等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、国、県、市等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に、近年要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する火山災害予想区域内については、特に万全の対策が必要とされる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が通行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害の恐れのある区域の宅地開発を抑制し土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害警戒区域を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を行う。
- 2 住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害警戒区域、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定をする。
- 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。
- 4 特に活動が活発な活火山では、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対し、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、関係機関が連携して被害をできる限り軽減する取組を推進する。（焼岳、乗鞍岳）

第3 計画の内容

1 土石流対策

(1) 現状と課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、火山活動によって土石流・泥流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本市は、糸魚川ー静岡構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が、多く分布している。（資料編、資料9参照）

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）

土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を印刷した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、土石流危険渓流を市民へ周知する。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 土石流の発生するおそれのある渓流を調査し、必要に応じ砂防指定地の指定を促進する。

(イ) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果

第2章 第24節 土砂災害等の災害予防計画

を市に提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行う。

- (ウ) 砂防工事を要する箇所について、計画的に対策事業を実施するとともに、砂防指定地の指定を促進する。

ウ 【関係機関が実施する計画】（松本砂防事務所）

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握する。
- (イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図る。

エ 【市民が実施する計画】

土石流危険渓流についての知識を深めるとともに、安全な避難場所の確認をしておく。

2 泥流対策

(1) 現状と課題

本市は、焼岳等の活火山を抱えており、火山の噴火による火砕流、降灰、泥流、土石流等が発生する危険性が高い。火山は、雲仙岳噴火災害にみるように、一度本格的な噴火活動を開始すると甚大かつ長期間に渡る災害が発生することになる。

この被災を最小限に留めるため災害防止施設整備することはもちろん、万一に備え事前に警戒避難体制を確立しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部）

危険区域等について住民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図る。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

降雨等による火山の泥流対策として砂防設備の整備を進めるとともに観測監視システム及び警戒避難体制を整備する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

火山噴火避難システムの整備を図る中で、当面直轄において、土砂移動現象に対する観測、情報システムの整備を進める。（地方整備局）

降雨による泥流等による災害のおそれがある場合には、関係機関と調整の上、当該地域に係る予測雨量等の防災気象情報を提供する。（長野地方気象台）

エ 【住民が実施する計画】

危険区域等について知識を深めるとともに安全な避難場所を確認するものとする。

3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策

(1) 現状と課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い本市では、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

（危機管理部、建設部、環境エネルギー部、健康福祉部）

防災マップ等の作成・配布や研修会等の機会を通じて住民に対して土砂災害

警戒区域等の周知を図っていくものとする。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 要配慮者利用施設が所在している土砂災害警戒区域等のうち、要配慮者利用施設が所在している重要施設が立地している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部)
- (イ) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮者利用施設及び市町村へ調査結果を通知する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)
- (ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。(建設部)
- (エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の土砂災害警戒区域等のパトロールを行い、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)
- (オ) 要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進する。(農政部)
- (カ) 要配慮者利用施設に対する農地の保全に係る地すべり危険箇所に関する情報を提供する。(農政部)
- (キ) 要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険地区・準用地区のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所について、治山事業を推進する。(林務部)
- (ク) 緊急点検調査結果の周知等
 - a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載についての助言をする。(林務部)
 - b 関係機関と連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を行う。(林務部)
- (ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知する。(林務部)

4 土砂災害警戒区域等の対策

(1) 現状と課題

令和6年4月1日現在で1, 339か所区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は1, 118か所あり、区域内に住宅もある。

このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは市民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (建設部、危機管理部)

- (ア) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。
 - a 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
 - b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (イ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。
 - a 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載した防災マップを作成し、住民に周知する。
 - b 土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該

第2章 第24節 土砂災害等の災害予防計画

施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

- (ウ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部）

- (ア) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行う。

- (イ) 基礎調査の結果を公表し、住民等への周知に努める。
- (ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。
 - a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
 - b 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (エ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。

区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市町村へ助言する。
- (オ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

ウ 【市民等が実施する計画】

- (ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。

更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。
- (イ) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、市に助言を求めるものとする。

第25節 防災都市づくり計画

第1 基本方針

この計画は、市における城下町特有の狭隘な道路網等の災害に弱い立地条件を基に、都市施設の配置及び構造上の問題に関する諸要素について、総合的な防災対策を図り、安心して住める都市づくりを推進する。

第2 主な取組み

- 1 避難路・延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。
- 2 都市計画道路等の線的整備と併せた地区計画や市街地再開発事業等の面的整備を推進し、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。
- 3 自主防災組織の支援

第3 計画の内容

1 防災空間の整備拡大

(1) 現状及び課題

近年の都市化の進展に伴い、中心市街地への都市機能の集中・高密度化及び市街地の拡大によって、都市におけるオープンスペースが急激に減少しており、震災時における危険性が増大している。

阪神淡路大震災において、広幅員の道路による延焼防止効果が顕著であった他、身近な住区基幹公園が住民の一時避難地として利用されたり、救済活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしたことを教訓として、避難路延焼遮断帯、避難地等の防災空間を確保する観点から街路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する必要がある。

これらの整備にあたっては、以下の点について併せて留意する必要がある。

ア 松本市防災都市づくり計画に基づく、都市施設の系統的かつ計画的配置と安全性の確保

イ 幹線道路の多重化によるバックアップ機能の確保等を考慮した街路網の形成

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部）

(ア) 松本市防災都市づくり計画及び「緑の基本計画」等の策定により、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断地帯等の配置計画を検討し、都市公園等の積極的な整備に努める。

(イ) 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 災害時における避難地の確保は重要であることから、防災機能を有する公園の整備に努める。

(イ) 幹線道路について、避難路及び延焼遮断帯としての機能を有する広幅員街路網の計画的整備に努める。 (建設部)

(ウ) 市が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について協議、調整し事業が適正に施行されるよう助言を行う。

2 地区計画や市街地再開発事業による都市整備

(1) 現状及び課題

道路、公園等の公共施設の整備の立ち遅れた災害危険度の高い木造密集市街地は市でも各所に存在している。

先の阪神・淡路大震災においても、著しい被害を受けた地域は、市街地で区画街路等が未整備であり、木造老朽家屋が密集した地区などに集中している。

これらの地域については、街路、公園等の公共施設を整備、改善することによりオープンスペースを確保するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、地区計画市街地再開発事業などの、面的な整備事業を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部）

(ア) 木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、地区計画や市街地再開発事業を積極的に推進するものとする。

(イ) 都市計画法に基づく市街地開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定するものとする。

イ 【県が実施する計画】

市が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について協議、調整し事業が適正に施行されるよう指導・助言を行う。（建設部）

3 自主防災組織の支援

(1) 現状及び課題

市街地の位置、防災上の特性、都市施設の配置、震災被害の発生状況等、地区によって条件が異なるため、必要とされる対応策も異なってくることから、住民による自主防災組織の活動を支援する。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（建設部、危機管理部、住民自治局）

住民による自主防災組織の活動を、各種情報を提供するなどして支援する。

第26節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

火山の噴火等による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 火山の噴火等による被害を最小限に抑えるため不燃堅牢化に努める。
- 2 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 公共建築物

(1) 現状及び課題

火山の噴火等による被害を防止するため建築物の不燃堅牢化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】

(ア) 火山災害に対する安全性の確保にあたっては、公共建築物の不燃堅牢化に努める。

(イ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

イ 【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 火山災害に対する安全性の確保にあたっては、建築物の不燃堅牢化に努める。

(イ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

2 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

また、建築物についてはそのほとんどが木造であるため、火山災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（教育委員会、危機管理部）

各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

(ウ) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

イ 【県が実施する計画】（県民文化部）

県は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (ア) 市教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。
- (ウ) 被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えとともに、必要な備品の配備を行う。

ウ 【所有者が実施する計画】

- (ア) 防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。
- (イ) 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。

第27節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

火山噴火による道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、火山災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、火山災害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の火山災害に対する安全性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の火山災害に対する整備

(1) 現状及び課題

火山噴火により、道路及び橋梁は火砕流・噴石降下で施設の破損、降灰による埋塞が予想される。また、噴火後の降雨による土石流で二次災害が予想される。

この対策として各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップを整備し、火山噴火等に対する避難のための道路整備を推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部、産業振興部、環境エネルギー部）

(ア) 道路及び橋梁災害予防

- a 市街地中心の避難場所と主要な都市施設とを有機的に連絡させる道路整備に努める。
- b 既存の幹線道路及び生活道路は、緊急物資の輸送路及び避難路として重要であるので次の予防策を進める。
 - ・ 道路改良
 - ・ 道路法面保護
 - ・ 橋梁取り付け部強化による落橋防止対策

(イ) 農道及び橋梁災害予防

農道は中心市街地を外れ主要幹線道路、生活道路の補完として使用されることから、法面崩落対策及び橋梁取り付け部強化等の対策を講じ、災害による地区の孤立を避けるようにする。

(ウ) 林道及び橋梁災害予防

林道は山間部の幹線道路等の補完として使用されることから、法面崩落対策、地すべりの対策を十分行い、災害による地区の孤立を避けるようにする。

(エ) 道路付帯施設災害予防

道路付帯施設は、巡視を実施して状況の把握に努め交通上支障のある施設の整備を積極的に進める。

(オ) 危険防止のため事前規制

- a 道路交通規制の措置

第2章 第27節 道路及び橋梁災害予防計画

道路に被害があった場合、道路交通法、道路法の定めにより警察及び道路管理者は、一般通行の安全と災害対策に必要な緊急輸送を確保するため、交通規制に関する要領について関係機関と協議を行っておく。

- b 道路管理者は、所管する緊急輸送道路等で地震災害を発生するおそれのあると認められる区間を警察等関係機関と連絡を取りながら巡視を実施して状況の把握に努める。
- (カ) 落石等の点検に基づき、緊急度の高い箇所から順次整備する。
- (キ) 盛土点検に基づき、緊急度の高い箇所から順次整備する。
- (ク) 松本市橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施する、橋りょうの修繕及び架け替えに合わせて耐震補強を行う。
- (ケ) 危険防止のための事前規制
 - a 道路に被害があった場合、道路交通法、道路法の定めにより警察及び道路管理者は、一般交通の安全と災害対策に必要な緊急輸送を確保するため、交通規制に関する要領について関係機関と協議を行っておく。
 - b 道路管理者は、所管する緊急輸送道路等で地震災害を発生するおそれのあると認められる区間を警察等関係機関と連絡を取りながら巡視を実施して状況の把握に努める。
- イ 【県が実施する計画】
 - (ア) 各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップを整備する。
(全部局)
 - (イ) ハザードマップにより火山噴火に対する避難のための道路整備を順次行う。
(建設部、道路公社)
 - (ウ) 信号機、信号柱等を火山災害に強い施設にするよう計画的に整備する。
また、停電に備えて信号機電源付加装置を計画的に設置する。
(警察本部)
 - (エ) 道の駅の道路ネットワーク上の防災拠点としての整備を進める。
(建設部)
 - (オ) 一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。
(建設部)
 - (カ) 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、国・市町村、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制の構築を検討する。
- ウ 【関係機関が実施する計画】
 - (ア) 緊急輸送道路ネットワーク計画による道路においては、道路防災総点検による橋梁等の耐震補強を道路整備五箇年計画等に基づき計画的に推進する。
(地方整備局)
 - (イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいては、火山災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行う。
(地方整備局)
 - (ウ) 長野県内における供用中の高速道路は、中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道の4路線であり、長野県内の総延長は317.1kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からな

第2章 第27節 道路及び橋梁災害予防計画

り、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。日常から、これら施設の点検調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、災害に強い施設の確保に努める。

(東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱)

(エ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。

(東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱)

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

火山災害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

また、応急復旧のために協定を締結した松本市建設事業協同組合と協力し、交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (建設部、産業振興部、環境エネルギー部)

(ア) 各関係機関において、それぞれ必要相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化しておく。

(イ) 応急復旧のために松本市建設事業協同組合と協定を締結しており、災害時に円滑な対策が取れるよう、平常時から連携を強化する。

(ウ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び中央日本四県との協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平時から連携強化に努める。 (危機管理部)

(イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。 (全機関)

(ウ) 「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平時から連携強化に努める。 (建設部、道路公社)

(エ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】 (全機関)

(ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、市、県の協定等に協力する。 (全機関)

(イ) 大規模災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておく。 (地方整備局)

(ウ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、県及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

火山の異常な活動を把握し、道路及び橋梁に火山災害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者、警察が実施する計画】

火山災害が予想される場合、道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、火山活動に関する情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施する。

第28節 河川施設等災害予防計画

第1 基本方針

河川施設等は、火山災害の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、点検、整備等を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 火山災害が予想される堤防等の点検を行うとともに、安全性の向上を図るため河川の火山災害対応の整備を行う。
- 2 ダム施設は火山災害が直接予想される場所には設置していないが、管理中のダムにおいては、定期点検を行い施設の維持管理に努める。
- 3 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

火山災害の発生に伴い破堤等につながるものが予想されるため、火山災害対応の河川の整備が必要である。

本市は、一級河川の犀川、梓川、奈良井川、田川、女鳥羽川、薄川等の河川改修済箇所については、亀裂・法肩等の被害はあるが、堤防沈下等の大規模な被害はないと予想される。

しかし、未改修部分や市街地の住宅密集地を流れる小河川等では沈下・亀裂・崩壊等による被害の増大、また、山間部での山崩れによる水害も懸念される。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部、建設部、産業振興部）

河川及び水路の整備を計画的に促進し、施設の堅牢化を高める。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 国庫補助事業、県単独事業による河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努める。

(イ) ダム、堤防等の河川管理施設の状況や河道の土砂堆積状況を把握し、必要に応じて維持的な対策を講ずる。

(ウ) 洪水ハザードマップや水位等、減災に資する情報を提供する。

ウ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

改善の必要性があると認められた施設について整備を図る。

2 ダム施設災害予防

(1) 現状及び課題

ダム施設は、火山災害が直接予想される場所には設置しておらず、定期的に点検整備を行い施設の維持管理に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部）

(ア) 通信連絡体制の整備

ダム管理者から送られる情報管理体制の充実を図る。

イ 【県が実施する計画】（建設部、農政部、企業局）

(ア) ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認

第2章 第28節 河川施設等災害予防計画

する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

- (イ) ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、関係法令等を最低基準として設計及び施行する。

ウ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局、水資源機構、電力各社）

- (ア) ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

- (イ) ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、関係法令等を最低基準として設計及び施行する。

第29節 ため池災害予防計画

第1 基本方針

市内には東山部地域を中心にして103か所の農業用ため池が所在している。これらのため池の多くは築造後かなりの年月を経過しており、堤体、余水吐、取水施設等の損朽が進んでいる。

また、すべてのため池が土堰堤のため、災害による決壊等の危険度が高く、被害が下流域の人家、公共施設等に及ぶことが予想される。

そこで、耐震性が確保されていない施設については、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき耐震化工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」を優先して対策に取り組む。

1 緊急時の迅速な避難行動につながる対策

ハザードマップの作成と公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得て、廃止を推進する。また、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあるため池は、豪雨対策を推進する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

市内のため池の多くは損朽が進んでおり、災害による決壊等の危険度が高いため、施設の状況を調査し、災害予防のため緊急度の高いものから順次耐震化工事を実施する必要がある。

2 実施計画

(1) 【市が実施する計画】（産業振興部）

ア 各ため池ごとの管理者、規模、施設の状況及び改修歴等の状況を整理した、ため池施設台帳を整備するとともに、情報系パソコンを利用した台帳の共有化を図る。

イ ため池の災害予防のため、管理者等と施設の状況を調査し、必要に応じた措置を講じる。

ウ ため池や下流の状況等について、県等との連絡調整を行う。

エ ため池管理者、市町村等との緊急連絡網を作成するものとする。

オ 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施するものとする。

カ ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。

(2) 【県が実施する計画】（農政部）

ア 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新する。

イ 点検調査委の結果、耐震性が確保されていないため池について、計画的に耐震化工事を実施する。

ウ 地震発生後のため池緊急点検に備えて、報告訓練等を実施する。

エ 市町村が行うため池ハザードマップ作成に対して、支援をする。

(3) 【関係機関が実施する計画】

ア 管理団体において、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市長に緊急連絡ができるようにする。

イ 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに、市に結果を報告する。

第30節 農林水産物災害予防計画

第1 基本方針

火山災害における農林水産関係の被害は、降灰による水稻、果樹、野菜等の農作物の生育不良や病害発生、水産物の斃死被害が予想されるとともに、噴火に伴う火砕流等による立木の倒壊・消失や生産・流通・加工施設被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、市、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
- 2 市森林整備計画に基づき森林の整備を実施するとともに、松本広域森林組合等関係機関と連携のもとに安全パトロールを実施する。

第3 計画の内容

1 農畜産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

火山災害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業農村支援センター等を通じ予防技術対策の周知徹底を図っている。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（産業振興部）

松本地域振興局、松本農業農村支援センター、農業協同組合等と連携して、機械・施設の設置状況の点検と農業者等に対して予防技術対策を周知徹底する。

。

イ 【県が実施する計画】（農政部）

(ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。

(イ) 正確な情報を迅速に農業者等に伝達するため、農業情報等ネットワーク機能を強化する。

(ウ) 周知すべき作目別の主な予防技術対策

a 水稻

育苗期間は常に被覆できるようにし、降灰の恐れのある場合には直ちに被覆する。

b 野菜及び花き

育苗中の苗等は、寒冷しゃ、ポリフィルム等のべたがけができるように準備し、降灰に備える。また、トンネルやハウス栽培は降灰に対して有効である。

c 畜産

屋外にある乾草、稲わら等の飼料作物は、集積してポリフィルム又はビニールフィルムで被覆するとともに、長期間の降灰に備えて飼料の確保を図る。

d 水産物

降灰に伴う濁水により養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、

餌止め等により被害防止に努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】

市町村等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

エ 【市民が実施する計画】

農作物等災害対策指針に基づき災害予防対策を実施するものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

火山災害による立木の倒壊・消失防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあつては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（環境エネルギー部）

(ア) 市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。

(イ) 県、松本広域森林組合等関係機関と連携をとって、林産物生産・流通・加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

イ 【県が実施する計画】（林務部）

(ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき、多様な森林の整備を図る。

(イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施するとともに、適正な方法による主伐・再造林を推進する。

(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

(エ) 市町村との連携を図りつつ、防災・減災の観点からの森林整備を行うとともに、間伐材の利用を推進する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業等実施計画に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。

（中部森林管理局）

(イ) 市の指導指針に基づいた適正な森林施業を実施する。

(ウ) 関係業界は、市と連携をとって、林産物の生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

エ 【市民が実施する計画】

(ア) 市等が計画的に行う森林整備に協力する。

(イ) 施設の補強等の対策を実施する。

第31節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日頃からの対策及び活動が必要である。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 3 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害防止対策

(1) 現状及び課題

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

市は計画の定めるところにより整備する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 林道については、土砂崩落危険箇所の改良、危険を周知させるための標識の設置を推進するよう市町村を支援する。 (林務部)

(イ) 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。 (建設部、道路公社)

ウ 【関係機関が実施する計画】

関係機関それぞれの計画の定めるところにより整備する。

2 危険物施設に係わる二次災害防止対策

(1) 現状及び課題

[危険物関係]

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、火山噴火による直接的被害よりもその後の火災による火薬類の誘爆の他、流出・噴出などによる二次災害の危険性があり、被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

〔高圧ガス関係〕

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

〔液化石油ガス関係〕

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒・流出防止措置の徹底など、災害対策の促進について液化石油ガス販売業者等に対する指導を徹底する。

〔毒物・劇物関係〕

毒物・劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備、及び事故処理剤の備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

「危険物関係」

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（危機管理部、広域消防局）

- (ア) 危険物事業所の所有者等、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員、危険物取扱者等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等指導の強化
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (エ) 自衛消防組織の強化についての指導
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等指導の強化についての市町村に対する指導

ウ 【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (イ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (ウ) 自衛消防組織の強化促進
- (エ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

「火薬関係」

ア 【県が実施する計画】（産業労働部）

- (ア) 行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立
- (イ) 火薬類取扱施設管理者が講ずべき対策についての指導徹底

イ 【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

- (ア) 日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。
- (イ) 日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておくものとする。

「高圧ガス関係」

ア 【県が実施する計画】（産業労働部）

高圧ガス製造事業者等が、講ずべき対策についての指導の徹底

イ 【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

- (ア) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- (イ) 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- (ウ) 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- (エ) ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- (オ) 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- (カ) 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

「液化石油ガス関係」

ア 【県が実施する計画】（産業労働部）

液化石油ガス販売事業者等において実施すべき対策についての指導を徹底するとともに、立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。

イ 【液化石油ガス販売事業者等が実施する計画】

容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。

「毒物劇物関係」

ア 【県が実施する計画】（健康福祉部）

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施
- (イ) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導
- (ウ) 二次災害発生時の安全対策についての情報の提供
- (エ) 毒物劇物事故処理剤の整備、充実

イ 【関係機関が実施する計画】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- (イ) 防災応急対策用資機材等の整備

3 倒木等の流出対策

(1) 現状及び課題

火山噴火等により、森林機能が失われた場合、次期降雨等により、倒木の流下等による二次災害の発生も予想されるため、予防対策が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部）

- (ア) 河川管理施設の堅牢性を高める。
- (イ) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

イ 【県が実施する計画】（林務部）

- (ア) スリット型ダム工の施工や災害に強い森林づくり等、総合的な対策を検

討する。

- (イ) 泥流や土石流対策にあわせ、スリット型堰堤などにより、流木対策工を推進する。(建設部)

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係わる二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、火山活動やその後の降雨による山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生するおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部、環境エネルギー部）

(ア) 情報収集体制の整備

(イ) 警戒避難体制の整備

イ 【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 土砂災害警戒区域等の把握

(イ) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

第32節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄や火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、住民が常日頃から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ莫大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に火山災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、市、県及び指定行政機関等は、「信州火山防災の日」及び防災関連行事等を通じ、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災意識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

第2 主な取組み

- 1 市民、登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者等」という。）に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災意識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。

第3 計画の内容

- 1 市民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、災害時要援護者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い市民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（全庁）

- (ア) 市民、登山者等に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

- a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油
- b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- c 警報等や、避難指示等の意味や内容

- d 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
 - e 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - f 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - g 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - h 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - i 火山噴火、火山災害に関する一般的な知識
 - j 「自分の命は自分で守る。」という「自助」の防災意識
 - k 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - l 様々な条件下（登山中、屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
 - m 正確な情報入手の方法
 - n 要配慮者に対する配慮
 - o 男女のニーズの違いに対する配慮
 - p 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - q 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - r 平常時から住民が実施しうる出火防止等の対策の内容
 - s 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
 - t 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- (イ) 上記の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図る。
- a 各地域における避難対象地区に関する知識
 - b 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (ロ) 火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難の方法及び住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップを配布し、火山災害の危険性を周知する。
- (エ) 自主防災組織における、防災マップ等の作成に対する協力について、広域消防局と連携をとって指導推進する。
- (オ) 上記の防災マップ等の配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。
- この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。
- (カ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、火山防災エキスパート等の有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。
 - (キ) 登山者等に対し観光関係の事業者を通じて防災知識の普及啓発を図るも

のとする。また、パンフレット、関連施設等を通じて火山災害履歴や防災に関する知識の普及を図る。

- (ク) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
- (ケ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。
- (コ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (サ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 県民、登山者等に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により上記ア(ア)の事項について防災知識の普及を図るものとする。
- (イ) 警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市町村が行う印刷物（ハザードマップ等）の作成配布について協力する。
- (ウ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
- (エ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するマニュアルの配布、火山防災エキスパート、火山専門家等の有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (オ) 登山者等に対し観光関係の事業者を通じて防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレット、関連施設等を通じて火山災害履歴や防災に関する知識の普及を図る。
- (カ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- (キ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。
- (ク) 国及び地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (ケ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

ウ 【広域消防局が実施する計画】

- (ア) 町会、自主防災会等の防災知識の普及、組織の育成に努める。
- (イ) 映画、スライド、写真展、防災講話等の開催による防災知識の普及を図るため、積極的な出前防災訓練による推進に努める。

エ 【自主防災組織等が実施する計画】

地区別の計画等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別の計画等の作成に協力する。

オ 【気象台が実施する計画】

- (ア) 火山に関する情報を住民が容易に理解できるよう、噴火警報・予報、噴火警戒レベル、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報、降灰予報、火山活動解説資料等の火山情報の解説に努め、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。
- (イ) 登山者等が活火山に訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得たうえで、登山するかどうか自ら判断することができるように気象庁ホームページ等で火山情報の周知に努める。
- (ウ) 登山者等が遅延なく防災対応が取ることができるよう、平時から火山観測データを公表するものとする。

カ 【報道機関が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努める。

キ 【市民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に行き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

ク 【登山者等が実施する計画】

自らの安全を確保するため、長野県登山安全条例に基づき、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）提出等行うものとする。

ケ 【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえたうえで、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

コ 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート、地下街等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（全庁）

市が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ 【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

ウ 【広域消防局が実施する計画】

危険物使用施設、病院、社会福祉施設、旅館、ホテル、駅、デパート等の防災上重要な施設等における訓練時期をとらえて、災害時における配慮すべき事功など、防災意識の普及徹底に努める。

エ 【防災上重要な施設の管理者が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3 学校における防災教育の充実

(1) 現状及び課題

小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校及び幼稚園（以下、この節において「学校」という。）において、幼児及び児童生徒（以下、この節において「児童生徒」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成する上で重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等を通して、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（教育委員会、学校）

(ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように、広域消防局、県その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

(イ) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(ウ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- a 防災知識一般
- b 避難の際の留意事項
- c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- d 具体的な危険箇所

- e 要配慮者に対する配慮
- (エ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。
- イ 【広域消防局が実施する計画】
- (ア) 学校長が大規模災害に対処できるよう、より実践的な消防防災訓練の実施に向け、助言指導を行う。
- (イ) 地震体験車等を活用して、児童・生徒が災害の恐ろしさ及びどのように行動すべきか身を持って体験できる機会を設ける。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（全庁）

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- ア 火山災害等に関する一般的な知識
- イ 火山災害等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ 職員等が果たすべき役割
- エ 火山災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ 今後火山災害等対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（危機管理部）

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する

調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

イ 【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第33節 防災訓練計画

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

そこで災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び、住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。市、県、防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関等と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練とするために訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別及び実施時期

(1) 現状及び課題

市は、防災の日（9月1日）を中心に総合防災訓練を実施しているが、今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（全庁）

「総合防災訓練（兼地震総合防災訓練）」

市は、県、各防災関係機関、住民、企業、その他関係団体の協力を得て、下記により総合防災訓練を実施する。

(ア) 実施時期

防災週間（8月30日～9月5日）のタイアップ事業として、9月1日の防災の日を中心に各防災関係機関等と調整を行い実施する。

(イ) 実施場所

訓練効果を考慮し、市内を8ブロックに大別し巡回して実施する。

(ロ) 実施方法

毎年作成する市総合防災訓練実施要綱に基づき、大規模地震を想定した、実践的かつ総合的訓練を実施する。

「その他の訓練」

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施する。

(ア) 水防訓練

水防管理者は、水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

(イ) 消防訓練

広域消防局は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、

出動訓練、火災防ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

(ウ) 災害救助訓練

市及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊出し等の訓練を行う。

(エ) ライフライン復旧訓練（電気、ガス、電話、上下水道）

災害発生時のライフラインの復旧は、市民生活の上で最も優先すべきことであるため、市、県、関係機関及び市民が一体となって迅速な復旧にあたるように実施する。

(オ) 通信訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時に相互に円滑な通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により、遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。

(カ) 避難訓練

市及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難発令の迅速化及び円滑化のため、市民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の市民、病院及び集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(キ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

市は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上で、抜き打ち的に実施する。

(ク) 情報収集及び伝達訓練

市は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(ケ) 広域防災訓練

市、県内市町村及び県は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために広域防災訓練を実施する。

(コ) 警備及び交通規制訓練

警察は、災害時における警察活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により警備及び交通規制訓練を実施する。

(サ) 気象予警報伝達訓練

(シ) 給食、給水訓練

(ス) 救助物資器材調達訓練

(セ) 図上防災訓練

災害時における活動力、資材等の整備体制を事前に確認し、実施すべき応急対策業務についての状況判断、指示等の模擬訓練を実施する。

イ 【県が実施する計画】

県は、市町村との共催による実働型の総合防災訓練と、図上訓練を中心とした県地震総合防災訓練を実施するとともに、市町村等が実施する訓練について指導、助言及び協力をする。

ウ 【広域消防局が実施する計画】

(ア) 消防訓練

広域消防局は、消防活動の円滑な遂行を図るため、噴火警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、初期消火、救助・避難誘導及び広報訓練を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

(イ) 災害救助訓練

救助、救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助等の訓練を行う。

(ウ) 通信訓練

災害時に円滑な通信が行えるよう、各訓練の時期をとらえて、通信、指揮統制などの訓練を行う。

(エ) 情報収集訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が的確に実施できるよう、各訓練実施時に、あらかじめ示された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(オ) 職員非常招集訓練

職員非常招集訓練計画に定める訓練を実施する。

(カ) 圏域総合防災訓練

圏域を一体とした総合防災訓練を、市町村、防災関係機関と実施して、災害時の連携協力体制を円滑化する。

エ 【火山防災協議会が実施する計画】

火山防災協議会は、登山者等を想定した訓練を実施し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するとともに、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るものとする。

オ 【企業等が実施する計画】

企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努める。

カ 【市民が実施する計画】

市等が実施する訓練に積極的に参加するように努める。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び訓練の実施機関において実施する計画】（危機管理部）

(ア) 実践的な訓練の実施

a 市及び訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。火山災害の場合は、噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用する。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い

、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。

- b 自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。
- c 要配慮者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

(イ) 訓練の事後評価

市及び訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価・検証を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 県は、市が行う自主防災組織の参加を得て行う訓練に対して、助言を行うものとする。
- (イ) 県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第48条第2項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。（警察本部）

第34節 災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

大量に発生する災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、広域処理体制の整備に努める。

また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第3 計画の内容

- 1 災害廃棄物の発生への対応
 - (1) 【市町村が実施する計画】（建設部、環境エネルギー部）
 - ア 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。
 - イ 災害廃棄物対策指針等に基づき、策定した災害廃棄物処理計画について、関係法令や国の対策指針の改定、本計画に記載されている諸条件等に変更があった場合は、県の災害廃棄物処理計画との整合を図りながら改定を行う。
 - ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画の点検、確認を行う。
 - エ 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
 - (2) 【県が実施する計画】（建設部、環境部）
 - ア 県内市町村と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。
 - イ 災害廃棄物対策指針に基づき、災害廃棄物処理計画を必要に応じ適正な見直しを行う。
 - ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援を行うとともに、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
 - エ 災害廃棄物対策に関する近隣都県との広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
- 2 データの保存及びバックアップ
 - (1) 現状及び課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要とな

る。

これらのデータが、災害により消失しないように、また、消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（全庁）

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、市で保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。

イ 【県が実施する計画】

県は円滑な災害復旧を図るため、部局ごとに、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 災害復旧用材の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（全庁）

森林組合等と連携して、災害時における木材の供給体制の確立に努める。

イ 【県が実施する計画】（林務部）

県は、中部森林管理局及び長野県森林組合連合会等木材関係団体と木材供給体制の整備を図る。

4 り災証明書の発行体制の整備

り災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、交付に必要な業務の実施体制の整備を行う必要がある。

(1) 【市が実施する計画】（財政部）

災害時に、り災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

(2) 【県が実施する計画】

県は、市町村に対し、住宅の被害認定調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家の被害認定調査の迅速化を図る。

また、育成した調査の担当者の名簿への登録、ほかの都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

第35節 自主防災組織等の育成及び地区内の防災活動の推進に関する計画

第1 基本方針

災害発生時に、被害の防止又は、軽減のために、市民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待されると共に、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化等、自主防災組織が、今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。

自主防災組織の組織化はほぼ達成されている状況ではあるが、引き続き「自主防災組織活性化支援事業」等を計画的に推進し、積極的に自主防災組織の充実・強化に取り組む。また、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」の作成を推進し、地域の防災力の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 組織化が遅れている地区を中心に組織化を促進する。
- 2 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容の点検及び充実強化を図る。
- 3 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 4 リーダーに対する研修等組織を活性化するための対策を講ずる。
- 5 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。
- 6 住民等の提案により市地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上を図る。

第3 計画の内容

1 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

組織化が遅れている地区に対しては、組織化の促進、自主防災意識の涵養を図っていくことが今後の課題である。

また、学校、病院等の施設や事業所においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

自主防災組織が未結成の地区に対しては、平成16年度から実施している「自主防災組織活性化支援事業」等を通じ、防災知識の普及啓発活動と合わせ、組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林業者、家事従事者等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。

(ア) 町会組織等を母体として編成する。

(イ) 全市地域に設置する。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

県、市が連携を強化し、市等が行う組織づくりの取組みに対する指導助言を行う。

第2章 第35節 自主防災組織等の育成及び地区内の防災活動の推進に関する計画

また、長野県自主防災アドバイザーによる自主防災組織の組織化、活動の活性化を図る。

ウ 【広域消防局が実施する計画】

学校、病院及び工場の防火管理者を置く事業所等の自衛消防隊の訓練等を指導し、災害時の対応力を強化する。

2 自主防災組織の活動内容の点検及び充実強化

(1) 平常時の活動

福祉と連携した「自主防災組織活性化支援事業」等の計画的推進を通じ、以下の項目の充実を図る。

ア 災害に対する日頃の備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及

イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施

ウ 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）

エ 防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検

(2) 発災時の活動

ア 情報の収集及び伝達

イ 出火防止、初期消火

ウ 避難誘導活動

エ 救出救護の実施及び協力

オ 炊出し等の給食給水活動

3 活動環境の整備

(1) 現状及び課題

現在、自主防災組織の活動環境の整備に関しては、助成措置が講じられている。（参考編、参考68参照）

自主防災組織が、より有効な活動をするためには、これらの制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

市は、自主防災組織防災活動支援補助金制度の活用推進により、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、総務部）

県は市町村が行う防災活動拠点の整備資機材の整備に対する助成措置等について周知し、その整備の促進を図る。

4 組織の活性化

(1) 現状及び課題

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施するとともに、青年層や女性の組織への参加など多様な主体が参画した組織づくりが求められている。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

第2章 第35節 自主防災組織等の育成及び地区内の防災活動の推進に関する計画

「自主防災組織活性化支援事業」等を通じ、防災組織のリーダー等に対する教育、研修地域住民に対する出前講座等を地区単位で実施し、青年層、女性など多様な主体の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

自主防災組織のリーダー等に対する教育、研修等を実施する等、リーダーの育成、資質向上を図る。

また、防災出前講座を拡充し、地域住民との直接対話による防災意識の高揚を図り自主防災組織に対する理解、関心を高めるとともに、市町村防災担当職員等を対象とした研修等を実施し、県内全域で防災意識の高揚と普及を推進できる体制を構築する。

ウ 【広域消防局が実施する計画】

自主防災組織の防火管理者等に対する教育、研修会を実施する。

5 各防災組織相互の協調

(1) 現状及び課題

地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、発災時に連携のとれた活動を行えるように日頃から、連絡体制を確立しておく必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】

市内の自主防災組織連合体である松本市防災連合会の活動を支援する。また、自主防災組織が町会組織、消防団、防犯組織、事業所等と連携が図れるよう支援するとともに、自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織づくりを推進するものとする。

6 地区内の防災活動の推進

(1) 現状及び課題

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。

なお、地区防災計画は、自助、共助の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

ア 【地区防災計画策定事例】

(ア) 新村地区（参考編、参考69参照）

(イ) 城東地区（参考編、参考70参照）

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

イ 【市民及び企業が実施する計画】

市の一定の地区内の住民及び事業者は、当該地区における防災力の向上を図る

第2章 第35節 自主防災組織等の育成及び地区内の防災活動の推進に関する計画

ため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携した防災活動に努める。

第36節 企業防災に関する計画

第1 基本方針

災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生など多岐にわたる役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の耐震診断や点検を定期的に行い、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損出や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損出も大きい。

企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

2 実施計画

(1) 【市、広域消防局及び県が実施する計画】

（危機管理部、産業振興部、広域消防局）

ア 出前講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

イ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

ウ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

エ 市は、企業が保有する人材や資機材等を災害時に地域で活用するため、登録制度の導入を図るものとする。

オ 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

(2) 【企業が実施する計画】

- ア 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。
- イ 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。
- ウ 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- エ 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

第37節 ボランティア活動の環境整備

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、松本市は松本市社会福祉協議会（以下：市社協）との連携を密にし、被災状況等の情報交換を積極的に行う。そのことを受け市社協は災害ボランティアセンターを設置し、被災者や避難所等から要請のあるニーズ（要望・困りごと）を把握するとともに、被災地支援のために市内・県内・全国各地から集結するボランティアの受入れを行い、ニーズに応じたボランティアを派遣するための需給調整を行う。

さらに、災害時にボランティア活動を円滑に行うためには、事前にボランティア登録を進めるとともに、需給調整を行うボランティアコーディネーターの育成が必要であるため、市社協において下記により取り組む。

第2 主な取組み

- 1 市社協ボランティアセンターにおいて、ボランティアの事前登録を実施する。
- 2 ボランティアコーディネーターを育成する。
- 3 地区ボランティア部会との連携を図る。
- 4 市社協が設置する災害ボランティアセンターの役割を市民に周知する。

第3 計画の内容

1 災害ボランティアの事前登録

(1) 現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し、情報の収集伝達、家屋の片付け、要配慮者等の介護・介助、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国人への情報伝達のための通訳等多種多様である。こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められているところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（健康福祉部）

市社協が行うボランティアの事前登録の推進について、市民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

イ 【市社協が実施する計画】

(ア) 災害時における多様な被災者のボランティアニーズ（要望・困りごと）に対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進、育成を図る。

(イ) 協定を締結している団体や関係機関と平常時から相互に協力し、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。

ウ 【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部）

市町村社協及び日本赤十字社（長野県支部）等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

2 防災ボランティア活動の環境整備

(1) 現状及び課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

第2章 第37節 ボランティア活動の環境整備

(2) 実施計画【県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村が実施する計画】

ア 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討するものとする。

イ 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

ウ 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

3 ボランティア団体間の連携

(1) 現状及び課題

現在、本市内には地域活動や障がい者・高齢者等の支援活動を行う団体等数多くのボランティア団体がそれぞれその団体の設立目的等に沿ってボランティア活動を行っている。

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害時のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、専門分野等の事前把握を行い、総合的・効果的な活動が行えるよう、団体間の連携強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

市（健康福祉部）及び県（危機管理部・健康福祉部）は、国内の主要な災害ボランティア団体やボランティア関係団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）と連携し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。

4 ボランティアコーディネーターの育成

(1) 現状及び課題

災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。

こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターの育成が求められている。

(2) 実施計画

市社協は、本市におけるボランティアコーディネーターの育成及び資質の向上に努めるものとし、市（健康福祉部）及び県（危機管理部・健康福祉部）は、市社協が行うボランティアコーディネーターの育成等に対する支援を行う。

第38節 災害対策基金等積立及び運用計画

第1 基本方針

災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。

第2 主な取組み

- 1 県において支弁する災害救助関係費用の財源に充てるため、県は災害救助基金の積立を行う。
- 2 災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。

第3 計画の内容

1 県災害救助基金の積立

(1) 現状及び課題

災害救助法第37条の規定により、県は災害救助基金の積立を行っている。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（危機管理部）

ア 災害救助基金の積立額

災害救助法第38条の規定により、県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の1,000分の5相当額を各年度の最少額として積み立てる。

イ 災害救助基金の運用方法

- (ア) 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
- (イ) 国債証券、地方債証券、勸業債券、その他確実な債権の応募又は買入
- (ウ) 救助に必要な給与品の事前購入

ウ 災害救助基金の管理

災害救助基金の管理は県が行い、管理に要する費用は災害救助基金から支出する。

2 基金の積立

(1) 現状及び課題

県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定により、資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）を定めて財政調整基金を設置し、その運用に当たっている。

また、市においても同様に財政調整基金を設置し、その運用に当たっている。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（財政部）

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

松本市財政調整基金

名 称	目 的 及 び 使 途
財政調整基金	市財政の健全な運営に資するため、次に掲げる経費に充てる。 1 経済事情の著しい変動により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための経費 2 災害により生じた経費、又は災害により生じた減収を埋めるための経費 3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業経費、及びその他やむを得ない理由により生じた経費 4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 5 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還経費

イ 【県が実施する計画】

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

第39節 火山災害対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

火山災害にあつては、その災害事象が激甚かつ長期に及ぶことがあり、災害対策の推進にあたっては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に国においても、噴火予知をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、観光客の増加等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な火山災害対策の実施を図る。

また、平成26年9月27日の御嶽山の噴火を受け、監視及び火山活動に関する情報発表に必要な観測体制の強化を図る。

市においては、さらに最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 市・県・各機関が協力し火山災害等に関する情報収集整理等を行う。
- 2 水蒸気噴火の兆候をより早期に把握するための観測体制の強化を行う。

第3 計画の内容

1 実施計画

- (1) 【市が実施する計画】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部、広域消防局）

ア 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。

イ 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

- (2) 【県が実施する計画】（危機管理部）

ア 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。

イ 古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な研究についても検討する。

（危機管理部）

- (3) 【関係機関が実施する計画】

ア 各機関がそれぞれ行った火山災害対策等に関する調査研究のデータについて、必要があれば、市、県への提供について協力する。

イ 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力する。

ウ 水蒸気噴火の先行現象を確実に検知しその兆候の早期把握に努める。

(ア) 火口付近への観測施設の増強

(イ) 水蒸気噴火の兆候をより早期に把握できる手法の開発

(ウ) 地元の専門家や日頃山を見ている人など現地からの情報を収集できるネットワークの構築

(エ) 火山活動の監視と評価をよりの確に行うことのできる人材の確保及び育成

エ 本市及び近隣に係る気象庁が常時監視する活火山の観測は以下のとおり実施されている。

(ア) 浅間山

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、2

第2章 第39節 火山災害対策に関する調査研究及び観測

4時間体制で観測データの監視を行っているほか、定期的に、又は必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、長野県、国土地理院、関東地方整備局、防災科学技術研究所、東京大学地震研究所が必要な観測を行っている。

(イ) 御嶽山

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、長野県、岐阜県、国土地理院、中部地方整備局、防災科学技術研究所、名古屋大学が必要な観測を行っている。

(ウ) 焼岳

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、北陸地方整備局、防災科学技術研究所、京都大学防災研究所、北陸地方整備局松本砂防事務所等が必要な観測を行っている。

(エ) 乗鞍岳

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、名古屋大学が必要な観測を行っている。

(オ) 草津白根山

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（GNSS）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、関東地方整備局、防災科学技術研究所、東京工業大学、草津町が必要な観測を行っている。

(カ) 新潟焼山

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（GNSS）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、東京大学地震研究所、新潟県が必要な観測を行っている。

(キ) 弥陀ヶ原

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（GNSS）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、京都大学が必要な観測を行っている。

第40節 観光地の孤立災害予防計画

第1 基本方針

本市は上高地とその周辺や美ヶ原など複数の山岳観光地を有しているが、そこへ通ずる道路は、急峻な地形を切り開いて建設されている。それらの道路が災害により寸断され、孤立状態になった場合の防災対策について、同章第12節「孤立防止対策」に定めるほか、観光客の安全を確保するため、一層の防災対策の充実を図る。

登山者等の安全確保について対策を推進するとともに、安全確保対策の推進に当たっては、各火山防災協議会での検討結果を踏まえたものとする。

また、近年増加している外国人観光客について防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取組み

- 1 市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の明確化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。
- 3 登山は自己責任であることを基本に、火山噴火時の登山者等の安全確保を推進する。
- 4 山岳観光地との情報伝達が断絶しない通信手段を確保する。
- 5 山岳観光地に通ずる道路の防災対策を行う。
- 6 山岳観光地の孤立に備え、避難場所の確保及び物資を備蓄する。
- 7 緊急用ヘリポートの選定等緊急輸送体制を整備する。

第3 計画の内容

- 1 観光地での観光客の安全確保
 - (1) 実施計画
 - ア 【市が実施する計画】（文化観光部、総合戦略局、危機管理部）
 - (ア) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備の整備や避難訓練を行うものとする。
 - (イ) 火山防災協議会において、避難場所、避難経路、避難手段等を協議し、あらかじめ住民、山小屋関係者等に周知を図る。
 - (ウ) 火山災害時の登山者の把握、安否確認等を早期に行うため、登山計画書の届出について十分な周知を図る。
 - イ 【県が実施する計画】
 - (ア) 観光地での災害発生時の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。（観光部）
 - (イ) 火山防災協議会において、避難場所、避難経路、避難手段等を協議し、あらかじめ住民、山小屋関係者等に周知を図る。
 - (ウ) 火山災害時の登山者の把握、安否確認等を早期に行うため、登山計画書の届出について十分な周知を図る。
- 2 外国人旅行者の安全確保策
 - (1) 実施計画
 - ア 【市が実施する計画】（文化観光部、総合戦略局）

第2章 第40節 観光地の孤立災害予防計画

- (ア) 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導体制を整備するものとする。
- (イ) 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。
- (ウ) 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行うものとする。
- イ 【県が実施する計画】（県民文化部、観光部）
 - (ア) 研修会により、災害時の通訳ボランティアを養成し、事前登録するなど、災害時の活用体制を整備する。
 - (イ) 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。
 - (ウ) 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行うものとする。
- ウ 【関係機関が実施する計画】
 - (ア) 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。
 - (イ) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図るものとする。

3 登山者の安全確保

(1) 実施計画

- ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（危機管理部、総合戦略局、文化観光部）
 - (ア) 火山への登山者等に対し、看板の設置等により、緊急時の対応方法等の周知を行う。
 - (イ) 火山防災協議会において、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。
 - (ウ) 噴火災害から登山者等を守るため、防災用品（ヘルメット、マスク等）の配備を行う。
 - (エ) 火山における救助活動に必要となる火山ガス検知器の配備に努める。
(広域消防局)
 - (オ) 火山活動に変化があった場合及び火山噴火の発生時には、迅速かつ速やかに登山者等及び火山関係者に情報伝達ができる体制の構築を図る。
- イ 【県が実施する計画】（危機管理部、観光部）
 - (ア) 火山への登山者等に対し、看板の設置等により、緊急時の対応方法等の周知に努める。
(観光部)
 - (イ) 火山防災協議会において、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。
(危機管理部)
 - (ウ) 火山における救助活動に必要となる火山ガス検知器の配備に努める。
(危機管理部)
 - (エ) 噴火災害から登山者等を守るため、防災用品（ヘルメット等）の配備に努める。
(観光部)

第2章 第40節 観光地の孤立災害予防計画

- (オ) 火山活動に変化があった場合及び火山噴火の発生時には、迅速かつ速やかに登山者等及び火山関係者に情報伝達ができる体制の構築に努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 観光施設の管理者は火山災害の発生を想定し、防災用品（ヘルメット、マスク等）や避難体制の整備に努める。
- (イ) 火山活動に変化があった場合及び火山噴火の発生時には、迅速かつ速やかに登山者等及び火山関係者に情報伝達ができる体制の構築に努める。
- (ウ) 県及び市町村と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図る。

4 通信手段の確保

(1) 現状と課題

山岳観光地へのN T T回線などの通信網は、道路被害とともに寸断される可能性が高いため、山岳観光地の孤立を予測した、観光地内との情報伝達が途絶しない通信手段の確保が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 県、市、関係機関、関係団体間の連絡、情報伝達及び災害応急体制を整備する。
- (イ) 衛星携帯電話、携帯電話、地域防災行政無線など、災害時に確実に連絡がとれる情報伝達手段の整備を行う。
- (ウ) アマチュア無線との協力体制を確立する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 県と市町村間の災害に強い通信手段の構築に努める。
- (イ) 市町村における防災行政無線の導入について指導する。
- (ウ) アマチュア無線との協力体制を確立する。

ウ 【関係機関・市が実施する計画】

- (ア) 携帯電話の不感地帯解消を進める。

5 道路等の防災対策

(1) 現状と課題

山岳観光地へ通ずる道路や観光地内での防災対策については、同章第24節「土砂災害等の災害予防計画」等によるが、季節と時間によっては、大量の観光客孤立も想定されることから、完全な予防対策は不可能なものの、危険個所の防災対策、複線化を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

（建設部、産業振興部、環境エネルギー部、交通部、危機管理部）

市が管理する観光地へ通ずる道路の強靱化や監視体制の強化など災害予防対策、車両転回場所の選定・確保及び迂回道路を整備する。

イ 【県が実施する計画】（建設部、農政部、林務部、警察本部）

- (ア) 県が管理する観光地へ通ずる道路の強靱化や監視体制の強化など災害予防対策、車両転回場所の選定・確保及び迂回道路を整備する。
- (イ) 観光地へ通ずる道路の交通規制体制の整備及び広報活動を行う。

(ウ) 緊急交通路交通規制対象予定道路を指定する。

6 孤立予想観光地の実態把握

(1) 現状と課題

災害発生時における迅速かつ的確な救助・救出を実施するためには、平素から山岳観光地内の観光客の入込数、要配慮者の有無などを把握しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

(文化観光部、総合戦略局、健康福祉部、危機管理部)

ライブカメラによる現状把握のほか、季節・月別・日別等観光客の入込数

、
孤立した場合の最大人員、観光事業の従事者数、食料等の確保状況や要配慮者の実態を把握しておく。

イ 【市民が実施する計画】

自主防災組織等を通じて平素から地域の実態把握に努める。

7 自主防災組織等の育成

(1) 現状と課題

自主防災組織は消防・警察等が現地に到着するまでの間、救命・救助や避難生活の支援など、極めて重要な役割を担うこととなるため、山岳観光地においては、観光事業者も参加した自主防災活動が必要となる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

(危機管理部、住民自治局、文化観光部、総合戦略局)

(ア) 観光地内における自主防災組織の組織化、活性化を支援する。

(イ) 防災資機材の整備を支援する。

イ 【市民が実施する計画】

(ア) 観光事業者も含め、組織へ積極的に参加する。

(イ) 防災資機材の整備を行うほか、観光客等の避難体制を整備し、避難訓練を行う。

8 救出・避難体制の確保

(1) 現状と課題

避難受入れ計画、備蓄計画等については、同章第11節「避難の受入活動計画」等によるが、大量の観光客が孤立する事態に備え、迅速に救出できる体制や救出までの避難生活が維持できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (危機管理部、住民自治局、文化観光部、

総合戦略局)

(ア) 大型バス、大型ヘリコプターなどによる大量輸送可能な救出体制を整備する。

a 上高地の現在のヘリポートは、玄文沢としているが、孤立発生時に観光客の避難に必要な大型ヘリコプターの離発着が困難であること、また、梓川河川敷は出水等の影響により河床状況が変化して離発着場所が確保できなくなることとなることから、常設の大型ヘリコプター離発着場所

の確保を検討する。

b 上記の場所として、焼岳の火山活動等の影響が少ない地域（河童橋から横尾まで）を想定する。

c 検討にあたっては、国・県等各関係機関の協力を得ながら行うものとする。

(イ) 指定避難所又はその近傍に、食料、水、毛布等、避難生活に必要な物資の備蓄と非常用発電機の整備を行う。

(ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所を確保し、指定を行う。

(エ) 指定緊急避難場所へ通ずる管理道路の整備を行う。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

ヘリコプターを運行する機関と平素から密接な連携を保ち、災害発生時には迅速な運用を図る。

ウ 【関係機関が実施する計画】

観光事業者は宿泊者の避難生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄に努める。

第 3 章

災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

火山災害については、その活動状況から、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、噴火警報・予報等の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策が重要である。

また要配慮者については、迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

第2 主な活動

- 1 噴火警報・予報等を迅速に住民に対して伝達する。
- 2 噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルや警戒事項等に応じた防災対応を行う。
- 3 必要に応じて警戒区域を設定し、住民に対する避難指示等を発令する。

第3 活動の内容

1 噴火警報・予報等の住民に対する伝達対策

(1) 基本方針

火山活動等に異常が見られ、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報・噴火速報及び火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された時は、住民、登山者等に対して情報の迅速な伝達活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ）

(ア) 【市が実施する対策】（危機管理部）

（住民等への周知の措置）

消防庁、県、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、所在の官公署に周知する措置をとる。

なお、周知に当たっては、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、松本安心ネット、ソーシャルメディア、市公式ホームページ等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行う。

(イ) 【県が実施する対策】

（市町村への通知）

火山噴火に対する特別警報は、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合の噴火警報（居住地域）が該当する（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上）。

気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉ＦＡＸにより全市町村により発信しているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地域振興局を通じて速やかに当該市町村への電話連絡を行う。

イ 噴火警報・火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等発表時の対応

(ア) 【市が実施する対策】

- a 県から噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、

登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や市民、登山者等へ伝達する。また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努める。なお、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達する。

- b 住民、登山者等から噴火等の災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達する。

(イ) 【県が実施する対策】

火山現象による災害が発生するおそれのある場合、県は以下の措置をとる。

- a 噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。
- b 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料の各市町村及び関係事務所等への伝達
- c 関係市町村に対する助言
 - (a) 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報の住民、登山者等への広報
 - (b) 登山禁止措置についての広報

(ウ) 【長野地方気象台が実施する対策】

- a 気象庁が発表する次に示す噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報、降灰予報、火山ガス予報、火山活動解説資料、噴火に関する火山観測報を、各関係機関に通報及び確実に伝達すると共に、県、関係市町村等へ必要な解説を行う。
- b 通報及び伝達を行う噴火警報・予報は、本文の対象市町村等に長野県内の市町村を含んだものとする。また、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料もこれに準ずる。

なお、活動火山対策特別措置法第12条の規定に該当する情報とは、「噴火警報」をいう。

c 噴火警報・予報

- ・噴火警報（居住地域）、噴火警報（火口周辺）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

- ・噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

d 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。気象庁が、噴火警報・予報に付して発表する。

国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。

噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	浅間山、草津白根山※、御嶽山、焼岳、乗鞍岳、弥陀ヶ原、新潟焼山 ※「白根山（湯釜付近）」および「本白根山」のそれぞれについて噴火警戒レベルを運用
噴火警戒レベルが運用されていない火山 ^(a)	横岳、アカダナ山、妙高山

(a) 噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	レベル (キーワード)
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域およびそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）	4 (高齢者等避難)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	3 (入山規制)
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	2 (火口周辺規制)
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態。 火山活動の状態によって、火口	1 (活火山である)

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	レベル (キーワード)
			内で火山灰の噴出等がみられる (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	ことに留意)

(b) 噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等 (キーワード)
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	居住地域及びそれより火口側の範囲における 厳重な警戒 (居住地域厳重警戒)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 (入山危険)
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	火口から少し離れたところまでの火口周辺における警戒 (火口周辺危険)
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	(活火山であることに留意)

e 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある」と判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

f 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために発表する。

g 降灰予報

気象庁が、噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝えるために発表する。

h 火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

i 火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

・ 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上、警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。

・ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

・ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻、噴煙高度、噴煙の流れる方向、噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。

(エ) 【市民が実施する対策】

火山に関する以下の様な異常を発見した者は、ただちに市長又は警察官に通報する。

a 噴煙：噴煙の増加または減少、色の変化

b 火口付近の状態：噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄熔融、地割れの出現、火口底の地形変化

c 地熱地帯の状態：地熱地帯の出現または拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ

d 鳴動：異常音の発生

e 火山性地震：有感地震の発生

f 温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加または減少、温度・色等の変化

g 河川、湖沼、井戸などの異常：変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動

h その他：火映、異常臭、動物の異常行動、動物の死体など

異常現象の通報系統図は、別紙2のとおり。

2 防災対応等

(1) 基本方針

噴火警戒レベルが運用されている火山では、噴火警戒・予報で発表される噴火警戒レベルに応じて定められた防災対応を行う。噴火警戒レベルが運用されていない火山では、噴火警戒レベルが運用されている火山に準じて、その噴火警戒・予報に記載されている影響範囲などに応じた防災対応を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】

- (ア) 噴火レベルが運用されている火山では、関係機関と連携をとりながら、レベルに応じて定められた防災対応を行う。
- (イ) 噴火警戒レベルが運用されていない火山では、噴火警戒レベルが運用されている火山に準じて、噴火警報・予報で発表される警報対象範囲等に応じた防災対応を行う。

イ 【県が実施する対策】

市町村及び防災関係機関が行う防災対応について、必要に応じて協力援助する。

ウ 【長野地方気象台が実施する対策】

通報及び伝達を行った噴火警報・予報等について、必要に応じて関係機関に対し解説を行う。

3 警戒区域の設定、避難指示等

(1) 基本方針

火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、警戒区域の設定、避難指示等を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（危機管理部、広域消防局、文化観光部、総合戦略局、健康福祉部、教育委員会）

- (ア) 災害が発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、入山規制、避難指示等の発令、警戒区域の設定等を行う。

警戒区域の設定に当たっては気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む）に応じたものとなるよう、あらかじめ定めるよう努める。

- (イ) 災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。

また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。

- (ロ) 災害が発生するおそれのある場合には、避難指示等の発令を行い、適切な避難誘導を実施する。

住民に対する警戒区域の設定、避難指示等の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

- (ハ) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、要配慮者に対して配慮するよう努める。

- (ニ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、火山の活動状況の概要等、避難に資する情報の提供を行うよう努める。

- (ホ) 警戒区域、避難指示等の解除をする場合には、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努める。

イ 【県が実施する対策】

火山現象による災害が発生するおそれのある場合、県は以下の措置をとる。

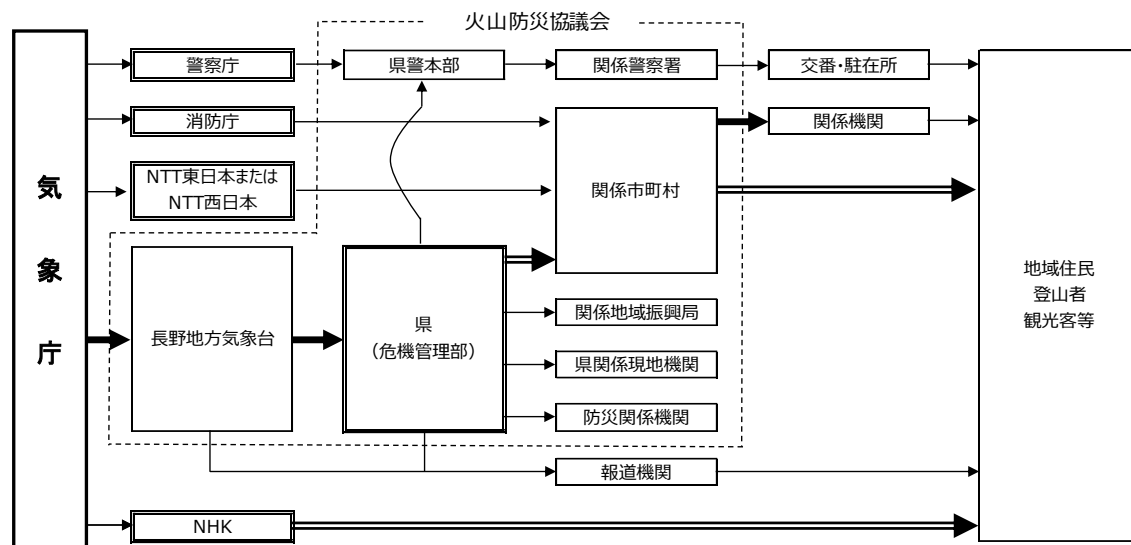
- (ア) 本庁各部の警戒体制の強化
- (イ) 隣接県との情報の共有
- (ウ) 地域振興局
 - a 警戒体制の強化
 - b 火山防災協議会等の開催
 - c その他
- (エ) 関係市町村に対する助言
 - a 災害対策本部の事前設置等警戒体制の強化
 - b 登山禁止措置
 - c その他
- (オ) 防災関係機関への要請
 - a 警戒体制の強化
 - b その他

ウ 【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとったうえで、食料、日常品等の備蓄物資を携行する。

別紙1 噴火警報・予報等の通報伝達系統

(1) 噴火警報・予報等の伝達系統図



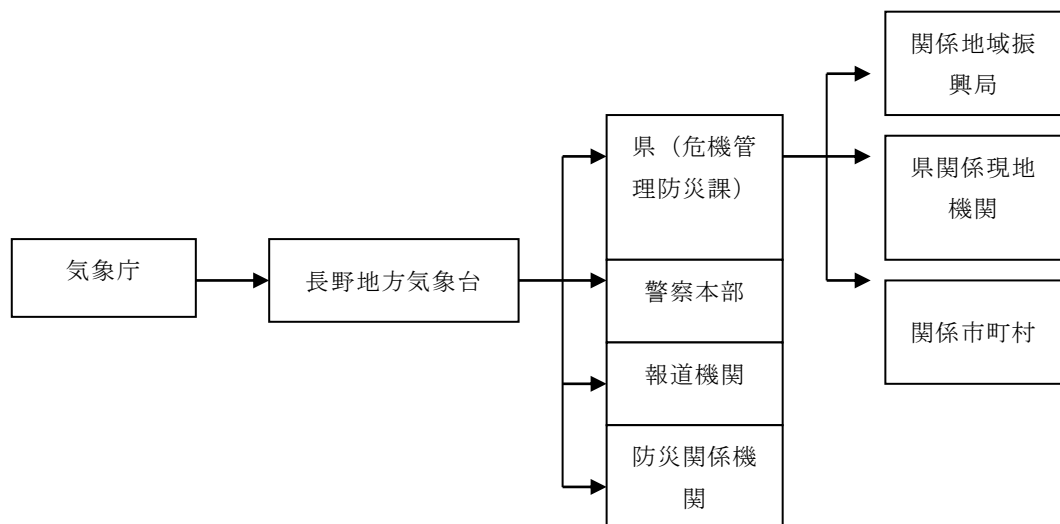
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

(各火山防災協議会の連絡系統図は別紙3のとおり)

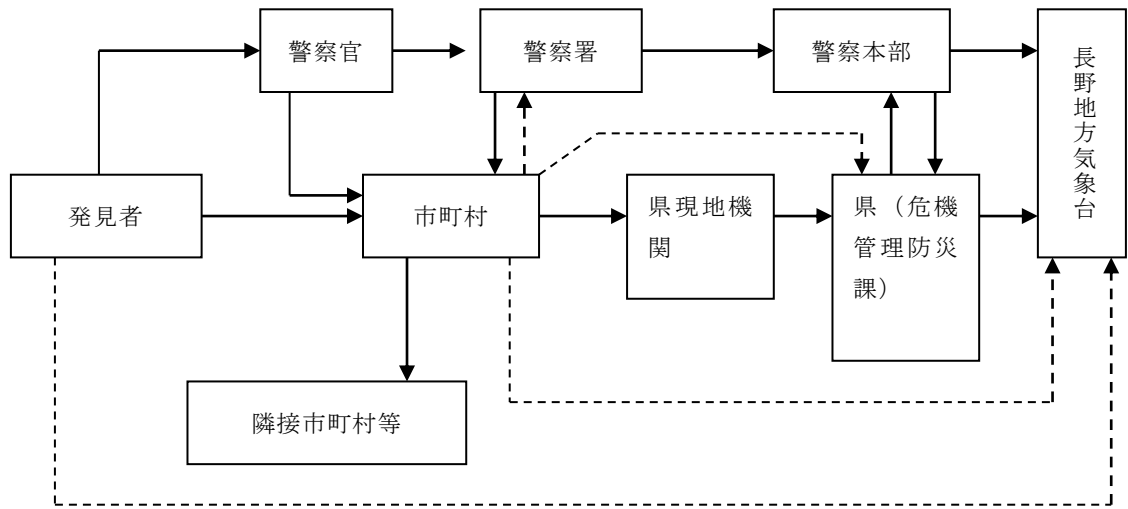
(2) 火山活動解説資料の伝達系統図



注1 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供装置している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。

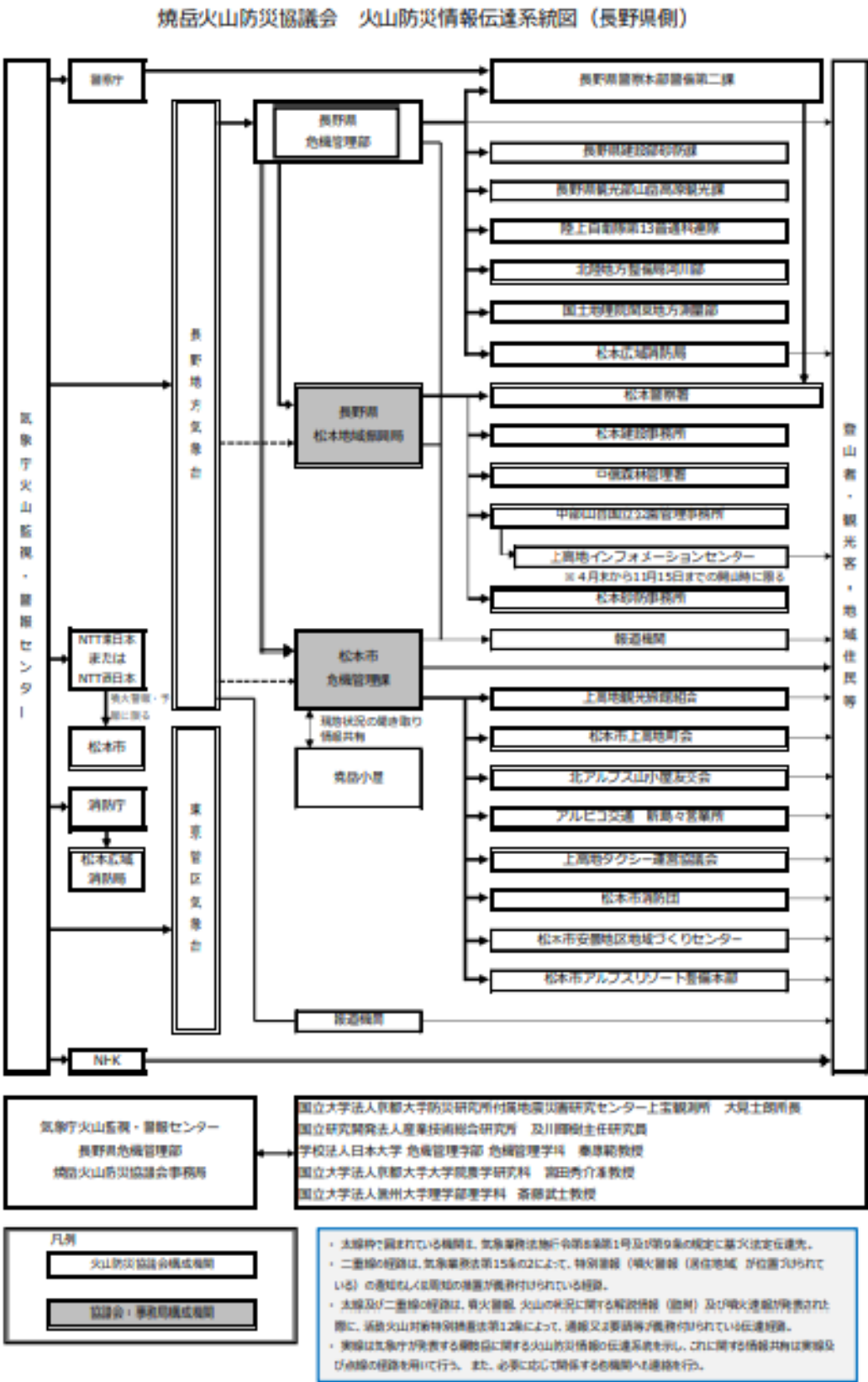
注2 「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関（現地機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。

別紙 2 異常現象の通報系統図



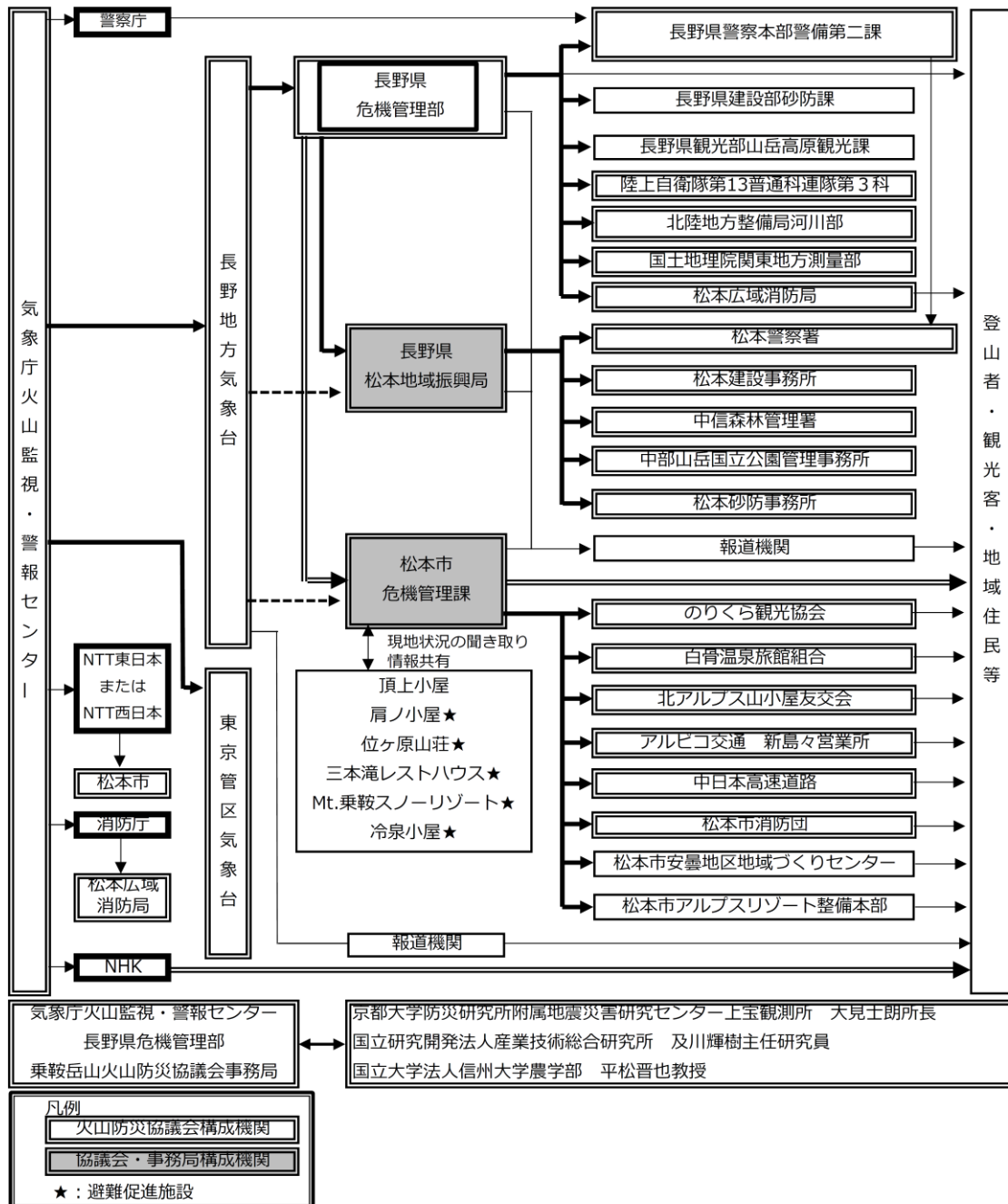
(----- は副系統を示す)

別紙3 火山防災協議会が定める連絡系統図
(1) 焼岳火山防災協議会の連絡系統図



(2) 乗鞍岳火山防災協議会の連絡系統図

乗鞍岳火山防災協議会 火山防災情報伝達系統図（長野県側）



- ・ 太線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- ・ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- ・ 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- ・ 実線は気象庁が発表する乗鞍岳に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

別紙4 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベル表及び
噴火警戒レベルが運用されていない火山の警戒事項等

焼岳の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動 の状況	住民等の行動 及び登山者・ 入山者等への 対応 (※)	想定される現象等
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	○火砕流、溶岩流、融雪型泥流（積雪期の場合）が居住地域に切迫している、あるいは到達。 【過去事例】 約4000年前の噴火（下堀沢溶岩流の噴火） 約2300年前の噴火（円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火）
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要	○溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成 ○火砕流、溶岩流、融雪型泥流（積雪期の場合）が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ○火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 【過去事例】 約4000年前の噴火（下堀沢溶岩流の噴火） 約2300年前の噴火（円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火）
噴火警報 (火口周辺) 又は火口 周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	○大規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね2kmまで噴石が飛散 【過去事例】 1915年：水蒸気噴火が発生し、爆風により火口から1km程度で倒木

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動 の状況	住民等の行動 及び登山者・ 入山者等への 対応 (※)	想定される現象等
	火口から少し離れた 所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等	○小規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね1km まで噴石飛散 【過去事例】 1962年：水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小屋まで飛散 2022年：火山性地震増加にともなう警戒レベル引き上げ
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等	○火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

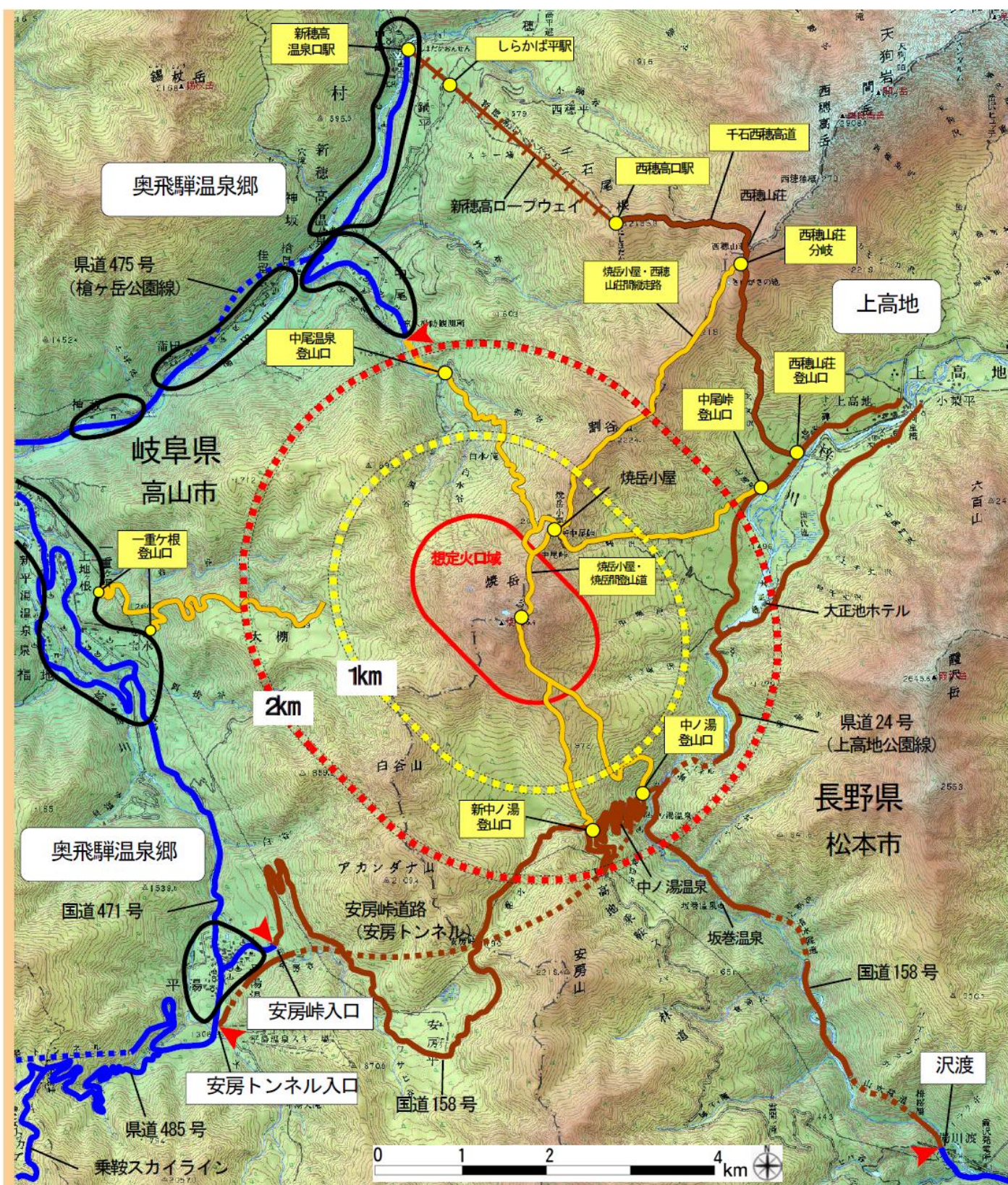
乗鞍岳の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動 の状況	住民等の行動 及び登山者・ 入山者等への 対応 (※)	想定される現象等
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 【過去事例】 約 9200 年前の火山砕屑物を噴出するマグマ噴火 ○噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達。 【過去事例】 歴史記録なし※
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	○火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし※

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動 の状況	住民等の行動 及び登山者・ 入山者等への 対応(※)	想定される現象等
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常的生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	○火口から概ね4km以内の範囲に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するような噴火が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし※ ○噴火が発生し、火口から概ね4km以内の範囲に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下。 【過去事例】 歴史記録なし※
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常的生活。	○火口から概ね1km以内の範囲に大きな噴石が飛散するような噴火が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし ○噴火が発生し、火口から概ね1kmまで噴石が飛散。 【過去事例】 歴史記録なし
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内及び近傍の立入規制等。 住民は通常的生活。	○火山活動は静穏。

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものと
する。

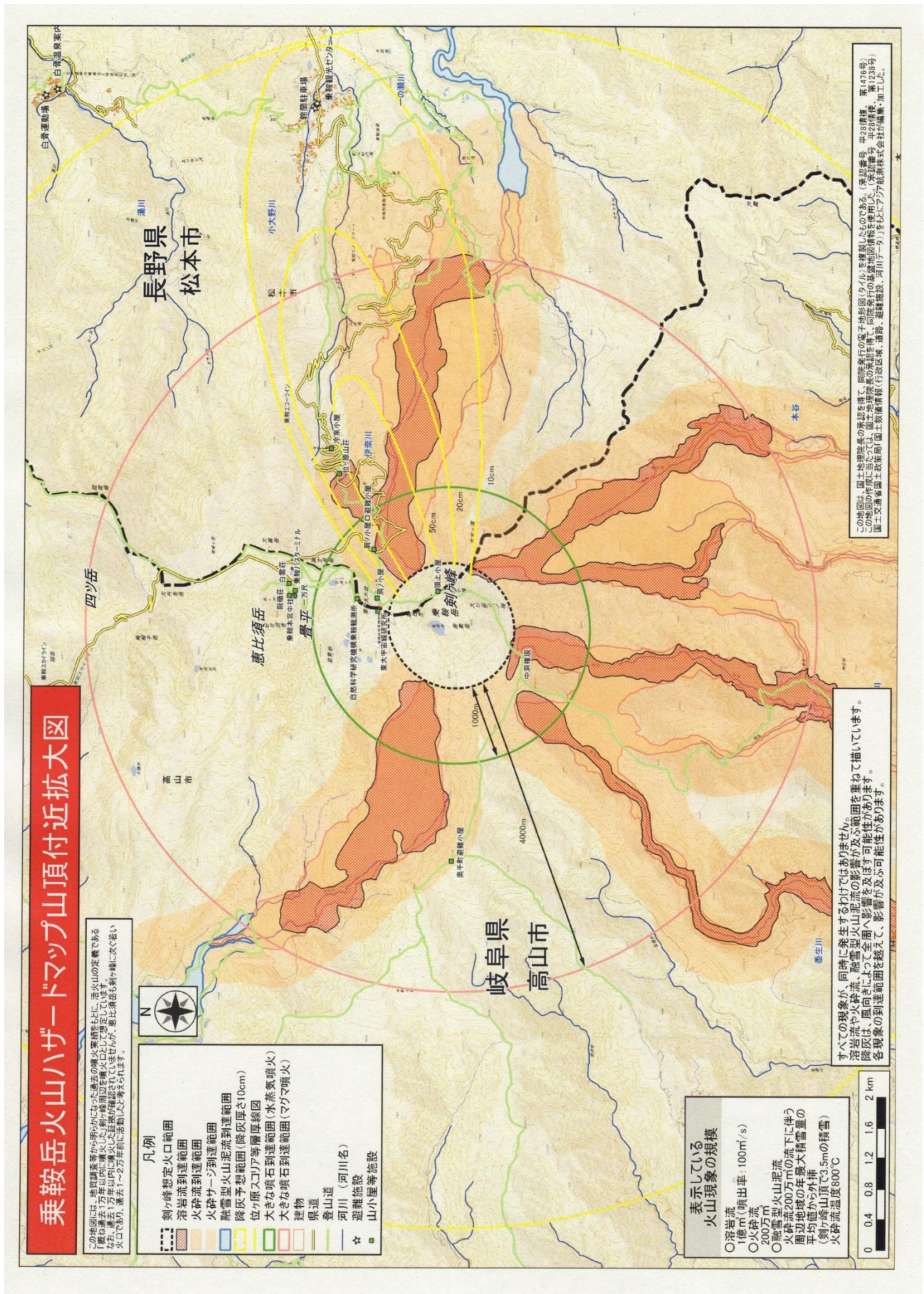
噴火警戒レベル1～3に対応した規制範囲



【地図の説明】

	想定される噴火口の範囲		周辺の居住地域		レベル2（火口周辺規制）の規制範囲（想定火口から約1kmまで）		レベル3（入山規制）の規制範囲（想定火口から約2kmまで）		レベル3の道路規制箇所
北西－南東方向 2.4km、 北東－南西方向 1.4km の小半円内			登山口や登山道の分岐点		レベル2で規制の対象となる登山道		レベル3で規制の対象となる登山道や道路など		

乗鞍岳火山ハザードマップ山頂付近拡大図



第2節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次による。

第2 活動の内容

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更があった場合は、その都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

(1) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

(2) 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、別表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行う。

(3) 松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要と認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求める。この場合、県危機管理防災課（応援・受援本部）は必要な職員により情報収集チームを構成し、速やかに派遣する。

なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

(4) 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

(5) 市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調 査 事 項	調査責任機関（所管）	協 力 機 関
概況速報	市（危機管理部）	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市（指揮本部（危機管理部））、財政部、住	松本地域振興局、松本警察署、町会（自主防災組織）

調 査 事 項	調査責任機関（所管）	協 力 機 関
	民自治局、広域消防局	
高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等避難状況	市（指揮本部（危機管理部））、広域消防局	松本地域振興局
農・畜・養蚕・水産業被害	市（産業振興部）	松本地域振興局、松本農村支援センター、家畜保健衛生所、水産試験場、農業協同組合
社会福祉施設被害	市（健康福祉部）、施設管理者	松本保健福祉事務所
農地、農業用施設被害	市（産業振興部）	松本地域振興局、土地改良区
林業関係被害	市（環境エネルギー部）、松本地域振興局、中信森林管理署	松本広域森林組合
公共土木施設被害	市（建設部）、松本建設事務所、長野国道事務所、千曲川河川事務所、松本砂防事務所	
土砂災害等による被害	市（建設部）、松本建設事務所、松本砂防事務所	
都市施設被害	市（建設部）流域下水道関係事務所	松本建設事務所
水道施設被害	市（上下水道局）	松本地域振興局
廃棄物処理施設	市（環境エネルギー部）・施設管理者	松本地域振興局
感染症関係被害	市（健康福祉部）、松本広域連合	松本保健福祉事務所
医療施設関係被害	市（健康福祉部）、施設管理者	松本保健福祉事務所
商工関係被害	市（産業振興部）	松本地域振興局、松本商工会議所、松本市波田商工会
観光施設被害	市（産業振興部）	松本地域振興局
教育関係被害	市（教育委員会）、設置者、管理者	松本教育事務所
市有財産被害	市（財政部）	
公益事業関係被害	鉄道、通信、電力、ガス等関係機関	松本地域振興局
警察調査被害	松本警察署	松本市、警備業協会
火災速報	市（危機管理部）、広域消防局	

調 査 事 項	調査責任機関（所管）	協 力 機 関
危険物等の事故による被害	市（環境エネルギー部）、 広域消防局	
水害等情報	市、 水防関係機関	

3 実施計画

【松本ブロックの代表市としての対策】

第2章第5節、広域相互応援計画の第3に基づき実施する。

（※ 長野県市町村災害時相互応援協定書 ⇒ 参考編、参考4参照）

4 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

項 目	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することはできないが死亡したことが確実な者とする
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする
重傷者、軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1カ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1カ月未満で治療できる見込みの者とする
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない
非住家	住家以外の建築物をいうものとする なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする
住家全壊 （全焼、全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする
一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする
田畑流出	田畑の耕土が流出し、田畑の原形を留めない程度のものをいう
田畑埋没	土砂が堆積し、田畑の原形が留めない程度のものをいう

項 目	認 定 基 準
冠 水	作物の先端が見えにくくなる程度に水の浸かった場合をいう
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについてはこれを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする
り災者	り災世帯の構成員とする

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より市関係課に至る報告様式、市関係課及び関係機関から危機管理部（市災害対策本部室）への報告様式、市関係課から県への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は様式編のとおりとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち、緊急を有する場合、市は直接県関係課に報告し、その後において松本地域振興局等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア) [市の実施する事項]

- a あらかじめ定められた情報収集連絡体制（第2章第3節「情報の収集・連絡体制計画」）をとり、本節第2の2において市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、前記(1)(2)に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告する。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。
- b 本市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は松本地域振興局長に応援を求める。
- c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害状況等の連絡を行う。この場合の対象となる被害は、次の(イ)のdに定めるとおりとする。
なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。
- d 報道機関への発表は、本章（第28節）「災害広報活動」による。

(イ) [県（本庁）の実施する事項]

- a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部室）、関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。

第3章 第2節 災害情報の収集・連絡活動

- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。
 - (a) 県において災害対策本部を設置した災害
 - (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - (c) (a)または(b)に定める災害になる恐れのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。
- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
- g 危機管理防災課（応援・の受援本部）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。
- h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡する。
- i 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努める。
- j 国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。
- (ウ) [県現地機関等の実施事項]（松本地域振興局）
 - a 各課（所）は、市町村の被害状況について、長野県防災情報システム、情報連絡員（地方部リエゾン）等を通じて収集する。
 - b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。
 - c 掌握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理（・環境）課及び県（本庁）の主管課に報告又は連絡する。
 - d 松本地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求める。
- (エ) [広域消防局の実施する事項]
 - a 第2の1において定められた事項について、被害状況を調査のうえ、市村災害対策本部及び県現地機関に報告する。
 - b 広域消防局のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認め

第3章 第2節 災害情報の収集・連絡活動

られる場合は、災害対策本部長経由、地域振興局長に応援を求める。

- c 各職員が被害を知ったときは、直ちに上司に報告し、応急対策活動が時期を失することのないよう努める。

(ウ) [指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する事項]

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）へ連絡する。また、その状況を必要に応じ市（危機管理部）にも連絡する。

- (カ) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。

イ 水防情報

(ア) 雨量の通報（長野県河川砂防情報ステーションにシステム障害が発生した場合）

- a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

(イ) 水位の通報（長野県河川砂防情報ステーションにシステム障害が発生した場合）

- a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

ウ 噴火に関する情報

噴火口の位置は、その後の火山現象の影響範囲の予測や、避難対象地域の判断等に重要であることから、気象庁、地方公共団体等は、噴火後速やかに噴火口の特定、噴火に伴い発生した火山現象の種類及び規模の把握に努める。

6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) [市が実施する事項]（危機管理部、建設部）

ア 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。

イ 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

ウ アマチュア無線クラブとの協定に基づく活動を依頼する。（危機管理部）

エ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) [県が実施する事項]

第3章 第2節 災害情報の収集・連絡活動

ア 県防災行政無線機を活用し、必要に応じ統制を行う。 (危機管理部)

イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。
(危機管理部)

ウ (一社) 日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。
(危機管理部)

エ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。 (危機管理部)

オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。
(危機管理部)

カ 県消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。

(危機管理部、警察本部)

(3) [市及び広域消防局が実施する事項]

ア 防災行政無線機の活用を図る。

イ 携帯型移動無線、携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

(4) [電気通信事業者が実施する事項]

ア 災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。

イ 速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するよう努めるものとする。

第3節 非常参集職員の活動

第1 基本方針

各機関は、市の地域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期す。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるときまたは災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

第3 活動の内容

1 【市が実施する対策】（全庁）

- (1) 市の地域に災害が発生し、または発生しようとしているときは、法令または防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

(2) 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ、以下の配備体制をとる。

なお、各体制の人員については、別表「活動人員一覧」による。

（活動開始基準の◎は指示によらない参集の基準）

配備体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
第1配備	○ 危機管理部職員による情報収集・伝達（警戒体制へ継続する事前対策）	○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 危機管理課長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで	○ 市域に震度3の地震が発生した場合 ○ 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報発表時 ○ 焼岳もしくは乗鞍岳で火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合または他の火山で火口周辺警報（火口周辺危険）が発表された場合 ○ 南海トラフ沿いの大規模な地震に関連するかどうかの調査を開始した旨の臨時情報が発表された場合 ○ 災害が発生するおそれがあるときで、危機管理課長が必要と認めた場合
第2配備	○ 災害発生前の体制で、各部局職員による情報収集・伝達活動等を行う。	○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 危機管理部長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで	○ 市域に震度4の地震が発生した場合 ○ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報が発表された場合 ○ 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報発表時または

配備体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
			災害が発生するおそれがあるときで、危機管理部長が必要と認めた場合 ○ 焼岳もしくは乗鞍岳に噴火警戒レベル2が発表された場合または他の火山に火口周辺警報（入山危険）が発表された場合
第3配備	○ 災害発生直前または発生後の体制で、対策本部を設置し、情報収集・伝達、水防、輸送、医療、救護等の災害応急対策活動を行う。	○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 市長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで	○ 市域に震度5弱及び5強の地震が発生した場合 ○ 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時 ○ 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表を検討している旨、長野地方気象台より情報の提供があった場合 ○ 土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ○ 次のいずれかにおいて市長が必要と認めた場合 ・ 暴風、大雨、洪水、暴風雪、大雪警報発表時 ・ 災害が発生した場合 ・ 激甚な災害が発生するおそれがある場合 ○ 焼岳もしくは乗鞍岳に噴火警戒レベル3が発表された場合または他の火山に噴火警報（居住地域嚴重警戒）が発表された場合
第4配備	○ 大規模な災害発生直前または発生後の全正規職員による体制とし、災害対策本部を設置し、情報収集・伝達、水防、輸送、医療、救護等の災害応急対策活動を行う。	○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 市長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで	◎ 市域に震度6弱～6強の地震が発生した場合 ○ 焼岳もしくは乗鞍岳に噴火警戒レベル4またはレベル5が発表された時 ○ 大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合で市長が必要と認めた場合
第5配備	○ 市の組織及び機能のすべてをもって対処する職員全員による体制とし、災害対策本部を設置し、情報収集・伝達、水防、輸送、医療、救護等の災害応急対策活動を行う。	○ 右の基準に該当したときから、市長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで	◎ 市域に震度7の地震が発生した場合 ○ 大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めた場合

東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差において連続発生することが考えられるため、

第3章 第3節 非常参集職員の活動

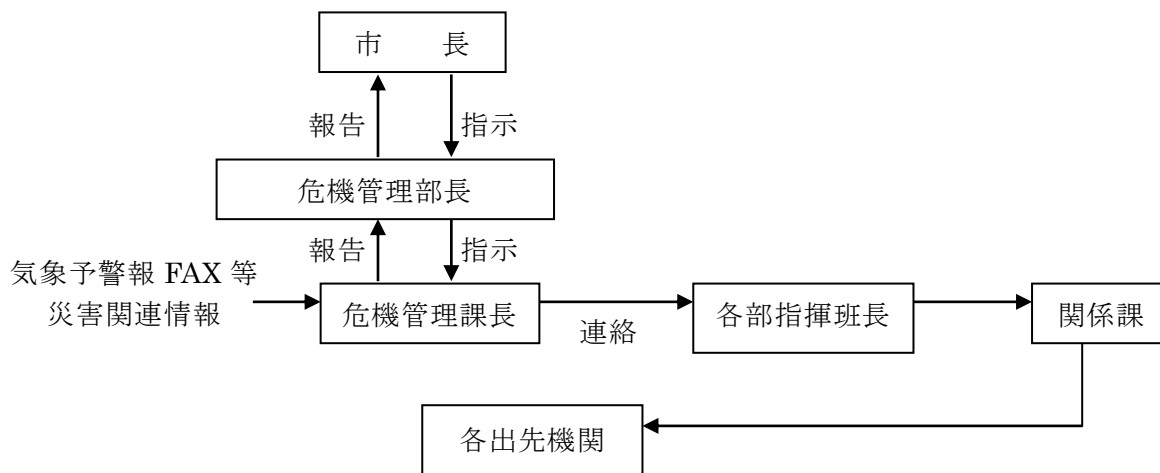
本市で観測された震度が3未満の場合でも「第1配備体制」をとることとし、国等への情報収集の結果、必要があると認められるときは、第3配備体制以後の体制とする。

(3) 配備指令の伝達及び配備担当者の招集

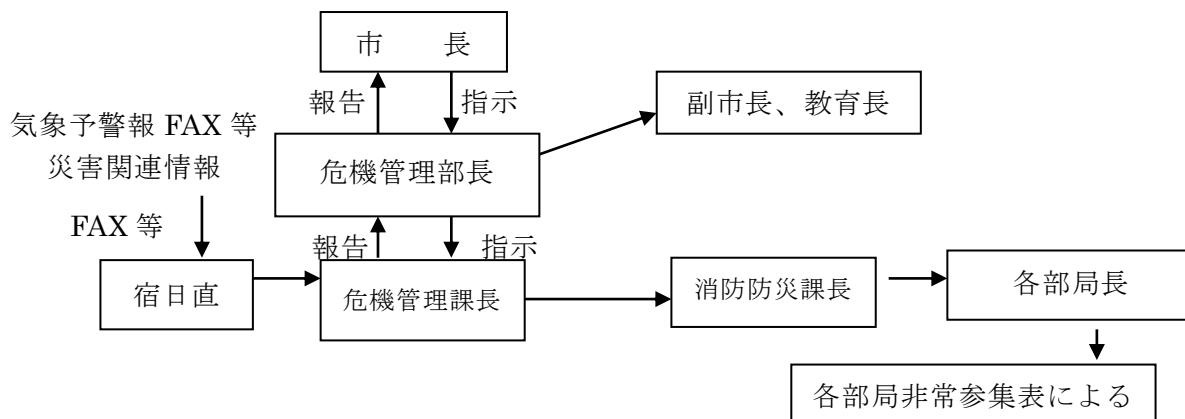
ア 伝達系統

配備指令及び配備担当者招集の伝達は、次の方法で行う。

(ア) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外



イ 伝達方法

配備決定に基づく危機管理課からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

(ア) 勤務時間内

- a 本庁：庁内放送のほか電話、使走等のうち最も速やかに行える方法による。
- b 出先：本庁関係課から電話等により伝達する。

(イ) 勤務時間外

各部局非常参集表により電話等で伝達する。

ウ 担当者の決定

関係課長は、あらかじめ担当者並びにその連絡方法を定めておく。

エ 自主参集

職員は、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、震度6弱以上の地震が発生した場合及びテレビ、ラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合は、非常参集の連絡を待たずに登庁する。

道路・鉄道の寸断等により登庁できない場合は、最寄りの出先機関または避難場所（小・中学校等）に参集し、本来の所属機関に現在の所在地等を連絡したうえで指示を受ける。

(4) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

市長は、震度5弱以上の地震が発生し、前記(2)活動体制における第4配備体制及び第5配備体制をとるべき状況において必要と認めるとき並びに市内に震度6弱以上の地震が発生したときは、市災害対策本部（以下「市本部」という。）を市庁舎内に設置する。

ただし、災害の状況により、市庁舎内に設置できない場合は、松本勤労者福祉センター又は、まつもと市民芸術館内に設置するものとする。

イ 体制の種別

市長は、市本部を設置したときは、前記(2)活動体制における第3配備体制、第4配備体制及び第5配備体制のうち必要と認める体制をとる。

ウ 市本部の組織

市本部の組織は、市災害対策本部条例の定めるところによる。（別表「松本市災害対策本部 構成・分掌事務」）

エ 県への報告

市本部を設置した場合は、その旨を松本地域振興局総務管理課を経由し、県危機管理部に報告する。

オ 活動要領

(ア) 各部班の活動要領

- a 災害対策本部は、市庁舎内に設置する。ただし、災害の状況に応じ、市庁舎が使用できない場合は、まつもと市民芸術館に設置する。
- b 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに、関係機関からの情報を本部連絡員を通じて本部長に報告する。
- c 消防防災課長は、各部からの情報を取りまとめ、指揮本部長に随時報告する。
- d 秘書広報室長は、災害の状況、当該災害についての関係機関の対策及び被災者に対する要望事項等を必要に応じ、報道機関の協力を得て周知する。
- e 各部長は、所属の各副部長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- f 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。
- g 各部長は、所属の職員の中から本部連絡員を指名し、本部に派遣させる。

(イ) 本部員会議

- a 本部員会議は、本部長が指定する場所で開催する。
- b 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。
- c 本部員は、本部員会議の招集が必要と認めるときは、本部長に申し出る。

カ 現地災害対策本部の設置

- (ア) 本部長は、現地の状況を把握し、応急対策の実施等が必要と認める場合は、災害時に現地災害対策本部（以下「市現地本部」という。）を置く。

- (イ) 市現地本部の任務等については、市災害対策本部条例の定めるところによる。

キ 国、県の非常災害対策本部、現地対策本部との連携

国の非常災害対策本部または緊急災害現地対策及び県の災害対策現地本部が本市内に設置された場合は、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

ク 本部の廃止

本部長は、市内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次の掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止するものとする。

- (ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき
- (イ) 公的避難所の廃止、仮設住宅整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき
- (ウ) 災害救護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
- (エ) 被害数値がおおむね確定したとき
- (オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

(5) 職員の応援体制

ア 市職員の応援は、以下の順位で行う。

- (ア) 市長部局等の部局内各課または部局相互
- (イ) 所属の出先機関
〈出先機関の活動体制〉

出先機関の長は、本庁の活動体制に準じ、各地域の実情を考慮したうえで、活動体制をあらかじめ定めておく。

イ 市の職員をもっても不足する場合、または特定職種の職員が不足する場合、以下の方法により他の機関の応援を求める。

- (ア) 災害時の相互応援協定、または覚書に基づく他市等への応援要請
 - a 近隣市町村、県内市町村
 - b 神奈川県藤沢市、岐阜県高山市、兵庫県姫路市、三重県御浜町、北海道札幌市、愛知県田原市
 - c 特例市
- (イ) 災害対策基本法第67条の規定に基づく他の市町村への応援要請
- (ウ) 災害対策基本法第29条、第30条、地方自治法第252条の17の規定に基づく指定行政機関、指定地方行政機関への派遣要請、他の地方公共団体への職員の派遣要請

(6) 災害救助法が適用された場合の体制

市地域内に災害救助法が適用された場合は、市長は、知事から救助の一部を委任されたものについて、ただちに救助事務を行うものとし、必要に応じて知事と連絡をとる。

2 【県が実施する対策】（全部局）

(1) 責務

県の地域に災害が発生し、または発生しようとしているときは、法令または県地域防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災

害応急対策の実施を助け、かつその総合調整を行う。

(2) 組織、配備基準

(1)の責務を遂行するため、県地域防災計画の災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員についての定めに基づき、ただちに災害応急対策を実施する。

(3) 市町村災害対策本部への職員派遣

ア 市町村において、災害対策本部が設置された場合に、知事は、応急対策の実施等が必要であると認めたときは、市町村長と協議の上、県職員を市町村災害対策本部に派遣し、情報収集を行なわせるものとする。

イ 派遣された職員は、情報を収集し、危機管理部へ情報を伝達するものとする。

3 【広域消防局が実施する対策】

(1) 責務

広域消防局は、圏域内に災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画、市町村地域防災計画及び松本広域連合消防計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに圏域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

(2) 組織、配備基準

(1)の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、ただちに災害応急対策を実施する。（松本広域連合消防計画に定める「災害時の事務機構、事務分掌、隊編成」による）

(3) 市災害対策本部の業務

協定に基づき、市災害対策本部に職員を派遣して本部業務に従事する。

(4) 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合は、市長が知事から救助の一部を委任されたものについて、消防局長は、ただちに救助事務を行い、必要に応じて市長と連絡をとる。

4 【関係機関が実施する対策】

(1) 責務

ア 指定地方行政機関

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市、県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、各行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。

イ 指定公共機関及び指定地方公共機関

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市、県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、各公共機関等、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。

ウ 市区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定に防災に関する責任を有する者

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、法令、市及び県地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう

必要な施策を講ずる。

(2) 活動体制

ア 各指定地方行政機関は、前記(1)の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

イ 市に災害対策本部が設けられたときは、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び陸上自衛隊第13普通科連隊は、市及び県の要請に基づいて、その所属職員を市本部または市現地本部に派遣する。

別表

組織名	体制					備考
	第1配備	第2配備	第3配備	第4配備	第5配備	
指揮本部 (危機管理課) (消防防災課) (秘書広報室)	副部長 初動当番	部長 副部長 班長班員	部長 副部長 班長 班員	部長 副部長 班長 班員	部長 副部長 班長 班員 関係職員	○第1配備体制の指揮本部副部長、第2配備体制の指揮本部班員は指揮本部長の判断により配置 ○第2配備態勢の人員配置は、各部長の判断により配置。 ○第3配備体制の各部班長・班員は、各部長の判断により配置
各部 (総合戦略局) (住民自治局) (総務部) (財政部) (健康福祉部) (こども部) (環境エネルギー部) (産業振興部) (文化観光部) (交通部) (建設部) (上下水道局) (病院局) (教育委員会事務局)	なし	部長 副部長 指揮班長 班長班員	部長 副部長 指揮班長 班長 班員	部長 副部長 指揮班長 班長 班員 関係職員	部長 副部長 指揮班長 班長 班員 関係職員	

[注意事項]

本部の職名	市の職名	備考
本部長	市長	
副本部長	副市長、教育長	
部長	部長、局長、事務局長	

本部の職名	市の職名	備考
副部長	室長、課長	
指揮班長	各部局庶務担当係長	
班長	係長	
班員	その他正規職員	
関係職員	会計年度任用職員等	

別表

松本市災害対策本部 構成・分掌事務

1 構成

種別	構成	設置場所	任務
本部	本部長、副本部長、部長	市庁舎内 ※災害の状況等により勤労者福祉センター又は、まつもと市民芸術館、情報創造館にも設置できる	本部長の指示に基づく積極的かつ総括的な災害応急対策、救助対策を図るため ・被災状況の把握 ・適切な措置の決定 ・各部相互の連絡調整
部本部	部長、副部長	各部長室	・本部長指示の部内伝達 ・部内情報の把握 ・所掌事務の迅速、的確な災害応急対応 ・部内相互の連絡調整 ・指揮本部へ活動状況の報告
指揮本部	危機管理部長、危機管理課長、消防防災課長	危機管理部または大会議室	・各部活動状況の把握整理 ・本部長、副本部長への報告 ・本部長、副本部長指示の各部伝達
指揮班	部内各課の庶務担当係長	各部長室	・部本部と指揮本部の連絡調整 ・部内情報の整理 ・指示、伝達事項の確認 ・各課の活動状況を部長へ報告
現地対策本部	状況に応じて、本部長は、被災地へ「現地災害対策本部」を設置		
保健医療調整本部	医療救護活動マニュアルに定める	市庁舎内（議員協議会） ※災害の状況等により勤労者福祉センター又は、まつもと市民芸術館にも設置できる	・本部長指示の班内伝達 ・保健医療活動の指揮・調整 ・医療救護、保健衛生、環境衛生活動の実施 ・医療機関等関係団体との連絡調整 ・指揮本部へ活動状況の報告

※ 1 本部設置基準

市長が、活動体制における第4配備体制及び第5配備体制をとるべき状況において必要と認めるとき並びに市内に震度6弱以上の地震が発生したときに設置。

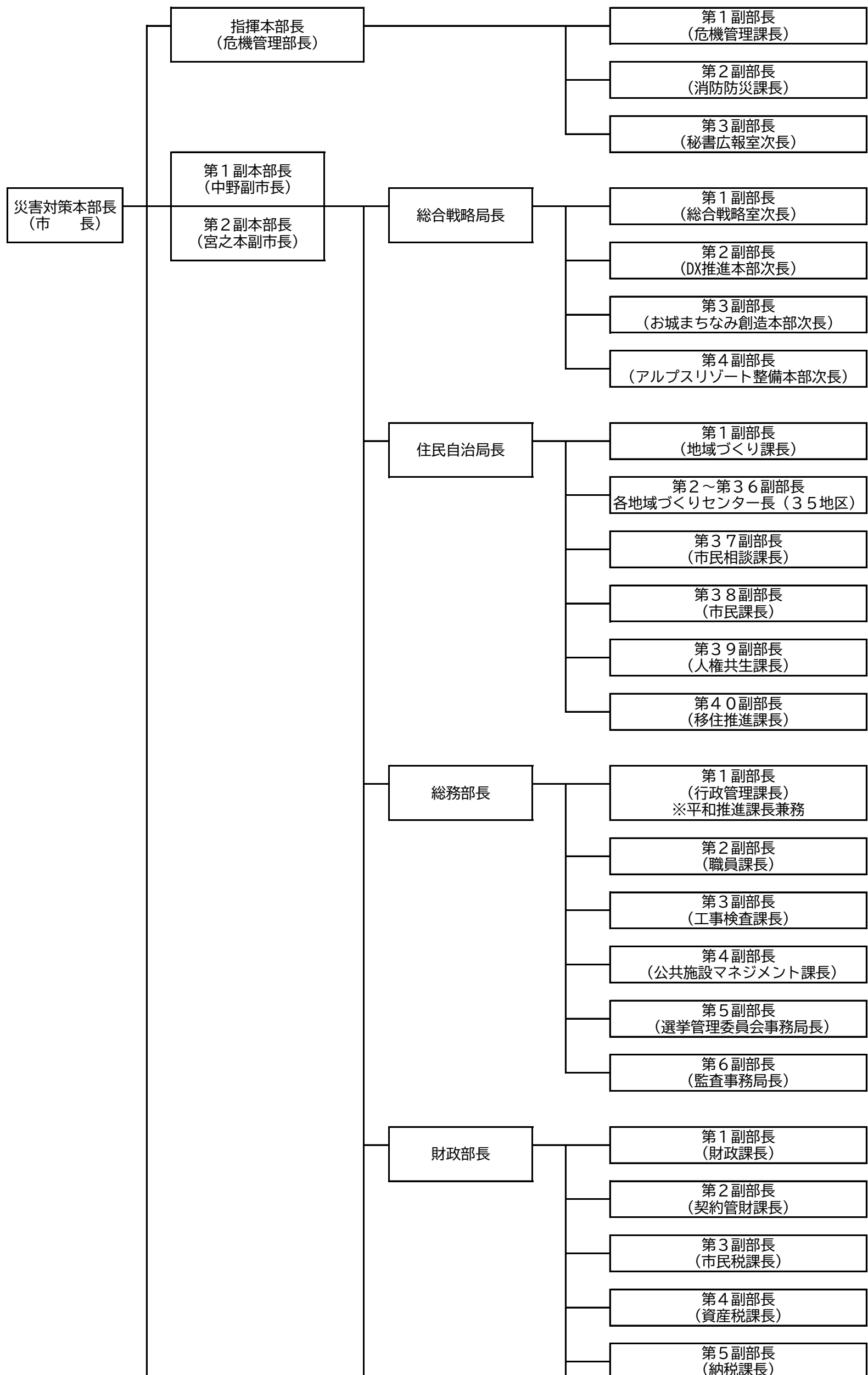
※ 2 災害対策本部長の代理者

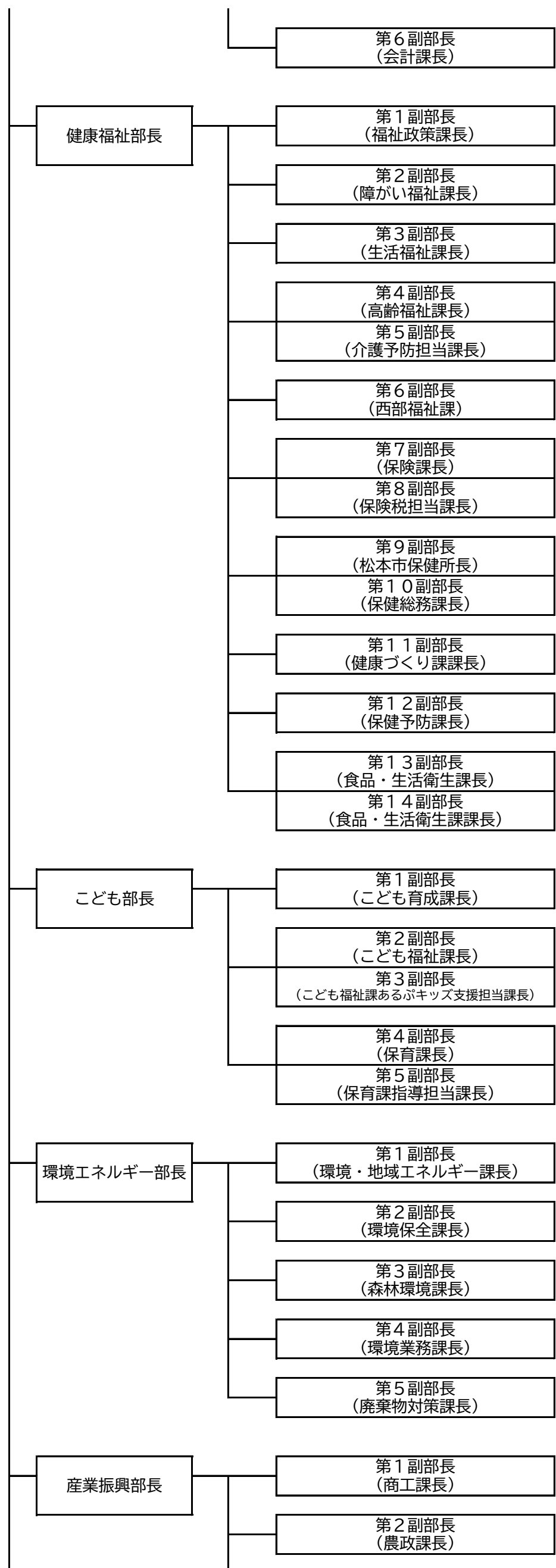
第3章 第3節 非常参集職員の活動

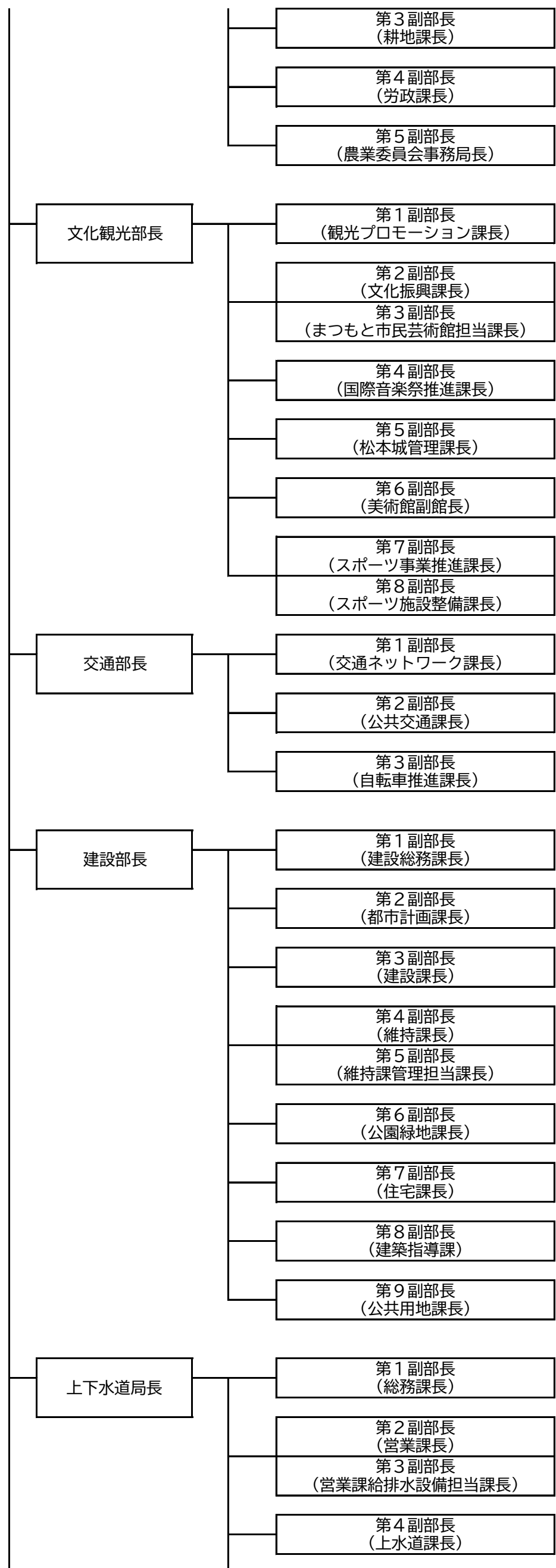
市長が、災害対策本部長の任にあたれない場合は、次の順位にそってその任にあたる。

- (1) 第1 副本部長（中野副市長）
- (2) 第2 副本部長（宮之本副市長）
- (3) 第3 副本部長（教育長）
- (4) 以下は松本市災害対策本部規程(平成16年2月17日 規程第1号)による。

令和6年5月1日現在







令和6年度 松本市災害対策本部 各課分掌事務

資料1-4

部 長	副部長	分掌事務
各部長（共通）	各副部長（共通）	○ 指揮本部との連絡調整に関する事。 ○ 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。 ○ 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事。 ○ 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事。 ○ 関係機関、団体との連絡調整に関する事。 ○ 他部事務の応援に関する事。
指揮本部長 （危機管理部長）	第1副部長 （危機管理課長） 第2副部長 （消防防災課長） 第3副部長 （秘書広報室次長）	○ 本部長命令に関する事。 ○ 対策本部の設置、運営及び解散に関する事。 ○ 本部員会議の開催・運営に関する事。 ○ 災害対策全般の企画立案に関する事。 ○ 各部の災害応急対策の進行管理に関する事。 ○ 災害救助法の適用申請に関する事。 ○ 自衛隊の派遣要請に関する事。 ○ 避難所の統制に関する事。 ○ 臨時避難所の指定、廃止に関する事。 ○ 避難指示、避難勧告、避難準備情報及び避難誘導に関する事。 ○ 外部機関（国、県、他市町村、消防、自衛隊、警察、ライフライン関係機関等）との連絡調整に関する事。 ○ 外部機関、各部からの被害情報の収集・整理及び伝達に関する事。 ○ 防災気象情報（予報、警報他）の伝達に関する事。 ○ 防災無線等通信機器の統制、活用に関する事。 ○ 食糧、物資等の統制に関する事。 ○ ヘリコプター等航空力の運用に関する事。 ○ 県、他市町村及び関係機関への応援要請に関する事。 ○ 消防団との総合的連絡調整に関する事。 ○ 市民への臨時広報（臨時災害放送局設置、HP作成等）に関する事。 ○ 報道機関への情報提供（プレスセンター設置等）に関する事。 ○ 災害対策の記録に関する事。 ○ 本部長（市長）及び第1副本部長及び第2副本部長（副市長）の秘書に関する事。
総合戦略局長	第1副部長 （総合戦略室次長）	○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 ○ 復興計画の策定に関する事。 ○ 災害テレホンセンターの設置・運営に関する事。
	第2副部長 （DX推進本部次長）	○ 本部員会議の開催・運営の応援に関する事。 ○ コンピュータシステム及びネットワークの復旧に関する事。
	第3副部長 （お城まちなみ創造本部次長）	○ 災害テレホンセンターの設置・運営に関する事。
	第4副部長 （アルプスリゾート整備本部次長）	○ 観光客の安全確保及び避難・帰宅支援対応に関する事。 ○ 観光業関係の被害調査に関する事。
住民自治局長	第1副部長 （地域づくり課長）	○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 ○ 災害弔意金及び災害見舞金の支給に関する事。 ○ 災害援護資金の貸付けに関する事。 ○ 被災者生活再建支援制度に関する事。 ○ 町会との連絡調整に関する事。 ○ 地域づくりセンター（支所・出張所）を拠点としての被害状況調査、情報収集・伝達に関する事。

部 長	副部長	分掌事務
	第2～第36副部長 地域づくりセンター 長（35地区）	○ 町会との連絡調整に関すること。 ○ 地域づくりセンター（支所・出張所）を地区の拠点としての被害状況調査、情報収集・伝達に関すること。
	第37副部長 （市民相談課長）	○ 被災者の市民相談に関すること。
	第38副部長 （市民課長） 第39副部長 （マイナンバー担当 課長）	○ 部内他課及び他部事務の応援に関すること。
	第40副部長 （人権共生課長）	○ 要配慮者（外国人）に関すること。
	第41副部長 （移住推進課長）	○ 部内他課及び他部事務の応援に関すること。
総務部長	第1副部長 （行政管理課長兼平 和推進課長）	○ 指揮本部との総合的連絡調整に関すること。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。 ○ 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関すること。 ○ 市議会の招集に関すること。 ○ 災害見舞者及び視察者の対応に関すること。
	第2副部長 （職員課長）	○ 職員の安否確認及び職員体制の確保に関すること。 ○ 災害派遣職員の受入れに関すること。
	第3副部長 （工事検査課長）	○ 部内他課及び他部事務の応援に関すること。
	第4副部長 （公共施設マネジメ ント課）	○ 避難施設の応急修理に関すること。 ○ 応急仮設住宅の建設、撤去及び維持管理に関すること。 ○ 教育施設の復旧に関すること。（教育部と連携） ○ 被災した住宅の応急修理に関すること。 ○ 応急修理に関する関係協力団体への協力要請に関すること。
	第5副部長 （選挙管理委員会事 務局長）	○ 部内他課及び他部事務の応援に関すること。
	第6副部長 （監査事務局長）	○ 部内他課及び他部事務の応援に関すること。
財政部長	第1副部長 （財政課長）	○ 指揮本部との総合的連絡調整に関すること。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関すること。 ○ 家屋被害調査統括に関すること。 ○ 災害関係の予算及び資金計画に関すること。
	第2副部長 （契約管財課長）	○ 市役所庁舎の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ○ 市有財産の被害状況の集約に関すること。 ○ 応急仮設住宅等の災害用地確保の協力に関すること。 ○ 災害用資機材の調達に関すること。 ○ 公用車の配車及び運行計画に関すること。
	第3副部長 （市民税課長）	○ 家屋被害の調査に関すること。 ○ 被害状況調書の作成に関すること。 ○ り災証明の発行に関すること。 ○ 災害に伴う税の減免に関すること。
	第4副部長 （資産税課長）	○ 家屋被害の調査に関すること。 ○ 災害に伴う税の減免に関すること。
	第5副部長 （納税課長）	○ 家屋被害の調査に関すること。
	第6副部長 （会計課長）	○ 災害時の出納の処理方法に関すること。 ○ 応急対策経費の出納に関すること。 ○ 義援金、見舞金、その他金銭の収納保管に関すること。

部 長	副部長	分掌事務
健康福祉部長	第1副部長 (福祉政策課)	○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 ○ 福祉避難所等の確保に関する事。 ○ 福祉避難所の設置、運営に関する事。 ○ 要配慮者の安否確認に関する事。 ○ 要配慮者の救助・支援（生活必需品、食料等の給与）に関する事。 ○ 災害救助法による救助事務に関する事。
	第2副部長 (障がい福祉課長)	○ 要配慮者の安否確認に関する事。 ○ 要配慮者の救助・支援（生活必需品、食料等の給与）に関する事。 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事。 ○ ボランティアセンターの設置・受入れ等の支援に関する事。 ○ 義援金及び義援物資の募集等に関する事 ○ 災害救助法による救助事務に関する事。
	第3副部長 (生活福祉課長)	○ 要配慮者の安否確認に関する事。 ○ 要配慮者の救助・支援（生活必需品、食料等の給与）に関する事。 ○ 義援金及び義援物資の需要把握及び配分に関する事 ○ 災害救助法による救助事務に関する事。
	第4副部長 (高齢福祉課長)	○ 要配慮者の安否確認に関する事。 ○ 要配慮者の救助・支援（生活必需品、食料等の給与）に関する事。 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事。 ○ ボランティアセンターの設置・受入れ等の支援に関する事。 ○ 義援金及び義援物資の募集等並びに需要把握及び配分に関する事 ○ 災害救助法による救助事務に関する事。
	第5副部長 (介護予防担当課長)	
	第6副部長 (西部福祉課長)	○ 要配慮者の安否確認に関する事。 ○ 要配慮者の救助・支援（生活必需品、食料等の給与）に関する事。 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事。 ○ 災害救助法による救助事務に関する事。
	第7副部長 (保険課長)	○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事。
	第8副部長 (保険税担当課長)	
	第9副部長 (松本市保健所長)	○ 市保健医療調整本部の設置・運営に関する事。 ○ 災害時医療連携に関する事。 ○ 医療救護所の開設、運営に関する事。
	第10副部長 (保健総務課長)	
	第11副部長 (健康づくり課課長)	○ 被災者の健康相談・支援に関する事。
	第12副部長 (保健予防課長)	○ 感染症の予防及びまん延防止に関する事。
	第13副部長 (食品・生活衛生課長)	○ 食品衛生対策に関する事。 ○ 環境衛生対策に関する事。 ○ 飼養動物（ペット）及び被災動物対策に関する事。 ○ 医療品、医療用資機材の確保に関する事。
	第14副部長 (食品・生活衛生課課長)	

部 長	副部長	分掌事務
こども部長	第1副部長 (こども育成課長)	○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 ○ 炊き出し等による食品の給与に関する事。 ○ 日赤奉仕団との連絡調整（避難・救護関係）に関する事。 ○ 災害救助法による救助事務に関する事。
	第2副部長 (こども福祉課長)	○ 要配慮者の安否確認に関する事。 ○ 要配慮者の救助・支援（生活必需品、食料等の給与）に関する事。
	第3副部長 (こども福祉課あるぶ キッズ支援担当課長)	○ 社会福祉施設の被害調査に関する事。 ○ 炊き出し等による食品の給与に関する事。 ○ 災害救助法による救助事務に関する事。
	第4副部長 (保育課長) 第5副部長 (保育課指導担当課 長)	○ 応急保育に関する事。 ○ 園児等の避難及び安否確認に関する事。 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事。 ○ 炊き出し等による食品の給与に関する事。 ○ 日赤奉仕団との連絡調整（避難・救護関係）に関する事。 ○ 災害救助法による救助事務に関する事。
環境エネルギー 部長	第1副部長 (環境・地域エネ ルギー課)	○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事。 ○ 災害廃棄物の調査、処理計画及び一時集積場の選定に関する事。 ○ 廃棄物処理業者等又は他市町村への協力要請に関する事。
	第2副部長 (環境保全課)	○ 災害時における公害防止に関する事。 ○ 仮設トイレ対策に関する事。 ○ 危険物等の事故調査に関する事。 ○ 遺体安置所の設置及び遺体の受入れ、引渡し等に関する事。 ○ 遺体の埋火葬に関する事。
	第3副部長 (森林環境課長)	○ 林地、林業施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 ○ 土砂災害等（山間部）の被害調査に関する事。 ○ 林野火災等の被害調査に関する事。 ○ 復旧資機材の確保に関する事。 ○ 林業関係の被害調査に関する事。
	第4副部長 (環境業務課長)	○ 災害時における公害防止及び公衆衛生対策に関する事。 ○ 災害廃棄物の収集・運搬・処理に関する事。 ○ 災害廃棄物の調査、処理計画及び一時集積場の選定に関する事。 ○ 廃棄物処理業者等又は他市町村への協力要請に関する事。 ○ 防疫対策（被災地の消毒）に関する事。 ○ 仮設トイレ対策に関する事。 ○ 環境衛生協議会への活動要請に関する事。 ○ 仮置場の設置、運営管理に関する事。 ○ 倒壊家屋等の解体、撤去に関する事。 ○ 避難所ごみ等の収集に関する事。
	第5副部長 (廃棄物対策課長)	○ 産業廃棄物処理業者等への協力調整に関する事。

部 長	副部長	分掌事務
産業振興部長	第1副部長 (商工課長)	○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 ○ 生活必需品の調達及び供給に関する事。 ○ 物資の輸送、輸送協定先への協力要請及び輸送従事者の確保に関する事。 ○ 商工業の被害調査に関する事。 ○ 商工業事業資金の融資に関する事。 ○ 工業団地の被害調査に関する事。
	第2副部長 (農政課長)	○ 食料品等の調達及び供給に関する事。 ○ 物資の輸送、輸送協定先への協力要請及び輸送従事者の確保に関する事。 ○ 公設卸売市場間の災害時相互応援協定に関する事。 ○ 農・畜産業等の被害調査に関する事。 ○ 営農資金の融資に関する事。 ○ 農業共済金に関する事。 ○ 家畜伝染病の防疫及び対策に関する事。
	第3副部長 (耕地課長)	○ 農地、農業施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 ○ 復旧資機材の確保に関する事。 ○ 食料品の調達、供給及び物資の輸送に関する事。
	第4副部長 (労政課長)	○ 労働者雇用等の連絡調整に関する事。 ○ 労働福祉施設、職業訓練施設の被害調査に関する事。 ○ 生活必需品の調達、供給及び物資の輸送に関する事。
	第5副部長 (農業委員会事務局 長)	○ 食料品の調達、供給及び物資の輸送に関する事。
文化観光部長	第1副部長 (観光プロモーション課長)	○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 ○ 観光客の安全確保及び避難・帰宅支援対応に関する事。 ○ 観光業関係の被害調査に関する事。
	第2副部長 (文化振興課長)	
	第3副部長 (まつもと市民芸術館担当課長)	○ 災害テレホンセンターの設置・運営の応援に関する事。
	第4副部長 (国際音楽祭推進課長)	○ 災害テレホンセンターの設置・運営の応援に関する事。
	第5副部長 (松本城管理課長)	○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事。
	第6副部長 (美術館副館長)	○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事。
	第7副部長 (スポーツ事業推進課長)	○ 指定避難所施設の開設・管理に関する事。
	第8副部長 (スポーツ施設整備課長)	
交通部長	第1副部長 (交通ネットワーク課長)	○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。
	第2副部長 (公共交通課長)	○ 公共交通機関(バス、空港、JR、上高地線、高速道路等)の被害・運行状況調査に関する事。 ○ 緊急交通路の確保、指定及び道路の交通規制、迂回路等に関する事。
	第3副部長 (自転車推進課長)	○ 緊急交通路の確保、指定及び道路の交通規制、迂回路等に関する事。

部 長	副部長	分掌事務
建設部長	第1 副部長 (建設総務課長)	○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 ○ 復旧資機材の確保に関する事。 ○ 公共土木施設の被害調査に関する事。 ○ 部内被害調査班の被災状況収集、とりまとめに関する事。 ○ 道路、橋梁、堤防、河川、水路等の被害調査、応急措置、障害物の除去等に関する事。 ○ 緊急交通路の確保、指定及び道路の交通規制、迂回路等に関する事。
	第2 副部長 (都市計画課長)	○ 道路、橋梁、堤防、河川、水路等の被害調査、応急措置、障害物の除去等に関する事。
	第3 副部長 (建設課長)	○ 道路、橋梁、堤防、河川、水路等の被害調査、応急措置、障害物の除去等に関する事。 ○ 緊急交通路の確保、指定及び道路の交通規制、迂回路等に関する事。 ○ 道路、橋梁、堤防、河川、水路の復旧に関する事。
	第4 副部長 (維持課長)	○ 道路、橋梁、堤防、河川、水路等の被害調査、応急措置、障害物の除去等に関する事。 ○ 障害物除去調書の作成に関する事。
	第5 副部長 (維持課管理担当課長)	○ 土砂災害等の被害調査、復旧に関する事。 ○ 建設事業協同組合、緑化協会との連絡調整及び業者への協力要請に関する事。 ○ 駅前広場の被害調査、応急措置に関する事。
	第6 副部長 (公園緑地課長)	○ 都市公園施設の被害調査、応急措置、復旧に関する事。 ○ 道路、橋梁、堤防、河川、水路等の被害調査、応急措置、障害物の除去等に関する事。
	第7 副部長 (住宅課長)	○ 市営住宅の被害調査、応急措置、復旧に関する事。 ○ 長野県住宅供給公社との連絡調整に関する事。 ○ 応急仮設住宅の入居者受入れ及び関係調書の作成に関する事。
	第8 副部長 (建築指導課長)	○ 応急危険度判定（建築物、宅地）に関する事。 ○ 避難所施設の安全確認に関する事。
	第9 副部長 (公共用地課長)	○ 道路、橋梁、堤防、河川、水路等の被害調査、応急措置、障害物の除去等に関する事。 ○ 緊急交通路の確保、指定及び道路の交通規制、迂回路等に関する事。 ○ 応急仮設住宅用地等の応急対策用用地の確保に関する事。
上下水道局長	第1 副部長 (総務課長)	○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 ○ 上下水道施設の被害状況調査の集約及び報告に関する事。 ○ 断水等の広報活動に関する事。 ○ 被災者への応急給水対策に関する事。 ○ 復旧資機材の確保に関する事。 ○ 災害時支援団体（県・日水協・市水道事業協同組合・工事店等）への協力要請に関する事。
	第2 副部長 (営業課長)	○ 上下水道事業の応急対策経費の出納に関する事。
	第3 副部長 (営業課給排水設備担当課長)	○ 復旧資機材の確保に関する事。 ○ 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。
	第4 副部長 (上水道課長)	○ 上水道施設の応急対策、被害調査、復旧に関する事。 ○ 復旧資機材の確保に関する事。 ○ 災害支援団体との総合的連絡調整に関する事。 ○ 被災者への応急給水対策に関する事。 ○ 上水道の情報収集に関する事。 ○ 飲料水の確保に関する事。
	第5 副部長 (下水道課長)	○ 下水道施設及び農業集落排水施設の応急対策、被害調査、復旧に関する事。 ○ 復旧資機材の確保に関する事。 ○ 下水道の情報収集に関する事。

部 長	副部長	分掌事務
事務部長	第1副部長 (病院総務課長) 第2副部長 (医事企画課長) 第3副部長 (病院建設課長) 第4副部長 (四賀の里クリニック事務長)	○ 指揮本部との総合的連絡調整に関すること。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関すること。 ○ 病傷人の応急救護及び医療機関への緊急輸送に関すること。 ○ 救急医療品の調達に関すること。 ○ 輸血、保存血液の緊急確保に関すること。 ○ 緊急時の助産に関すること。
教育次長	第1副部長 (教育政策課長) 第2副部長 (学校教育課長) 第3副部長 (学校施設担当課長) 第4副部長 (学校支援室長) 第5副部長 (学校給食課長) 第6副部長 (生涯学習課長) 第7副部長 (中央図書館長) 第8副部長 (文化財課長) 第9副部長 (文化財課課長(西部4地区担当)) 第10副部長 (文化財課城郭整備担当課長) 第11副部長 (博物館長)	○ 指揮本部との総合的連絡調整に関すること。 ○ 第3副本部長(教育長)の秘書に関すること。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関すること。 ○ 指定避難所施設の開設・管理に関すること。 ○ 指定避難所施設の開設・管理に関すること。 ○ 学用品の給与に関すること。(災害救助法事務) ○ 児童及び生徒の避難・安否確認に関すること。 ○ P T A等への協力要請に関すること。 ○ 災害時の応急教育に関すること。 ○ 災害時の学校給食に関すること。 ○ 指定避難所施設の開設・管理に関すること。 ○ 部内他課及び他部事務の応援に関すること。 ○ 部内他課及び他部事務の応援に関すること。 ○ 部内他課及び他部事務の応援に関すること。
議会事務局長	副部長 (議会事務局次長)	○ 指揮本部との総合的連絡調整に関すること。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関すること。 ○ 市議会の連絡調整に関すること。 ○ 市議会災害対策本部に関すること。

第4節 広域相互応援活動

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。（別記参照）

また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。

なお、被災した場合にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請の遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。

また、被災地以外の市町村にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 広域避難が行われる場合の体制を確立する。
- 5 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 計画の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

市及び県においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、ただちにあらかじめ定めてある応援先の順序に従って要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な災害応急対策が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（危機管理部、広域消防局）

(ア) 消防に関する応援要請

- a 市長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、または緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣市町村にも応援を求める方がより効果的であると認められる場合は、県消防相互応援協定に基

づき、速やかに松本広域連合長（以下「広域連合長」という。）に応援要請をするものとし、その旨知事に連絡する。

b 他都道府県への応援要請

市長は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

(a) 長野県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請

(b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」、「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」、「富山県・長野県・岐阜県航空消防防災相互応援協定」、「長野県と静岡県消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づくヘリコプターの応援

(c) その他、他都道府県からの消防の応援

(4) 消防以外に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

〈県内〉

(a) 市長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみでは、これに対処できない、または緊急性、地理的条件、被害状況等により他市町村に応援を求める方がより効果的であると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかに松本ブロック内の第2、第3順位市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

〈県外〉

(a) 市長は、前項の場合における相互応援協定に基づく他市町村からの応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないと認められるときは、協定締結をしている市町村長等に対し、協定に基づく応援を要請する。

(b) さらに、前項の場合における相互応援協定に基づく他市町村からの応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないと認められるときは、他の市町村長に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

「応援の要請事項」

○応援を求める理由及び災害の状況

○応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

○応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

○その他必要な事項

b 県に対する応援要請等

市長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。

c 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めると

きは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により職員派遣の要請、または斡旋を求める。

イ 【広域消防局が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請

- a 広域連合長は、地震災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の消防力をもってしては対処できない、または緊急性、地理的条件、被害状況等により、効果的必要があると認められる場合は、災害発生市町村長と調整のうえ、地理的条件、事前に締結されている消防相互応援協定に基づき、速やかに近隣市町村長に応援要請をするものとし、その旨及びその結果を知事（松本地域振興局経由）に連絡する。
- b 広域連合長は、前項による応援のみでは十分な災害防御措置がとれていない、またはとれないことが予測される場合においては、災害発生市町村長と調整のうえ速やかに知事（松本地域振興局経由）に対し、消防の応援に関して他都道府県の応援を要請する。
- c 消防局長は、広域航空消防応援が必要となったときは、要請先都道府県または市を決定し、ただちに広域連合長に報告のうえ指示に従って知事（松本地域振興局長経由）へ次の事項を明らかにして応援の要請を行う。この場合、同時に応援側都道府県知事または消防長へ同様の連絡を行う。（広域航空消防応援）

「応援側都道府県知事または応援側消防長への通報」

- (a) 必要とする応援の具体的な内容
- (b) 応援活動に必要な資機材等
- (c) 離発着可能な場所及び給油体制
- (d) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- (e) 離発着場における資機材の準備状況
- (f) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況
- (g) 他にヘリコプターの応援を要請している場合のヘリコプターを所有する消防機関名または都道府県名
- (h) 気象の状況
- (i) ヘリコプターの誘導方法
- (j) 要請側消防機関の連絡先
- (k) その他必要な事項

ウ 【県が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請（危機管理部）

- a 市町村長等に対する指示
知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して相互応援協定の実施その他災害防御の措置に関して必要な指示を行う。
- b 他都道府県に対する応援措置
(a) 知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村長から消防の応援に関して、他都道府県の応援を要請され、かつ県内の消防力をもってはこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣都県に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる事項に

ついて、消防組織法第44条の規定により、速やかに消防庁長官に応援を要請する。また、その結果は要請市町村長に通知する。

- 緊急消防援助隊
- 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
- その他、他都道府県からの消防隊

- (b) 知事は、前項の場合において、災害の規模及び被害の状況等から緊急を要し、要請を待ついとまがなく、かつ必要があると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援要請をし、その旨及びその結果を被災市町村長に通知する。

(イ) 警察に関する応援要請（警察本部）

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、警察庁または他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定に基づき、広域緊急援助隊等の援助の要求を行う。

<援助の要求事項>

- a 援助を必要とする理由
- b 援助を依頼する先の都道府県警察
- c 援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備
- d 派遣の日時、場所
- e 援助を必要とする期間等

(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請（危機管理部）

a 市長に対する指示

知事は、市において実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを指示する。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

- (a) 応援すべき市町村名
- (b) 応援の範囲または区域
- (c) 担当業務
- (d) 応援の方法

b 他の都道府県等に対する応援要請

- (a) 知事は、火山災害が発生した場合において、その災害応急対策の実施にあたり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。

また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努める。

- 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」
全国知事会 47都道府県
- 「震災時等の相互応援に関する協定」
関東地方知事会 1都9県
- 「災害応援に関する協定」
中部圏知事会 9県1市

- 「中央日本四県（新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」

新潟県、山梨県、静岡県

- (b) 知事は、前項の場合における相互応援協定に基づく応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないと認められるときは、協定締結外の道府県に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第74条の規定に基づき、他の都道府県知事等に応援を要請する。

< 応援の要請事項 >

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項
- (c) 大規模災害発生時等に、応援の要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に要求を行ってもなお不十分な場合には、災害対策基本法第74条の2規定により国へ他の都道府県に対して応援を要求するよう求める。
- c 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施要請等
 - (a) 知事は、災害応急対策を実施するため、または県内の市町村の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し、災害応急対策の実施を要請する。
 - (b) 被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援のため、国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

エ 【関係機関が実施する対策】

公共機関及びその他事業者は、大規模地震災害等の非常事態において、災害の規模及び被害の状況等から、自己の持つ人員、資機材等のみではこれに対処できない、またはできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請する。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、発災時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

(2) 実施計画

ア 【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

市、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、大規模地震等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。

(イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(ウ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

a 長野県市町村災害時相互応援協定に基づく先遣隊の派遣

松本ブロック内において、震度6強以上の地震が発生した際は、ブロック内の被災市町村へ先遣隊を派遣するほか、応援ブロック（長野）内の大半の市町村が被災し、ブロック内での先遣隊の派遣ができない場合は、松本ブロックの代表市町村として、先遣隊を派遣し、情報収集活動を行う。

イ 【広域消防局が実施する対策】

(ア) 常備消防の応援体制

a 広域連合長は、災害発生を覚知したときは、災害規模等の情報収集を迅速に行うとともに、速やかに応援体制を整え、要請を受けた場合は、ただちに出勤し、要請地方公共団体の長の指揮の下に行動する。

その際、被災地方公共団体等に負担とならないよう自己完結型の応援体制及び応援期間が長期におよぶ場合も想定した職員等の交代等にも留意する。

また、あらかじめ締結されている消防相互応援協定に基づき、通信の途絶等により要請がない場合でも災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に出勤する。

なお、この場合も、被災地方公共団体の長との連絡確保に努め、連絡可能となった際には、応援の要否を含め、被災地方公共団体の長の指揮の下に行動する。
(長野県消防相互応援協定)

b 国内における地震等の大規模災害に属する都道府県内の消防力をもってしても、これに対処できないものの発生に際し、消防庁長官の応援要請があったときは、被災地の消防の応援のため速やかに被災地へ赴き、人命救助活動を行う。（緊急消防援助隊の運用に関する要綱、緊急消防援助隊長野県隊応援等実施計画他）

(イ) 非常備消防の応援体制

消防長は、広域消防局及び災害発生市町村の消防団の消防力をもってしては、これに対応できない災害の発生に際し、応援要請消防団の市長と調整のうえ、消防組織法第18条第3項に基づく消防団の区域外出場を命令

し、消防団を出動させる。

この場合の経費負担等は、長野県市町村災害時相互応援協定による。

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な災害応急対策を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要となる。

(2) 実施計画

ア 【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(危機管理部、広域消防局)

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

イ 【広域消防局が実施する対策】

(ア) 他の地方公共団体等に応援要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、応援活動上必要とする施設等についても必要に応じて確保する。

ヘリポートについては、広域消防局が指定した基幹、拠点、市町村ヘリポートの状況把握に努める。

また、野営場所の確保、食糧、燃料の供給等の後方支援的事項についても、必要に応じて応援側地方公共団体等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応援措置が実施できる受援体制を整備する。

根拠 { 長野県消防相互応援協定
緊急消防援助隊
広域航空消防応援

長野県緊急消防援助隊受援計画、広域消防局緊急消防援助隊受援計画及び広域消防局警防本部設置運用要領に基づく、体制を早期に確保する。

(イ) 緊急消防援助隊の広域消防局への誘導

広域消防局警防本部設置運用要領に基づく誘導体制による。

また、必要に応じて援助隊到着予定地に誘導員を配置し、誘導に努める。

○ヘリポート一覧表 } 別記
○野営拠点場所

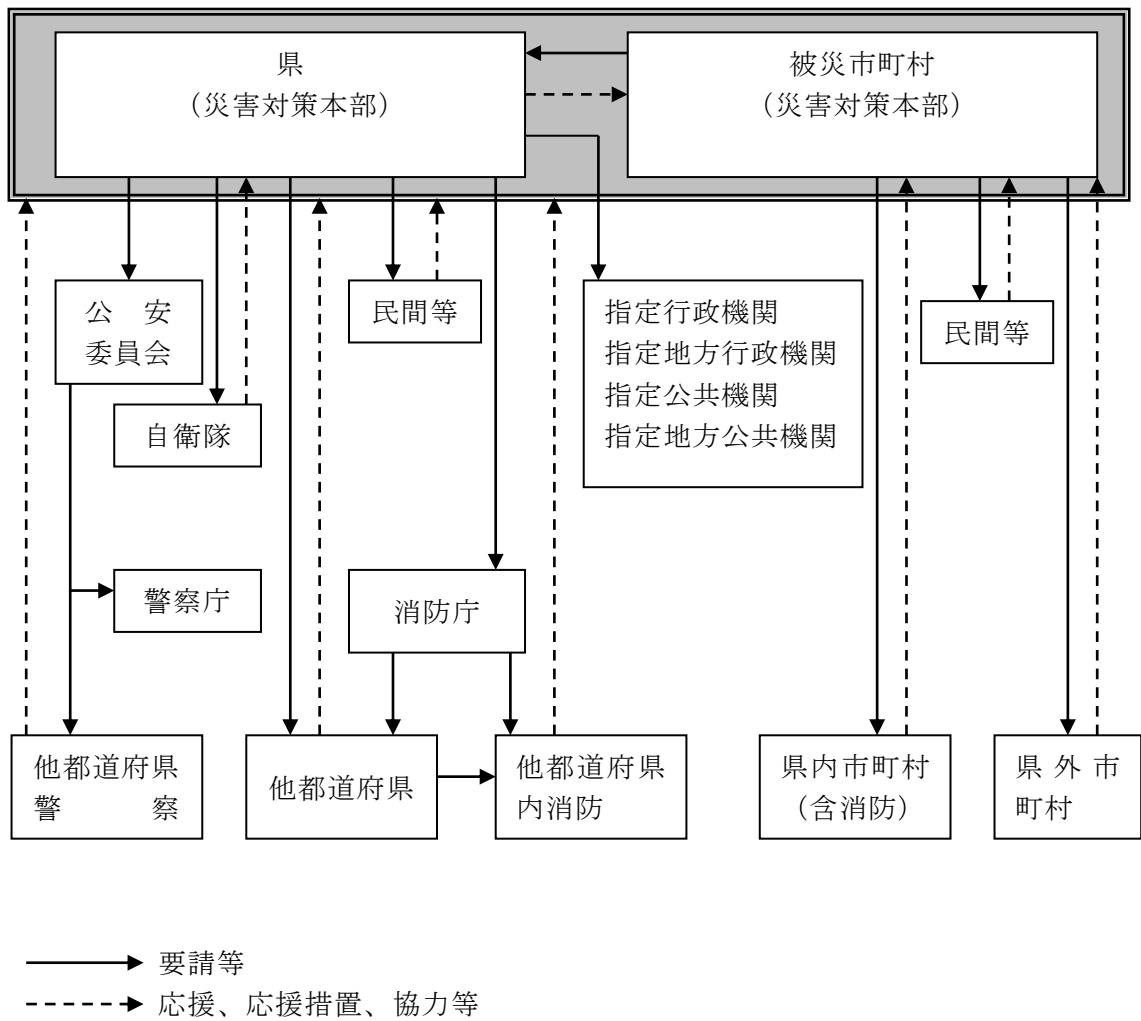
4 経費の負担

(1) 国、県または他の市町村等から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

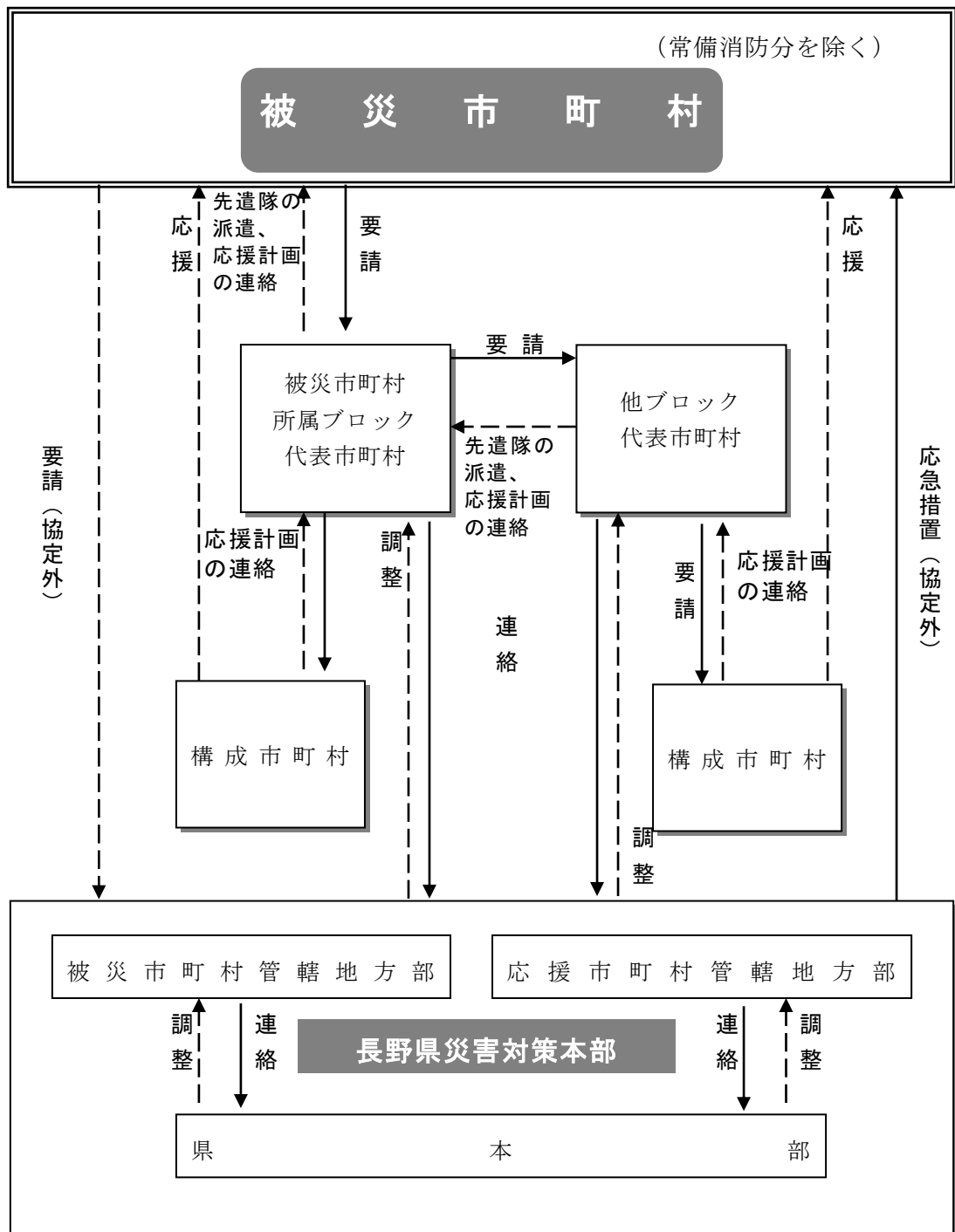
(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令、その他特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

(別記)

広域相互応援体制図



長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統



ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市(2)・佐久市・小海町・佐久穂町(3)・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市(2)・長和町(3)・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市(3)・茅野市(2)・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市(2)・辰野町(3)・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町(3)・高森町(2)・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曽	木曽町	木曽町・上松町・南木曽町(2)・木祖村(3)・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市(3)・安曇野市(2)・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町(3)・松川村・白馬村(2)・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市(3)・千曲市(2)・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市(2)・山ノ内町(3)・木島平村・野沢温泉村・栄村

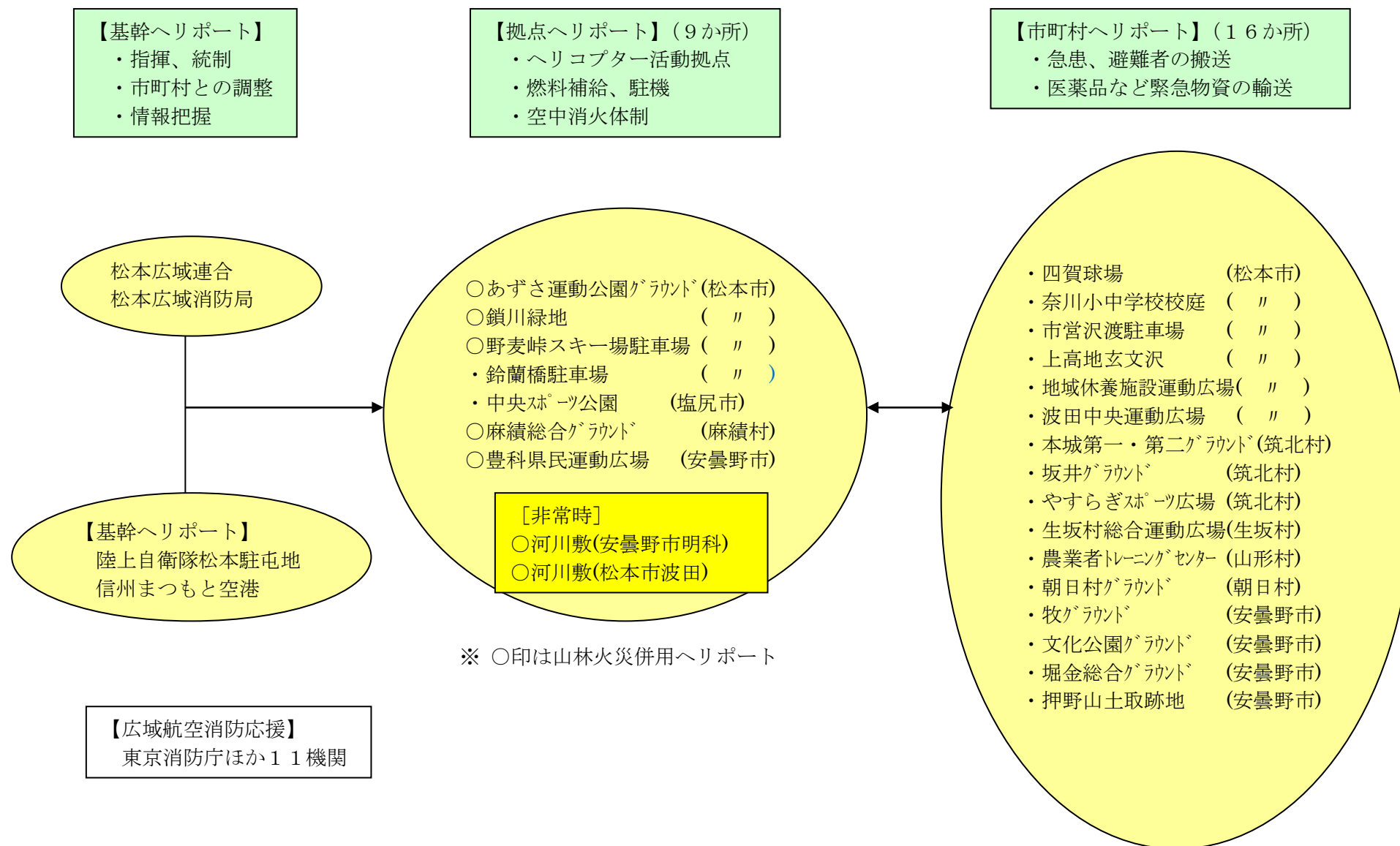
※(2):第2順位市町村、(3):第3順位市町村

被災ブロック	応援するブロック
佐久	上小
上小	佐久
諏訪	上伊那 木曽
上伊那	諏訪 飯伊
飯伊	上伊那 木曽
木曽	飯伊 諏訪
松本	長野
大北	北信
長野	松本
北信	大北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

地震等大規模災害時のヘリポートの体系

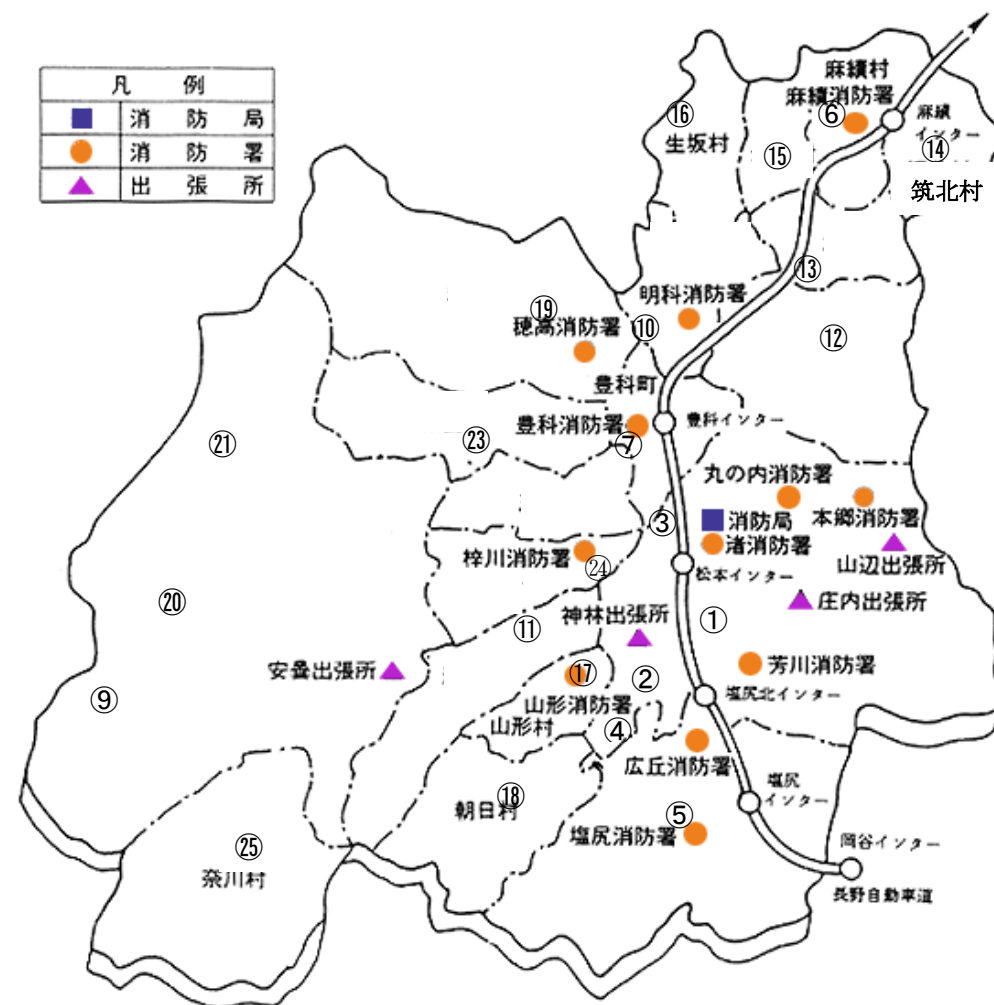
別 記



圏域内ヘリポート

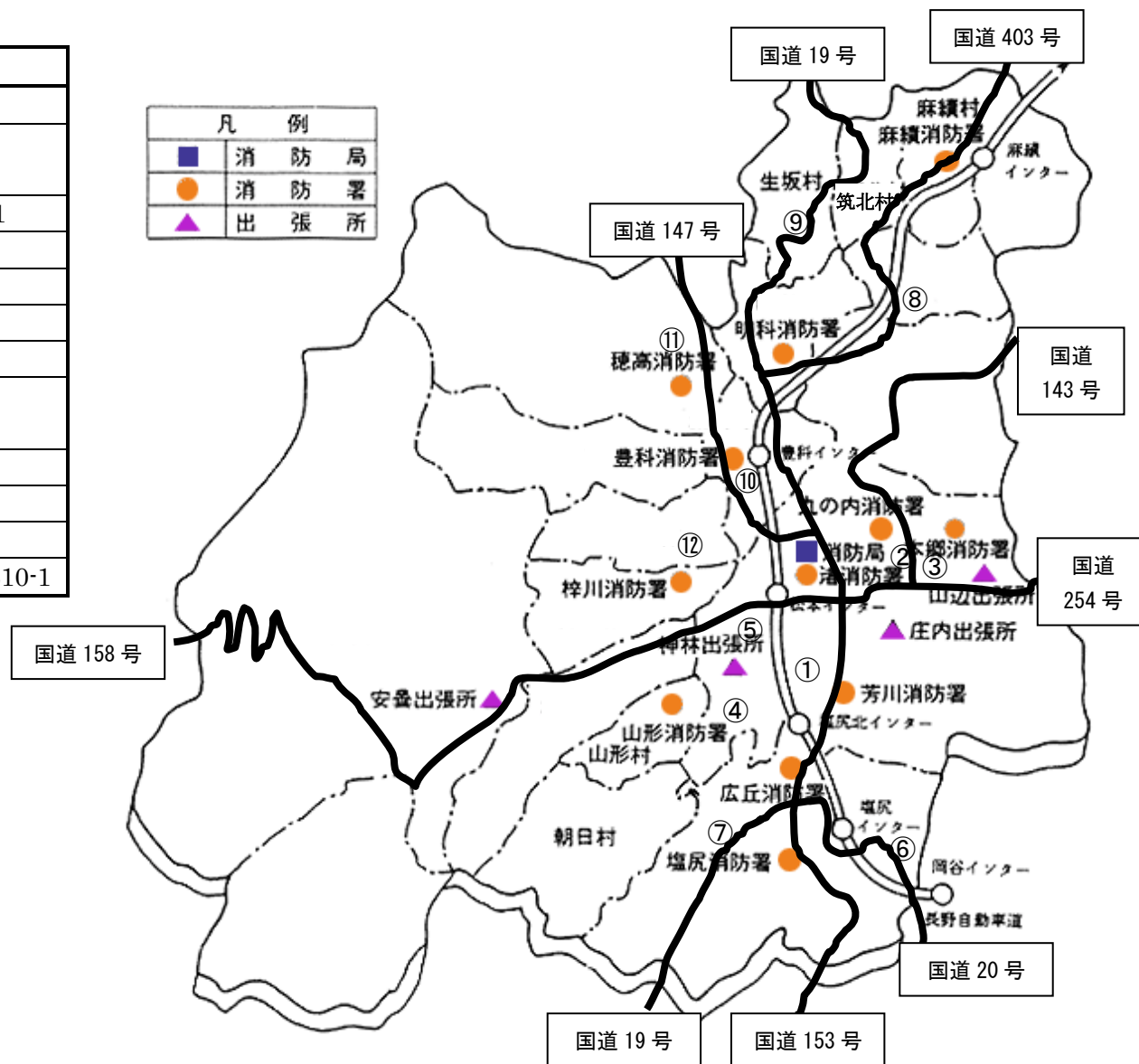
No.	場 所 名	所 在 地	連絡先
1	自衛隊松本駐屯地	松本市高宮西 1-1	26-2766
2	県営信州まつもと空港	松本市空港東 8909	58-2517
3	あずさ運動公園グラウンド	松本市島内 1666-177	47-1427
4	鎖川緑地	松本市今井中沢橋南	34-3000
5	中央スポーツ公園	塩尻市高出 1486-194	52-0280
6	麻績総合グラウンド	麻績村 8425	67-3001
7	豊科県民運動広場	安曇野市豊科南穂高 4985	72-3111
8	野麦峠スキー場駐車場	松本市木曽路原 1174	79-2121
9	鈴蘭橋駐車場	松本市安曇鈴蘭 4294-3	93-2333
10	押野山土取跡地	安曇野市明科七貴下押野	62-3001
11	波田中央運動広場	松本市波田 4417-178	92-3001
12	四賀球場	松本市会田 2920	64-2060
13	本城第一・第二グラウンド	筑北村西条 3258	67-2064
14	坂井グラウンド	筑北村 6486	67-2064
15	坂北野球場	筑北村 5658	67-2064
16	生坂村総合運動広場	生坂村 6110	69-3111
17	農業者トレーニングセンター	山形村 2030-1	98-3111
18	朝日村グラウンド	朝日村小野沢 296-5	99-2001
19	牧グラウンド	安曇野市穂高牧 1942	82-3131
20	市営沢渡駐車場	松本市沢渡 4157	93-2947
21	上高地玄文沢	松本市上高地 4469-1	94-2947
22	文化公園グラウンド	安曇野市三郷明盛 4810-1	77-7521
23	堀金総合グラウンド	安曇野市堀金三田 3570-1	72-6795
24	地域休養施設運動広場	松本市梓川倭 4262-1	78-5000
25	奈川小中学校校庭	松本市奈川 2280-1	79-2002
◎非常時	河川敷	安曇野市明科中川手 2481-88	62-3001
◎非常時	河川敷	松本市波田（下島）	92-3001

松本広域圏ヘリポート



宿泊・野営拠点場所一覧

No.	場 所 名	所 在 地
1	陸上自衛隊松本駐屯地	松本市高宮西 1-1
2	松本市文化会館・松本市総合体育館	松本市美須々 5-1
3	松本市営野球場	松本市浅間温泉 1-9-1
4	信州スカイパーク	松本市今井 3443
5	芝沢体育館・グラウンド	松本市和田 1058-2
6	塩尻市小坂田公園	塩尻市塩尻町 1080
7	塩尻市総合運動場	塩尻市宗賀 73
8	本城第一・第二グラウンド、 本城体育館	筑北村西条 3449
9	生坂村総合運動広場	生坂村 6110
10	豊科近代美術館	安曇野市豊科 5609-3
11	穂高地域福祉センター	安曇野市穂高 5808-1
12	三郷文化公園グラウンド	安曇野市三郷明盛 4810-1



第5節 ヘリコプターの運用計画

第1 基本方針

災害時には陸上の道路交通等の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用するものとする。

第2 主な活動

- 1 災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。

ただし、災害の規模や緊急性を考慮し、県及び関係機関のヘリコプターの活用を優先した上で、必要に応じ松本市独自に契約している民間ヘリコプターも活用し、迅速な災害対策を実施する。

- 2 県及び市は、ヘリコプターを運航する機関と平素から密接な連携を保ち、災害発生時には迅速な要請手続きを行う。

また県は必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、ヘリコプターの活動について調整を行う。

第3 計画の内容

- 1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定

(1) 基本方針

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

機 種	機種	定員	救助ホ イスト	消火 装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリ	ベル412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリ	アグスタAW139	17	○		○	○
広域航空消防応 援等ヘリ	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリ	各種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリ	各種	各種	○		○	
ドクターヘリ	各種	6				

ただし、災害の規模や緊急性を考慮し、必要に応じ松本市独自に契約している民間ヘリコプターを選定、要請する。

機 種 名	型
AS332L (スーパーピューマ)	大型
SA330J (ピューマ)	大型
SA315B (ラマ)	小型
AS350B (エキュレイユ)	小型

(参考編 参考40 災害応急用ヘリコプター使用に関する契約書)

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】 (危機管理部)

第3章 第5節 ヘリコプターの運用計画

市または指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請があった場合は、消防防災ヘリコプターが直ちに対応するとともに、活動内容により、前記の基準をもとに要請先と協議のうえ要請すべきヘリコプターを選定する。

2 出動手続きの実施

(1) 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動要請手続きを行う。（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり）

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（危機管理部、広域消防局）

- (ア) ヘリコプターの要請にあたっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請するものとする。（文書による手続きが必要な場合は、後刻速やかに行うものとする。）

〈要請事項〉

- a 災害の状況と活動の具体的内容
（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等）
- b 活動に必要な資機材等
- c ヘリポート及び給油体制
- d 要請者、現場責任者及び連絡方法
- e 資機材等の準備状況
- f 気象状況
- g ヘリコプターの誘導方法
- h 他のヘリコプターの活動状況
- i その他必要な事項

- (イ) 県等と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員を配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。

- (ウ) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先医療機関等について手配するものとする。

- (エ) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) ヘリコプターの要請にあたっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請するものとする。また、正式要請前であっても、積極的な情報交換に努める。

- a 災害の状況と活動の具体的内容
（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等）
- b 活動に必要な資機材等
- c ヘリポート及び給油体制
- d 要請者、現場責任者及び連絡方法
- e 資機材等の準備状況
- f 気象状況
- g ヘリコプターの誘導方法
- h 他のヘリコプターの活動状況
- i その他必要な事項

- (イ) ヘリポートについては、市町村等と連携して適切な場所を選定するものとし、散水や安全確保のための要員確保等について市町村等に指示する。

- (ウ) 飛行の安全確保のため、被害状況偵察を含む活動時の航空無線周波数は

松本空港情報圏を除き別に示すまでは123.45MHz(防災機関相互通信用)を使用することを基準とする。

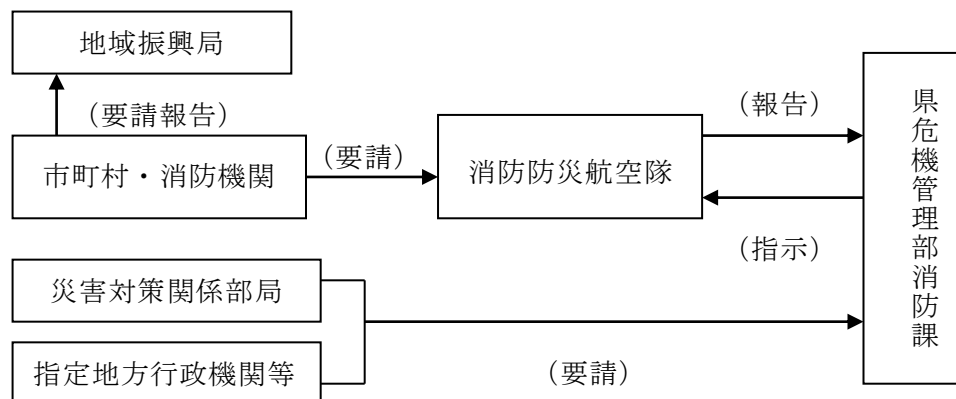
- (エ) 傷病者の搬送に当たっては、輸送先のヘリポートと救急車及び収容先医療機関確保等について、各市町村と調整する。
- (オ) 市町村又は指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請がない場合であっても、震度情報ネットワーク等他の情報により甚大な被害が予想されるときは、ヘリコプターによる情報収集を行う。
- (カ) 災害対策本部設置時には、必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、各機関のヘリコプター運航の調整を行なう。また、平時からも各機関を交えた連絡会議を開催し、連携を図る。

別 記

〈ヘリコプター要請手続要領〉

1 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。



※ 連絡用無線 消防用無線（県内共通波）

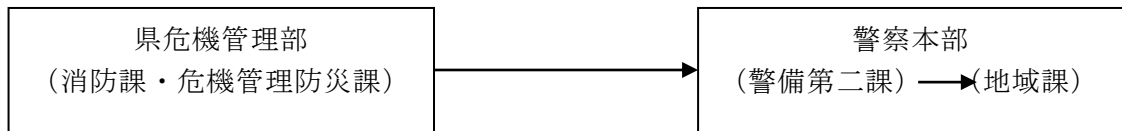
呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

2 県警ヘリコプター

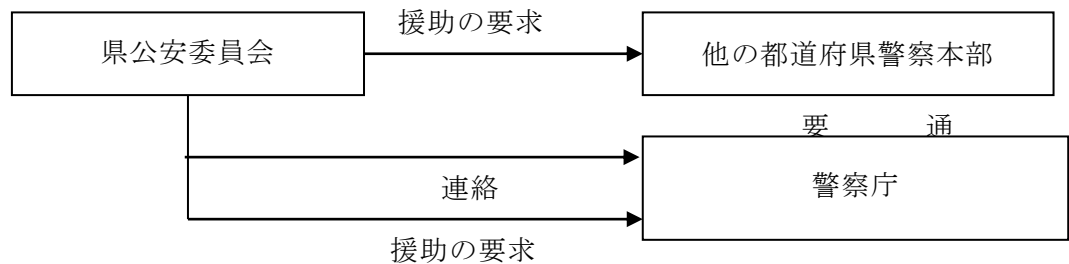
災害応急対策を実施するにあたり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又

第3章 第5節 ヘリコプターの運用計画

は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。

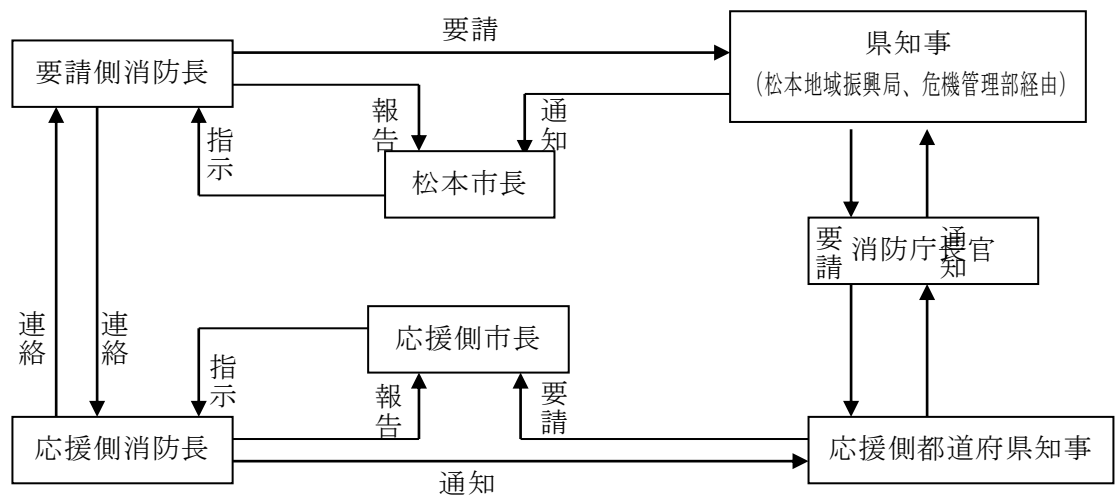


また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行うものとする。



3 広域航空消防応援ヘリコプター

広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。



(参考) 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づく応援ヘリコプター

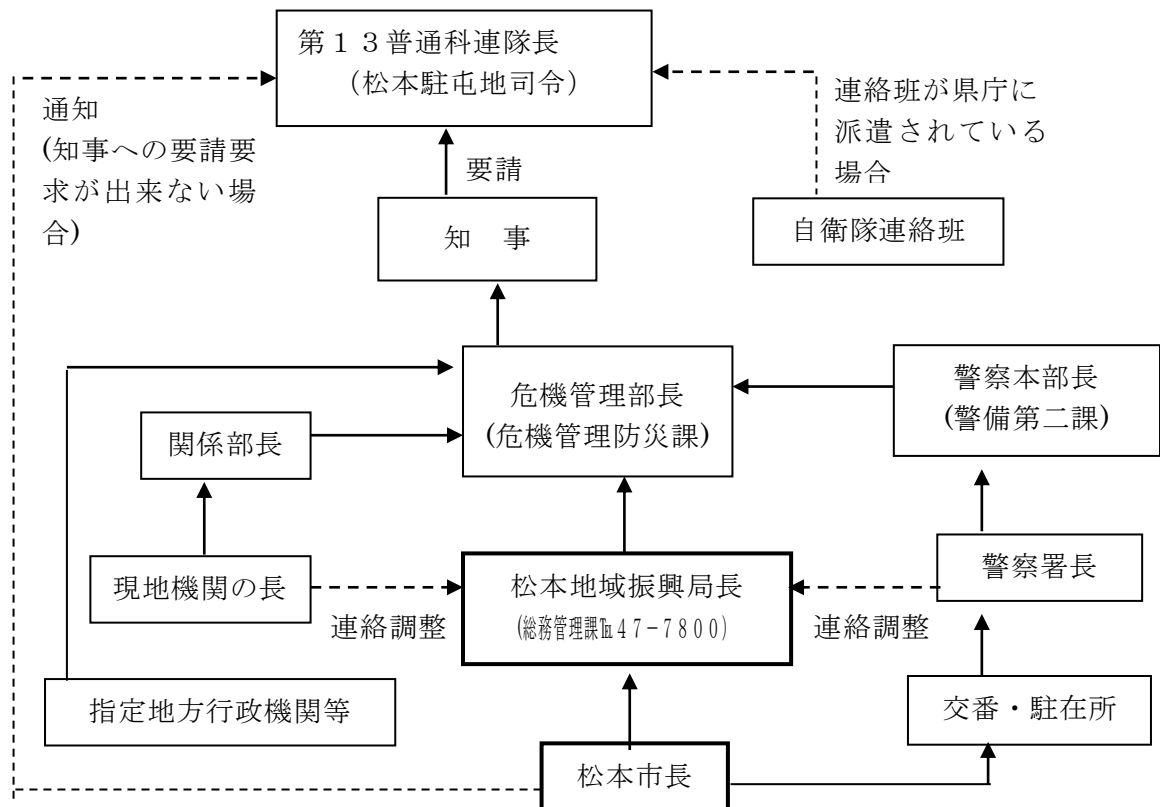
- (1) 大規模災害または特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。

東京消防庁	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

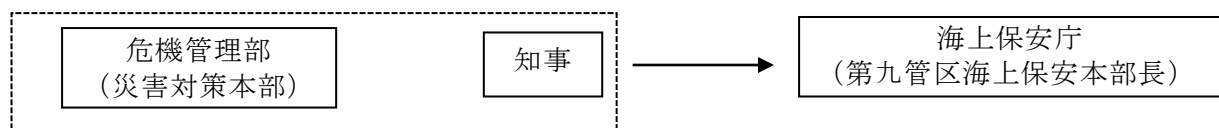
- (2) 第1次出動航空小隊のほか、大規模災害または特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長

栃木県	茨城県	千葉県	川崎市	石川県	福井県
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による

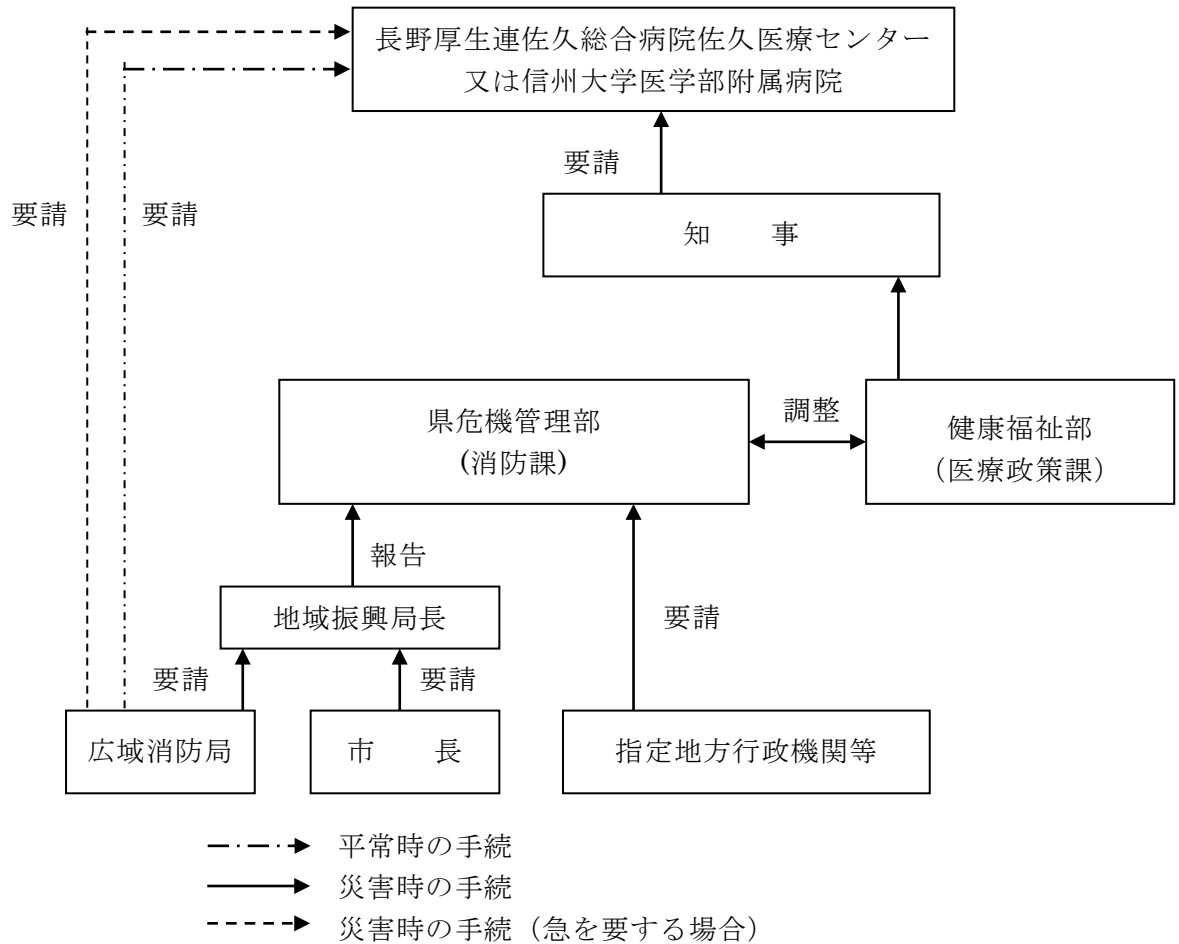


救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請するものとする。

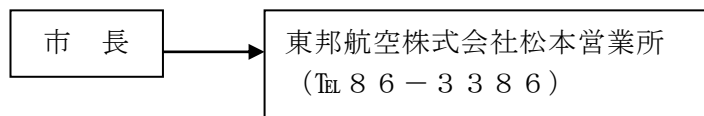


6 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



7 松本市契約民間ヘリ要請手続き



第6節 自衛隊の災害派遣

第1 基本方針

災害に際して、人命または財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は、自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策法第68条の2に基づき、市町村長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合には、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、防災計画の修正、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努める。

第2 主な活動

- 1 自衛隊に要請する救援活動及び要請手続きについて定める。
- 2 市と派遣部隊の連絡調整について定め、受入れ態勢を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要なくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

1 派遣要請

(1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、市は、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があればただちに長野県を通じて派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、ただちにその旨を県と自衛隊に連絡する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部）

市長は救援活動の内容の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害対策基本法第68条の2に基づき、以下により要請を求める。

(ア) 派遣の要請

a 要請の要件

公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
緊急性	差し迫った必要性があること。
非代替性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

b 救援活動の内容

自衛隊の救援活動の具体的内容は、災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項目	内 容
被害状況の	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

項目	内 容
把握	
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等の 捜索救助	死者、行方不明者、傷者等の捜索、救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場合は航空機)による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、 救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付および譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

(イ) 派遣の要請手続

- a 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって地域振興局長もしくは警察署長に派遣要請を求める。
- b 市長は、aにより口頭で要請したときは、事後に速やかに地域振興局を経由して文書による要請手続をする。(様式編 応援要請様式3号)
- c 市長は、aの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。

また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。(様式編 応援要請様式1号)

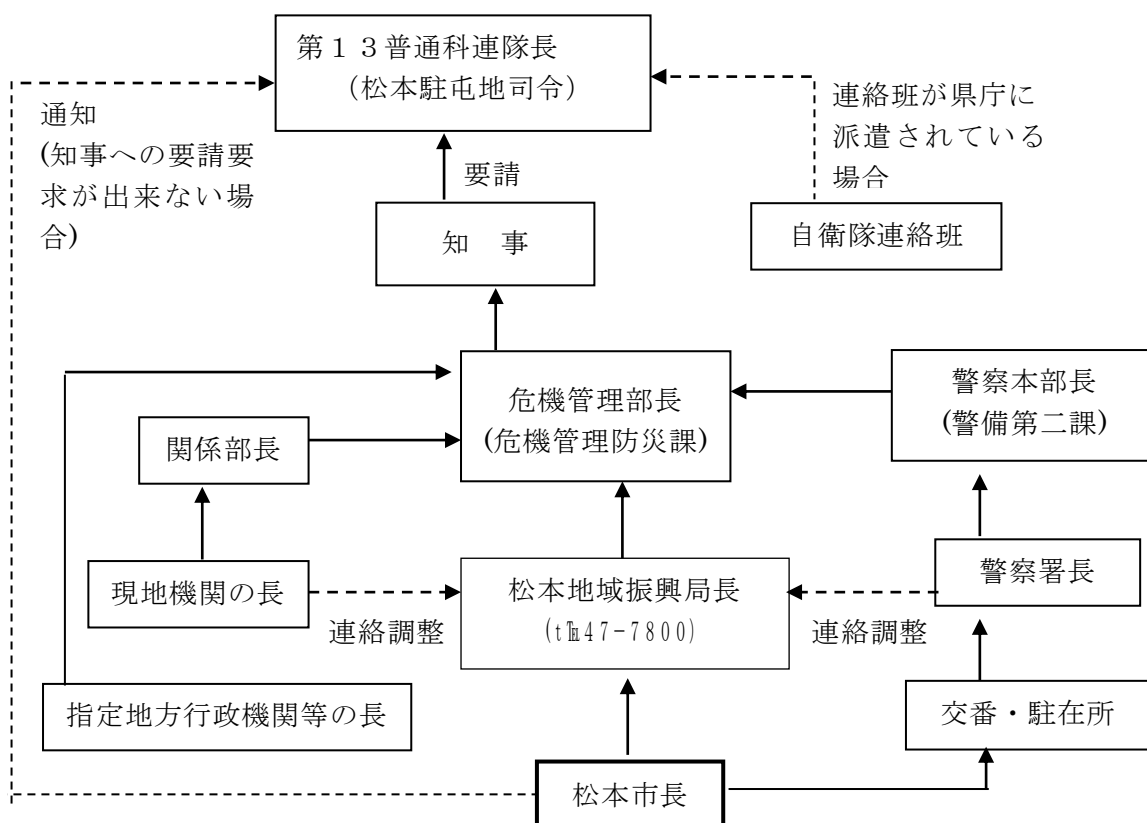
第3章 第6節 自衛隊の災害派遣

要請文書のあて先・連絡先

要請文書のあて先	
陸上自衛隊第 1 3 普通科連隊長 (松本市高宮西 1 - 1)	
連絡先	
時 間 内	時 間 外
第 3 科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 8-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 8-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線302) 防災行政無線 8-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 8-535-76

(ウ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手續系統は、次表のとおりである。



イ 【県が実施する対策】（全部局）

(ア) 派遣の要請

a 申請の要件

1 (2)ア (ア) a のとおり

b 救援活動の内容

1 (2)ア (ア) b のとおり

(イ) 派遣に係る事前調整

県内に震度5弱以上の地震が発生した場合、その他自衛隊の派遣要請が必要となると予想される状況のときは、第13普通科連隊に県内の震度情報、被害情報等を連絡し、迅速な派遣に係る事前準備を依頼する。

(ウ) 派遣要請手続

a 県現地機関における措置

- (a) 地域振興局長は、市町村長から派遣要請の依頼を受けたときは、ただちに危機管理部長（危機管理防災課）に文書または口頭をもって報告する。
- (b) 地域振興局長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで(a)の例により報告する。
- (c) 地域振興局長は、上記により口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。
- (d) 他の現地機関の長は、各機関の所管する災害応急対策活動に自衛隊の派遣を要すると認められるときは、地域振興局長と連絡調整を行い、文書または口頭をもって所管局長に報告する。
- (e) (d)において口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。

b 警察署における措置

- (a) 警察署長は、市町村長から派遣要請をするよう求められたときは、ただちに地域振興局長と連絡調整を行い、警察本部長（警備第二課）に文書または口頭をもって報告する。
- (b) 警察署長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで(a)の例により報告する。
- (c) 警察署長は、上記により口頭をもって報告したときは、後刻文書により報告する。

c 本庁（警察本部を含む）における措置

- (a) 関係部局長、警察本部長は、上記a及びbにより報告を受けたときは、直ちに危機管理部長に文書または口頭をもって連絡する。
- (b) 危機管理部長は、地域振興局長からの報告及び要求もしくは(a)の連絡を受けたときは、その災害の規模等について状況を確認のうえ、知事にその旨を報告し、その指示を受けて第13普通科連隊長に対し、文書または口頭をもって災害派遣の要請を行う。
- (c) (b)の要請は、部隊の連絡班が県庁に派遣されている場合は、当該連絡班を通じ、連絡班が派遣されていないときは、直接部隊に要請する。
- (d) 知事が第13普通科連隊長に対し、口頭をもって派遣要請をしたときは、事後において速やかに文書による要請を行う。

d 要請手続（県が第13普通科連隊に行う要請）

要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

- (a) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (b) 派遣を希望する期間
- (c) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (d) その他参考となるべき事項

e 県警の先導

要請にあたり、必要に応じ、出動部隊の県警による先導の手配を行う。

ウ 【関係機関が実施する対策】

(7) 指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関等の長は、1(2)ア(7) b の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求める。

- a 指定地方行政機関等の長は、その管理に属する施設の災害応急復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書または口頭で県危機管理部長（危機管理防災課）に要請する。
- b 指定地方行政機関の長は、a により口頭で要請したときは、事後に速やかに文書による要請手続をする。

2 派遣部隊との連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、市、県等は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ態勢を整備する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 市が部隊の活動について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて県現地連絡調整者を通じて行う。
- (イ) 市長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、県現地連絡調整者に報告する。
また、派遣部隊と市及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。
- (ウ) 市長は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について県現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 部隊等との連絡調整者

部隊等との本庁及び現地における連絡調整は、その災害の状況により次の区分による。

区 分	総括連絡調整者	現地連絡調整者
県災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	地域振興局長等
県災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

(イ) 連絡調整者の任務

a 総括連絡調整者

- (a) 総括連絡調整者は、部隊等との連絡にあたらせるため連絡員を定め、速やかにその職氏名及び連絡場所等を第13普通科連隊長及び現地連絡調整者に通知する。
- (b) 総括連絡調整者は、全地域における部隊の効果的な活動を図るため、現地連絡調整者、第13普通科連隊及び関係機関との連絡調整を行う。
- (c) 総括連絡調整者は、関係機関等からの災害情報に基づき、次の事項について全体計画を立てる。

- ①地域別優先順位
- ②地域別必要人員
- ③地域別所要資材の確保及び輸送方法

(d) 部隊が派遣された後における部隊の増援要請は、現地連絡調整者の報告に基づき総括連絡調整者が行う。

b 現地連絡調整者

- (a) 現地連絡調整者は、災害対策本部が未設置の場合は、派遣要請の内容に応じ、関係現地機関の長がこれにあたる。
- (b) 現地連絡調整者は、部隊等との連絡にあたらせるため連絡員を定め、速やかに現地派遣部隊の長、総括連絡調整者及び関係市町村長に通知する。
- (c) 現地連絡調整者は、関係区域間における部隊、市町村その他関係機関等との連絡調整を行う。
- (d) 現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計画をたて、施設等については市と協力し、準備を行う。
 - ①作業箇所及び作業内容
 - ②作業箇所別必要人員及び機材
 - ③作業箇所別優先順位
 - ④ヘリポート
 - ⑤資材の調達方法
 - ⑥本部事務所
 - ⑦宿泊施設
 - ⑧資材置場、炊事場
 - ⑨駐車場
- (e) 駐車場現地連絡調整者は、部隊の増援が必要と認められるときは、総括連絡調整者に報告する。
- (f) 災害の状況により、現地連絡調整者が替わった場合は、引継ぎを受けた現地連絡調整者は、その旨及び連絡員の職・氏名及び連絡場所を関係機関に通知する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定地方行政機関等における措置

- a 指定地方行政機関等が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。
- b 指定地方行政機関等は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について、現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

(イ) 自衛隊における措置

- a 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を県の本庁もしくは地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。
- b 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、事情が真にやむを得ないと認めた場合は、知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する。（予防派遣）

エ 【市民が実施する対策】

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行う。

3 派遣部隊の撤収要請

(1) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部）

市長は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、県現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 危機管理部長は、第13普通科連隊長及び現地連絡調整者と協議して部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、その旨を知事に報告し、その指揮を受けて第13普通科連隊長に対し、派遣部隊の撤収を文書又は口頭をもっての要請をする。

(イ) 危機管理部長は、第13普通科連隊長から撤収の通知を受けたときは、その旨を関係部長、関係現地機関の長、市町村長及びその他関係機関の長に通知する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告するものとする。

4 経費の負担

(1) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた側が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

(ア) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く）

(イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

(ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

(エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く）損害の補償

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

上記ア、下記ウに記載する負担以外の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、県が調整して決定する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

自衛隊における措置

第13普通科連隊長は、上記の経費について、文書により市長に請求する。

第7節 救助・救急・医療活動

第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

1 災害のため遭難・負傷した住民の救助・救急・医療活動

市、県、県警察本部、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、広域受援計画に基づく国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。

2 関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

(1) 基本方針

消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（健康福祉部、広域消防局）

(ア) 被害状況の早急な把握に努め必要に応じ、国及び他の地方公共団体に応援を要請する。

(イ) 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等「第3節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図るものとする。

(ウ) 傷病程度が軽傷の傷病者等に対しては、消防団員または自主防災会員等付近住民に応急措置の協力を求め、適切な活動を実施する。

イ 【広域消防局が実施する対策】

(ア) あらかじめ定めてある救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定

第3章 第7節 救助・救急・医療活動

に基づき応援要請等（本章「第3節 広域相互応援活動」及び本章「第6節 自衛隊の災害派遣」）により行い、住民の安全確保を図る。

- (イ) 発災直後における救助救急隊の出動は、原則として人命救助・救護を最優先する。但し、救急隊の運用は控え同時多発火災に備えるものとする。
- (ウ) 多数の傷病者が集中発生した場合は、広域消防局が保有する全ての施設等を利用し、総力をあげて救護活動に従事する。
- (エ) 火災に対し消防力優勢時の場合は、消火活動と平行して、適宜、救助救急隊として転用を図る。
- (オ) 県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をする。
- (カ) 救助活動にあたり、県警察本部との活動区域及び人員配置の調整等綿密な連携を図り、現場の状況に対する迅速かつ効率的な救助を行う。
- (キ) 救助活動にあたり、県警察本部、救護班等と綿密な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて、有効に運用する。

また、医療機関の情報収集は松本広域圏集団災害緊急連絡網により、松本広域圏救急災害医療協議会と連携を図り早期に把握する。

- (ク) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

ウ 【県が実施する対策】（危機管理部、建設部、警察本部）

- (ア) 知事は、災害発生時の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む）の消防長に対し、相互応援協定の実施その他救助・救急活動に関し、必要な指示を行う。
- (イ) 市町村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行う。
- (ウ) 市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による偵察、救助活動等を実施する。
- (エ) 警察本部長は、被害状況を把握し、迅速に機動隊を出動させる。
特に高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合においては、高度な救助能力を有する警察災害派遣隊の即応部隊である広域緊急援助隊を迅速に派遣する。
また、被災地の警察署員及び応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、消防機関等との捜索区割等の調整を行う。
- (オ) 道の駅を部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。

エ 【市民及び自主防災組織が実施する対策】

自発的に被災地の救助・救急・救護活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力する。

特に道路交通網の寸断が予想されることから消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助のうえから重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 医療活動

(1) 基本方針

各関係機関は、「松本市災害時医療救護活動マニュアル」（以下「医療救護活動マニュアル」という。）に基づき、円滑で効率的な医療活動を実施する。

さらに市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（健康福祉部、広域消防局）

(ア) 災害時における医療救護体制について、「災害時の医療救護活動に関する協定」及び「医療救護活動マニュアル」に基づき、松本市災害対策本部長の要請に基づき、松本市災害対策本部に保健医療調整本部を設置し医療救護活動の指揮・統轄を委ねるとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力を得て、あらかじめ医療救護班（以下「救護班」という。）を編成する。

また、必要に応じて県、隣接市町村、郡市医師会等に協力を要請する。

(イ) 災害時においては、あらかじめ指定された救護班の要員は、(カ)に定める担当の医療救護所設置場所へ出勤し、施設管理職員と連携して医療救護所を設置するとともに、医療救護活動を行う。

(ウ) 保健医療調整本部は、医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し、傷病者の受入れについて要請する。

(エ) 保健医療調整本部は、重症傷病者の災害拠点病院等への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

(オ) 保健医療調整本部は、上記(ア)とは別に、被害の大きな場所に臨時に設置された医療救護所や交代要員が必要な医療救護所、応援が必要な医療救護所などに以下により編成された救護班（以下「応援救護班」という。）を直接派遣する。

区 分	班 数	1 班の編成基準（人）				
		医師	看護師	事務職員	市職員	計
日赤救護班	2	1	2	1	1	5
医師会救護班	4	1	2	1	1	5
信大病院救護班	2	1	2	1	1	5
まつもと医療センター 病院救護班	2	1	2	1	1	5
相澤病院救護班	2	1	2	1	1	5
合 計	12	12	24	12	12	60

(注) 県救護班については、松本地方部保健福祉班（松本保健所）に派遣要請する。

可能なら歯科医師及び薬剤師を1名増員する。

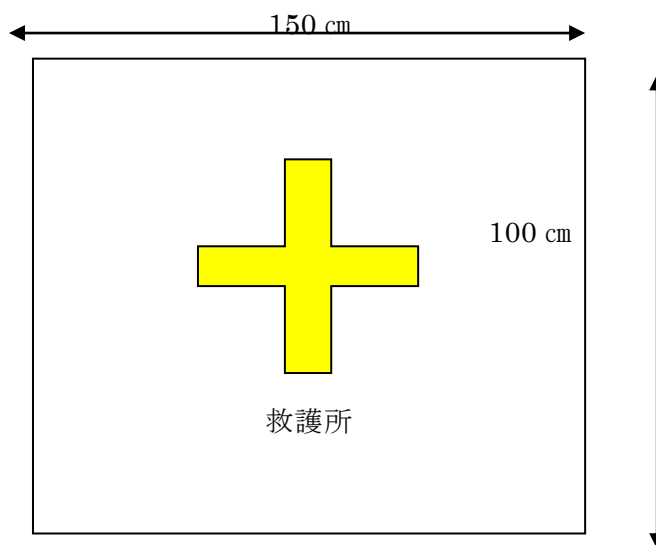
災害状況に応じて、上記のほかに班を増やして実施する。

(カ) 医療救護所の設置

a 下表の公共施設に医療救護所を設置する。

	医療救護所設置場所	参集見込数（人）				
		医師	歯科医師	薬剤師	看護師	市職員
1	まつもと市民芸術館	5	2	2	2	2
2	清水中学校	8	3	3	2	2
3	Mウイング・松本商工会館	8	3	3	2	2
4	開智小学校	5	3	1	2	2
5	旭町中学校	8	3	2	2	2
6	田川小学校	8	2	3	2	2
7	鎌田中学校	7	3	2	2	2
8	信明中学校	7	3	3	2	2
9	並柳小学校	9	3	3	2	2
10	松島中学校	11	3	3	2	2
11	中山小学校	3	2	3	2	2
12	高綱中学校	10	3	3	2	2
13	菅野中学校	7	3	3	2	2
14	筑摩野中学校	10	3	3	2	2
15	明善小学校	8	3	3	2	2
16	山辺中学校	4	3	2	2	2
17	今井小学校	1	3	3	2	2
18	女鳥羽中学校	8	3	2	2	2
19	四賀の里クリニック	1	1	1	2	2
20	安曇小・中学校	1			2	2
21	奈川文化センター夢の森	1			2	2
22	梓川中学校	6	3	2	2	2
23	波田中学校	3	3	3	2	2

b 医療救護所に救護旗を掲げる。



(キ) 救護の対象者及び把握方法

区分	対 象 者	把握方法
医療	医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のために医療の途を失った者 ア 医療を必要とするに至った原因を問わない イ 負傷または疾病にかかった日時を問わない ウ 患者自身の経済能力のいかんを問わない エ 被災者のみに限定しない	調査班の調査及び本人等からの通報・連絡による
助産	災害発生時に分娩していた者で、災害のため助産の途を失った者 ア 医療機関、助産所、助産師等の機関がなくなった場合 イ 災害発生の前または以後7日以内に分娩した者 ウ 被災者のみに限定しない	同 上

(ク) 救護の期間

医療及び助産のできる期間は、次のとおり

医療	災害発生の日から14日以内
助産	分娩した日から7日以内

ただし、被災地の事情等により継続して実施する必要があるときは、本部長が別に定める。また、災害救助法が適用された場合は、同法に基づき県地方部を經由して県本部に期間延長を申請する。

(ケ) 医療器具・医薬品等の調達

各医療救護所には、あらかじめ救護ボックスが配備されており、医療救護にはその医薬品等を使用するが、薬剤師の管理指導の下、医療救護に必要な医薬品、医療用資機材等の必要量を把握し、不足する場合は、保健医療調整本部が県に対し、供給の要請を行う。

事業者	取扱品	所在地	電話番号
岡野薬品(株)	災害用医薬品	松本市庄内2-6-27	0263-33-3330 F a x 34-8331
鍋林(株)	災害用医薬品	松本市双葉8-10	0263-27-6555 F a x 25-2057
(株)上條器械店	災害用衛生材料	松本市笹賀7600-19	0263-58-1711 F a x 58-8952

(コ) 輸送及び作業員の雇用方法

a 輸送方法

救護班で処置できない重症患者、または救護班が現地到着するまでに緊急措置を講じなければならない患者は、医療機関等まで救急車による輸送を行う。

b 作業員雇用方法

応援救護班の医師・看護師等の輸送及び医療器具等を輸送する場合で作業員を必要とする場合は、建設部長に要請する。

(カ) 救護の費用基準

医療及び助産の救護に関する基準額は、災害救助法が適用された場合に準じてその額を超えない範囲とする。

区分	費用の項目	基準額
医療	①救護班で使用した医薬材料	実 費
	②医療機関へ収容された患者	国民健康保険診療報酬の額以内
	③手術患者	地域の協定料金の額以内
	④救護班の医師・看護師等の報償及び医療器具の費用弁償	別に定める
助産	①医療機関等で使用した医薬材料及び処置	実 費
	②助産師による処置	地域慣行料金の額の8割以内

(シ) 救護班等の業務内容

項 目	対 応 者
医療救護所の開設、運営	医師・歯科医師・薬剤師・看護師 市職員・事務職員
トリアージ、中等・重症患者の後方支援病院への搬送指示	
軽症患者への応急対策	
保健医療調整本部との連絡調整	
医薬品・衛生材料の要請	
一般ボランティアの要請・調整	
搬送の調整	

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

- (ア) 長野県保健医療福祉調整本部の設置及び運営を行う。
- (イ) 保健福祉事務所（保健所）に地方部保健福祉班を置き、災害時における保健衛生・感染症予防活動を行うとともに、医療施設の被害状況、診療機能の稼働状況、医療用資機材の需給状況、施設への交通状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握する。
- (ウ) 市長等からの要請又は必要に応じ、他の都道府県に対して、広域相互応援体制に基づく応援要請を行うとともに、関係機関に救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
- (エ) 県立病院等の職員によりあらかじめ救護班を編成する。
- (オ) 市からの協力要請に基づき、救護班により別に掲げる医療救護活動等にあたるとともに、必要に応じ救護班と市町村、消防機関、医療機関等の関係機関間で医療供給体制についての連絡調整を行う。
- (カ) 市からの要請により、または必要があると認められるときは、災害拠点病院を中心とした地方部単位の後方医療体制の確保を行う。
- (キ) 災害拠点病院、救命救急センター等への重篤傷病者の搬送、救護班等医療活動従事者の緊急輸送について、市町村からの要請により、ドクターヘリの出動による協力を行い、必要に応じ、消防防災ヘリコプター・県警ヘリコプター・自衛隊等ヘリコプターの出動を要請する。

（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

- (ク) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を指示する。

また、「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」に基づき、（

一社) 日本産業・医療ガス協会関東地域本部長長野県支部に対し、医療ガスの供給を要請する。

- (ケ) 「災害救助法による医療及び助産の実施委託協定」に基づき、日本赤十字社長長野県支部に救護班等の派遣を要請するとともに、必要に応じて、長野県医師会、長野県歯科医師会、長野県薬剤師会、長野県看護協会に救護班等の派遣を要請し、各機関の連絡調整を行う。
- (コ) 「災害時等における応援に関する協定」に基づき、柔道整復師会に避難所等における傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を要請する。
- (サ) 災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行し、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。
- (シ) 必要に応じ、関係機関に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。
- (ス) 必要に応じ、厚生労働省に災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を要請する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 医療機関は、災害時に医療施設の診察状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。
- (イ) 日本赤十字社長長野県支部長は、県、市町村から要請があったとき、または支部長、病院長が必要と認めたときは、医療救護班等を派遣し、避難所・医療救護所等での別に掲げる救護活動または巡回診療にあたる。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字災害ボランティアを派遣する。
- (ロ) 日本赤十字社長長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との綿密な連携のもとに傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行う。
- (エ) 日本赤十字社長長野県支部長は、県内3か所の赤十字血液センターにおいて、輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送する。
また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。
- (オ) （一社）長野県医師会、市医師会、（一社）長野県歯科医師会、市歯科医師会、（公社）長野県看護協会等は医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の救護活動を行う。
また、県、市から協力要請があったとき、あるいは派遣の必要性が認められたときは、被災地へ救護班を派遣する。

〈救護班等の業務内容〉

- 負傷の程度の判定
- 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- 救急処置の実施

- 救急活動の記録
- 遺体の検案
- その他必要な事項

- (カ) 災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施する。
- (キ) （一社）長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行う。
また、市、県から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。
- (ク) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。
- (ケ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図る。
- (コ) （一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給する。
- (サ) 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療活動を行う。
- (シ) （公社）長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行う。
- (ス) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。

エ 【市民が実施する対策】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について、日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛ける。

第8節 消防・水防活動

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力または水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、または実施することが困難と認められるときは、消防相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動、救助・応急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等の水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の活動を行う。

第3 計画の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず市民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（広域消防局、危機管理部）

（イ） 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行うものとする。

b 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察、道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重点防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

c 応援要請等

(a) 市長は、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から自らの消防力では対処できないとき、または対処できないと予測されるときは、広域連合長に要請し、長野県消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に対して応援を求める。

(b) 市長は、被害の状況から長野県消防相互応援協定に基づく応援体制をとっても対処できない、または対処できないことが予測される緊急の必要があると認められ、他都道府県の応援を求めるときは、広域連

合長と調整し、知事に対して緊急消防援助隊の出動を求めるため、次に掲げる事項について口頭または電話等により要請するものとし、事後において速やかに文書を提出する。

- ・被害の状況
- ・必要とする車両及び人員等
- ・応援場所
- ・連絡調整担当者
- ・その他必要事項

(c) 市長は、ヘリコプターの応援要請を求めるときは、本章第4節「ヘリコプターの運用計画」により実施する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 知事は、被害状況等を速やかに把握し、緊急の必要があるときは、市長、市（消防事務を処理する一部事務組合を含む）の消防長または水防法に規定する水防管理者に対して、相互応援協定の実施、その他消防活動に関し、必要な指示をするとともに、市長等からの要請または必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行う。
- (イ) 市長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による偵察、救助活動等を実施する。

ウ 【広域消防局が実施する対策】

- (ア) 情報収集
- a 部隊の効果的な運用を図るため情報収集を積極的に実施するとともに、被害情報、部隊の配置等消防活動の状況を災害対策本部長に随時報告する。
- b 消防計画における情報収集
- 情報収集のための職員を配置するとともに、参集職員・出動隊・消防署所、災害対策本部・招集消防団員・住民等から必要な情報を収集する。
- c 消防関係機関連絡会の「災害時における初動体制」に基づき、必要な情報収集のため消防職員を派遣し、情報収集及び提供を実施する。
- (イ) 通信体制の確立
- 広域消防局は、通信・指令等通信統制の確立を図るとともに、一般問合せに対する制限等対策をただちに実施する。
- (ウ) 現場活動
- 消防局警防本部と各現場指揮本部と緊密な連携をして、効率的な消火活動を実施する。

「消火活動」

機関名	活 動 内 容
消防局	・管轄内の消火活動 ・延焼拡大危険区域の消火、人命救助を最優先 ・緊急消防援助隊等を有効に配置
消防団	・署所と連携し、管轄内の消火活動 ・延焼拡大危険区域の消火、人命救助を優先
自衛隊	・派遣要請による区域の消火活動
警察署	・消防警戒区域、火災警戒区域設定の支援・警戒 ・警戒区域の出入りの禁止、制限 ・警戒区域周辺の交通規制・制限（消防活動障害車両の排除）

- a 発生後、ただちに火災防ぎよの基本活動を決定し、部隊の運用について効果的な配置を行う。
- b 大規模な同時多発火災においては、あらかじめ定めた火災防御計画により、人命救助を最優先とし、消防力の効率的運用を図る。
- また、自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的な消火活動を行う。
- (エ) 市長が住民に対し、避難指示等を行った場合、消防局長は市村と協力し、住民に対し、避難の伝達及び周知徹底の広報を速やかに行う。
- (オ) 応援隊に対する措置
- a 応援隊の活動に対し、応援内容・指揮命令系統・人員・車両・配置場所等、長野県消防応援活動調整本部、松本市指揮本部と協議し、効果的な部隊の配置を実施するとともに、応援隊に対し、局連絡員を配備する。
- b 応援隊の野営場所、食糧等について市町村と調整するなどして後方支援活動を実施する。
- (カ) 応援活動等
- a 消防局長は、県内外を問わず災害発生を覚知したときは、災害規模の情報収集を迅速かつ的確に行うとともに、応援出動が予想される場合は、速やかに応援出動準備体制を整える。
- b 広域連合長は、知事または消防庁長官から他の都道府県の市町村の消火の応援を求められたときは、速やかに出動体制をとる。
- この際、出動隊は、原則として完全自己完結型の体制確保をとるため、あらかじめ必要資機材・食糧等を備えておく。
- エ 【市民、事業所及び自主防災組織等が実施する計画】
- (ア) 出火防止、初期消火活動
- 市民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気使用器具等の取扱いに十分留意し、火災発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。
- また、自主防災組織等においても、初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。
- なお、市民等は、避難の際にブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具等からの出火防止を図る。
- (イ) 救助・救急活動
- 住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急・救護活動等の共助を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急・救護活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 水防活動

(1) 基本方針

火山災害時等において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、または発生が予想される場合、これを警戒し、防ぎよし、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】

（建設部、環境エネルギー部、産業振興部、危機管理部）

(ア) 監視・警戒活動

水防管理者（市長）は、災害発生後、その管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

(イ) 通報・連絡

水防管理者（市長）は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、ただちに下記の管理者等に通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

- 国土交通省千曲川河川事務所
- 長野県松本建設事務所
- 氾濫等のおそれがある隣接市町村

(ウ) 水防活動の実施

水防管理者（市長）は、決壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合においては、必要に応じて民間業者等の協力を得る。

(エ) 応援による水防活動の実施

a 市長（水防管理者）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行うものとする。

b 市町村長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により、要請するものとする。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

火山災害時等において、その区域における水防管理団体が行う水防活動が十分行われるよう長野県水防本部を設置し、次に掲げる事項を行う。

(ア) 情報の収集・伝達

火山噴火等による河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止めの情報並びに水防に関する雨量・水位等の情報を速やかに収集し、

水防管理者（市町村長）及び関係機関等へ伝達する。

(イ) 警報等

県が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止めの情報並びに水防に関する雨量・水位等の情報を洪水等による水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により、水防管理者（市町村長）及び関係機関等へ伝達する。

(ウ) 被害状況等の把握・指示

浸水等による被害の状況等の情報を収集し、水防管理者（市町村長）、関係機関等へ伝達するとともに、緊急を要する場合は、必要な指示を行う。

(エ) 水防資器材・車輛の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材・車輛の貸与等を行う。

(オ) 応援要請等

市町村長（水防管理者）から水防活動に関して他都道府県の応援を要請された場合又は必要に応じて、他の地方公共団体等に対する応援要請を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行う。

ウ 【広域消防局の実施する対策】

(ア) 監視警戒活動

災害発生後、その所管する水防区域においてダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の警戒巡視を行い、早期に危険箇所等を把握して水害のおそれらが認められた場合は、速やかに当該市町村長（水防管理者）に報告する。

(イ) 水防活動の実施

水防活動の実施にあたっては、当該市村と連携をとり、氾濫等による被害が拡大しないよう迅速かつ適切な水防活動を実施する。

(ウ) 水防通信の確立

通信指令課は、水防警戒活動・水防活動にあたっては、無線運用体制について優先順位等の制限、統制の確立を図る。

(エ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

消防局長は、市町村長が出した高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保について、市町村長と協力し、住民に周知徹底を図る。

(オ) 応援隊に対する措置

応援隊の活動に対し、応援内容・指揮命令系統・人員・車両・配置場所等、長野県消防応援活動調整本部、松本市指揮支援本部と協議し、効率的な部隊の配置を実施するとともに、市町村と調整するなどして後方支援する。

(カ) 応援活動

広域連合長は、他の水防管理者から水防活動のための消防職員の応援を求められたときは、正当な理由がない限りこれに応じるものとし、速やかに出動体制をとる。

この際、出動部隊は、必要に応じて被災地到着後72時間は完全自己完結型のできる体制をとる。

エ 【ダム、水門等の管理者が実施する対策】

水門等の管理者は、所管する水門等の状況を把握し、破損または決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害をおよぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるよう措置す

る。

また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水害時または水害発生のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行う。

特に施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及び施設管理者へ迅速に通報する。

オ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

（ア） 警報等

国が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により関係機関等へ伝達する。

（イ） 水防資器材・車輛の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材・車輛を貸与する。

第9節 要配慮者に対する応急活動

第1 基本方針

災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要援護者に配慮した避難場所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れ等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援する場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第3 活動の内容

- 1 要配慮者に対する応急対策

- (1) 基本方針

災害時における要配慮者の安全を確保するため、基本的には、安全なまちづくり、施設づくりを行うことが必要であるが、避難時に健常者の適切な介護が必要である場合、または適切な災害情報の提供により健常者と同じ避難行動がとれる場合がある。

このため、介護者の確保をはじめ避難所・避難経路の整備及び災害発生時に要配慮者側の状況を考慮した適切な災害情報の提供をはじめ、次のような対応が必要である。

- (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、住民自治局、こども部、文化観光部、総合戦略局）

災害応急対策の実施に際し、民生・児童委員、福祉協力員、地域住民等の協力を得て要配慮者の状況把握に努め、発災直後から時間的経過に沿って各段階におけるニーズに合わせて別表のとおり配慮しながら迅速かつ的確な応急対策を講ずるよう努める。

別 表

配 慮 す べ き 項 目	実施機関	対 象 者
〔避難受入れ等〕		
○要配慮者の状況把握 安否確認、保健福祉サービスの要否等	市	全要配慮者
○災害情報及び高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の周知 要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達	市、関係機関	全要配慮者
○避難支援及び安否確認 ・避難行動要支援者の避難支援に携わる関係者と連携し、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。 ・災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動支援者について避難支援や安否確認が行われるように努める。 ・避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援や安否確認を行う。	市、関係機関	避難行動要支援者・全要配慮者
○避難場所での生活環境の整備 ・避難施設の整備 段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレ設置等 ・医薬品、介護機器等の手配、確保、車椅子、障がい者用携帯トイレ等 ・要援護者に対する相談体制の整備 ・福祉避難所の開設・運営	市、県、関係機関	全要配慮者
○情報提供体制の確保 ・大画面のテレビ、FAX等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等	市、県、関係機関	高齢者、障がい者、外国人
○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等 ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ	市、県、医療機関、社会福祉施設等	傷病者、高齢者、障がい者、児童
○応急仮設住宅等の確保 ・高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅等への優先的入居	市、県	傷病者、高齢者、障がい者、児童
〔生活必需品等〕		
○要配慮者ニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配	市、県、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、児童
〔保健衛生、感染症予防等〕		

配 慮 す べ き 項 目	実施機関	対 象 者
○心身両面の健康管理 ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施	市、県、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、児童
○保健福祉サービスの提供 ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施		
[ライフライン等]		
○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復 ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保等	市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	入院患者、利用者等
[広域相互応援等]		
○応援体制の整備 ・応援内容の選定、参集方法、交代方法等の調整 職 員→医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等 車 両→移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車両等 資機材→医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等 ・備蓄物資等の集積方法等の調整	市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	全要配慮者
○受入れ体制の整備 ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保	市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	全要配慮者

第10節 緊急輸送活動

第1 基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送を確保する。

また、緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
・ 人命救助 ・ 火災等の災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制	(第1段階の続行) ・ 食糧、水等、燃料等の輸送 ・ 被災者の救出搬送 ・ 応急復旧	(第1・2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資の輸送

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部（危機管理部）が行う。
- 2 被災状況をただちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して緊急交通路を確保する。
- 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認事務を行う。
- 4 主要道路を優先した応急復旧活動や除雪活動を行うとともに、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 6 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第3 活動の内容

1 緊急輸送の調整

(1) 基本方針

交通の確保は、災害応急対策の成否に係わる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、各機関と協議のうえ、災害対策本部（危機管理部）が必要な調整を行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する対策】（建設部、交通部）

- (ア) 道路管理者に対し、道路の被災状況及び復旧見込み等に関する報告を求める。
- (イ) 関係機関等に対し、交通規制、応急復旧、交通手段確保等に関する必要な要請、依頼等の調整を行う。

2 緊急交通路確保のための交通規制

(1) 基本方針

県公安委員会は、大規模な災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。

この場合、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路交通規制対象予定道路」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部）

市管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のあるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、市は、同条の規定に基づき、自ら車両の移動等を行う。

イ 【県が実施する対策】（建設部、警察本部）

- (ア) 発災時は、緊急交通路確保のため、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断をする。
- (イ) 県公安委員会は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の都道府県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて応援協定等に基づき、協力要請するものとする。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用するものとする。
- (ウ) 県公安委員会は、県内又は隣接県において災害が発生して緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
- (エ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (オ) 道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行を確保するため区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について広域的な見地から指示を行う。
- (カ) 交通規制課は隣接県からの車両流入抑止のため、隣接県との事前協定に基づいて関係隣接県警察への県境検問等による交通規制の実施を要請する。
- (キ) 高速道路交通警察隊長及び警察署長は、大規模災害発生後直ちに、警察本部長が定める長野県警察災害警備計画に基づき、交通規制対象交差点及び交通検問所等に警察官を配置し、次の交通規制を実施する。
 - a 被災地域内の一般車両通行禁止の交通規制

- b 被災地域外周の地域緊急規制対象道路における被災地域への流入禁止の交通規制
 - c 高速道路における一般車両の被災地方面への流入禁止規制とインターチェンジにおける必要な制限等
- (ク) 交通規制等に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、(一社)長野県警備業協会に協力を求める。
- ウ 【道路管理者による措置命令等】

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- エ 【警察官、自衛官及び消防吏員の措置命令等】
 - (ア) 警察官は、緊急通行車両の通行確保のため、緊急通行車両の通行の妨げとなる車両他の物件（以下[物件等]という）の移動、破損等の措置命令又は強制措置を行う。
 - (イ) 警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、(ア)の措置を講じるものとする。

3 緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 基本方針

火山災害により道路が被災した場合はただちに復旧することは不可能な場合が多く、その他災害の場合は局地的な被災が予想されることから、被災し又は更に被害が拡大する危険のある道路を除外し、安全な道路による迂回路を確保することを原則とする。

(2) 実施計画

- ア 【市が実施する計画】（建設部、産業振興部、環境エネルギー部、交通部）
 - (ア) この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。
 - (イ) 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。
 - (ウ) 被害状況を的確に把握し、輸送ルートを決定する。
 - (エ) 各道路管理者との連絡調整を密に行う。
 - (オ) 建設業協会及び緑化協会に応急対策の協力を依頼する。
- イ 【県が実施する計画】
 - (ア) 県管理道路の緊急交通路確保のため、警察、消防、地元市町村等と連携をとり、必要な交通規制を実施する。（建設部）
 - (イ) 県は、応急対策を実施するための緊急交通路を確保するため、県管理道路の機能確保を図る。また、県管理道路以外の道路についても、当該道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援する。なお、県管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。（建設部）
 - (ウ) 具体的な復旧作業については、建設業協会等との間に締結した協定に基づき、応急復旧を実施する。
 - (エ) 豪雪による道路障害が発生する可能性がある場合は、あらかじめ定める緊急確保路線計画に基づき、迅速な体制整備による除雪対策を推進する。

(建設部)

(オ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、活用できる林道について、林道管理者の要請に基づき、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調査し、林道管理者に取るべき措置を指導する。(林務部)

(カ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、広域農道を始めとした基幹農道等について関係者と協議し、市町村が行う復旧作業を支援する。(農政部)

(キ) 信号機の倒壊や故障が発生した場合、信号機施行業者との連携による緊急補修や移動式信号機の設置を行うとともに、滅灯信号機については可搬式発動発電機により速やかな電源確保を行う。(警察本部)

(ク) 道路標識の倒壊や損壊に対しては、重要な標識から優先して、補修や移動標識の設置による応急対策を実施する。(警察本部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 直轄国道について、ただちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については速やかに応急復旧を行う。(地方整備局)

(イ) 高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況をただちに把握するとともに、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行う。

(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)

(ウ) 国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により市、県の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努める。(中部森林管理局)

(エ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。

4 緊急通行車両確認事務

(1) 基本方針

災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる交通規制を速やかに実施することが重要であるが、その前提として、一般車両と応急対策用車両を区別するために、緊急通行車両であることの確認を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】 (建設部)

(ア) 輸送する物資、数量の確認

(イ) 輸送ルートの確認

(ウ) 輸送車両の確認

(エ) 輸送分担の確認

イ 【県が実施する対策】 (危機管理部、警察本部)

(ア) 確認事務手続き

緊急通行車両の確認事務は、県(知事)及び県警察(公安委員会)において行う。

(イ) 事前届出車両の取扱い

「緊急通行車両等事前届出済証」を所有している車両に対する手続きは、県及び県警察(警察本部交通規制課、警察署、検問所等)において行う。

5 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は、緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部、交通部）

- (ア) 自ら輸送力の確保に努めるものとし、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、ただちに県に対して調達を要請する。
要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細を連絡する。
- (イ) 道路輸送、鉄道輸送、空輸等それぞれの方法において、的確な輸送ができるよう関係機関と連絡調整するとともに協定を結んでおく。
- (ウ) 豪雪に伴うヘリコプター運用の場合は、除雪によりヘリポートを確保する。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 市からの要請に基づき、第5節「ヘリコプターの運用計画」により、迅速な運用を図る。
この場合、輸送物資等の内容、数量、輸送場所、ヘリポートの位置、天候等に関する事項をできる限り詳細に連絡する。（危機管理部）
 - (イ) 市からの要請に基づき、予防計画第9節「緊急輸送計画」により、北陸信越運輸局長野陸運支局を窓口として、各輸送関係機関に対して協力を要請する。（危機管理部）
 - (ウ) 市からの要請に基づきＪＲ各社に対して協力を要請する。（危機管理部）
 - (エ) 被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送する。（危機管理部）
 - (オ) 県庁内各部局と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県災害対策本部員の活動に要する車両を確保する。（総務部）
 - (カ) 緊急輸送を実施するため必要に応じて（社）長野県トラック協会に対して「緊急・救援輸送に関する協定書」に基づき応援を要請する。（危機管理部）
 - (キ) 緊急輸送を実施するため必要に応じて赤帽長野県軽自動車運送協同組合に対して「災害時における食料、生活必需品等の輸送協力に関する協定」に基づく応援を要請する。（危機管理部）
 - (ク) 長野県石油商業組合に対して「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、緊急車両への優先供給を要請する。（危機管理部、産業労働部）
- ウ 【関係機関が実施する対策】（自衛隊、北陸信越運輸局、（社）長野県トラック協会、（社）長野県バス協会、長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合）
- (ア) ヘリコプター運行機関は、要請に基づいてただちに出動の準備をするとともに、地上の支援体制等について必要な措置を依頼する。（自衛隊等）
 - (イ) 緊急車両調達に関する要請があった場合は、ただちに関係機関に対して協力を求める。（北陸信越運輸局）

- (ウ) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行う。
(北陸信越運輸局)
- (エ) (社)長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施する。
 - a 道路運送法第84条の輸送命令又は出動要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。
 - b 県下7地区において(北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信)において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出動する。
 - c 輸送にあたっては、積み下ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。
 - d 広域的な災害については、(社)全日本トラック協会、各県トラック協会、(社)全国霊柩自動車協会との連携により対応する。
- (オ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(社)長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (カ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(社)長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (キ) 赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食糧、生活必需品等の輸送協力を実施する。

6 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点にいったん集積し、各避難所に分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(建設部、産業振興部、文化観光部、危機管理部)

- (ア) 各地区、公共施設等のヘリポートを活用するとともに、松本市防災物資ターミナル等を輸送拠点に設定する。
- (イ) 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地の市町村が当たることを原則とし、運営にあたっては被災市町村及び県と綿密に連携する。
- (ウ) 各避難所での必要物資については、輸送拠点と連携を密にする。

イ 【県が実施する対策】(危機管理部、警察本部)

- (ア) 各市町村が定める輸送拠点内から被災状況に応じて必要な輸送拠点を指定し、関係各機関に徹底する。指定にあたっては、被災市町村における応急対策のための業務量を考慮し、関係市町村と協議のうえ、原則としてその外周市町村を指定する。
(危機管理部)
- (イ) 警察署及び各市町村と協議のうえ緊急交通路との連絡道路について、交通規制を実施する。
(警察本部)

第11節 障害物の処理活動

第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつこれら活動を阻害する道路上の火山灰等の火山噴出物（以下「火山噴出物」という）、泥流、被災車両及び倒壊物件などによる交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件については、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として、障害となる物件所有者又は管理者が行う。
- 2 所有又は管理する施設、敷地内の障害物に係る集積、処分については、原則としてその所有者又は管理者において集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 計画の内容

1 障害物除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、緊急輸送路上の火山噴出物、泥流、被災車両、倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部、産業振興部、環境エネルギー部）

- (ア) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (イ) 関係部長は、除去対象数を調査の上、建設部長に報告する。建設部長は除去計画を作成し、直接又は業者に請け負わせて実施する。
- (ウ) 除去順位
障害物は次の順位により除去することを原則とする。
 - a 道路
国、県が定めた緊急輸送道路に接続する幹線市道（幅員10メートル以上）を第一に実施し、その後必要な市道を実施する。
 - b 河川
河川における流水を良くし、溢水、護岸等の決壊を防止するため必要な障害物を除去する。
 - c 公共施設
関係部長から依頼を受けた公共施設の障害物を除去する。
 - d 一般住宅
市民の生命、財産等の保護から速やかにその障害物の除去を必要とする場合に実施する。
- (エ) 放置車両等の移動等
市管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基

本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、同条の規定に基づき、自ら車両の移動等を行う。

(オ) 応援協力体制

- a 市に所在する各関係機関から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。
- b 市のみでの実施が困難な時は、知事等に応援協力を要請する。

イ 【県が実施する対策】（各部局）

(ア) 実施機関

- a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。
- b その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物除去の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- b 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- c 緊急交通路の障害物を確認するため、発災と同時に当該緊急交通路を通行止めとする。 (警察本部)
- d 交通障害の早期把握のため、先遣隊を派遣する。 (警察本部)
- e 障害物の除去のため、レッカー車、クレーン車による出動要請を行う。 (警察本部)
- f 障害物排除用車両誘導のため、パトカー等による誘導を行う。 (警察本部)
- g 障害物件除去のため、放置物件等を保管場所へ移送、保管する。 (警察本部)

(ウ) 放置車両等の移動等

- a 通行禁止区域等において緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策に著しい障害が生じるおそれがあると認められる場合には、放置車両等を付近の道路外の場所に移動等する。 (警察本部)
- b 県管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 (建設部)
- c 道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行ルートを確認するため広域的な見地から指示を行う。

(エ) 必要な資機材等の整備

- a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
- b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、除去作業現場とする。

(オ) 応援協力体制

- a 緊急輸送道路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。 (農政部、林務部)
- b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措

置を講ずる。

ウ 【関係機関が実施する対策】（各機関）

(ア) 実施機関

自己の所有又は管理する障害物の除去は、その者が行う。

(イ) 障害物除去の方法

緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去行うものとする。 (地方整備局)

除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないように配慮して行う。

(ウ) 放置車両等の移動等

a 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

b 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

(エ) 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。

(オ) 応援協力体制

a 各機関限りで実施困難のときは、市長に応援協力を要請する。

b 市等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

[松本市建設事業協同組合及び松本市緑化協会が実施する対策]

(a) 「災害時の応急措置に関する協定書」に基づき、万全の体制を期する。

(b) 同協定第4条に関わる事前計画、組織体制、連絡体制及び工事施工区域は次のとおりとする。

○ 「災害時の応急措置に関する協定書」第4条に関わる事前計画

○ 工事施工区域

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部、環境エネルギー部）

(ア) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

a 障害物の集積場所

除去した障害物の集積場所は、一時的には市管理の運動場、広場等とし、その他必要な場所については管理者及び所有者と協議して決定する。

b 処分方法

一時保管した障害物は、拾得物の届出の必要なものについては警察署長に届出し、その他については建設部長の決定を待って処分する。

(イ) 応援協力体制

第3章 第11節 障害物の処理活動

- a 市に所在する各関係機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。
 - b 市のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。
- イ 【県が実施する対策】（各部局）
- (ア) 実施機関
 - a 県管理の道路施設上の障害物に係る集積は建設部が行い、処分は環境部等関係部局の協力を得て、その所有者又は管理者が行う。
 - b その他の施設、敷地内の障害物の集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。
 - (イ) 障害物の集積、処分の方法
 - a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
 - b 集積、処分は、周囲の状況などを考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
 - c 放置車両、被災車両等放置物件は、保管場所へ移送、保管する。
(警察本部)
 - (ウ) 必要な資機材等の整備
 - a 障害物の多寡により、それぞれ対策を立てることとする。
 - b 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき確保する。
 - c 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材の集積場所又は要員の集合場所は、集積又は処分作業現場とする。
 - (エ) 障害物の集積場所（全部局）

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

 - a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
 - d 指定緊急避難場所及び指定避難所として指定された場所以外の場所
 - (オ) 応援協力体制

市等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。
- ウ 【関係機関が実施する対策】（各機関）
- (ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。
 - (イ) 障害物の集積、処分の方法
 - a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
 - b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
 - (ウ) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てる。
 - (エ) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
 - d 指定緊急避難場所及び指定避難所として指定された場所以外の場所
- (ウ) 応援協力体制
- a 各機関のみで実施困難なときは、市長に応援協力を要請する。
 - b 市等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

3 火山噴出物等の除去

(1) 基本方針

火山灰等の火山噴出物（以下「火山噴出物」という）の除去は、施設等の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る火山噴出物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、事前に集積場所の確保を図るとともに、速やかな除去を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部）

- (ア) 火山噴出物除去、集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (イ) 応援協力体制
 - a 市内に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。
 - b 市のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ 【県が実施する対策】（各部局）

- (ア) 実施機関
 - a 県管理の道路施設上の火山噴出物に係る除去、集積は建設部が行い、処分は環境部等関係部局の協力を得て行う。
 - b その他の施設、敷地内の除去は、その所有者又は管理者が行う。
- (イ) 火山噴出物の除去の方法
 - a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
 - b 除去は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (ウ) 必要な資機材等の整備
 - a 火山噴出物の多寡により、それぞれ対策を立てる。
 - b 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
 - c 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、除去、集積又は処分作業現場等とする。
- (エ) 火山噴出物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した

場所とする。

- a 集積するものについては、その集積する火山噴出物の多寡に対応する
適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処
分に適当な場所
- c 火山噴出物が二次災害の原因にならないような場所
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所として指定された場所以外の場所
市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措
置を講じる。

(オ) 応援協力体制

市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置
を講じる。

ウ 【関係機関が実施する対策】（各機関）

(ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の火山噴出物の除去、集積、処分は、その所有者
又は管理者が行う。

(イ) 火山噴出物の除去の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速
やかに行う。
- b 除去、集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらない
よう配慮して行う。

(ウ) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てる。

(エ) 火山噴出物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に
保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した
場所とする。

- a 集積するものについては、その集積する火山噴出物の多寡に対応する
適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処
分に適当な場所
- c 火山噴出物が二次災害の原因にならないような場所
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

- a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請する。
- b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措
置を講じるものとする。

組 織

松本市	3 4 - 3 0 0 0
危機管理部	3 3 - 9 1 1 9

連 絡 体 制

```

graph TD
    A[理事長] --> B[副理事長]
    B --> C[理事]
    C --> D[委員会総務]
    D --> E[1 班]
    D --> F[2 班]
    D --> G[3 班]
    D --> H[4 班]
    E --> I[班員 組合員]
    F --> I
    G --> I
    H --> I
    J[松本市 3 4 - 3 0 0 0  
危機管理部 3 3 - 9 1 1 9] --> A
    J --> B
    J --> C
    J --> D
    J --> E
    J --> F
    J --> G
    J --> H
    J --> I
  
```

松本建設事業協同組合
(事務局)
3 3 - 5 7 6 8

1 班

2 班

3 班

4 班

班員 (組合員)

285

第12節 避難受入れ及び情報提供活動

第1 基本方針

火山災害発生時においては、爆発、火砕流、土石流等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に関わる的確な応急対策の計画作成をしておく。その際、高齢者、障がい者等の要配慮者についても十分考慮する。

また、土砂災害警戒区域等に所在している施設に対しては、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、十分配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 市町村長等は適切に避難指示等を発令し、速やかにその内容を市民に周知する。
- 2 市長等は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 市、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報提供を行う。

第3 活動の内容

1 高齢者等避難、避難指示

(1) 基本方針

火山災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対し状況に応じて、避難指示等を発令し伝達する。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示を発令した場合は、速やかにその内容を市民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 実施事項及び実施機関

実施事項	機関等	根 拠	対象災害
高齢者等避難	市 長	災害対策基本法第56条	災害全般
避難指示	市 長	災害対策基本法第60条	〃
	知 事	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	〃
指定避難所の開設、受入れ	市長		

第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

- (イ) 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。
- (ウ) 市は必要に応じ、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めるものとする。
- (エ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。また、都道府県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。

イ 高齢者等避難、避難指示の意味

○ 「高齢者等避難」

災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。

○ 「避難指示」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立退きを指示することをいう。

ウ 措置及び報告、通知等

(7) [市長が行う措置]

a 避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者等に対し、避難指示を発令するものとする。

なお、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難指示等が発令するよう努めるものとする。

- (a) 長野地方気象台から噴火警報等が伝達され、避難を要すると判断される地域
- (b) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域
- (c) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (d) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (e) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (f) 避難路の絶たれる危険のある地域
- (g) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (h) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

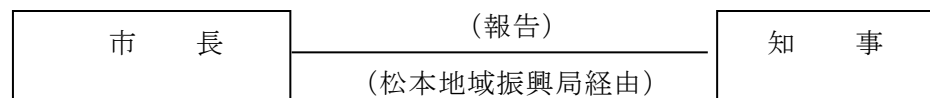
b 高齢者等避難

災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の

第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

避難を支援する者をいう。)が危険な場所から避難すべき状況において、必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者等に対し、高齢者等避難を発令するものとする。

c 報告（災害対策基本法第60条）



（報告様式は、本章第2節「災害情報の収集・連絡活動」参照）

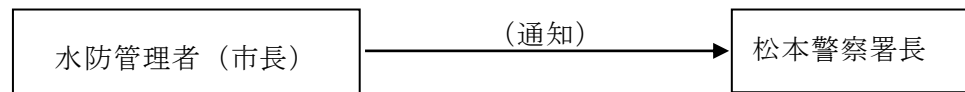
※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) [水防管理者の行う措置]

a 指示

水防管理者は、洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



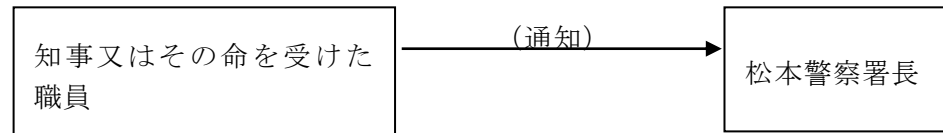
(ウ) [知事又はその命を受けた職員の行う措置]

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(エ) [警察官の行う措置]

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示、誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 市民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b) 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。被害

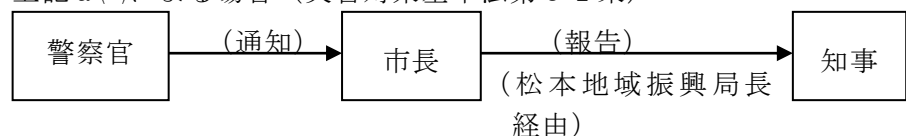
第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。

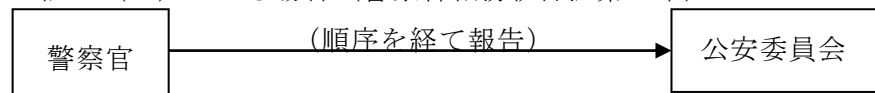
- (d) 避難指示等の発令にあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知を図る。
- (e) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、指定場所へ避難誘導を行う。
- (f) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (g) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (h) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

- (a) 上記 a (c) による場合（災害対策基本法第61条）



- (b) 上記 a (d) による場合（警察官職務執行法第4条）



(オ) [自衛官の行う措置]

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り「前記(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



エ 避難指示等の時期

上記(ア) a (a) ～ (h) に記載する地域に災害が発生すると予想され、市民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確保に努めるものとする。

オ 避難指示等の内容

避難指示等の発令に際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類

第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 指定緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 市民への周知

- (ア) 避難指示等の発令者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じ又は直接市民に対し周知する。
避難の必要がなくなった場合も同様とする。
特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。
- (イ) 市長は、市長以外の発令者、市民と関係している隣接の市町村長等と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ロ) 市長は、災害による危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。
県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険区域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。
- (オ) さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、災害情報共有システム（Ｌアラート）、市防災行政無線（戸別受信機を含む）、市ホームページ、広報車、携帯端末の緊急速報メール、ソーシャルメディア、行政チャンネル放送等あらゆる手段を活用して、避難情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- (カ) 避難指示、高齢者等避難をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握

市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画により民生・児童委員、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

ク 市有施設における避難活動

災害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の

誘導を行う。

- (イ) 避難指示等が発令された場合は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 市長、市職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項－市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

なお、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、県が代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するときは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の市民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び市民にその内容を周知する。

エ 上記（2）アの（オ）自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示等の発令者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(2) 実施計画

ア 【避難指示の実施機関が実施する計画】

(7) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

(4) 誘導の方法

- a 誘導員は、指定緊急避難所、経路及び方向を的確に指示する。
 - b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
 - c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
 - d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
 - e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
 - f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により、自力により立ち退くことが困難な者については、市長が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。
また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。
 - g 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。
 - h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は、松本地域振興局を経由して県へ応援を要請する。
要請を受けた県は自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。
市は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。
 - i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。
 - j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。
- (ウ) 避難時の携帯品
- 避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品、マスク等）とするよう適宜指導する。

イ 【市民が実施する計画】

避難にあたっては、まず、各町会で定めた「町会一時集合場所」へ集合し、住民の安否確認等を行ったのち、できるだけ集団で指定避難場所へ避難する。

この際、危険個所に十分注意して避難するものとする。

市民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。

この場合の携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市は、受入れを必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織やボランティア、施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。

第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（住民自治局、教育委員会、文化観光部、危機管理部、健康福祉部、こども部、建設部）

- (ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (イ) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- (ロ) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (エ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- (オ) 指定避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、指定避難所に受入れすべき者を誘導し保護する。
- (カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるよう努める。
 - a 避難者
 - b 市民
 - c 自主防災組織
 - d 他の地方公共団体
 - e ボランティア
 - f 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者
- (キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。
- (ク) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努める。
- (ケ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- (コ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把

第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

握に努め、必要なのは対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

- (サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (シ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- (ス) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (セ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。
- (ソ) 指定避難所への受入れ及び指定避難所の管理運営に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要援護者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供を開始できるように努める。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等
 - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
 - e 大画面のテレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

- (㌸) 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来たした場合、相互応援協定に基づく職員や県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
 - (㌹) 教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（下記のイ（エ）県立学校における対策）に準じて市の防災計画を踏まえ、適切な対策を行う。
 - (㌺) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
 - (㌻) やむを得ず指定避難所に滞在することのできない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるように努める。
 - (㌼) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。
 - (㌽) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
 - (㌾) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- イ 【県が実施する対策】
- (㌿) 市長の報告により、指定避難所の開設状況を把握し、国〔内閣府〕に共有するとともに、市町村の要請に応じ指定避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。
（危機管理部）
 - a 市からの要請に備え、協定締結先の（一社）日本建設機械レンタル協会長野支部に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市から要請があった場合調達及びあっせんを図るものとする。
 - b 市からテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあっせんを図るものとする。
 - (㍀) 指定避難所の管理運営に当たり、市から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。
なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。
 - (㍁) 災害の規模、避難者の避難、受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市の区域外への広域的な避難及び当該区域外の指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。
（危機管理部）
 - (㍂) 県立学校における対策
（教育委員会）
 - a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が地域の避難所として利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
 - b 学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力する

第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

ものとする。なお、市災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努めるものとする。

- c 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、指定避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混雑を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。

- (ウ) やむを得ず指定避難所に滞在することのできない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるように努める。

ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定避難所の運営について必要に応じ市長に協力する。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に被災者の受入れを行う。
- (ロ) 日本赤十字社長野県支部は、市災害対策本部並びに市日赤窓口と連携をとり、被災者救援に協力する。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (ハ) 民生委員、児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、県、市に提供するものとする。

エ 【市民が実施する対策】

避難所管理運営委員会への参画など、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

(ア) 広域避難の対応

a 協議等

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への避難については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への避難については、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、

第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

c 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

(イ) 広域一時滞在の対応

a 協議等

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への避難については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への避難については県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 広域避難の対応

a 協議及び調整

市から他の都道府県の市町村への広域避難に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、市の広域避難に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。

b 市への助言

市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

c 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

d 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

(イ) 広域一時滞在の対応

a 協議及び調整

市から他の都道府県の市町村への広域一時滞在に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。

また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うものとする。なお、市の広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。

b 市への助言

第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとする。

c 広域的避難収容活動の実施

県は、政府本部が作成する広域的避難収容活動計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

ウ 【運送事業者等の関係事業者が実施する対策(広域避難)】

(ア) 活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(イ) 避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう市及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部、総務部、健康福祉部、危機管理部）

(ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

(イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

(ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流出戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

b 応急仮設住宅の建設のため、市有地又は私有地を提供する。

c 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行う。

d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

(エ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

(オ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

(カ) 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。

（建設部）

第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。 (建設部)
- (ウ) (公社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。 (建設部)
- (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。 (建設部)
 - a 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。
 - b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流出戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。(国から通知があった場合はこの限りでない。)
 - c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
 - d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会、(一社)日本RV・トレーラーハウス協会及び(一社)日本ムービングハウス協会との協定に基づき住宅建築を要請する。
また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。
 - e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。
 - f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。
- (オ) 市からの要請に応じて、生活衛生同業組合(12団体)との協定に基づき、以下について協力を求める。 (健康福祉部)
 - a 避難所としてのホテル・旅館の提供
 - b 食材の供給・炊き出し
 - c 入浴、理・美容、クリーニング等の支援

7 被災者等への的確な情報提供

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】

- (ア) 市及び県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。
- (イ) 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものと

する。

- (ウ) 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。

- (エ) 市及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、住宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

- (オ) 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

- (カ) 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

- (キ) 市及び県は、被災者の安否について市民から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

- (ク) 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- (ケ) 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、

第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体での情報提供や、広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

- (ウ) 県及び市町村は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

参考) 避難指示等広報文案

こちらは、松本市です。

本日、○月○日、○時○分、○町に避難指示を行います。

○○町○○付近で大きな火災が発生し、○○方面に延焼しています。

火災現場の○○側の方は、○○○○公園に、○○側の方は、○○会館に、火災現場の○○側の方は、○○○○学校又は○○広場へ避難してください。

————— 自動車による避難は危険です。

————— ガスの元栓を閉めて避難してください。

◎避難の伝達

「伝達の方法」

- 防災行政無線による伝達

移動系防災行政無線及び同報系防災行政無線により該当地域、全市域へ通報する。

- 町会組織による伝達

市は、当該区域内の町会長に連絡し、自主防災・町会組織を通じ市民に周知する。

また、広域消防局長は消防計画の定めるところにより、市民に迅速かつ確実に周知する。特に夜間停電時及び降雨、暴風時には、警察官にも協力を求め、個別連絡に努める。

- 広報車による伝達

市及び関係機関の広報車を動員し、関係区域を巡回して伝達する。

- 報道機関による伝達

放送要請は市長から県へ連絡し、県が報道機関に要請する。

- 信号による伝達

消防団、会社、工事等のサイレン、警鐘等を活用しての伝達

- その他可能な限りの伝達

緊急速報メール、安心ネット、インターネットを活用した伝達を行う。

「伝達の内容」

- ・ 指示
- ・ 関係地域名
- ・ 危険状態
- ・ 避難場所
- ・ 避難経路

・ 注意事項

- 家屋の戸締り
- 携行品
- 服装
- その他

「関係官庁等への報告」

避難指示等を発令した場合は、知事及び警察署長へ通知する。

◎ 避難の誘導

「避難者の誘導及び移送方法」

- 誘導責任者

市災対本部職員、消防団員及び町会相互の協力で行う。

- 誘導順序

乳幼児、妊婦、高齢者、傷病人等の支援が必要な避難者を優先的に誘導するよう努める。

○ 誘導経路

誘導経路は事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には表示・縄張等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は照明を用意し、また、浸水地等には必要に応じロープ等の資材を配置して誘導の安全を期する。

○ 移送の方法

避難にあたっての移送は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者が病人、小児等自力で避難できない場合においては、公用車両を中心とした移送をし、困難な場合は輸送業者の協力を求めて行う。また、必要に応じてヘリコプターの要請を行う。

○ 大規模移送

災害地が広範囲で大規模な立退き、移送を必要とし、市において処置できないときは、松本地域振興局を経由して県本部長へ要請する。また、状況により直接他の市町村、警察署等と連絡して行う。

「避難の際の携行品」

避難の際の携行品は、生活上必要なもので最小限度とする。

- ・貴重品
- ・必要な食料
- ・衣類（当座の着替え）
- ・日用品

「その他の避難対策」

学校、病院、工場、事業所、興業場、百貨店、社会福祉施設等の避難については、その施設の管理責任者が定める計画による。

◎ 避難所に受入れする者

避難所の受入れ者はおおむね次のとおりとする。

- 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- 旅館、ホテル等の宿泊人、公衆の集いあるいは通行人等で災害に直面し、応急的に居るところがない者
- 避難指示等の発令された場所に居住する者及び避難指示等は発令されていないが、緊急に避難することが必要であると認められる者

◎ 避難所の開設及び閉鎖報告

「避難所の開設」

避難所を開閉設したときは、直ちに被災者に周知するとともに、次の事項を県に報告する。

- 避難所開設の日時及び場所
- 受入れ状況及び受入れ箇所
- 開設期間の見込み

「費用基準」

避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。（本章第38節「災害救助法の適用」）

「受入れ期間」

避難所の開設、受入れ保護期間は、災害発生の日から7日以内とする。

なお、7日の期間内で避難所打切りが困難と認めた場合は、災害対策本部長が別に定める。

また、災害救助法が適用された場合は、同法に基づき、松本地域振興局を経由して、県本部に次の事項を電話で連絡し、後日正式に文書で申請する。

（申請事項）

- ・延長を必要とする期間
- ・期間の延長を要する期間
- ・理由
- ・避難所氏名、受入れ人員

第13節 孤立地域対策活動

第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を疎害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域が多数存在する当市の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、

- 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
 - 2 緊急物資等の輸送
 - 3 道路の応急復旧による生活の確保
- の優先順位をもってあたるものとする。

第2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対しては各関係機関等と連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、県と連絡調整を図り、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第3 活動の内容

1 孤立実態の把握対策

(1) 基本方針

全ての応急対策は、被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災無線等を活用し、孤立状況の確認を行う。

(イ) 孤立状況及び被害の概要について、情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

市における孤立状況を直ちに調査する。

2 救助・救出対策

(1) 基本方針

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部）

- (ア) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県へ速報する。
- (イ) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- (ウ) 負傷者が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
- (エ) 孤立区域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進する。

イ 【県が実施する対策（危機管理部）】

- (ア) 市からの要請に備え、ヘリコプターの出動体制を確立する。
- (イ) 市に対し、ヘリポート及び要員の確保について指示する。
- (ウ) 負傷者等の搬送の場合は、着陸地を管轄する市町村と連携し、救急車及び収容先病院に関する手配について指示する。
- (エ) 孤立状態から救出すべき要配慮者及び観光客等については、市町村の要請に基づき、早期に救出できるよう手配する。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線が不通となった場合、防災行政無線を活用し、情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部）

職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 電気通信事業者に対し、携帯電話等の可搬型無線機の臨時配置について協力を求める。（危機管理部）
- (イ) アマチュア無線による災害時の応援に関する協定に基づき、日本アマチュア無線連盟長野県支部に対して、情報の伝達について協力を求める。（危機管理部）
- (ウ) 警察は、孤立地域へ警察無線機等を携帯した警察官を派遣する等の対策を検討する。（警察本部）

ウ 【関係機関が実施する対策】（東日本電信電話㈱松本支店）

- (ア) 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。
- (イ) 避難場所等に、デジタル衛星載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置する。

エ 【市民が実施する対策】

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に自ら努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

(1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に

応じた輸送対策を実施するものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部、危機管理部）

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 市からの要請に基づき、各種ヘリコプターの手配、調整を行う。

(イ) 市からの要請に基づき、陸上輸送力の確保について手配する。

ウ 【市民が実施する対策】

(ア) 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあう。

(イ) 市民自らも、隣接地域及び市との連絡確保に努める。

5 道路の応急復旧活動

(1) 基本方針

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保するものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部、危機管理部）

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 孤立地域に通ずる県管理道路については、速やかな復旧に努めるものとする。

(イ) 豪雪にともなう道路障害については、計画（第10節「緊急輸送活動」）に基づき、迅速な除雪活動による孤立解消に努めるものとする。

(ウ) 市が行う応急復旧活動に関し、要請に基づいて、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調整し、道路管理者のとるべき措置について指導する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置、除雪等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行う。

◇ 通信施設の設置場所 「長野県防災行政無線」

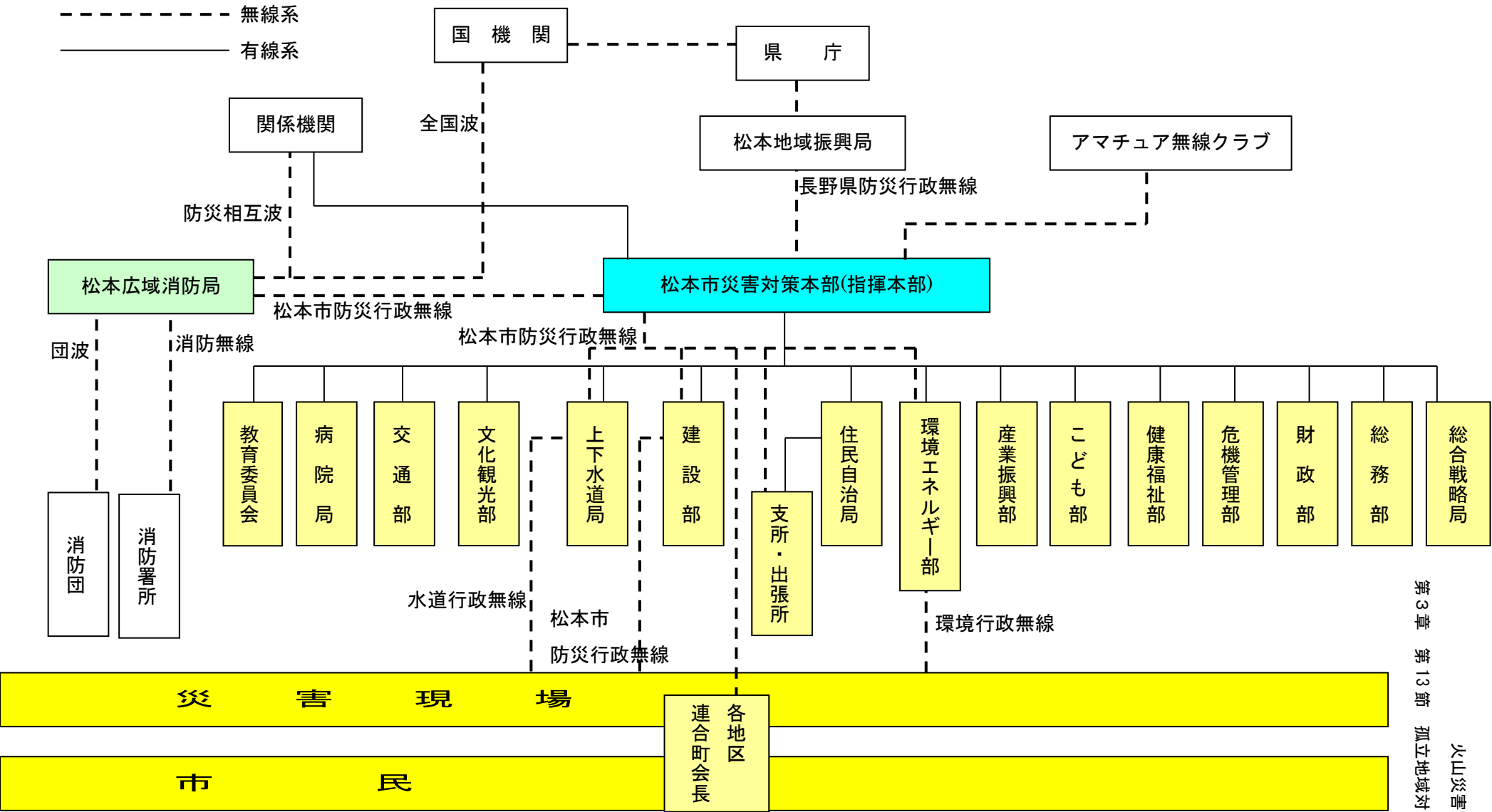
連 絡 先			無 線 番 号	担 当 窓 口
松本市役所	本庁舎	専用機	1-020-531-79	他の機関からかける場合
	別棟1階	F A X	1-020-531-76	他の機関からかける場合
	各課内線番号へ		1-020-531-8-内線番号	他の機関からかける場合
広域消防局		専用機	49- 1-020-533-8-301	警防課
		F A X	1-020-533-76	
長野県	県庁		49- 1-231- 5208, 5209, 5210	危機管理部危機管理防災課
			49- 1-231-5213	危機管理部 消防課
	地域振興局		49- 1-239-2318, 2319	松本地域振興局総務管理課
	消防防災航空センター		49- 1-554-79	県消防防災航空隊
	松本建設事務所		49- 1-239-2441, 2442	維持管理課
	奈良井川改良事務所		49- 1-239-2483、2484	計画調査係
	犀川砂防事務所		49- 1-514-75	四賀地区の河川（総務課）
	松本保健福祉事務所		49- 1-239-2113、2114	総務課
協力協 定等締 結先	藤沢市		49- 1-014-553-9202	災害対策課
	高山市		49- 1-021-571-2	危機管理室
	姫路市		49- 1-028-201-12200	危機管理室
	御浜町		49- 1-024-561-11	防災課
	ブロック 代表市町村	佐久市	49- 1-020-331-79	庶務課
		上田市	49- 1-020-361-79	危機管理防災課
		岡谷市	49- 1-020-381-8-1553	危機管理室
		伊那市	49- 1-020-401-8-411	危機管理課
		飯田市	49- 1-020-441-8-2431	危機管理・交通安全対策室
		木曽町	49- 1-020-481-8-23	総務課
		大町市	49- 1-020-571-8-511	消防防災課
		長野市	49- 1-020-201-2190	防災課
		中野市	49- 1-020-651-8-210	庶務課

※無線番号の頭の”49”は、市庁舎内の内電話機からかける場合に付け、衛星専用電話・

F A X機を用いる場合は不要

※県内市町村の協定先は、県内の全市町村で、連絡先はブロックの代表市町村

「災害通信利用系統図」



第14節 食料品等の調達供給活動

第1 基本方針

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し支給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第2 主な活動

市の備蓄食料で必要量の供給ができない場合は、近隣市町村、県及び災害応援協定締結先へ要請するとともに、備蓄食料、調達した食料をボランティア等の協力を得て速やかに供給する。

第3 計画の内容

1 食料品等の調達

(1) 基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が支給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（産業振興部、こども部）

(ア) 市の備蓄により必要量を満たせない場合や弁当、おにぎり等の流通品を確保する場合は、松本ハイランド農業協同組合、生活協同組合コープながの、あづみ農業協同組合、株式会社デリシア、イオンリテール株式会社、イオンビック株式会社及び全国公設地方卸売市場協議会会員市の応援協定締結先、相互応援協定等締結市町村及び県（松本地域振興局）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行う。

(イ) 主食、副食、調味料、乳児用ミルク、燃料等の調達については、避難者の数などやその期間に応じて応援協定締結先等から調達し、供給業者等が指定場所へ配達することを原則とする。

(ウ) 道路の決壊、橋梁の流失等により孤立した地域への炊き出し及び食品の給与については、空中輸送（自衛隊派遣要請等による）により行う。

(エ) 自動車等による輸送が必要となった場合は、緊急輸送計画に基づき、建設部長が対応する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 松本地域振興局長は災害発生時に、市からの備蓄食料の供給要請に備え、品目別に数量を確認するとともに、要請があった場合、当該地域振興局の備蓄食料の供給を行う。また、供給した食料の種類及び数量を危機管理部長あて報告する。なお、市からの要請量が当該地域振興局の備蓄量を上回る場合は、当該地域振興局長は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地域振興局に備蓄食料の供給を依頼する。（危機管理部）

(イ) 市からの食料の要請量が県の備蓄により供給できない場合は、必要に応

第3章 第14節 食料品等の調達供給活動

じて、隣接県に対してあらかじめ締結された協定に基づいて食料の供給を要請する。
(危機管理部)

(ウ) 長野県生活協同組合連合会との協定に基づき食料の供給を要請する。

(企画振興部)

(エ) 市の要請に基づき、協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店会連合会、(一社)長野県LPガス協会との協定に基づき食料の供給を要請する。
(産業労働部)

(オ) 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第11の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき、農林水産省に災害救助用米穀の供給を要請する。
(農政部)

(カ) 「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により県内外の米穀販売事業者に応急米穀の供給を要請する。
(農政部)

(キ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部との協定に基づき食料の供給を要請する。
(農政部)

(ク) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート及び株式会社サークルKサンクスとの協定に基づき食料の供給を要請する。
(農政部)

(ケ) 株式会社デリックちくまとの協定に基づき食料の供給を要請する。

(農政部)

(コ) 上記(ウ)、(エ)、(キ)、(ク)及び(ケ)については、発災後適切な時期に、調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認する。

(危機管理部、企画振興部、産業労働部、農政部)

(サ) 上記(ア)、(イ)については、保健福祉事務所管理栄養士の協力を得て、様々な状況の被災者のニーズに対応できるよう配慮する。

(危機管理部、健康福祉部)

ウ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 農林水産省

農林水産省は、知事又は市長からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀として供給を行うものとする。

(イ) 米穀販売事業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合の応急用米穀の取扱いに関する協定書」に基づき供給を行うものとする。

(ウ) 卸売市場関係者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。

2 食料品等の供給

(1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動が必要である。

各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（産業振興部、こども部）

- (ア) 災害発生時に被災者に対する食料の供給が必要な場合、まず市の備蓄食糧の供給を行う。市の備蓄により、必要量を満たせない場合は、松本ハイランド農業協同組合、生活協同組合コープながの、あづみ農業協同組合、株式会社デリシア、イオンリテール株式会社、イオンビック株式会社及び全国公設地方卸売市場協議会会員市の応援協定締結先、近隣市町村及び県（松本地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者に対して供給する。そして、食料の供給活動に際しては、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。
- (イ) 食料品等の応急供給を行う場合は、大震災等の非常災害発生の場合又はそのおそれのある場合で、本部長が認めた場合とする。
- (ロ) 食料品等の応急供給の対象は次のとおりとする。
- a 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
 - b 供給機関による通常の供給ができないため、その機関によらず供給をする場合
 - c 被災地における救助作業又は応急復旧作業に従事する者に対して供給を行う場合
- (エ) 炊き出し及び食料品の供給期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、大規模な災害の場合等継続実施の必要がある時は、本部長の判断による。
- なお、食料品等の給与は炊き出しと重複して供給しない。
- (オ) 被災者及び災害応急対策従事者に対し炊き出しを行う。
- (カ) 炊き出し場所は、被災者の避難所並びに給食施設を有する公共施設、学校、工場、寮等を利用し、災害応急対策従事者についてはその現場付近の最適な場所で行う。

＜応急用米穀の供給基準＞

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対して炊出しによる給食を行う必要がある場合	1食あたり精米200グラム
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食あたり精米300グラム

第3章 第14節 食料品等の調達供給活動

(キ) 炊き出しの対象及び把握方法は、次のとおりとする。

対 象 者	把 握 方 法
1 避難所に受入れされた者	各避難所長からの報告
2 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊 半焼、床上浸水等のため炊事の方途のない者	調査部、調査班の報告
3 床上浸水以上の被害を受け、一時縁故 先へ退避する必要のある者で食料品をそ う失し、持ち合わせのない者	本人又は関係者の申し出
4 床下浸水ではあるが、自宅において自 炊不可能な者	
5 救助作業、急迫した災害の防止及び緊 急復旧作業に従事する者	所轄部長からの報告
6 その他本部長が必要と認めた者	所轄部長又は関係者の報告

(ク) 災害応急対策従事者（小災害を除く）の範囲は、消防団員並びに現地における協力者とし、その炊き出しについては次により行う。

a 現地における責任者が電話等により炊き出しを必要とする理由、炊き出し人員と炊き出し量、主食、副食等の現地調達の可否、炊き出し場所を所轄部長宛連絡するとともに本部長の指示を得て実施する。

(ケ) 炊き出し所の管理運営は次により行う。

炊き出し所の編成表（100人単位）

区 分	定 員		任 務
責任者	1 人		1 炊き出し所全員の管理運営 2 炊き出し所員の指揮命令 3 本部との連絡事項
補助者	2	1	1 責任者を補助し庶務を担当する 2 責任者不在のときはその任務を代行する
		1	1 責任者を補佐し、炊き出しを担当する
庶務係	3		1 炊き出し器具に関する事項 2 主食、副食、燃料等の調達に関する事項 3 炊き出し配分計画について 4 食料供給諸調書の作成事項 5 その他庶務的事項
炊き出し係	15		1 主食の炊き出し配分及び食品の給与事項（炊き出し場所の選定、炊き出し、塩むすびの作成、包装、被災者への配分）

第3章 第14節 食料品等の調達供給活動

(コ) 炊き出し所における配分基準、費用基準及び配分方法は次により行う。

区 分	配 分 基 準	費 用 基 準	配 分 方 法
ア 避難所受入れ者及び床上浸水以上で炊き出しの方途のない者	1人1食塩むすび2個（1個当たり1.3dℓ）副食（佃煮、梅漬け）薄板包を基準として配分する。	災害救助法による救助実施要領の基準参照	最寄りの炊き出し所で給与することを原則とし避難所が遠隔地の場合は炊き出し班員が該当地へ配達する。
イ 床上浸水以上で一時遠方縁故先に退避するもので食料品をそう失した者	パン、乾めん等現物を支給することができる	同 上	最寄りの炊き出し所で給与する
ウ 床下浸水以上で一時遠方縁故先に退避するもので食料品をそう失した者	イと同様	同 上	同 上
エ 災害応急対策従事者（消防団員等）	アに準じる	アに準じる。実情に応じ増減できる	災害復旧作業現地付近の炊き出し場で給与する

(サ) 炊き出しについては、原則として作業員の雇用は行わず、こども部救助班、日赤奉仕団員が中心となり、町会役員等の協力により実施する。ただし、孤立した地域への食料供給については必要に応じて労務供給計画に基づき、建設部長に要請する。

(シ) 炊き出しその他による食料品等の給与を実施するための費用の基準は次のとおりとする。

区 分	内 容	費 用
食料費	主食・副食・燃料費・雑費（器物の使用謝金・消耗品の購入費）	当該地域の通常の経費
輸送費	運送費（運賃）・借上料・燃料・消耗機材・修繕費	
作業員賃金	孤立した地域への食料供給	

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 日本赤十字社長野県支部

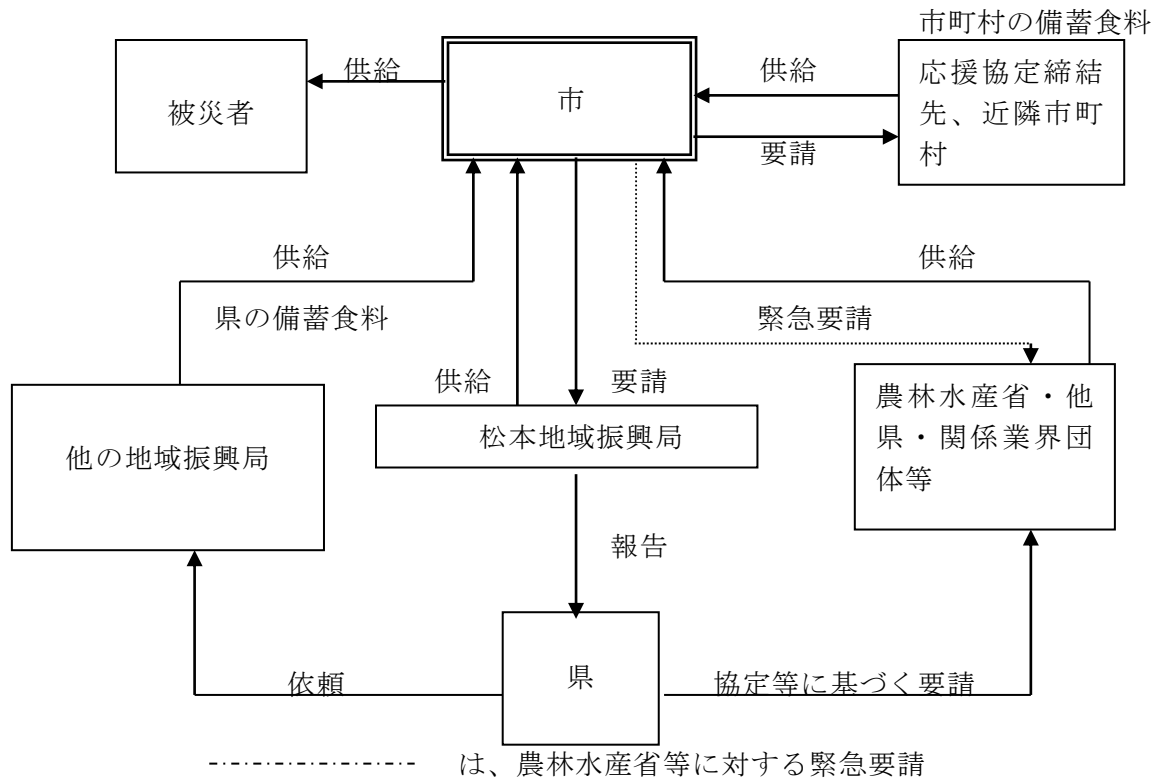
災害対策本部並びに市日赤地区・分区と連携をとり、赤十字防災ボランティアの労力を提供し炊き出し等、被災者援護に協力する。

(イ) 市災害対策本部長と連携をとり、給食施設の開放等被災者援護に協力するものとする。

ウ 【市民が実施する対策】

市民は、手持ちの食料を融通しあう等、状況に応じた行動を行うよう努めるものとする。

＜食料の調達供給に関する系統図＞



第15節 飲料水の調達供給活動

第1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁や自己水源の稼働により確保された配水池の貯留水、プールへろ水器を搬入して確保された水並びにボトルウォーターの備蓄等により行うこととし、市で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達することを長野県の基本方針としている。

本市では、飲料水の供給は重要給水施設を優先的に行い、被災規模により単独での応急給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設等災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。

第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の確保を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水活動を行うとともに、速やかな水源施設等の応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第3 活動の内容

1 飲料水の確保

(1) 基本方針

飲料水は、緊急遮断弁や水源施設が整備された給水供給拠点及びボトルウォーターの備蓄等にて確保する。

被災地で飲料水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他市町村からの応援給水により調達する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（上下水道局）

(ア) 水道施設の被害調査及び飲料水等の確保

水道施設の被害状況、自己水源の使用可否及び配水地の貯水状況等を調査し、被災市民並びに緊急医療及び給食活動等への飲料水等の確保を図る。

(イ) 水源施設応急復旧

飲料水等確保の状況に応じ、停電時の自家用発電機調達及び設備の簡易な修繕を迅速に行う。

(ウ) 応急給水活動の応援要請

水源施設の被害が大きく、飲料水等の確保が困難であると判断された場合は、他市町村に応援を要請する。

(エ) 飲料水等確保の状況に応じ、県へボトルウォーターの供給を要請する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 被害状況、飲料水・給水用具の確保状況等の情報収集を行う。（環境部）

(イ) 被災の状況により、相互応援要綱等による調整及び必要に応じ国、他都道府県及び県内の他の事業者への応援要請を行う。（環境部）

(ウ) 松本地域振興局所長は災害発生時に、市からボトルウォーターの供給について要請があった場合、松本地域振興局のボトルウォーターの供給を行うとともに、供給数量を危機管理部長あてに報告する。

なお、市からの要請量が松本地域振興局の備蓄量を上回る場合は、松本地域振興局長は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地域

振興局にボトルウォーターの供給を依頼する。(危機管理部)

- (エ) サントリービバレッジサービス株式会社との協定に基づきボトルウォーターの供給を要請する。(危機管理部)

ウ 【水道事業者等が実施する対策】

(ア) 県企業局が実施する対策

- a 浄水場や配水池の点検を実施し、飲料水の調達が可能か判断する。
- b 「安心の蛇口」設置箇所では、組立式応急給水栓により、飲料水の調達が可能か確認する。
- c 非常用水源井戸により飲料水の調達を行う。
- d 給水袋等給水資材の備蓄場所・数量の確認を行う。
- e ボトルウォーター「川中島の水」・「千曲川の水」の備蓄場所・数量の確認を行う。

エ 【市民が実施する対策】

ポリタンク等給水用具の確保を行う。

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

飲料水の供給は、被災市民並びに重要給水施設へ直接又は給水車等の供給方法により実施する。

また、水道事業者は、水道施設の応急復旧作業を速やかに行い、給水機能の回復に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（上下水道局）

(ア) 被災市民への飲料水等の供給を速やかに開始する。

- a 断水地域の把握等、情報の収集を行う。
- b 出動体制、給水拠点の確保を行う。
- c 応急給水用資機材の確保を行う。
- d 被災者に対し、1人一日3リットルの飲料水を供給する。
- e 飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限を供給する。
- f 市民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。
- g 復旧作業にあたり、指定給水装置工事業者等との調整を行う。

(イ) 緊急医療及び給食活動等への飲料水等の供給を速やかに開始する。

(ウ) 応急給水活動の応援要請

被災市民が著しく多く、独自の体制のみでは応急給水活動が困難であると判断された場合は、速やかに他市町村に応援を要請する。

イ 【県が実施する対策】（環境部）

(ア) 断水地域の把握等、情報の収集・提供を行う。

(イ) 感染症の発生を未然に防止するため、飲料水の供給について市に指導する。

(ウ) 相互応援要綱等による連絡調整を行うほか、他都道府県からの応援が必要な場合は、（公社）日本水道協会に要請を行う。

ウ 【水道事業者等が実施する対策】

(ア) 県企業局が実施する対策

- a 断水地域の把握等、情報の収集を行う。
- b 管路の点検を行い、優先して重要給水施設へ飲料水を供給する。

第3章 第15節 飲料水の調達供給活動

- c 給水車により、市町村が設置した飲料水供給場所へ飲料水を供給する。
 - d 「安心の蛇口」設置個所では、組立式応急給水栓による、飲料水の供給に協力する。
 - e ボトルウォーター「川中島の水」・「千曲川の水」や給水袋等の給水資材を、市が設置した飲料水供給場所へ供給・配布する活動を市町村と協力して行う。
 - f 市が行う飲料水の供給作業への協力を行う。
 - g 給水車の出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
 - h 給水区域の市町村と締結した災害協定に基づき、次の取り組みを行う。
 - (a) 被災状況、断水状況、復旧見通し等を市町村へ連絡をする等情報共有を図る。
 - (b) 市の応急対策方針を踏まえて、市と連携して応急給水を行う。
 - (c) 応急給水活動で水を補給する施設及び設備（配水池、予備水源、安心の蛇口等）を市と相互利用する。
 - (d) 市と協力して、住民に対し飲料水の供給等に関する広報活動を行う。
- エ 【市民が実施する対策】
- 町会を中心とした応急給水受入れ体制に基づき、飲料水等を受け入れる。

第16節 生活必需品の調達供給活動

第1 基本方針

災害発生後、市民の避難施設等での生活必需品については、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況等必要に応じて、長野県へ生活必需品の調達・供給を要請し、受入・集積・配送等必要な体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、迅速に生活必需品の調達・供給を行い、市で調達できないものについては県への協力を要請する。
- 2 県においては、要請された生活必需品の調達・供給の迅速な対応を行う。

第3 活動の内容

1 生活必需品の調達

(1) 基本方針

被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、県及び関係機関と連携して必要な物資の調達・確保に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（産業振興部、危機管理部、こども部）

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、松本ハイランド農業協同組合、生活協同組合コープながの、あづみ農業協同組合、株式会社デリシア、イオンリテール株式会社、イオンビック株式会社及び全国公設地方卸売市場協議会会員市の応援協定締結先や相互応援協定等を締結している姉妹都市等と連携して必要な物資の効率的な調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者については、介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達・確保に十分配慮する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、企画振興部、産業労働部、農政部）

市からの要請に備え、県内流通業者、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会等の協定先に、発災後適切な時期に調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認し、市から要請のあった場合、生活必需品の調達を図る。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者については、介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達・確保に十分配慮する。

2 生活必需品の供給

(1) 基本方針

県、市及び関係機関は、調達・確保した生活必需品等を、町会及びNPO・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分配慮す

るものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（産業振興部、危機管理部、こども部）

(ア) 救助物資配分計画表の作成

配分する救助物資については、財政部調査班で把握した被災者により、世帯構成員別被害状況表（様式編 災害救助法関連様式 様式6号-2）及び物資購入（配分）計画表（様式編 災害救助法関連様式 様式6号-3）を作成し実施の適正を図る。

なお、物資購入（配分）計画表の限度額は、それぞれの物資の購入価格によるものとし、「災害救助法による救助実施要領の基準」に定める費用の限度額の範囲で行う。

(イ) 配分方法

物資購入（配分）計画表に基づき調達された物資は、各世帯別に包装（世帯主氏名記入）、町会別に分類しこども部が中心となり、町会役員の協力を得て、当該町会（町会長宅又は町会が指定する場所）へ配分するものとし、避難所の避難者に対しては、健康福祉部救助班が該当地へ配分する。

なお、町会並びに避難所への配分にあたっては、それぞれの責任者に交付する。

(ウ) 配分期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、物資の調達が困難な場合等、期間後も継続する必要がある場合は本部長が別に定める。また、災害救助法が適用された場合は、同法に基づき県本部に期間延長について次の事項を電話で連絡し、後日正式に書面で申請する。

（申請事項）

- a 延長の期間
- b 延長する期間
- c 延長する理由
- d その他（延長を要する地域ごとの人員）

(エ) 生活必需品の輸送方法

緊急時における輸送体制は第2章第8節「緊急輸送計画」による。

(オ) 作業員雇用方法

生活必需品の整理、輸送及び配分はこども部救助班、赤十字奉仕団員が中心となり町会、自主防災会等の協力により実施するが、労力に不足を生じた場合は、労務供給計画に基づき、作業員の雇用について建設部長に申請する。

(カ) 生活必需品集積場の管理運営は次により行う。

集積場の構成表

(100世帯単位)

区 分	定 員		任 務
責任者	1 人		1 物資集積場全体の管理運営 2 集積場員の指揮、命令 3 本部との連絡事項
補助者	2	1	1 責任者を補佐し、庶務を担当する。 2 責任者不在のときは、その任務を代行する。
		1	1 責任者を補佐し、配分事項を担当する。
庶務係	3		1 調達数量並びに配分計画についての事項 2 調達配分に関する事項 3 物資の保管に関する事項 4 その他庶務的事項
配分係	2 5		1 調達物資の整理並びに配分事項 (集積、世帯別包装、各町会、避難所責任者への配分)

(参考)

救助法関係様式及び報告先

様 式	様式号	担当部	報告先	備 考
救助日報	5 号	こども部 (指揮本部経由)	県地方部	
救助の種目別物資 受払状況	6 号	〃	〃	
物資の給与状況	1 1 号	〃	〃	
世帯構成員別被害 状況	6 号－2	〃	〃	市こども部保管
物資購入(配分) 計画表	6 号－3	〃	〃	〃
救助用物資引継書 類	※その他 様式 1 5 号	〃	〃	〃
物資給与及び受領 簿	※その他 様式 1 6 号	〃	〃	〃

イ 【県が実施する対策】(危機管理部、企画振興部、産業労働部、農政部)
市の要請に基づき、迅速に供給する。

輸送の方法については、本章第10節「緊急輸送活動」によるものとする。

ウ 【関係機関が実施する対策】(日本赤十字社長野県支部松本地区)

日本赤十字社長野県支部松本地区は、災害対策本部と連携をとり、赤十字防災ボランティアの労力を提供し、生活必需品の供給に協力する。

第17節 保健衛生、感染症予防活動

第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的に、保健医療調整本部において、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の指導を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所等における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生監視員による食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時には、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。
また、感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。

第3 活動の内容

1 保健衛生活動

(1) 基本方針

避難所等に保健師、管理栄養士及び歯科衛生士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、必要に応じ心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣調整を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、環境エネルギー部）

(ア) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するものとする。

(イ) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談を行うものとする。

(ウ) 要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。

(エ) 保健師及び管理栄養士等が、当該地域の避難所等を巡回して避難住民等の健康相談及び栄養指導を行う。また、避難所の保健衛生管理、感染症及び食中毒の防止に努める。

(オ) 医師による健康診断等

医療機関や交通手段が復旧しない等の場合、必要に応じて松本市医師会に依頼して、集団による健康診断、治療及び予防接種を行う。この場合の費用については、救護の費用基準に準ずる。

(カ) 安全かつ確実な食料の提供のために、以下の対策を行う。

a 被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ栄養指導を行う。

b 炊き出しによる現場給食の栄養指導・食品衛生指導を行う。

c 給与食品（救護食品を含む）の栄養管理等の指導、保管場所、保管方

第3章 第17節 保健衛生、感染症予防活動

法及び運搬方法の衛生指導を行う。

- d 必要に応じ給与食品（救護食品を含む）の検査を行い、不良食品の排除に努める。
- e 災害発生の季節・気象状況に的確に対応した食品衛生指導を行う。
- f 食品関係営業施設における被害食品の状況に応じ、食品衛生上の危害防止のため必要な措置を講ずる。

イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）

- (ア) 被災者の健康管理のため、市と連携して現地での健康相談等を行うとともに、感染症の予防措置等保健衛生面での指導等を行い、避難所における健康意識の向上に努める。
- (イ) 被災による精神的ショックや避難生活の長期化による精神的ストレス等に対応するため、市や医療関係者と連携し、必要に応じ関係機関に、精神科医師等の専門職員から成る災害派遣精神医療チーム（D P A T）又は心のケアチームの派遣を要請するとともに、災害の規模、被災者の状況等に応じ、国（D P A T事務局）に対して他都道府県の災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣調整を要請する。
- (ウ) 市と連携して要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。

ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。
- (イ) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努める。
- (ウ) 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導・炊き出し等を行うよう努める。
- (エ) 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておく。

エ 【市民が実施する対策】

- (ア) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。
- (イ) 市民相互の助け合いを大切に、自らもボランティアとしての活動を行う。

2 感染症予防対策

(1) 基本方針

感染症予防対策の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、関係機関との連携のもとに衛生指導などを行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供等必要な措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、環境エネルギー部）

- (ア) 感染症発生の予防のため、保健医療調整本部において、速やかな感染症対策活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。
- (イ) 感染症の発生を未然に防止するため、関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じる。

第3章 第17節 保健衛生、感染症予防活動

また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

- (ウ) 災害発生時は、感染症対策活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。
 - (エ) 避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
 - (オ) 関係団体の協力を得て、被害状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、知事へ報告する。
 - (カ) 感染症対策活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ知事に提出する。
 - (キ) 災害感染症対策活動終了後、災害に要した経費を他の感染症対策活動に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、知事に提出する。
- イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）
- (ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応する。
 - (イ) 災害時に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（含点検）、機材の確保を図り、被災時は機材の適切な導入について関係機関に対し指示を行う。
 - (ウ) 災害時の感染症発生予防のため、平時から広報活動を実施し、予防教育を行うとともに、被災時は感染症に関する情報提供を行う。
 - (エ) 実状に即応した迅速な感染症予防活動を実施及び指導するため、災害発生後直ちに現地調査を行い、被害が甚大な場合は、職員を現地に派遣し適切な指導に当たる。
 - (オ) 感染症の発生予防やまん延防止のため、市の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康調査、健康診断等の感染症予防活動や適切な医療提供をするとともに、市へ、消毒やねずみ族、昆虫等の駆除及び予防接種法に基づく臨時予防接種の実施について指示する。
なお、市が感染症予防活動及び消毒その他の措置を行う場合は、市の要請に基づき、必要に応じて支援する。
 - (カ) 状況把握及び今後の対策のため、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、災害防疫実施要綱に基づき国へ報告する。
 - (キ) 感染症予防活動完了後は、市からの災害防疫完了報告書を取りまとめ国へ報告する。
 - (ク) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、市の報告額を審査した後国へ提出する。
 - (ケ) 被害が広範囲にわたり、他都道府県からの感染症予防対策に関する応援が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、

第3章 第17節 保健衛生、感染症予防活動

広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ都道府県への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。

ウ 【市民が実施する対策】

市が行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。

また、避難所においては、市の指導のもと施設管理者が中心となり、衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

第18節 遺体の搜索及び対策等の活動

第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、市が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の搜索及び検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な遺体対策を施す。

第3 活動の内容

1 遺体の搜索及び対応

(1) 基本方針

ア 遺体の搜索は、市が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。

イ 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な対応を行う。

ウ 多数遺体の検視については、発見地を管轄する警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。

エ 検視場所、遺体安置場所等を予め定めておくとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（環境エネルギー部、広域消防局）

(ア) 消防機関等は、警察等関係機関と協力して遺体搜索の協力をする。

(イ) 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。
また、収容に必要な機材を確保する。

(ウ) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。

(エ) 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。

(オ) 外国人遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。

(カ) 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。

(キ) 遺体の運搬、棺及び火葬場の不足等遺体の対策に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

(ア) 被害が広範囲にわたり、遺体の搜索、検視及び火葬等に関する他都道府県からの応援が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ他

第3章 第18節 遺体の捜索及び対策等の活動

都道府県等への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。

- (イ) 知事は、市長から遺体運搬車の応援に関して要請をされ、かつ必要があると認められるときは、速やかに（公社）長野県トラック協会長に応援要請をする。
- (ロ) 知事は、市町村長から、棺及び火葬場の不足等遺体対策に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、「長野県広域火葬計画」に基づき、他の市町村との連絡調整、他都道府県等への応援要請を行う。
- (エ) 知事は、市長から遺体運搬車の応援に関して要請をされ、かつ必要があると認められるときは、速やかに（社）長野県トラック協会長に応援要請をする。
- (オ) 知事は、市長から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の運送等に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、信州葬祭業協同組合若しくは全日本葬祭業協同組合連合会に、「災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の運送等の協力に関する協定」に基づき応援を要請する。
- (カ) 遺体の捜索、輸送、収容、埋・火葬等について必要な基準を設けるとともに、市町村の活動の支援を行う。
- (キ) 検視（検案）における事前準備を以下のとおり行い、被災時は、関係機関に対する適切な指示を行う。
 - a 市、医療機関等関係機関との連携を行う。
 - b 検視場所、遺体安置場所等施設の把握、確保を行う。
 - c 医療機関との連携、検案医師、歯科医師等との協力体制を確保する。
 - d 葬儀業者、遺体安置機材等取扱業者の把握、確保を行う。
 - e 検視に使用する装備資機材の整備を行う。
 - f 多数死体検視要領を策定し、体制の確立と教養訓練を実施する。
- (ク) 検視実施要領を以下のとおりとする。
 - a 多数遺体の検視に当たっては、一般の遺体観察と同様適正な遺体観察を行う。
 - b 検視は受付順に行い、発見から遺体の引渡しまで、一連の流れがわかる死体発見表を貼付する。
 - c 検視は迅速に行い、身元が明らかで引取人があるときは、速やかに引き渡す。
 - d すべての遺体について写真撮影を行い、必要に応じて指紋、歯型、血液型資料を採取し、身体特徴、着衣、所持品等詳細な記録を行う等、身元確認資料の収集に万全を期す。
- (ケ) 身元確認・遺体の引渡しについては以下のとおりとする。
 - a 身元の確認は、遺族等関係者複数に確認させるほか、可能な限り指紋、歯型等による確認を行い、誤りのないよう慎重を期す。
 - b 本籍地の不明の遺体は、死体取扱規則第9条に基づき、遅滞なく市長にその所持品等とともに引き渡す。この場合においては、死亡報告書に死体見分調書（多数死体見分調書）を添えて行い、遺体及び金品引取書を徴しておく。
 - c 行方不明者に関する相談窓口を設け、行方不明者の特徴を把握して、身元確認に最大限の努力をする。
- (コ) 外国籍県民等遺体の措置については、以下のとおりとする。
 - a 所轄警察署長は、死者が外国籍県民等であることが判明したときは、

第3章 第18節 遺体の搜索及び対策等の活動

死体取扱規則第4条第2項の規定に基づき、遅滞なくその旨を領事機関に通報する。

- b 遺体の引渡しを受ける遺族等が日本にいない場合は、遅滞なく市長にその所持品等とともに引き渡す。

ウ 【関係機関が実施する対策】

日本赤十字社松本支所、（一社）市医師会、（一社）市歯科医師会、災害拠点病院等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検視等の対応を行う。

（参考）

組 織	所 在	電 話	備 考
臨床法医病理会	長野市、長野県 医師会内	0 2 6 - 2 2 6 - 3 1 9 1	松本市医師会経 由
警察協力歯科医師会	長野市、長野県 歯科医師会内	0 2 6 - 2 2 7 - 5 7 1 1	松本市歯科医師 会経由
松本市医師会	松本市城西 2 - 5 - 5	3 2 - 1 6 3 1	
松本市歯科医師会	松本市深志 2 - 3 - 2 1	3 3 - 2 3 5 4	

第19節 廃棄物の処理活動

第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、市民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。被災地におけるごみ・し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援により処理を行うものとする。

第2 主な活動

- 1 ごみ・し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は、広域応援による処理を図る。

第3 活動の内容

1 ごみ・し尿処理対策

(1) 基本方針

市は、被災地における生活衛生を確保するため、迅速な廃棄物の処理活動を行い、県は主として、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等の把握のための活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（環境エネルギー部）

- (ア) 「松本市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理方針や具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、対応業務に当たる。
- (イ) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告するものとする。
- (ウ) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて、廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- (エ) 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じる。
- (オ) 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。
- (カ) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに仮置場を設け、住民へ周知する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。
- (キ) 収集にあたっては、再生利用等によるごみの減量を図るため、被災状況に応じ、できる限り平時の分別区分による収集に努める。
- (ク) 被災地の災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の現状復旧に要した経費について、国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに松本地域振興局へ報告する。
- (ケ) 仮設トイレの設置が必要と認められた場合は、長野県建設機械リース業協会との「災害時における災害応急資機材のリースに関する協定」に基づき、協力要請を行う。

イ 【県が実施する対策】（環境部）

- (ア) 災害発生後、地域振興局を通じて速やかに被災地における災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握のための活動を行う。
(環境部)

- (イ) 市から、ごみ、し尿の処理に必要な処理業者の手配について要請を受けた場合は、社団法人長野県産業廃棄物協会、長野県環境整備事業協同組合との協定に基づき、両団体に対し協力要請を行う。(環境部)
- (ウ) 市町村から仮設トイレの設置について要請を受けた場合や、設置が必要と認められた場合は、(一社)日本建設機械レンタル協会長野支部との「災害時における災害応急資機材のリースに関する協定」に基づき、協力要請を行う。(危機管理部)

ウ 【市民が実施する対策】

- (ア) 市民は、災害により発生したごみを市が指定した場所に搬入する。
- (イ) 搬入にあたっては、分別区分等市が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力する。
- (ウ) 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の不適切な処理をせず、廃棄物の円滑な処理に協力する。

2 廃棄物処理の応援体制

(1) 基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況により、市のみでは廃棄物処理が困難と認められるときは、広域的な支援要請を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】 (環境エネルギー部)

収集・処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づき、県を通じて広域支援要請を行うとともに、応援協定に基づき締結先市町村等から応援を求める。

また、県に対して地方自治法第252条の14に基づく事務委託の要請を行うとともに、廃棄物処理特例地域に指定された場合には、国への処理要請を求める。

イ 【県が実施する対策】 (企画振興部)

市の広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により市、近隣市町村のみでは、廃棄物処理が困難と認められるときは、他の都県等に対して支援を要請する。

第20節 社会秩序の維持、物価安定に関する活動

第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第3 活動の内容

1 社会秩序の維持

(1) 基本方針

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（住民自治局、危機管理部）

（ア） 広報啓発活動の推進

（イ） 防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安定に関する情報提供等の実施

イ 【県が実施する対策】（警察本部）

（ア） 災害に便乗した窃盗事犯の取締り

（イ） 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り

（ウ） 災害に便乗した産業廃棄物の不法処分事犯の取締り

（エ） 災害に便乗したサイバー攻撃に関する情報収集・分析・取締り

（オ） 広報啓発活動の推進

（カ） 防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施

2 物価安定、物資の安定供給

(1) 基本方針

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活必需品等の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等が起こるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（産業振興部）

（ア） 買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。

（イ） 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。

第3章 第20節 社会秩序の維持、物価安定に関する活動

- (ウ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活品の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (エ) 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (オ) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

イ 【県が実施する対策】（企画振興部）

- (ア) 物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活必需品等の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等を防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (イ) 調査結果を基に関係機関で対応を協議し輸送ルート確保等在庫不足等の早期解消に向け必要な措置を講じる。
- (ウ) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (エ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について、必要な情報を提供する。
- (オ) 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

ウ 【企業等が実施する対策】

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

エ 【市民が実施する対策】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第21節 危険物施設等応急活動

第1 基本方針

大規模災害等発生時において、危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設においては、災害発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害及び公害の未然防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

第2 主な活動

- 1 危険物施設における、PRTR対象物質などの危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 2 火薬類施設における、火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 3 高圧ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに拡大防止のための応急対策の実施
- 4 液化石油ガス施設による、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策の実施
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 6 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

第3 活動の内容

1 共通事項

(1) 基本方針

災害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

ア 【県、市及び広域消防局が実施する主な対策】

- (ア) 災害発生時等における連絡（県、健康福祉部、広域消防局）
危険物施設等において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。
- (イ) 漏洩量等の把握（県、健康福祉部）
関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努める。
- (ウ) 危険物施設等の管理者等に対する指導（県、健康福祉部、広域消防局）
危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。
- (エ) 周辺住民への広報の実施（健康福祉部、広域消防局）

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保するものとする。

(オ) 避難誘導の実施（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

(カ) 環境汚染状況の把握（県、健康福祉部、広域消防局）

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

(キ) 人員、機材等の応援要請（県、健康福祉部）

必要に応じて、他の都道府県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

イ 【危険物施設等管理者が実施する主な対策】

(ア) 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置を講ずるものとする。

(イ) 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡するものとする。

2 危険物施設応急対策

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（健康福祉部、広域消防局）

危険物施設の被害状況に関する情報収集に努め、火災、爆発、流出及びそのおそれがあるときは、直ちに広域消防局に通報する。

イ 【県が実施する対策】（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

ウ 【広域消防局が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、製造所等の使用の一部停止等を命ずる。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の所有者等に対する指導

危険物施設の危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の所有者等に対して指導する。

エ 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急使用禁止等

第3章 第21節 危険物施設等応急活動

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握に努める。

(ロ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに市、警察等関係機関に通報する。

(オ) 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱い事業所に応援を要請する。

(カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 火薬類等災害応急対策

(1) 基本方針

火薬類取扱施設は、地震により発生する直接的な被害より、むしろ地震火災による火薬類の誘導あるいは火薬庫の倒壊等による火薬類の盗難・紛失などの二次災害の危険性が高い。

このため、地震災害等において被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

(2) 実施計画

ア 【広域消防局が実施する対策】

関係機関と連携協力し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入りを禁止する。また、移動可能な火薬類の他施設への移動について、火薬類施設管理者に対し要請する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 産業労働部が実施する対策

火薬類取扱施設の管理者等に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

a 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す場合には、見張り人を付け、関係者以外の者が近づけないようにすること。

b 搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めること。

第3章 第21節 危険物施設等応急活動

- c 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあつては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は、総て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させること。

(4) 警察本部が実施する対策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。

4 高圧ガス施設応急対策

(1) 基本方針

高圧ガス製造施設等については、地震等における火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

地震等による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

また、高圧ガス製造施設等が使用不能となった場合は、被災地域外の系列（関連）事業者からガス種別ごとに供給を受けることになっている。

事業者間をわたる協力（供給）体制が取れるよう長野県高圧ガス団体協議会が中心となり、その対策を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（危機管理部、広域消防局）

- (ア) 警察及び消防機関に直ちにその旨を通報すること。
- (イ) 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、初期消火に努める。
- (ウ) 災害時にはその状況に応じ、従業員、周辺住民に対して火気の手扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向を考慮し、人命の安全を図る。
- (エ) 状況に応じ、地域防災協議会の指定した防災事業所（資料編、資料19参照）に応援要請をする。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 産業労働部が実施する計画

- a 高圧ガス関係事業所に対し、次の応急対策の確立について指導徹底を図る。

- (a) 施設の保安管理者は、高圧ガス取締法に基づく応急の措置をとるとともに、警察及び消防機関に直ちにその旨を通報すること。
- (b) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとること。
- (c) 製造作業を実施し、設備内のガスを安全な場所に移し、また放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させること。
- (d) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移すこと。
- (e) 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、火災の防止の初期消火に努めること。

第3章 第21節 危険物施設等応急活動

(f) 災害時には、その状況に応じ、従業員、周辺住民にたいして火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向を考慮し、人命の安全を図ること。

(g) 状況に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。（資料編、資料19参照）

b 高圧ガス運送者に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

(a) 状況に応じ、車両を安全な場所に移動させるとともに、付近の火気を管理すること。

(b) 輸送している容器が危険な状態になったときには、付近の人を安全な場所へ退避させること。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させること。

(c) 長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。（長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所：資料編、資料19参照）

(イ) 警察本部が実施する対策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入を禁止する。

また、移動可能な容器等を他の施設に移動するよう、関係者等に要請する。

ウ 【広域消防局が実施する対策】

(ア) 災害発生地を管轄する署所及び消防局担当者は、災害規模が大きく、被害が発生すると思われる場合は、現場指揮本部を設置する。

(イ) 関係者等よりの情報収集により、災害規模並びに被害状況を把握し、現場指揮者は消防活動方針を決定する。

(ウ) 火災警報区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制或いは禁止をさせ、住民・車両等の立入制限を実施する。

5 液化石油ガス施設応急対策

(1) 基本方針

地震発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、（一社）長野県LPGガス協会に要請されているが、大規模地震発生時においては他地区からの応援体制、冬期（特に積雪時）の特別体制等、より効果的な体制で活動する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】

（危機管理部、産業振興部、広域消防局）

(ア) 災害後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について、県を経由して長野県エルピーガス協会に依頼する。

(イ) 被災家庭、避難場所等に対する、迅速な設備の復旧及び臨時供給について関係機関に依頼する。

(ウ) 避難場所等で使用するコンロ、ボンベ等の確保に努める。

(エ) 仮設住宅等の臨時供給体制を確保する。

イ 【県が実施する対策】（産業労働部）

(ア) 液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施（特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は

第3章 第21節 危険物施設等応急活動

最優先で実施）と、冬期（特に積雪期）の困難な条件に対応できる特別体制の実施について、（一社）長野県LPGガス協会に要請する。

- (イ) 延焼等のおそれのある液化石油ガス設備については、消防署等の指導のもとで、容器の回収に努めるよう、（一社）長野県LPGガス協会に要請する。
- (ロ) 地震後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、（一社）長野県LPGガス協会に要請する。
- (ハ) 必要に応じて、県外からの液化石油ガス等の緊急輸送について手配するとともに、受入窓口となるよう、（一社）長野県LPGガス協会に要請する。
- (ニ) 被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、（一社）長野県LPGガス協会に要請する。
- (ホ) 避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について、（一社）長野県LPGガス協会に要請するとともに、地域振興局・市を通じて量販店等の在庫を確認し、確保に努める。
- (ヘ) 仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他支部及び他県の応援を含めた対応を、（一社）長野県LPGガス協会に要請する。
- (ロ) 救援活動により持ち込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、（一社）長野県LPGガス協会に要請するとともに、消費者広報に努める。

ウ 【広域消防局が実施する対策】

- (ア) 延焼の恐れがある液化石油ガス一般消費設備について、容器の回収等に努めるよう、住民、関係機関に指導する。
- (イ) 火災警報区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制或いは禁止をさせ、住民・車両等の立入り制限を実施する。
- (ロ) 臨時的、仮設的供給施設等の火災予防広報及び指導を徹底する。

6 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

(1) 基本方針

毒物及び劇物を取扱う者は、毒劇物等保管貯蔵施設等が地震等により被害を受け、毒劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を保健所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】

（危機管理部、健康福祉部、上下水道局、広域消防局）

- (ア) 飛散し、漏れ、流出、染みだし又は地下に浸透した毒劇物等の種類数量等を確認する。
- (イ) 毒劇物等による汚染区域の拡大防止措置、危険区域の設定及び立入禁止、避難誘導等の措置を行う。
- (ロ) 周辺住民に緊急避難、広報活動を行う。
- (ハ) 飲料水汚染のある場合は、下流の水道取水地区担当機関、水道利用者及び井戸水使用者等への通報を行う。

第3章 第21節 危険物施設等応急活動

- (オ) 事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行うために、必要とする処理剤を県に要請する。
- (カ) 風向を考慮し消防警戒区域及び毒劇物等危険区域を設定し、必要により住民・車両等の立入り制限或いは避難について指導する。
- イ 【県が実施する対策】
 - (ア) 飛散し、漏れ、流れ出、又は地下に浸透した毒物・劇物の種類、量等を確認する。（健康福祉部）
 - (イ) 警察署、消防機関と連携して、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止に必要な措置、危険区域の設定、立入禁止の措置及び中毒防止方法の広報を行う。（健康福祉部）
 - (ウ) 飲料水汚染のおそれがある場合、市町村等へ連絡する。（環境部）
 - (エ) 中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。（健康福祉部）
 - (オ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。（警察本部）
- ウ 【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】
 - (ア) 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。
 - (イ) 毒劇物等の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

7 放射性物質使用施設応急対策

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】

（危機管理部、健康福祉部、広域消防局）

- (ア) 汚染のおそれのある区域住民の避難、誘導並びに立入禁止措置を実施する。
- (イ) 緊急避難場所等の広報活動を実施する。
- (ウ) 放射性物質の汚染範囲等の特定のため測定を実施する。

イ 【県が実施する対策】（警察本部）

関係機関と連携し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、立入止区域を設定し、人、車両の立入を禁止する。

ウ 【広域消防局が実施する対策】

放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼のおそれがある場合は関係機関、放射線同位元素使用者等と連携し、放射線測定器、放射線防護服等を装備し、人命救助、消火又は延焼防止活動を行う。

エ 【放射線同位元素使用者が実施する対策】

放射線同位元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施する。

- (ア) 放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、人命救助、消火又は延焼の防止に努め施設従業員等の避難誘導するとともに、直ちに消防機関等に通報する。

第3章 第21節 危険物施設等応急活動

- (イ) 放射線障害の危険のある地域（放射線量1ミリシーベルト毎時を越えるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいるものに避難するよう警告する。
- (ウ) 放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとる。
- (エ) 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。
- (オ) 放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周辺には、ロープ等による明示、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入を禁止する。
- (カ) 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行う。

8 石綿使用建築物等応急対策

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て実施し、周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】

ア 被災建築物に関する情報を把握し、石綿が使用されている可能性のある建築物等を対象に、石綿露出状況調査の実施地域を選定する。

（建設部、環境エネルギー部）

イ 災害時の応援協定に基づき、協定締結団体に対し調査に要する技術者の派遣を要請する。

（環境エネルギー部）

ウ 派遣可能となった技術者の人数と日数から、調査を実施する建築物等を決定して、被災建築物の石綿露出状況を調査する。

（建設部、環境エネルギー部）

エ 調査の結果、石綿の露出や飛散のおそれがある状況が確認された場合は、建築物等の所有者又は管理者に、該当建築物への立入制限や飛散防止対策等の応急措置を要請する。

（建設部、環境エネルギー部）

オ 所有者等による応急措置が困難な場合は、所有者等からの依頼を得て、市町村との連携により、対象建物周辺の立入制限措置等の応急措置を実施する。

（建設部、環境エネルギー部）

カ 損壊した建築物の周囲など粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。

（環境エネルギー部）

キ 必要に応じてアスベストが飛散している恐れのある場所について大気中のアスベスト調査を実施し、周辺住民等に対し情報提供を行う。

（環境エネルギー部）

ク 環境省が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の徹底を事業者に対し指導を行う。

（環境エネルギー部）

第22節 電気施設応急活動

第1 基本方針

電気は、欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- 早期復旧による迅速な供給再開
- 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点に応急対策を推進する。

第2 主な活動

- 1 職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧体制を確立する。
- 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努める。

第3 活動の内容

1 応急復旧体制の確立

(1) 基本方針

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連会社との連携により、早期復旧体制を確立する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】（電気事業者）

ア 電力関係各社が実施する対策

- (ア) 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行う。
- (イ) 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。
- (ウ) 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立する。

イ 県企業局が実施する対策

- (ア) 計画に基づいて職員を招集し、直ちに臨時点検を実施して被害状況と安全性を確認する。
- (イ) 供給先の電力会社と連携し、復旧体制を確立する。

2 迅速な応急復旧活動

(1) 基本方針

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、総務部）

電気事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続きを早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して、他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事が輻輳しないよう調整する。

イ 【関係機関が実施する対策】（電気事業者）

(ア) 電力会社が実施する対策

- a 市、県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の

高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。

- b 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達する。
- c 資機材の輸送については、自社及び請負業者を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保する。
- d 応急工事にあたっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案し、迅速、的確に行う。

また、緊急復旧を必要とする場合、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。

- e 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。

(4) 県企業局が実施する対策

工作物倒壊、崩落等のため送電することが危険であり、また事故を誘発する恐れがある場合は、直ちに送電を停止し、関係機関に連絡するとともに必要な措置を講じ、送電再開に際しては、電力会社と密接な連絡をとりながら行う。

3 二次災害防止

(1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部）

電力会社からの要請に基づき、市の防災行政無線により、住民に対する広報活動を行う。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 電力会社からの報告により、停電地域の実態を把握し、市町村へ情報提供を行う。

- (イ) 電力会社と連携を密にし、広報に関する指導及び調整を行う。

ウ 【関係機関が実施する対策】（電力会社）

- (ア) 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるものとする。

- a 停電による社会不安除去に関する事項

- ・ 停電の区域
- ・ 復旧の見通し

- b 感電等の事故防止に関する事項

- ・ 垂れ下がった電線に触れないこと。
- ・ 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと。

- c 送電再開時の火災予防に関する事項

- ・ 電熱器具等の開放確認
- ・ ガスの漏洩確認

- (イ) 広報にあたっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対する協力要請や、有線放送、防災無線を活用する等、市民に対する周知徹底に努める。

第23節 都市ガス施設応急活動

第1 基本方針

ガス漏洩による火災・爆発の二次災害防止により住民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。

また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入体制を整備する。

第2 主な活動

- 1 巡回点検及び各種情報収集から被害の規模を早期に把握する。その上で、復旧計画を策定し、応急復旧活動を行う。
- 2 復旧にあたっては、病院、避難所である学校その他の公共機関を優先して復旧するとともに、仮設住宅への臨時供給を迅速に実施する。

第3 活動の内容

1 都市ガス施設応急復旧対策

(1) 基本方針

ガス施設の巡回点検を重要地点から行うとともに、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。

被害が大きい地域にあっては、製造所、供給所、整圧所及び導管に設置してある遮断弁を利用して全域又は一部区域（ブロック）のガス供給を停止した後、工事店の協力を得て応急復旧活動を行う。

当該都市ガス事業者だけでは復旧できないと判断した時は、直ちに他都市ガス事業者に応援を要請する。

復旧対策に関して、住民及び関係機関への広報に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部）

(ア) 市道の被害状況の把握

(イ) 掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が混雑しないための調整の実施

(ウ) 市民への広報活動

イ 【県が実施する対策】（建設部）

都市ガス事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続きを早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して、他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻湊しないための調整の実施

ウ 【都市ガス事業者が実施する対策】

(ア) ガス施設の点検、損傷箇所の早期発見及び緊急措置

(イ) 二次災害の発生するおそれのある場合は、市民の避難等の措置

(ウ) 復旧人員の確保

(エ) 復旧資機材の確保

(オ) 受入れ側にあつては、応援都市ガス事業者の受入体制の整備、又、応援側にあつては、適時、適切な応援体制

(カ) 復旧状況、ガス使用上の注意等必要な事項を住民及び関係機関への広報

エ 【市民が実施する対策】

ガス施設損壊の発見又はガス臭を感知した際には通報する。

2 都市ガス施設応急供給計画

(1) 基本方針

復旧にあたっては、病院、避難所等重要施設の早期復旧を考慮するとともに、ブロック毎に応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給を再開する。
また、可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、早期の供給再開に努める。

(2) 実施計画

【都市ガス事業者が実施する対策】

復旧優先順位を定める等復旧計画の立案及び応急供給工事の実施

第24節 上水道施設応急活動

第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは市民生活に重大な影響を与えるため、水道施設の応急復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早期に図る。

第2 主な活動

応急給水活動に必要な飲料水等を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第3 活動の内容

1 上水道施設応急復旧対策

(1) 基本方針

復旧作業については、直営工事によるほか関係団体等の協力を得て、復旧工事を行う。

なお、大規模な災害においては、他市町村からの応援等により、復旧要員、資機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】

「上下水道局」

(ア) 被害状況の把握を行いながら、施設の復旧活動を速やかに開始する。

- a 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
- b 復旧体制の確立を行う。
- c 復旧要員の確保及び資材の調達を行う。
- d 市民への広報活動を行う。
- e 指定工事店等との調整を行う。

(イ) 応急復旧の応援要請

災害が広範囲におよび独自の体制のみでは応急復旧が困難であると判断された場合は、直ちに関係機関及び団体等に応援を要請する。

「建設部」

水道事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続きを早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での二者以上の工事については工事現場が混乱しないように調整する。

イ 【松本市水道事業協同組合が実施する対策】

上下水道局の施設の応急復旧要請に対し、積極的に応ずる。

ウ 【県が実施する対策】

被災の状況により、他都道府県への応援要請を行う。

また、他都道府県が被災し、本県からの応援が必要と認められる場合は、応援活動を行う。

(ア) 環境部が実施する対策

- a 水道事業者に対し、応急復旧工事等について指導を行う。
- b 被災状況の把握を行う。

c 応援要請に対しては、相互応援要綱等に基づき調整を行う。

(イ) 建設部が実施する対策

水道事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻湊しないよう調整する。

エ 【水道事業者等が実施する対策】

(ア) 県企業局が実施する対策

- a 「大規模地震時の初動マニュアル」により、水道施設の点検・操作、被害状況の把握を行う。
- b 長野県営水道指定給水装置工事事業者等へ「県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び給水装置工事の施行に関する要綱」により協力を依頼するとともに、工事の発注を行う。
- c 本復旧に時間を要する地区については、必要に応じて優先順位を定め仮配管から配水を行う。
- d 市と協力して、住民に対し飲料水の供給等に関する広報活動を行う。
- e 停電により水道施設の機能維持が困難となった場合、予備電源への切替、燃料の調達、「災害時等の災害対応資機材のリースに関する協定」に基づく資機材の調達、停電回復見込みの情報収集等により、施設の機能維持に努めるものとする。

オ 【市民が実施する対策】

水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

第25節 下水道施設応急活動

第1 基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、市民が安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震等の災害時においてもライフラインとしてのその機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、地震等による被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、その情報に基づき所要の体制を整備する。また、関係機関の協力を得て応急復旧作業に着手する。

第2 主な活動

- 1 情報の収集、連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

第3 活動の内容

1 情報の収集連絡被害規模の把握

(1) 基本方針

ア 市内全般にわたる下水道施設について、その被害状況を早期かつ的確に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

イ 災害応急対策に着手するため、上下水道局災害応急対策職員行動マニュアル・下水道事業業務継続計画（BCP）等に定める必要な活動体制をとる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（上下水道局）

（ア） 被害状況等の情報を速やかに収集する。

（イ） 下水道施設台帳等（管路施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

イ 【県が実施する対策】

（ア） 下水道施設台帳等（管路施設、処理場施設等）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

（イ） 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

2 応急対策の実施体制

(1) 基本方針

上下水道局災害応急対策職員行動マニュアル・下水道事業業務継続計画（BCP）に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（上下水道局）

- (ア) 上下水道局災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (イ) 必要に応じて各班の設置
- (ウ) 各班は事務分掌に基づき必要事項の活動を行う。
- (エ) 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講ずる。
- (オ) 具体的活動は上下水道局災害応急対策職員行動マニュアル・下水道事業業務継続計画（BCP）に従って行う。

イ 【県が実施する対策】（環境部）

- (ア) 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- (イ) 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講じる。

3 応急対策の実施

(1) 基本方針

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、備蓄してある応急資機材の活用を図る他、必要に応じて県及び市町村、関係団体等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置をとる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（上下水道局、建設部）

(ア) 管渠

- a 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い排水機能の回復に努める。

また、停電によりマンホールポンプ場の機能が停止した場合、発電機によって、排水機能の回復に努める。

- b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し必要な措置を講ずる。

(イ) 処理場

- a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
- b 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- c 処理場での下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

イ 【県が実施する対策】（環境部）

(ア) 管渠

- a 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。

また、停電によりマンホールポンプ場の機能が停止した場合、発電機によって、排水機能の回復に努める。

- b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

(イ) 処理場

- a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
- b 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- c 処理場での下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。

ウ 【関係機関が実施する対策】

下水道の建設、維持管理に携わる業者は、下水道管理者の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力する。

エ 【市民が実施する対策】

下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

第26節 通信・放送施設応急活動

第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として、非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。これらの確保を図るため各機関必要な対策計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 市は、防災行政無線通信施設の復旧活動・疎通維持を行う。
- 2 県は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持及び臨時回線の開設を行う。
- 3 日本電信電話株式会社は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保を行う。
- 4 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。
- 5 警察機関は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。

第3 計画の内容

1 市防災行政無線通信の応急活動

(1) 基本方針

被害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、市民、行政及び防災関係機関との通信回線の確保にあたる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- (イ) 通信施設が被災した場合には、職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保にあたる。
- (ウ) 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- (エ) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- (オ) 災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
(危機管理部、総務部、建設部)
- (イ) 通信施設が被災した場合には、県職員と業者により復旧活動を行うほか、可搬多重無線装置等による臨時無線回線を開設し通信の確保に当たる。
(危機管理部、総務部、建設部)
- (ウ) 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
(危機管理部、総務部、建設部)
- (エ) 通信の輻湊が発生し、情報収集・伝達に支障が発生した場合には、通信の統制を行い、利用可能な電話機を制限し重要通信を確保する。

(危機管理部)

2 県防災行政無線通信の応急活動

(1) 基本方針

災害情報等の収集伝達が円滑にできるよう通信を維持するとともに、通信施設に災害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、市町村及び防災関係機関との通信回線の確保にあたる。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】

- (ア) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。(危機管理部、総務部、建設部)
- (イ) 通信施設が被災した場合には、県職員と保守業者により復旧活動を行うほか可搬多重無線装置等による臨時無線回線を開設し通信の確保にあたる。(企画局、危機管理部、建設部)
- (ウ) 停電が発生し、通信施設への復電までの長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。(企画局、危機管理部、総務部、建設部)
- (エ) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図るものとする。
- (オ) 災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼するものとする。

3 電気通信施設の応急活動

(1) 基本方針

通信確保の基本方針

ア 被災地の通信確保を図るために、災害対策規定に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。

イ 避難場所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

(2) 実施計画

ア 【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する計画】

- (ア) 緊急通話、重要通話の確保
 - a 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努める。
 - b 重要通信確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。
 - c 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。
- (イ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には避難所に、災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。
- (ウ) 災害用伝言ダイヤルの提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報提供を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供する。
- (エ) 情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況および通信の被災と復旧状況の情報提供に努める。

4 放送施設の応急活動

(1) 基本方針

災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災

害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 【日本放送協会が実施する対策】

(ア) 放送設備

空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所の被害については、必要に応じて応急措置を講ずる。

(イ) 会館設備

a 演奏設備が回復不能と判断される場合は、放送所等から直接放送を行う。

- (a) 非常用放送施設の開設運用
- (b) 非常持ち出し機材・書類の搬出及び保管
- (c) 必要機材の借用・調達（工事要員を含む）
- (d) 連絡系統の確保、非常通信の利用
- (e) 施設の応急対策
- (f) その他、電波確保に必要な事項

b 局間連絡系統開設順位

各放送局相互間の連絡にあたっては、原則として次の順位により単独に使用し又は併用する。

- (a) 加入電話
- (b) NHKの基地局、陸上移動局、簡易無線局
- (c) NTT専用線（試験打合、専用線の借用）
- (d) 放送回線
- (e) アマチュア無線局
- (f) 非常通信協議会加盟通信網
- (g) 長野県防災行政無線電話通信網
- (h) 非常通信協議会に加盟しない他の官公署公社通信網
- (i) 放送電波

(ウ) 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講ずる。

- a 常設、臨時掲示板による情報提供
- b サービスカーの派遣、避難所等へのラジオ・テレビの取付け
- c 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設

イ 【信越放送株式会社が実施する対策】

(ア) 復旧の優先順位

- a ラジオ演奏所と放送中継網を含めたラジオ送信体制の確保
- b テレビ演奏所と放送中継網を含めた親局送信体制（11CH）確保
- c サテライト局の復旧
- d 連絡通信網の確保

(イ) ラジオ対策

- a ラジオマスター関係完全マヒの場合
使用可能なスタジオ又は中継用設備を使用して送出する。
- b 送信所が完全マヒの場合（回復不可能）
 - (a) 応急用代替設備をセットして放送を行う。
 - (b) 伊那ラジオ又は佐久ラジオ送信所の送信機の1台を移管し、松本局常設の非常用アンテナを仮設する。
- c 放送中継網の確保
本社から各中継局への中継回線が有線、無線とも障害になった場合、

放送用陸上移動局にて対応する。

(ウ) テレビ対策

a 親局（美ヶ原送信所）対策

11CH確保を前提に応急対策を講ずる。送信所が全滅の場合には放送が不可能となる。

b 本社（中継車を含む）が全滅の場合

NTT～美ヶ原間にFPUをセットし、ネット受けに対応する。

c テレビマスター関係完全マヒ

使用可能なスタジオまたは中継車を使用して送出する。

d 放送中継網の確保

(a) NTT～本社間の回線障害の対策

- ・ キー局の放送波受信により対応する。
- ・ NTT～本社間にFPUをセットし対応する。
- ・ 中継映像素材などの各局への送り出しはSNGにより対応する。

(b) STL回線障害の対策

- ・ NTT～本社間にFPUをセットし対応する。

ウ 【株式会社長野放送が実施する対策】

(ア) 本社演奏所設備が被災した場合

a 商用電力が断たれた場合、非常用発電機（500KVA）で電力供給を図る。非常用発電機も故障の場合は、中継車の発電機（20KVA）から主調整室に応急に接続して、放送に必要な最小限の機器に電力を供給する。

b 本社～送信所間のSTL回線が故障した場合は、中継用のFPUを応急に使用する。

c 主調整室が機能停止となった場合は、中継車に送出機能を移し放送を確保する。

d NTT～演奏所間の同軸ケーブル（光ケーブル）が断線となった場合は、最寄りのNTT無線中継所からFPUにより臨時回線を設営し、ネット番組の放送を確保する。

(イ) 送信所が被災した場合

a 商用電力が断たれた場合は、非常用発電機（150KVA 現用予備2台）で電力供給を図る。

b 現用（10KW）の送信系が故障の場合は、予備（1KW）の送信系に切り替え放送を確保する。

c 現用の空中線系が故障の場合は、予備の空中線系に切り替え放送を確保する。

エ 【株式会社テレビ信州が実施する対策】

(ア) 演奏所が（放送センター・長野）被災した場合は、通行可能な機器と臨時の機器を併用して放送の継続を図る。また、完全に機能を失った場合は、日本テレビと美ヶ原送信所をSNGまたはFPUで結び放送を確保する。

(イ) 美ヶ原送信所が被災し、送信機が運用できなくなった場合に備えて、予備送信所を検討する。

(ウ) 中継局が被災した場合は、その状況を把握するとともに、復旧に出向する。なお、複数の中継局が被災した場合は、基幹局の復旧を優先する。

オ 【長野朝日放送株式会社が実施する対策】

放送施設の被害を優先的に復旧するとともに、放送の継続および行政当局の

要請による広報活動に協力する。

- (ア) 本社演奏所が被災した場合は、運転可能な機械の能力に応じて放送を実施する。完全に機能を失った場合は、本社の隣接や他の支社に臨時の演奏所を開設し、衛星通信車載局と中継車を利用して放送の確保に努める。
- (イ) 送信所が被災し、放送機が運用できない場合には小型非常用送信機を送信所に配備し、放送の確保に努める。完全に機能を失った場合は、本社と中継局を直接F P Uで結び、可能な限りの放送を確保する。
- (ウ) 中継局が被災した場合は、その状況の確認と復旧活動を行う。
- (エ) 電力の供給が断たれた場合は、本社および送信所・中継局は非常用の自家発電装置などにより電力を確保する。
- (オ) その他必要な措置は、非常災害対策要領による。

カ 【長野エフエム放送株式会社が実施する対策】

放送施設が被災した場合は、要員の確保および放送の確保を最優先し、下記により、早急な復旧を図る。

- (ア) 演奏所設備の被災、およびS T L設備が被災し放送不能の場合、美ヶ原送信所が正常であれば、長野支社より代替え送出準備及び仮設S T Lにより復旧する。また、被災の状況によっては送信所において、J F N加盟社のF M電波を受信し直接中継する。
- (イ) 送信所設備が被災の場合
放送機の場合は、予備放送機に切り替え対処し、送信空中線系は2条給電に改修し、冗長性の改善を図る。また、可搬型非常用送信機により部分的なサービスを行う。
- (ウ) F M中継局が被災した場合
可搬型非常用F Mサテライト設置により速やかに復旧する。
- (エ) 市との協定に基づき、市民に対して的確な情報を伝達する手段として、災害地域を対象とした臨時災害放送局の開設を支援する。

キ 【テレビ松本ケーブルビジョンが実施する対策】

- (ア) 市内各地が被災した場合は、予備ケーブル、予備機器を利用して応急復旧措置にあたる。
- (イ) 電力の供給が断たれた場合は、バッテリー式の電源で可能な限り電力を供給する。バッテリーが切れた場合は、発電機で対応する。
- (ウ) 市との協定に基づき、市民に対して的確な情報を伝達する手段として、災害地域を対象とした臨時災害放送局の開設を支援する。

5 警察通信施設の応急活動

(1) 基本方針

損傷した通信施設および利用可能な通信施設の状況を迅速に把握し、通信手段の早期確保、応急復旧対策の的確な対応を実施する。

(2) 実施計画

ア 【警察本部が実施する計画】

通信施設が被災した場合、被災状況や警察活動の状況により、次の応急対策を実施する。

- (ア) 災害警備本部の開設
- (イ) 臨時中継所の開設
- (ウ) 臨時基地局の開設
- (エ) 衛星通信回線の開設

- (オ) 衛星通信車および応急用通信機器の支援要請
- (カ) 有線応急架設による応急回線の開設

第27節 鉄道施設応急活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市、県及び関係機関は密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を確立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規定等定めるところにより対策本部を設置し、非常出動体制を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。

第2 主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

第3 活動の方針

1 基本方針

(1) 市・県

道路との交差部においては、鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る。

また、道路内には、色々なライフラインが地下埋設されていることから、道路を掘削する場合には、他の占用埋設物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷の防止を図る。

同一箇所での2者以上の応急活動がある場合には、工事現場が輻輳しないよう必要に応じ調整する。

(2) 東日本旅客鉄道株式会社

鉄道施設を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧につとめ、輸送の確保を図り、その社会的使命を発揮しうよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施設を樹立するとともに、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。

(3) 東海旅客鉄道株式会社

ア 部内規程の定めるところにより、危険防止措置を講ずる。

イ 部内規程等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を樹立し迅速に対処する。

ウ 災害発生時の緊急出動は、部内規定の定める非常召集計画による。

エ 鉄道復旧に必要な資機及び車両の確保を図るため、常に生産者、工事業者等の在庫量の確認を行うとともに、その確保に努める。

(4) アルピコ交通株式会社

災害が発生したときは、災害復旧心得に基づき、併発防止をしつつ、人命の救助を最優先とし、被害を早期に復旧し輸送の再開を図る。

(5) 北陸信越運輸局

- ア 鉄道の被害状況を把握するとともに、鉄道事業者に対して早期復旧の要請を行う。
- イ 被災鉄道等の早期復旧のため、「鉄道等の災害復旧に係る事業間連携に関する地方連絡調整会議」等を通じて、鉄道事業者及び道路や河川等の関連する事業を施行する者が、相互に連携・協力するよう調整する。

2 実施計画

(1) 【市及び県の実施する対策】（建設部、交通部、危機管理部）

- ア 特に道路との交差部の被害状況を早急に把握し、これに対し鉄道施設管理者は、市及び県に協力する。
- イ 鉄道施設管理者が、道路区域内で応急活動をする場合は、道路管理者に協議のうえ、応急活動に入るものとし、掘削工事を伴う場合は、道路管理者は他の占用物件の情報を提供するとともに、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場がふくみ合わないよう調整する。

(2) 【東日本旅客鉄道株式会社が実施する対策】

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行い得るよう、これに必要な措置等を定めておく。

ア 被害状況の把握

東日本旅客鉄道(株)管内で震度6弱以上の地震が発生した場合等被害が甚大で、かつ広域に及ぶときは、被害状況の早期把握ができるよう、情報連絡拠点及び救助中継基地を指定し、この拠点を介して周辺の被害状況、救助要員の参集状況等を把握する方法を定めておく。

イ 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

ウ 水防、消防及び救助に関する措置

(ア) 出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

(イ) 東日本旅客鉄道(株)管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社災害対策本部の指示に基づき、非被災支社から被災支社の救助中継基地等に救助要員を派遣する。

エ 建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について、定めておく。

オ 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。

カ 災害復旧

(ア) 災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることの

ないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

(イ) 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに本復旧計画をたて、これを実施する。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

(3) 【東海旅客鉄道株式会社が実施する対策】

ア 危険防止措置

(ア) 地震を感知した場合、乗務員は危険な場所を避け、運転を一時停止する。

(イ) 駅長は、その震度に応じて各列車に一時停止、徐行運転等の必要な措置をとる。

(ウ) 保守担当区長は、線路及びその周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施し、列車運転の可否を決定する。

イ 応急体制の樹立

部内規程の定めるところにより、対策本部、現地に復旧本部を設置し、応急対策の推進を図る。

ウ 災害発生時の動員体制

非常呼び出し体制をとり、社員の召集を行う。

(4) 【アルピコ交通株式会社が実施する対策】

ア 災害が発生したときは、状況により、対策本部、復旧本部を開設する。

区 分	本 社	現 場
・ 重大事故が発生したとき ・ 本線が5時間以上不通の見込みのとき	対策本部	復旧本部

イ 対策本部

事故の復旧、動員、救援の計画及び応急対策並びに広報事務、その他の処理。

ウ 復旧本部

事故現場における死傷者の救出、応急救護、応急処置、復旧計画並びに復旧、事故原因調査及び状況の連絡、その他の措置。

エ 運転指令は、地震が発生して列車運転が危険と判断したときは、直ちに列車無線により、停止手配を指令し、その処置をとる。

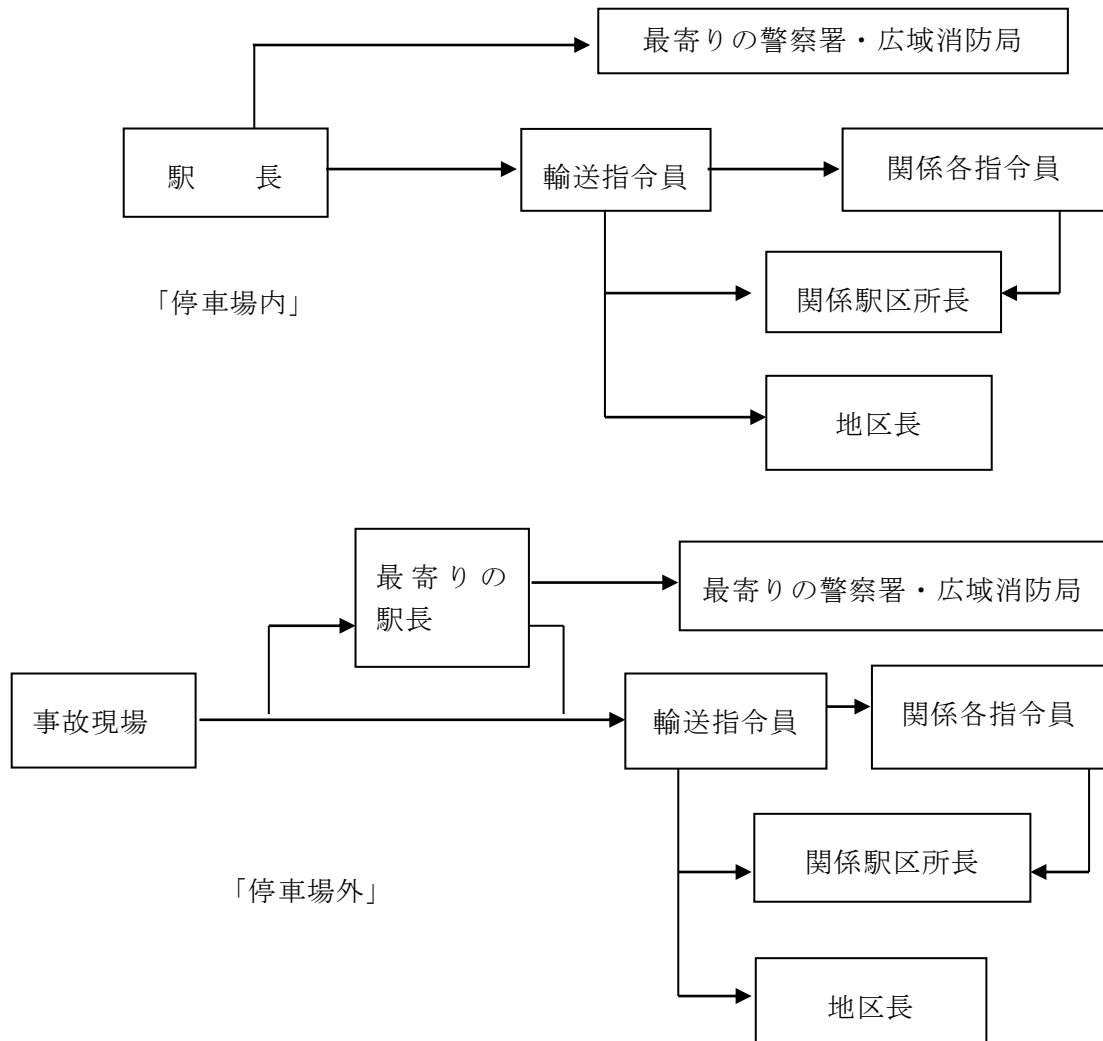
(ア) 停止した列車の位置把握と被害状況の確認

(イ) 震度4の場合、15m/時以下の注意運転、震度5弱以上は運転中止

オ 災害復旧にあたっては、早期復旧に全力を尽くし、危険箇所の点検後、安全を十分確認した後、運転を再開する。

(参考) 東日本旅客鉄道株式会社の災害時対応

(ア) 事故が発生したときは、次の各号に掲げる所に速報する。



(イ) 事故を発見した社員は、関係列車の停止、負傷者の救護等臨機の処置をとるとともに、事故の概要を次により駅長又は輸送指令に速報する。

- a 事故種別
- b 発生日時、天候及び場所
- c 列車種別及び場所
- d 死傷者の有無及びその状況
- e 旅客の現況
- f 事故の原因、状況及び復旧見込み
- g 損害の程度
- h 救護の有無
- i その他必要と認める事項

(注) 第1報は、判明した範囲を速報し、その後判明したものから逐次追報する。

(ウ) 運転規制の基準

- a 震度4以上と認められる地震が発生したときは、定められた運転規制を行い、列車の安全確保を図る。

b 乗務員に対する情報伝達

- (a) 輸送指令員は、地震を感知したとき、運転規制の表示を確認したとき又は施設指令員から通報を受けたときは、震度に応じた運転規制を指令する。
- (b) 駅長は、停車場の途中に停車した列車の運転士又は車掌から停車した旨の報告を受けたときは、直ちにその旨を輸送指令員に報告して、指令を受けた後、これを運転士又は車掌に通告する。

第28節 災害広報活動

第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や、隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速に対応する。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍県民、外国人旅行者等要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第2 主な活動

- 1 市民等への的確な情報伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 市民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第3 活動の内容

- 1 市民等への的確な情報の伝達

(1) 基本方針

県、関係市町村、放送局及び関係機関が相互に緊密な連絡をとり、災害の状況に関する情報や生活関連情報等被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を可能な限り多くの媒体を活用し、適切に提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、総合戦略局）

通常の災害広報等は、危機管理部又は関係課が行うが、災害対策本部設置時には指揮本部の指示により秘書広報室が行う。

(ア) 広報資料の収集

広報資料の収集は、本章第2節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関からの情報提供によるが、必要に応じて被災現場へ取材員を派遣するなど、直接広報資料の収集を行う。

(イ) 広報活動

災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、テレビ、ラジオ、有線テレビ放送、インターネット、航空機、掲示板、広報誌等を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。

- a 災害の状況に関する情報
- b 応急対策に関する情報
- c 二次災害の防止に関する情報
- d 指定緊急避難場所・指定避難所・経路・方法等に関する情報
- e 医療機関等の生活関連情報
- f ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- g 交通規制等の状況に関する情報
- h それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- i 安否情報

- j ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報
- k その他必要と認められる情報
- (ウ) 報道機関に対する発表
被害状況及び対策等の情報について、必要のつど報道機関に対し発表を行う。
- (エ) 災害記録の作成
大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的な記録集を作成する。
また、必要に応じてビデオテープによる記録保存も行う。
- (オ) 県その他機関への広報
県、その他関係機関に対して、被災状況等の災害情報を提供する。
- (カ) 放送の送出要請
警報、避難命令等について、必要に応じて放送の送出を県に要請するとともに、松本市独自に放送協定を締結している民放テレビ局6社（信越放送株式会社、株式会社長野放送、株式会社テレビ信州、長野朝日放送株式会社、株式会社テレビ松本ケーブルビジョン、あづみ野テレビ株式会社）や大規模災害ラジオ放送協議会に対し、送出要請をする。（参考編、参考23～26 災害時における放送要請に関する協定参照）
- イ 【県が実施する対策】（総務部、危機管理部）
県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行う。
 - (ア) 広報資料の収集
広報資料の収集は、第2節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。
 - (イ) 広報活動
災害情報共有システム（Lアラート）の活用や放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運營業者の協力を得て、テレビ、ラジオ、県ホームページ、ソーシャルメディア、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。
 - a 災害の状況に関する情報
 - b 応急対策に関する情報
 - c 冷静な行動の呼びかけ、とるべき措置に関する情報
 - d 二次災害の防止に関する情報
 - e 医療機関等の生活関連情報
 - f ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
 - g 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
 - h 犯罪防止に関する情報
 - i それぞれの機関が講じている施策に関する情報
 - j ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報
 - k その他必要と認められる情報
 - (ウ) 報道機関に対する発表
被害状況及び対策等の情報について、必要のつど報道機関に対し発表を行う。発表は通常危機管理防災課が行うが、災害対策本部における発表は、本部室長の指示により情報発信担当が行う。

また、地方部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部と協議の上、行う。

(エ) 中央官庁その他関係機関への広報

中央官庁、その他関係機関に対して、東京事務所を通じて、被災状況等の災害情報を提供する。

(オ) 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集を作成する。

ウ 【放送事業者が実施する対策】（NHK長野放送局・SBC・NBS・TSB・ABN・テレビ松本・あづみ野テレビ・FM長野）

(ア) 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施する。

なお市からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行うとともに、本市独自の協定に基づき民放テレビ局6社に対し、放送送出を要請する。

法令に基づく放送送出要請機関は、次のとおり。

- a 県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び市町村
- b 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）
- c 日本赤十字社（長野県支部）

(イ) 臨時ニュース等の送出

放送事業者は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施する。

エ 【報道機関が実施する対策】

報道機関は、災害報道にあたっては、可能な限り、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努める。

オ 【関係機関が実施する対策】

県、関係市町村と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民に対してテレビ、ラジオ、チラシ等を活用し広報活動を行う。

2 市民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

(1) 基本方針

県、関係市町村及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に市民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（総合戦略局）

市民等からの問い合わせ等に対する対応は、通常危機管理部又は関係課が行うが、災害対策本部設置時には、総合戦略局長は専用電話、相談職員を置く「相談窓口」設置する。

イ 【県が実施する対策】（総務部、危機管理部）

住民等からの問い合わせ等に対する対応は、通常危機管理防災課、災害対策本部が設置された場合は災害対策本部室が行う

第29節 土砂災害等応急活動

第1 基本方針

火山噴火により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災、降灰等の規模を早急に調査し、土石流、泥流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し火山噴火緊急減災対策砂防計画等に基づき関係機関が連携して応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 土砂流出、泥流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）

- (ア) 火山活動の状況を伝え、的確な警戒避難体制をとる。
- (イ) 土砂災害緊急情報を住民に提供し、必要に応じ避難指示等の措置をとる。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (エ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

イ 【広域消防局が実施する対策】

- (ア) 情報の把握
圏域内の土砂災害危険箇所の巡視を実施し、その結果を必要に応じて市長に速やかに報告する。
- (イ) 警戒体制の確立
消防団と協力して、危険箇所の巡視結果、火砕流、泥流危険が認められ又は崩落の兆候が見られた場合は、監視員の派遣等警戒体制を確立する。
- (ウ) 応急活動
市と協力して地すべりを誘発する要因となる、雨水や地表水の排除等必要な応急活動を実施する。
- (エ) 避難指示
市と連携して住民に警戒避難情報を提供するとともに、市長が人命危険回避のため避難指示等を出した場合、迅速に住民に対し周知徹底を図る。

ウ 【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 危険区域等の情報を各機関と共有するとともに応急工事を実施する。
- (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (ウ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

エ 【国が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 河川勾配が10度以上ある区域のおおむね5割以上に1cm以上の降灰等

が堆積し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。

- (イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知する。
- (ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。

また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

オ 【市民が実施する対策】

土砂災害緊急情報に注意を払い、避難指示等に従い早急に安全な場所に避難するものとする。

第30節 建築物災害応急活動

第1 基本方針

火山の噴火等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。

第3 活動の内容

1 建築物

(1) 基本方針

火山の噴火等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】

- (ア) 県が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じる。(全機関)
- (イ) 市町村から、被災建築物（震災に限る。）や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。(建設部)

イ 【市が実施する対策】

- (ア) 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じるものとする。
- (イ) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。
また、災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。
- (ウ) 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

イ 【建築物の所有者等が実施する対策】

- (ア) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じるものとする。
- (イ) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

2 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（教育委員会）

市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告するものとする。

イ 【県が実施する対策】（県民文化部）

県は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市教育委員会を通じて指導するとともに、国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。

ウ 【所有者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大の防止のための応急修理の措置を文化庁、県、市町村教育委員会の指導を受けて実施する。

第31節 道路及び橋梁応急活動

第1 基本方針

火山災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに、交通規制を行い、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第3 活動の内容

1 道路及び橋梁応急対策

(1) 基本方針

火山災害により道路及び橋梁等に災害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

また、交通機能確保のために、路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部、産業振興部、環境エネルギー部）

- (ア) 倒壊物件、瓦礫、崩落土砂等道路上の障害物の除去。
- (イ) 路肩が決壊した場合には板柵工、土嚢等で応急復旧を行う。
- (ウ) 道路の段差、亀裂等は土砂・碎石等で路面の復旧を行う。
- (エ) 落橋した場合には代替橋を応急的に確保する。
- (オ) 道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

イ 【県が実施する対策】（建設部、道路公社、警察本部）

- (ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプロープ情報の活用等により情報収集を行う。
- (イ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。
- (ウ) 被害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報の提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被

第3章 第31節 道路及び橋梁応急活動

災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施行量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプロープ情報の活用等により情報収集を行う。

(イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

なお、措置にあたっては、交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者と連携し必要な協力・支援を行う。

(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

(エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

2 関係団体との協力

(1) 基本方針

火山災害により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部、産業振興部、環境エネルギー部）

市のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した、相互応援協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

○ 災害時の応急措置に関する協定（参考編、参考30、31参照）

締結先 松本市建設事業協同組合、松本市緑化協会

イ 【県が実施する対策】

(ア) 被害状況を把握し県のみでは、応急活動及び復旧活動が困難の場合、各関係機関及び隣接県と締結した、相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。（建設部、道路公社、警察本部）

(イ) 必要に応じ、関東地方知事会・中部圏知事会及び新潟県との応援協定による応援の要請を行う。（危機管理部）

第3.2節 河川施設等応急活動

第1 基本方針

火山災害による被害を軽減するため、市の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資機材の調達体制
- 3 水門もしくは、閘門の適切な操作
- 4 他の市町村との相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資器材の調達、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な火山災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。
- 3 ダム施設については、管理者に対し漂流障害物を除去し、被害を防止するよう要請する。
- 4 これらを実施するにあたり、管理者及び関係機関との密接な協力体制を講ずる。

第3 計画の内容

1 河川施設等応急対策

(1) 基本方針

水門等河川管理施設等が被損等により運転が不能となったときは、応急措置を行い、内水の排除を図る。また、堤防及び護岸等に決壊、亀裂、沈下、及び滑り出し等が発生したときは、直ちに応急措置を行い、被害拡大の防止を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部、産業振興部）

- (ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 火山災害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図り、水防上必要な資器材の調達並びに技術的な援助を与える等、調整にあたる。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 火山災害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 市の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図る。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 火山災害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川

の機能を回復させる。

- (エ) 堤防決壊時のような重機による水防活動が必要な場合において、民間業者との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行う。

エ 【市民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

2 ダム施設応急対策

(1) 基本方針

地震等によりダム本体そのものが被災する可能性は小さいと思われるが、ダム上流での被災による流入水量の変化、また、放水水量の変化等、本市の上流に位置するダムの影響は極めて大きい。このため、ダム管理者から発せられる情報を迅速に収集し、適切な処理を行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（全庁、広域消防局）

情報収集を行うとともに、ダム管理者からの報告に基づき、必要に応じ、避難指示等の発令や状況について広報を行う。

イ 【県が実施する対策】（建設部、企業局）

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般市民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定による。

ウ 【関係機関が実施する対策】（電力会社）

- a 臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般市民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定による。

- b 震度4以上をダムの近くの地震観測所で観測した場合、速やかに臨時点検を行ない、市へ報告する

3 関係団体の協力

(1) 基本方針

河川施設等応急活動を迅速に実施し、被害を最小限に留めるため防災関係機関との協力体制を強化する。

(2) 実施計画

【市が実施する対策】（建設部、産業振興部）

応急活動を速やかに実施するため、必要に応じて松本市建設事業協同組合との連絡調整を行う。

第33節 災害の拡大防止と二次災害防止活動

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

被害を最小限に抑えるために以下のような応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 建築物や構造物に係る二次災害を防止のための活動を実施する。
- 2 危険施設等に係る二次災害を防止のための活動を実施する。
- 3 大規模土砂流出、倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 4 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

第3 活動の内容

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

〔建築物関係〕

災害発生時に被災した建築物は、倒壊等の危険がある場合もあり、これらの建築物の倒壊による二次災害から市民を守るための措置を講じる。

〔道路及び橋梁関係〕

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

〔建築物関係〕

ア 【市が実施する対策】（建設部）

火山性地震が発生して建築物に被害があった場合は応急危険度判定士の制度を活用する。

イ 【広域消防局が実施する対策】

被害が著しく、火災並びに倒壊等による人命危険のある場合は、使用禁止等の措置を講ずる。

ウ 【県が実施する対策】（建設部）

火山性地震が発生して建築物に被害があった場合は応急危険度判定士の制度を活用する。

また、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援する。

〔道路及び橋梁関係〕

ア 【市が実施する対策】（建設部、産業振興部、環境エネルギー部）

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 林道の重要施設については、市に協力し、状況に応じて速やかに応急点

第3章 第33節 災害の拡大防止と二次災害防止活動

検を実施する。

(林務部)

- (イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプロープ情報の活用等により情報収集を行う。
(建設部、道路公社、警察本部)

- (ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。
(建設部、道路公社、警察本部)

- (エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。
(建設部、道路公社、警察本部)

- (オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施行量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。

(建設部、道路公社、警察本部)

ウ 【広域消防局が実施する対策】

- (ア) 行政区域内の主要道路及び橋梁の被害状況の情報収集に着手するとともに、消防、救急・救助活動上有効な迂回路等の掌握に努める。
- (イ) 消防活動上最重要な道路・橋梁などの障害については、早急に関係機関への応急復旧を依頼する。

エ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプロープ情報の活用等により情報収集を行う。
- (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講じる。
- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

〔危険物関係〕

第3章 第33節 災害の拡大防止と二次災害防止活動

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

〔火薬関係〕

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘導等の二次災害の危険性が高い。

このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

〔高圧ガス関係〕

高圧ガス製造施設等は、地震後の火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

〔液化石油ガス関係〕

二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び容器の回収を実施することが必要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

〔毒劇物等関係〕

毒劇物等を取り扱う者は、毒劇物等保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防機関等に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

「危険物関係」

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（全庁、広域消防局）

(ア) 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

(イ) 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

ウ 【広域消防局が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

(イ) 災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の所有者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険

第3章 第33節 災害の拡大防止と二次災害防止活動

物施設の所有者等に対して指導する。

エ 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

- (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等
危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限を
するとともに、危険物の移送を中止する。
- (イ) 危険物施設の緊急点検
危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を
実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。
- (ウ) 危険物施設における災害防止措置
危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物
の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等
による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消
火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じ
る。
- (エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等
 - a 応急措置
危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による
現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス
等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。
 - b 関係機関への通報
危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係
機関に通報する。
- (オ) 相互応援体制の整備
必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣
の危険物取扱事業所に応援を要請する。
- (カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置
消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住
民の安全確保のための措置を行う。

[火薬関係]

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（危機管理部、広域消防局）

- (ア) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するととも
に危険区域への人、車両の立ち入りを禁止する。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬
類取締施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命じる。

（産業労働部）

- (イ) 下記のエの（ア）から（イ）までの応急対策について、火薬類取扱施設
の管理者等に対して指導徹底を図る。

（産業労働部）

- (ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するととも
に危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な火薬類の他
施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して
要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。

（警察本部）

ウ 【広域消防局が実施する対策】

第3章 第33節 災害の拡大防止と二次災害防止活動

- (ア) 災害防止のため、緊急の必要があると認められるときは、火薬類取扱施設の消費者に対し、施設の一時停止を命ずる。
 - (イ) 災害防止のため、緊急の必要があると認められるときは、火薬類取扱施設の所有者等に対し、応急措置について指導する。
 - (ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導を実施するとともに、区域内への人、車輛の立ち入りを制限する。
- エ 【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】
- (ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかに安全な所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。
 - (イ) 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の市民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知する。

[高圧ガス]

- ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（危機管理部、広域消防局）
- (ア) 関係機関と連携して、危険区域周辺の災害防止にかかわる広報を実施する。
 - (イ) 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、区域内市民の避難、誘導を実施する。
- イ 【県が実施する対策】（産業労働部）
- (ア) 下記のウの（ア）から（イ）までの応急対策について、高圧ガス製造事業者に対して指導徹底を図る。
- ウ 【高圧ガス製造事業者が実施する対策】
- (ア) 高圧ガス関係事業所においては、以下の応急対策を実施する。
 - a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立ち入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。
 - b 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察官及び消防機関に通報する。
 - c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の出火防止の措置をとる。
 - d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。
 - e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。
 - f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。
 - g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。
 - h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。
 - (イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施する。
 - a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。

第3章 第33節 災害の拡大防止と二次災害防止活動

- b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。
- c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。（資料編、資料19参照）

〔液化石油ガス〕

- ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（危機管理部、広域消防局）
周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。
- イ 【県が実施する対策】（産業労働部）
災害時に液化石油ガス一般消費先に対して、状況に応じて、消防・警察の指導のもとで、緊急点検活動及び容器の回収を行うよう、（一社）長野県エルピーガス協会に要請する。
- ウ 【広域消防局が実施する対策】
災害時、ガスの元栓を締める等市民に対して広報活動を実施する。
- エ 【（一社）長野県エルピーガス協会が実施する対策】
災害時に液化石油ガス一般消費先に対して、状況に応じて、消防・警察の指導のもとで、緊急点検及び容器の回収を行う。

〔毒物劇物関係〕

- ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、危機管理部、上下水道局）
 - (ア) 周辺住民に避難誘導、広報等の活動を行う。
 - (イ) 飲料水汚染のおそれのある場合は、下流の水道取水地区担当機関及び水道使用者、井戸水使用者等に通報を行う。
- イ 【県が実施する対策】
 - (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者への対策（健康福祉部）
 - a 災害時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に指導を実施する。
 - b 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。
 - c 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。
 - (イ) 緊急時における指示及び応援要請（健康福祉部）
毒物劇物取扱施設で災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。
 - (ウ) 避難誘導措置等（警察本部）
関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。
- ウ 【広域消防局が実施する対策】
 - (ア) 市と協力して避難誘導、広報等の活動を行う。
 - (イ) 各種検知器による物資特定及び人命の救助等除染活動を行う。
 - (ウ) 中和剤、吸収剤等の使用による毒劇物等の除去活動等を行う。
- エ 【関係機関が実施する対策】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）
 - (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検
貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。
 - (イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防措置

第3章 第33節 災害の拡大防止と二次災害防止活動

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。

(ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。

b 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 大規模土砂流出、倒木等の対策

(1) 基本方針

火山噴火による火砕流、溶岩流、泥流等の大規模土砂流出に伴う被害の拡大防止、火山噴火等により森林の機能が失われた場合、次期降雨等により、倒木の流下等による二次災害が予想されるため、対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する対策】（市：環境エネルギー部、県：林務部）

ア 火山噴火による火砕流、溶岩流、泥流等の大規模土砂流出に伴う被害の拡大防止のため、無人化施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、ハザードマップの開示等を速やかに行うものとする。

イ 機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、倒木等の移動を防止するための対策を実施する。

4 山腹、斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から市民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部、危機管理部、環境エネルギー部）

緊急点検結果の情報にもとづき、避難指示等の必要な措置をとるものとする。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害等の危険箇所及び施設の点検を実施する。

(イ) 土砂災害に危険のある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき、応援要請をする。

(ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。

(エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者・関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じて応急活動を実施する。

第34節 ため池災害応急活動

第1 基本方針

ため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

第3 活動の内容

1 基本方針

ため池が決壊した場合、もしくは決壊・破損の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について把握するとともに、応急工事を実施する。

2 実施計画

(1) 【市が実施する対策】（産業振興部、危機管理部、住民自治局）

ア 被害が生じた場合は、被害状況を速やかに的確に把握するとともに、県及び関係機関等へ報告する。

イ 人命を守るため、ため池下流の市民を安全な場所へ避難させる。

ウ 増破防止及び機能回復のため、関係機関と調整し、必要に応じた応急工事を実施する。

(2) 【県が実施する対策】（農政部）

ア ため池の決壊時等において、速やかにため池の被害状況等について情報を入手する。

イ 応急工事が早急に実施できるよう市町村及び関係機関に協力する。

(3) 【関係機関が実施する対策】

ア 管理団体において、ため池に決壊の恐れが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市町村に通報するものとする。

イ 災害の発生により、堤体に亀裂等が確認され決壊の恐れが生じた場合、緊急に取水施設及び放水設備を操作し貯留水を放流するものとする。

ウ 市町村が実施する応急対策について協力するものとする。

第35節 農林水産物災害応急活動

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病的発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、市が松本地域振興局、松本農業改良普及センター、農業協同組合、松本広域森林組合等と協力して行うとともに、病害虫等の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等についても速やかに復旧を進める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（産業振興部）

(ア) 農業農村支援センター、農業協同組合等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターへ報告するとともに、技術対策を農業者に周知する。

(イ) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底する。

イ 【県が実施する対策】（農政部）

(ア) 県及び農業農村支援センターは、市、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。

(イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を作成し、農業農村支援センター、病害虫防除所等の出先機関を通じて、指導の徹底を図る。

(ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を支援する。

(エ) 必要に応じて、市や関係機関と連携して、被災地における農業関係のボランティアニーズの把握に努めるとともに、受入が必要となる場合には技術支援を行う。

ウ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 市等関係機関と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。

エ 【市民が実施する対策】

(ア) 市等が行う被災状況調査や、応急復旧対策に協力するとともに、農業協同組合等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策

を実施する。

- (イ) 作目別の主な応急対策
 - a 水稻
 - (a) 降灰が付着している水田は、深水にしてかけ流しを行い、灰の除去に努める。
 - (b) 病害の発生防止のための薬剤散布を行う。
 - b 果樹
 - (a) 散水して灰の除去を図る。
 - (b) 病害の発生防止のための薬剤散布を行う。
 - c 野菜及び花き
 - (a) 散水・水洗いを実施し、灰の除去を図る。
 - (b) 被害の発生防止のための薬剤散布を行う。
 - d 畜産
 - (a) 放牧中の家畜は直ちに下牧させ、降灰で汚れた牧草・河川水は菜食させないようにする。
 - (b) 刈取期にある飼料作物、牧草は、灰をよく払い落としての収穫に努める。
 - e 水産
 - (a) 養殖場に流入した降灰はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去
- (ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（環境エネルギー部）

松本広域森林組合等と連携をとり被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

イ 【県が実施する対策】（林務部）

被害状況を調査し、関係機関と連携をとりながら迅速な復旧に向けて技術指導等必要な措置をとる。

ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに二次災害のおそれがある場合は、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図り、その防止に努める。
(中部森林管理局)

- (イ) 市と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに市、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。

エ 【市民が実施する対策】

市等が行う被災状況調査や応急復旧に協力する。

第36節 文教活動

第1 基本方針

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園（以下この節において「学校」という。）は、多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時においては、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、市は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等に対する安全な避難誘導、保護者への引渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助

第3 活動の内容

- 1 児童生徒等に対する避難誘導

- (1) 基本方針

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあつては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

- (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（教育委員会）

- (ア) 臨時休校等

- a 教育委員会事務局長の措置

教育委員会事務局長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、臨時休校、児童生徒等の早退等の措置を学校に指示する。

- b 学校長の措置

- (a) 臨時休校の指示を受けた場合

学校長は臨時休校の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により園児及び児童生徒、保護者及び学校関係者に周知する。

- (b) 早退等の指示を受けた場合

学校長は、早退又は授業時間外における下校の徹底等の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者及び学校関係者に周知するとともに、園児及び児童生徒を安全に保護者に引き渡す。

- (c) 学校長の判断による場合

学校長は、上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて学校長の判断で臨時休校、早退等の措置を講ずる。ただし、関係者への周知及び保護者への引渡しについては上記の定めによる。

- (イ) 避難

- a 教育委員会事務局長の措置

教育委員会事務局長は、災害が発生するおそれがある場合で、園児及び児童生徒に被災の危険が切迫しているときは、学校長に園児及び児童

生徒の避難の指示を行う。また、学校長に避難先の指示を行う。

b 学校長の措置

学校長は、教職員の誘導によって園児及び児童生徒を校庭等に安全に避難させる。

c 避難先の指示を受けた場合

学校長は、地域住民の協力を求め、教職員の誘導によって園児及び児童生徒を安全に避難させる。

d 学校長の判断による場合

学校長は、上記に定める教育委員会事務局長の指示による措置のほか、災害の状況により学校長の判断で、上記に準じて園児及び児童生徒を安全に避難させる。

e 避難終了の措置

学校長は、避難を完了させた後、必要に応じて保護者に避難先の連絡を行い、園児及び児童生徒を保護者に安全に引き渡す。

(ウ) 被害状況調査並びに復旧

a 教育委員会事務局長は、教育施設の被害状況を調査し、安全点検を実施する。

b 教育委員会事務局長は、応急教育を実施できるよう、被害を受けた教育施設の応急復旧を実施する。

c 整備書類

(a) 教育委員会事務局長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- ・ 学校施設被害状況調
- ・ 被害者名簿

イ 【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 県立の学校において、学校長は火山災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあつては避難確保計画）及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

a 児童生徒等が登校する前の措置

噴火警報、火口周辺警報などの情報収集に努め、休業の措置の判断を行い、休業とする場合は、児童生徒等に周知するとともに、県教育委員会（以下「県教委」という）にその旨連絡する。

b 児童生徒等が在校中の場合の措置

(a) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生じる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。

(b) 市町村長等から避難指示等があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。

(c) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

また、避難状況を県教委に報告するとともに、保護者、当該市町村及び関係機関に連絡する。

c 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

(a) 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

- (b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- (c) 災害の状況及び児童生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。
- (4) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。(県民文化部)

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】 (教育委員会)

- (ア) 学校施設・設備に係る被害状況を調査し、授業実施の具体策をたてる。
- (イ) 被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設被災を免れた近隣の市町村立学校の施設・その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。
- (ウ) 災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。
- (エ) 学校長は、災害が発生した場合、児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に報告する。また、災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足が生じたときは、教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。
- (オ) 災害の状況に応じ、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- (カ) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- (キ) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講じ、授業再開時には必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。
- (ク) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。
- (ケ) 学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

イ 【県が実施する対策】 (県民文化部、教育委員会)

- (ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市教育委員会を指導及び支援する。
 - a 県立学校施設・設備の確保
 - (a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
 - (b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない

施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

c 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡を取り、必要な措置をとる。

(4) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、当該市町村、及び関係機関へ報告又は連絡する。

b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡を取り、その確保に努める。

c 教育活動

(a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡のうえ、臨時休業等適切な措置をとる。

この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については、早急に保護者に連絡する。

(b) 被災した児童生徒等を学校に收容することが可能な場合は、收容して応急の教育を行う。

(c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(d) 授業の再開時には、当該市町村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

d 児童生徒等の健康管理

(a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。

(b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

e 教育施設・設備の点検

(a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。

(b) 施設・設備に被害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

(c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

f 学校給食の確保

(a) 学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡

をとり、必要な措置をとる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など被災者対策に可能な限り協力する。

- (ウ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。
(県民文化部)

3 教科書の供給及び授業料の減免等

(1) 基本方針

市及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

＜教科書等の供与＞

ア 【市が実施する対策】（教育委員会）

- (ア) 所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。
市における調達が困難なときは、松本教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼する。

(イ) 学用品供与対策

住宅が全壊、焼失、流失又は床上浸水を被り、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は棄損し、直ちに入手することができない状態にある児童生徒に対し、学用品を供与する。

(ウ) 実施責任者

教育委員会事務局長は、各学校長の協力を得て小学校、中学校及び学年別に配分計画を作成し、学用品の給付を実施する。

(エ) 供与

- a 児童生徒の継続した就学のため欠くことのできない学用品の給付を次の基準により行う。

(a) 費用の範囲

文部省検定済教科書又は承諾を受けている準教科書の実費

(b) 教材費

教育委員会に届出又は承認を受けている準教科書及びワークブックの実費

(c) 文房具及び通学用品

災害救助法が適用された場合の救助実施要領に準じる。

・ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画用紙、下敷、定規等

・ 通学用品

カバン、かさ、運動靴等

ただし、この品目は例示であり、特に必要があるものについては変更することができる。

(オ) 費用の負担

学用品の供与を実施するため支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県が負担し、その他の場合は市が負担する。

(カ) 学用品の調達

学用品の調達は、教育委員会事務局が実施するが、調達が困難な場合は

県地方部（松本教育事務所）を経由して県（教育委員会）に調達の斡旋を依頼し、又は調達されたものの配分をする。

- (キ) 学用品の支給方法
 - a 市長（本部長）は、災害の状況を調査し、支給計画を作成する。
 - b 学用品の支給は、学校長を通じて支給する。
- (ク) 学用品の支給期間
 - a 教科書
災害発生の日から1ヶ月以内
 - b 文房具及び通学用品
災害発生から15日以内
- (ケ) 被災児童生徒及び教科書等の調査報告
市長は、被災した児童生徒と災害によって失った教科書の状況を次により調査報告する。被災程度の区分は、市災対本部（財政部）で作成した世帯別被害者調査票に基づいて行う。
 - a 教育委員会事務局は災害発生後速やかに児童生徒の被災者名簿を作成する。
被災程度の区分は、市災対本部（財政部）で作成した世帯別被害者調査票に基づいて行う。
 - b 教育委員会事務局は、被災者名簿により被災教科書等を集計し、被災教科書一覧表を作成する。
 - c 市長は、被災者名簿を作成したときは、県地方部（松本教育事務所）を経由し、県本部へ報告する。

イ 【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び、必要に応じ市町村立、国立及び私立の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

＜授業料の減免＞

ア 【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

- (ア) 県立高等学校長は、被災により授業料を納付することが困難な生徒に対し、減免の措置をとる。
- (イ) 県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して学校法人が授業料を減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行う。

＜就学援助＞

ア 【市が実施する対策】（教育委員会）

被災した児童生徒のうち、就学困難な状況の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

イ 【県が実施する対策】（教育委員会）

県教委は、必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援諸学校就学奨励費支弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。

4 学校給食センター（給食施設）被災時における措置

- (1) 学校給食センターが被災した場合は、復旧まで給食を停止する。
- (2) 給食物資、電気、水道等の供給が止まった場合は、復旧まで給食を停止する。
- (3) 給食停止期間中は、学校長と連絡し、児童生徒等に給食を持参させる。

(4) 自校給食の幼稚園及び学校についても、上記に準じた措置を講ずる。

5 学校における災害時の措置

(1) 学校長は、災害時における児童生徒の安全な通学を図るため、次の事項を実施する。

ア 災害の状況を児童生徒に周知徹底する。

イ 災害の状況によって授業を中止し、早退させ、休校措置を講じ登校を停止する。

ウ 安全状況を確認したら直ちに授業を再開する。

エ 通学路の安全な措置を講じ、必要な場合は経路を指定する。

オ 危険場所については、標示して安全を図る。

カ 必要な場合は、町会別に集団登下校をする。

キ 災害時の登下校の身支度については、状況に則して整えるよう十分指導する。

ク 児童生徒の個々の事情をよく把握し、家庭との連絡を密にする。

ケ 上記の措置については、地域住民の協力と理解を求める。

(2) 学校における防災の計画及び組織

学校長は本計画に基づき施設に即した学校防災計画を作成し、次表を基準とした組織を置き児童生徒等の安全及び施設の保護を図る。

火災時の基準

班 名	係 名	編 成	任 務
本 部		校長・教頭・本部付職員2名 ・生徒若干名	1 全体の指揮命令 2 外部との連絡交渉
連絡班	警報係	職員数名	1 本部の状況連絡
	通報係	生徒各学級若干名	2 本部命令の伝達
消火班	消火器係 バケツ係	職員数名 生徒各学級若干名	消火器による消火 バケツによる消火
指導班		職員各学年別若干名 生徒各学級男女各1名	生徒の避難誘導
搬出班		各教室に職員1名～若干名 生徒5名～若干名 図書館は図書部員（男）	物品の搬出及び管理
衛生班		看護教諭 職員1～2名 生徒保健部員	傷病者の応急処理

6 P T Aの協力要請

(1) 災害が発生及び予測されるときは、P T Aの協力を求め、児童生徒等の安全を図る。

ア 協力組織編成基準

班 別	編 成	任 務
本 部	部長 1、副部長若干名、部員	1 全体の指揮命令 2 学校との連絡 3 外部との連絡、交渉
連絡班	班長 1、副班長若干名 班員 各町会に若干名	1 災害（町会の）状況を学校へ連絡 2 学校からの連絡を各家庭へ伝達
誘導班	班長 1、副班長若干名 班員 各町会に若干名	1 児童、生徒の登下校の安全誘導

（参考）

救助法関係様式及び報告先

様 式 名	様式号	担 当 部	報告先	備 考
被災児童生徒名簿		教育委員会事務局	県教育事務所	
救助日報	5 号	教育委員会事務局 （指揮本部経由）	県教育事務所	
学用品の給与状況	1 7 号	教育委員会事務局	県教育事務所	
学用品購入（配分） 計画表	※ その 他様式 3 6 号	教育委員会事務局		教育委員会事務局 保管
被災教科書一覧表		教育委員会事務局		教育委員会事務局 保管

7 社会教育施設における災害時の措置

施設長は、社会教育施設等が被災した場合、利用者の避難誘導を速やかに行い、その安全を図るとともに、被害を最小限に留めるべく必要な措置を講ずる。また、被災状況を把握し施設の点検を行い、必要に応じて地域の緊急避難場所として提供する。

8 指定文化財における災害時の措置

一般公開を行っている指定文化財が被災した場合、指定文化財の所有者又は管理責任者は、観覧者の避難誘導を速やかに行い、その安全を図る。

また、火災・倒壊等が発生した場合は直ちに必要な措置を講じ、被害を最小限にとどめる。被害状況の把握のため指定文化財の所有者となっている場合、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。その場合、建造物、廟所・巨木・山城等火災や倒壊等によって人的被害が発生する可能性の高いものを優先的にパトロールする。

教育委員会事務局は、指定文化財の被害状況がまとまり次第、県と協議のうえ、文化財復旧のための適切な措置を講ずる。

第37節 飼養動物の保護対策

第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

第2 主な活動

被災地域における負傷動物あるいは放浪動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼養に関する相談等を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、被災住民がペットとともに避難所に避難することが予想されるため、指定避難所におけるペットの同行避難の推進及び適正な飼養環境を確保できるよう、助言等の支援を行う。

ペットと過ごす避難所が開設された場合、適正な飼養に関する相談等を行う。

2 実施計画

(1) 【市が実施する計画】（健康福祉部、産業振興部）

ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。

イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他の関係機関との連携の下必要な措置を講じる。

ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における受入れ体制の確認に努め、必要に応じて助言指導を行う。

エ 被災地における飼養動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。

オ 動物愛護及び感染症等のまん防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について、関係団体と連携し、適正な動物飼養に関する相談等を行う。

(2) 【県が実施する計画】

ア 県は、市町村が行う被災地における飼養動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行う。（健康福祉部）

イ 県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材のあつせん等所要の措置をとる。

（健康福祉部、農政部、警察本部）

ウ 特定動物、危険な家畜等が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、市町村、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。（健康福祉部、農政部）

エ 県は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について被災市町村から応援要請があった場合は、関係団体と連携し、適正な動物飼養に関する相談等を行う。（健康福祉部、農政部）

オ 県は状況に応じて「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」に基づく災害時被災動物救護本部を設置する。（健康福祉部）

カ 県は、飼い主とペットの同行避難を円滑に受け入れるために避難所運営指針を必要に応じて見直し、市町村や関係機関と、研修会や総合防災訓練における実施等を通じて、平時より普及啓発と連携を進める。（危機管理部、健康福祉部）

(3) 【飼養動物の飼い主が実施する計画】

ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼養を行う。

第38節 ボランティアの受入れ体制

第1 基本方針

災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズ（要望・困りごと）が発生し、それに迅速・的確に対応することが求められる。

市社協は、災害ボランティアセンターを設置し、事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に市内・県内・全国各地から集まる未登録のボランティア、NPO・NGO、企業等についても、適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

第2 主な活動

- 1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努めるとともに、被災地で支援活動を行っているNPO・ボランティア等と情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。
- 2 市災害ボランティアセンターは、市災害対策本部との連携を密にし、被災者等のニーズに的確に対応することに努める。

第3 活動の内容

- 1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

(1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入れにあたっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、市社協災害ボランティアセンターと協力して円滑な受入れを図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、危機管理部）

- (ア) 被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (イ) 市災害ボランティアセンターが行うボランティアの受入れ、需給調整、現地調査、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- (ウ) 市社協、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体、NPO、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。
- (エ) 災害対策本部にボランティア担当班を設置するとともに、必要に応じて資機材等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。
- (オ) ボランティアが自由に使用できるスペース（活動拠点）を確保する。
- (カ) ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、健康福祉部）

- (ア) 市、防災関係機関と連携し、被災地におけるボランティアニーズの把握

第3章 第38節 ボランティアの受入れ体制

に努めるとともに、幅広い広報伝達手段を使いボランティア情報の提供に努める。

- (イ) ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、現地調査、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- (ウ) 市社協、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体、NPO、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

ウ 【社会福祉協議会が実施する対策】

- (ア) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市災害ボランティアセンター（以下「市センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。

市センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。

- (イ) 市社協は、市と協議の上、市センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行うものとする。

また、必要に応じて、被害が甚大な地域に「災害ボランティアセンターサテライト」を設置し弾力的な活動が行うものとする。

- (ウ) 被災市町村広域圏内の市町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、市町村センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、資機材の調達等の必要な支援を行うものとする。

エ 【広域的災害ボランティア支援団体のネットワークが実施する対策】

- (ア) 被災者のニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。
- (イ) 県及び市町村の災害対策本部との連携のもとに、支援活動に必要な情報共有の場を整備し、支援者間の連絡調整を図る。
- (ウ) 必要に応じて被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

オ 【その他NPO・NGO等が実施する対策】

被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する市町村社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

(1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活

第3章 第38節 ボランティアの受入れ体制

動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携をもとに、ボランティアの支援体制を確立するもの。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する対策】

必要に応じボランティアに対し、活動上の安全確保及び物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。

イ 【社会福祉協議会が実施する対策】

(ア) 県社会福祉協議会は、福祉救護ボランティア活動の連絡調整を行う拠点として福祉救護県本部を設置し、情報の収集・提供を行うとともに、福祉救護現地本部、福祉救護広域本部、行政等関係機関との連絡調整を行う。また、ボランティアの登録・受入れ、コーディネーターの派遣を行うとともに、活動に必要な機材・物資の調達等の支援を行う。

(イ) 被災地の市町村社会福祉協議会は、福祉救援現地本部を設置し、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の要請、派遣先、人員等の調整、買う同に必要な物資の提供等を行う。

(ウ) 被災市町村広域県内の市町村社会福祉協議会は、福祉救援現地本部の活動を支援する前線拠点として福祉救援広域本部を設置し、ボランティアの登録、コーディネーターの派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

ウ 【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

県及び市町村と連携のもとに赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

第39節 義援物資、義援金の受入れ体制

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、市、県は、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努めるものとする。

第2 主な活動

- 1 市、県、日本赤十字長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。
- 2 被災者のニーズを把握し、受け入れを希望するもののリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。
なお、混乱を防ぐために「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。
- 3 義援金の募集及び配分にあたっては、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による災害義援金（配分）委員会（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を引き継ぎ、迅速かつ公正に被災者に配分する。
- 4 各関係機関が受け付けた義援物品については、被災市町村の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

第3 活動の内容

- 1 義援金品の募集、受入
 - (1) 基本方針
義援物資及び義援金の募集に当たっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受け入れを希望するものを十分に把握し情報提供を行う。
 - (2) 実施計画
ア 【市が実施する対策】（健康福祉部）
 - (ア) 担当部局
 - a 義援物資の受付窓口：健康福祉部
(障害福祉課・生活保護課、高齢福祉課)
 - b 義援金の受付総合窓口：健康福祉部
(障害福祉課・生活保護課、高齢福祉課)
 - c 義援金品のパソコン情報提供：健康福祉部
(障害福祉課・生活保護課、高齢福祉課)
 - (イ) 実施計画
 - a 市災害対策本部へ義援金品の受付窓口を設置する。実際の受け入れ業務は災害の規模等に応じて市内11か所ほどに受け入れの窓口を設置し円滑な受け入れ体制を確保する。
 - b 緊急性の高い義援物資が移送困難な状況にあつては、各避難所等での受け入れを行い、市災害対策本部へ可能な限り早く受け入れの報告を行う。
 - c 義援物資を分類し、検収、保管する。（検収は食品等の安全性を確認

第3章 第39節 義援物資、義援金の受入れ体制

し、保管にも必要に応じて温度管理等を実施する。)

＜義援物資等の分類表＞

	種 別	品 名	備 考
1	飲料水、食料品等	飲料水、おにぎり、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、調味料、サラダ油、粉ミルク等	長期保存可能なもの 常温管理可能なものに分類
2	衣類、靴	下着類、シャツ、ズボン、セーター、靴下、長靴、サンダル等	男女、サイズ別に分類
3	寝具類	毛布、布団、枕等	
4	衛生用品類	石けん、ティッシュ、生理用品、タオル、髭剃り、洗剤、歯ブラシ、歯みがき粉等	
5	医薬品	傷薬、胃腸薬、包帯、傷バン等	
6	食器、調理用類	紙皿、割り箸、アルミホイル、ラップ、鍋、フライパン等	使用後洗浄の必要のない工夫が必要
7	情報通信機器	テレビ、ラジオ、パソコン、無線機等	
8	日用品類等	ビニールシート、ロープ、雨具、手袋、ストーブ、ライター等	
9	非常用品類	照明器具、発電機、カセットコンロ、消火器、拡声器、ローソク等	
10	事務用品類	ボールペン、マジック、ノート、模造紙、セロハンテープ、ホッチキス、綴じ紐等	
11	燃料類	石油、ガス、携帯燃料等	
12	義援金	義援金	
13	その他	娯楽用品、嗜好品、大型機械類、自転車等	

d 義援金は金額を確認し、金庫へ保管する。

e 市災害対策本部では分類した義援金品ごとに受入れカードによる台帳を作成し、義援物資はパソコン通信情報としていく。(災害の前にパソコンのデータベースを作成する。)

イ 【県、市（健康福祉部）及び関係機関が実施する対策】

(ア) 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定め

第3章 第39節 義援物資、義援金の受入れ体制

て義援金品の募集を行うものとする。

- (イ) 市、県は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。
 - (ロ) 市、県及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。
 - (エ) 県は、義援物資の保管にあたり、長野県倉庫協会との協定に基づき、保管場所の確保、入出庫管理等を要請する。
- ウ 【住民、企業等が実施する対策】
- (ア) 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮する。
 - (イ) 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

2 義援金品の引継ぎ、需要把握及び配分

(1) 基本方針

県に寄託された義援金は、委員会に確実に引き継ぐとともに、委員会において協議のうえ、迅速かつ公正に配分する。

義援物資については、被災者の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

なお、義援金品は被災者に配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

(2) 実施計画

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に、義援物資は被災市町村に速やかに引き継ぎを行う。

委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分する。

なお、義援金品は被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部）

(ア) 需要把握

a 担当部局

(a) 義援金品の要求把握：健康福祉部

(障害福祉課・生活保護課、高齢福祉課)

(b) 義援物資の数量調節：健康福祉部

(障害福祉課・生活保護課、高齢福祉課)

(c) 義援金の支払い：健康福祉部

(障害福祉課・生活保護課、高齢福祉課)

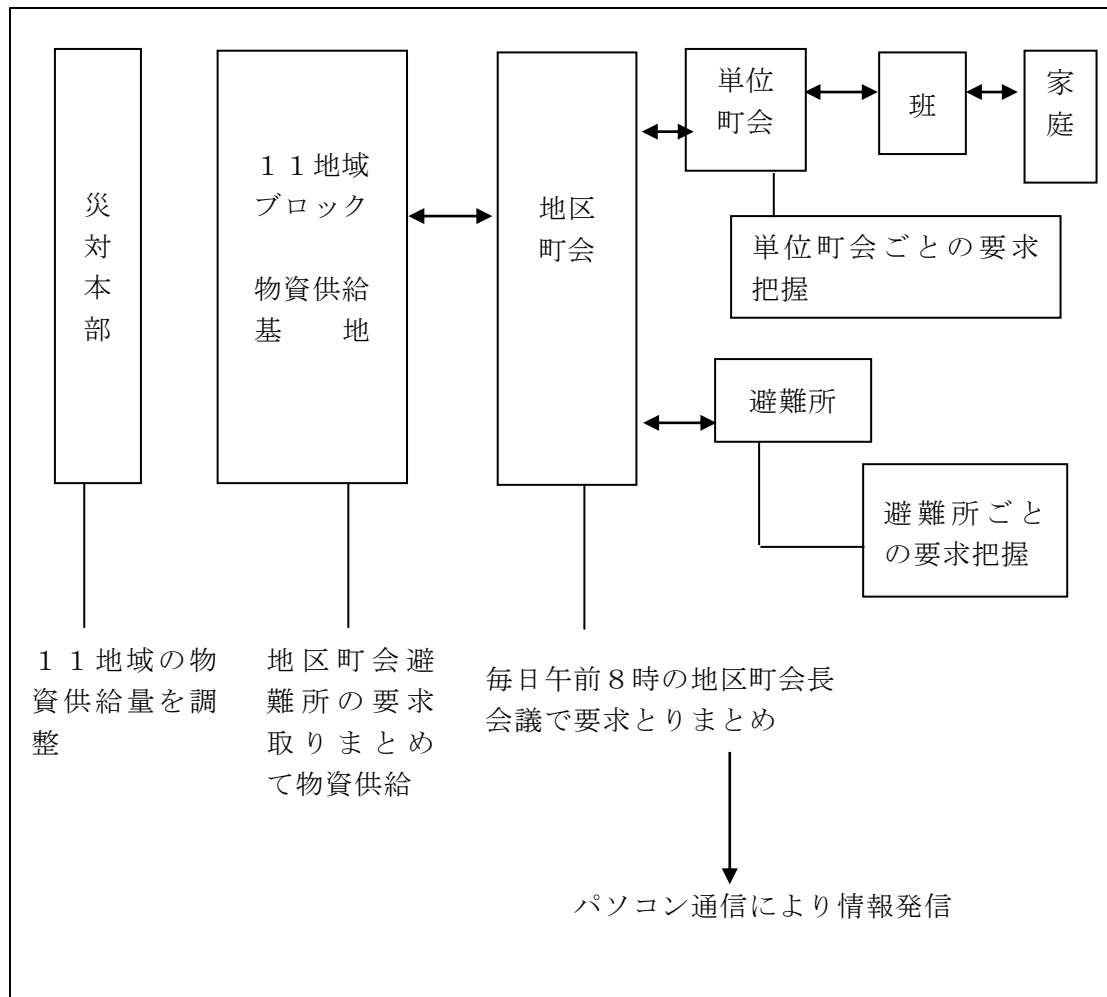
(d) 義援物資要求のパソコン情報提供：健康福祉部

(障害福祉課・生活保護課、高齢福祉課)

(イ) 需要把握計画（健康福祉部）

a 義援物資の要求把握は、地区（35）ごとに、単位町会（489）及び避難所ごとの要求把握を取りまとめる。

＜義援物資の要求把握系統図＞



b 地区町会は、最も基本的な要求集約単位となり、毎日午前8時に地区町会長会議を開いて義援物資の要求を取りまとめる。要求はパソコン通信により情報発信する。

c 地区町会が4～5地区集まった11ブロックが義援物資の供給基地となり、総合指揮本部と物資の調整し、地区町会ごとの要求数量を調整する。

(物資供給基地別表参照)

d 高齢者や障がい者等の要求を重点的に把握する。

e 被災者の認定に基づき、被災の程度に応じ、単位町会を通じて義援金の配分を行う。

(ウ) 義援金品の配分

a 担当部局

(a) 義援物資の配分：健康福祉部

(障害福祉課・生活保護課、高齢福祉課)

(b) 義援金の配分：健康福祉部

(障害福祉課・生活保護課、高齢福祉課)

b 配分計画

(a) 市災害対策本部で数量調整した義援物資を11ブロックの物資供給基地へ搬送する。

(b) 11ブロックの供給基地から各地区町会（避難所を含む）へ搬送

する。

- (c) 各地区町会に集まった義援物資を各单位町会に窓口を配置して配分する。状況により可能であれば各单位町会に梱包して搬送し、単位町会で配分の窓口を設置する。
- (d) 高齢者や障がい者などへは、避難施設へまとめて搬送するか、町会役員やボランティア等が直接届ける。
- (e) 避難所への搬送は、地区町会の供給所から行う。
- (f) 義援金については、単位町会を通じて直接被災者に手渡す。

(別 表)

物資供給基地(11ブロック)の設定

[設置方針]

旧市内は中学校2校単位で6分割とし、新松本市の5地区については、各地区1単位として、それぞれの地域に設置されている施設を使用する。

令和3年10月1日現在		
地 域	地 区	人 口
中心部(丸ノ内中、鎌田中、信明中)	第1地区	1,524
	中央地区	2,276
	白板地区	6,055
	田川地区	3,853
	鎌田地区	19,729
東部(清水中、山辺中)	第2地区	2,489
	第3地区	3,996
	東部地区	3,193
	入山辺地区	1,866
	里山辺地区	11,850
北西部(松島中、高綱中)	島内地区	12,494
	島立地区	6,724
	新村地区	3,187
	和田地区	4,221
北部(女鳥羽中、旭町中)	城北地区	7,849
	安原地区	4,599
	城東地区	3,606
	岡田地区	7,209
	本郷地区	14,254
南西部(菅野中、筑摩野中)	松南地区	5,476
	神林地区	4,832
	笹賀地区	10,639
	芳川地区	17,462
	今井地区	3,790
南東部(開成中、明善中)	庄内地区	14,723
	中山地区	3,211
	寿地区	13,965
	寿台地区	2,781
	松原地区	2,984
	内田地区	2,322
四賀部(四賀支所)	四賀地区	4,196
安曇部(安曇支所)	安曇地区	1,364
奈川部(奈川支所)	奈川地区	626
梓川部(梓川支所)	梓川地区	12,498
波田部(波田支所)	波田地区	15,489
合 計		237,332

第40節 災害救助法の適用

第1 基本方針

市町村単位の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法の適用を検討し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

第2 主な活動

- 1 被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法を適用する。
- 2 市、県はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

第3 活動の内容

1 被害状況の把握

(1) 基本方針

災害救助法を適用すべきか否かを的確に判断し、災害の事態に応じた救助を行うために、迅速かつ正確な被害状況の収集把握を行う。

(2) 活動の内容

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、全庁）

(ア) 市長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに所管の地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

(イ) 市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

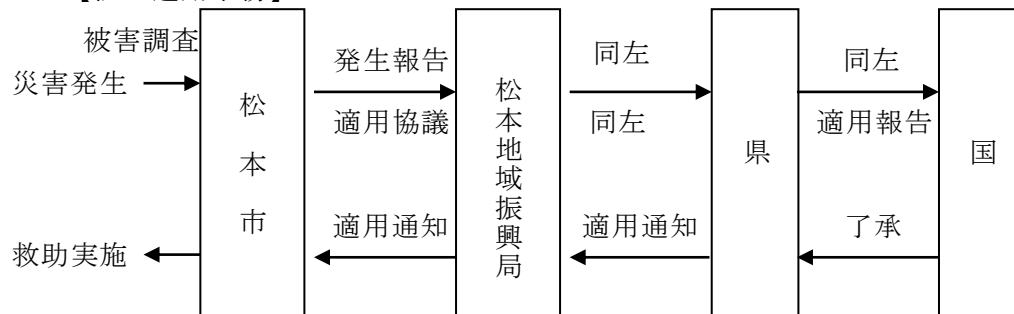
(ア) 地域振興局長は、被害情報を把握し、迅速に危機管理部長へ報告する。

(イ) 危機管理部長は、地域振興局長からの被害報告及びその他被害情報に基づき、災害救助法の適用について検討を行う。

(ウ) 知事は、市町村長からの要請及び被害状況に基づき、災害救助法を適用する。なお、災害救助法を適用した場合は、公示、市町村長への通知等直ちに必要な手続きを行う。

(エ)

【法の適用事務】



2 救助の実施

(1) 基本方針

市・県は、関係機関と協力のうえ、速やかに救助を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（全庁）

(ア) 市長は知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

(イ) 救助の実施は、別表2「災害救助基準」により行う。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 災害救助法による救助は、知事が行う。ただし、市町村が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られると知事が認めた場合は、災害救助法の規定に基づき以下の表のとおり、市町村長に事務の一部を委任する。

なお、市町村に委任する事務について、以下の表によりがたい場合は市町村と協議の上、別に定める。

救助の種類	県が実施する事務	市に委任する事務
避難所の設置	市からの要請による資材調達	その他全て
応急仮設住宅の供与	委任する事務以外全て	募集・維持管理
炊き出しその他による食品の供与	市からの要請による食品の調達	その他全て
飲料水の供給	県管理上水道の受給者への供給	市管理上水道の受給者への供給
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		全て
医療及び助産	DMAT等の救護班による活動	インフルエンザの予防接種等
災害に係った者の救出	全て	
住宅の応急修理	応急修理実施要領の制定	その他全て
埋葬		全て
死体の搜索・処理	全て	
障害物の除去	市からの要請による資材調達	その他全て

(イ) 救助の実施は、「災害救助法施行細則」により行う。

知事は、災害救助法による救助実施のために必要な技術者等が、一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がない場合には、医師、保健師、土木技術者、大工、土木業者等に対し、従事命令等を発令して救助活動を実施する。

ウ 【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社）

(ア) 日本赤十字社長野県支部松本市地区は、知事又は市長の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。

(イ) 知事から委託された「医療及び助産活動」及び「避難所の設置」の業務の実施に努める。

第41節 観光地の孤立災害応急対策及び登山者の安全確保対策

第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、火山災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合、同章第13節「孤立地域対策活動」に定めるほか、被害実態の早期把握と迅速な救急・救出活動の実施、緊急物資の輸送や道路の応急復旧など、観光客の安全の確保について、国、県、市町村、関係機関が連携し対応する。

また、火山噴火時の登山者の安全確保については市及び関係機関が連携して対応する。

第2 主な取組み

- 1 山岳観光地で災害が発生した際には県、市町村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 通信の途絶地域に対しては、緊急用電話の配備を行うほか、職員を派遣する等、通信手段を確保する。
- 3 各機関が連携し、孤立状況や被害実態の早期把握を行う。
- 4 陸上交通の確保が不可能な場合は、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助・救出活動及び輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、観光客の救出や物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。
- 6 火山噴火時の登山者の安全確保に努める。

第3 活動の内容

1 通信手段の確保

(1) 基本方針

N T T回線などの通信網が不通になった場合、情報通信の孤立を解消するため、各機関が連携して早急に応急通信手段の確保を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、総合戦略局）

- (ア) 職員の派遣、衛星携帯電話、携帯電話、地域防災行政無線・消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段を確保する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、警察本部）

- (ア) 電気通信事業者に対し、衛星携帯電話及びポータブル衛星通信システムによる特設公衆電話を開設することについて協力を求める。
- (イ) アマチュア無線による災害時の応援に関する協定に基づき、日本アマチュア無線連盟長野県支部に対して、情報伝達について協力を求める。
- (ウ) 孤立観光地へ警察無線機等を携帯した警察官の派遣を行う。

ウ 【関係機関が実施する対策】（東日本電信電話㈱）

- (ア) 避難場所等に、衛星携帯電話及びポータブル衛星通信システムをヘリコプターにて被災地に搬送し、特設公衆電話を開設する。
- (イ) 小型衛星通信システムによる非常時通信を確保する。

エ 【市民が実施する対策】

使用可能な登山道等の活用により外部との連絡確保に努める。

第3章 第41節 観光地の孤立災害応急対策及び登山者の安全確保対策

2 孤立状況等の早期把握

(1) 基本方針

山岳観光地で災害が発生した際には、応急対策を実施する側から積極的に状況の確認を行い、職員を派遣する等、孤立状況や被害実態を早期に把握する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、文化観光部、総合戦略局）

必要に応じて現地対策本部を設置するとともに、孤立状況及び被害実態について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

市町村における孤立状況を直ちに調査する。

3 救助・救出・避難対策

(1) 基本方針

人命救助を最優先とした活動を行い、引続き孤立観光地からの救出活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、文化観光部、総合戦略局）

(ア) ヘリコプターによる救急搬送が必要な場合は、概要を直ちに県へ速報する。

(イ) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して県に報告する。

(ウ) 傷病者が多い場合は、医師等の現地派遣を要請する。

(エ) 交通事業者に対し観光客の輸送を要請する。

(オ) 災害における広域相互応援協定に基づき県又は他の市町村に対して応援を要請するほか、県に対して自衛隊の派遣要請を行う。

(カ) 必要に応じて避難所の追加指定を行う。

イ 【広域消防局が実施する対策】

(ア) 消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行う。

(イ) 観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

ウ 【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 市町村からの要請に備え、ヘリコプターの出動体制を確立する。

(イ) 市町村に対し、ヘリポート及び要員の確保を指示する。

(ウ) ヘリコプターによる傷病者搬送の場合は、着陸地を所管する市町村と連携し、救急車及び収容先の病院に関する手配について指示をする。

エ 【関係機関が実施する対策】（長野地方気象台）

ヘリコプター等の運用計画を支援する防災気象情報の提供等、「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表する。具体的基準は「風水害対策編第3章第1節 災害直前活動」を参照。

4 物資の搬送等

(1) 基本方針

道路が応急復旧するまでは、孤立観光客等の生活維持のため、中継による陸上

第3章 第41節 観光地の孤立災害応急対策及び登山者の安全確保対策

輸送、空輸等状況に応じた、燃料・食料等の物資輸送対策を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部、危機管理部、環境エネルギー部、文化観光部、総合戦略局）

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

市町村からの要請に基づき、各種ヘリコプター、陸上輸送の手配、調整を行う。

ウ 【関係機関が実施する対策】（中部電力パワーグリッド㈱）

災害の状況に応じ、発電機車を投入するなど早期通電に向けた対策を行う。

エ 【市民が実施する対策】

孤立した山岳観光地においては、食料品等を相互に融通しあい協力する。

5 道路等の応急対策

(1) 基本方針

孤立した観光地に通ずる道路の最低限の交通を確保するほか、観光地内被害の応急対策を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部、環境エネルギー部、危機管理部）

孤立した山岳観光地に通ずる市管理道路の被害状況を早急に把握し、応急対策を行い、まず徒歩による交通を確保する。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

孤立した山岳観光地に通ずる県管理道路の被害状況を早急に把握し、応急対策を行い、まず徒歩による交通を確保する。

ウ 【関係機関が実施する対策】（北陸地方整備局、中部森林管理局）

(ア) 土砂災害等の規模を早急に調査し、関係機関へ情報提供及び応急対策を行う。

(イ) 緊急車両の通行確保や観光客の移動手段として、観光地内の治山運搬道路の開放を行う。

6 登山者の安全確保

(1) 【市が実施する対策】

火山災害の発生時に火山への登山者等が想定される場合は、直ちに情報を登山者等に周知する措置を講ずるとともに、速やかな避難及び下山を支援する。

(2) 【関係機関が実施する対策】

火山災害の発生時に火山への登山者等が想定される場合は、直ちに情報を登山者等に周知する措置を講ずるとともに、速やかな避難及び下山を支援する。

第 4 章

災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進にあたり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方向を早急に決定する。
- 2 復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体への支援を求める。

第3 計画の内容

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針

市・県は、迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移る。

(2) 実施計画

ア 【市（危機管理部、全庁）及び県が実施する対策】

(ア) 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

(イ) 被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

防災関係機関は、市及び県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

ウ 【市民が実施する対策】

市民は市・県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

2 支援体制

(1) 基本方針

復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

【市（危機管理部）及び県が実施する対策】

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興をめざすためには、まず公共施設等の迅速な現状復旧、災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な現状復旧を図る。

第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- 3 被災状況に応じ、他市町村や県からの職員派遣の要請を行なう。

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

(1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。

そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 【市、県及び公共機関が実施する対策】

- (ア) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めると共に、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。
- (イ) 被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (ウ) 地震に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (エ) ライフライン・交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。
- (オ) 他の機関との連携を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。
- (カ) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。
- (キ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- (ク) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うと共に、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。
- (ケ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- (コ) 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握

に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物処理

(1) 基本方針

災害から速やかに復旧して生活を再建するうえでも、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

被災地域の災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、円滑で適切な処理に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）

(ア) 発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）を勘案し、その発生量を推計したうえで、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意する。

- a 適切な分別を行うことにより、可能な限り再生利用等に努める。
- b 復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うように努める。
- c 環境汚染の予防、市民、作業者の健康管理、安全と衛生の確保のため適切な措置を講ずる。

(イ) 応援体制

収集・処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づき、県を通じて広域支援要請を行うとともに、応援協定に基づき締結先市町村等から応援を求める。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 災害発生後、速やかに災害廃棄物の発生量、処理見込等の把握のための活動を行う。
- (イ) 市町村等の広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により、被災市町村、近隣市町村のみでは、処理が困難と認められるときは、他の都県等に対して支援を要請する。

3 職員派遣

(1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、全庁）

(ア) 被災市町村の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、市は県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行なうものとする。

第4章 第2節 迅速な現状復旧の進め方

- (イ) 被災市町村から要請を受けたときは、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣するものとする。

イ 【県が実施する対策】

被災市町村から、災害復旧にあたり、職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。

第3節 計画的な復興

第1 基本方針

大規模な火山災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、市民の理解を求めながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑、及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施

第3 計画の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び都市基盤の改革を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するための復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び県、国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総合戦略局、危機管理部）

関係機関との連携及び県との調整を行うと共に、市民の理解を得ながら迅速かつ的確に、市における復興計画を作成する。

イ 【県が実施する計画】

被災市町村、関係機関等との連携及び国との調整を行うと共に、市民の理解を得ながら迅速かつ的確に、被災地域を包括する復興計画を作成する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

市、県と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

2 防災まちづくり

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは、現在の市民のみならず将来の市民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを、市民の理解を得ながら実施する。

(2) 実施計画

ア 【市(建設部、危機管理部、全庁)及び県が実施する計画】

- (ア) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整備事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。その際、被災市街地復興特別措置法等を活用すると共に、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努める。

また、地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努めることとする。

- (イ) 防災まちづくりにあたっては、必要に応じ、次の事項を目標とする。

- a 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、空港等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- b 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
- c 耐震性貯水槽の設置等
- d ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

- (ウ) 前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意する。

- a 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、市民に対して十分説明し、理解と協力を得よう努める。
- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図りながら実施する。
- c 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。
- d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、予め定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。
- e 市民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、市民が主役となるまちづくりを行う。

- (エ) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

- (オ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

市、県等と連携を図り、整合性のある事業を実施する。

ウ 【市民が実施する計画】

災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちは勿論、子供たちを始めとする将来のまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力に努める。

第4節 資金計画

第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うために必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 市及び県は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。
- 2 関東財務局長野財務事務所は、必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行う。

第3 活動の内容

- 1 市の資金計画（財政部）

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。

 - (1) 地方債
歳入欠かん等債、災害対策事業債、災害復旧事業債
 - (2) 地方交付税
普通交付税の繰上交付、特別交付税
 - (3) 一時借入金
災害応急融資
- 2 県の資金計画
 - (1) 災害復旧経費の資金需要の把握のため、災害応急対策はもちろん災害復旧事業を行うにあたって必要な資金を迅速に調達し、掌握する措置を講ずる。
 - (2) 歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。
 - (3) 地方交付税の繰上交付を国へ要請する。
 - (4) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係資金を確保する。
- 3 市、県の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置
関東財務局長野財務事務所は、市、県等の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行う。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

第1 基本方針

災害を受けた市民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救護措置を講ずることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅等への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続き等を実施する。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し、適時適切な金融上の措置を行う。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置等を行う。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を行う。
- 10 被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者等台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

第3 活動の内容

1 住宅対策

(1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅等への優先入居の措置を講ずる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部、財政部）

(ア) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な災証明書の発行を行うものとする。

(イ) 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3

第4章 第5節 被災者等の生活再建等の支援

割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行うものとする。

(ウ) 既存市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。

(エ) 市営住宅等への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅等への優先入居の措置を講ずるものとする。

(オ) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅融資等について、臨時相談窓口の開設等の住宅相談を協力して行うとともに、一定の規模による災害により住宅金融支援機構及び民間金融機関の災害復興住宅資金融資を受けた者に対して、利子相当額の一部を助成する。

(イ) 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅を建設する。

(ウ) 既存県営住宅の再建

既存県営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

(エ) 県営住宅等への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、県営住宅等への優先入居の措置を講ずる。

(オ) 被害情報把握のための技術的支援（危機管理部、建設部）

被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は支援を行う。

調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。

(カ) 災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。

2 被災者生活再建支援法等による復興

(1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。被災者生活再建支援法が適用されない災害の場合、松本市被災者生活再建支援制度の適用の可否を判断し、被災者の生活再建の支援を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（住民自治局）

第4章 第5節 被災者等の生活再建等の支援

- (ア) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。
- (イ) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度及び松本市被災者生活再建支援制度の周知を行う。
- (ウ) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。
- (エ) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。
- (オ) 松本市被災者生活再建支援制度適用の場合は被災者世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、被災世帯へ支援金支給を行うとともに、県へ補助金交付申請を行う。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 地域振興局長は、本章第2節に基づく住宅被害情報を把握し、迅速に危機管理部長へ報告する。
- (イ) 知事は、住宅被害報告に基づき、被災者生活再建支援法を適用する。なお、被災者生活再建支援法を適用した場合は、公示、内閣府への報告等必要な手続きを行う。
- (ウ) 市町村から提出された被災世帯からの申請書類等を確認・点検し、被災者生活再建支援法人へ提出する。
- (エ) 支援金の支給事務は、議会の議決を得て、被災者生活再建支援法人へ全部委託する。
- (オ) 松本市被災者生活再建支援制度適用の場合は、信州被災者生活再建支援制度に基づき、費用の一部を負担する。

ウ 【被災者生活再建支援法人が実施する対策】

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支援金の支給事務を行う。

3 生活福祉資金の貸付

(1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金の貸付を行う。

(2) 実施計画

ア 【市、県が実施する対策】（市：健康福祉部 県：健康福祉部）

市及び県は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講じる。

イ 【県社会福祉協議会が実施する対策】

県社会福祉協議会は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生・児童委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金等の貸付を行う。なお、必要に応じて据置期間の延長等資金貸付条件の緩和措置を講じる。

4 被災者の労働対策

(1) 基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（産業振興部）

災害により離職を余儀なくされた者の再就職を支援するため、ハローワーク

第4章 第5節 被災者等の生活再建等の支援

の行う臨時職業相談窓口、巡回職業相談及び職業転換給付金制度等の周知、活用促進を図るための措置を講ずる。

イ 【県が実施する対策】（産業労働部）

(ア) 労働相談

労政事務所は、災害により生ずる労働問題に関する相談に対応するため被災地における巡回労働相談所等の措置を講ずる。

(イ) 災害により離職を余儀なくされた者に対する措置

長野労働局、ハローワーク及び関係市町村等と連携しながら、合同就職面接会の開催、職業訓練等による再就職の促進を行う。

(ウ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用するとされた激甚災害であって、職業訓練の受講者が当該災害による離職者等である場合には、国と連携し、訓練手当の支給、受講料の免除等の措置を行う。

ウ 【長野労働局が実施する対策】

(ア) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職へのあっせんを行う。

(イ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、同条の定めるところにより基本手当を支給する。

(ウ) 労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設する。

(エ) 災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合は、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置を講じる。

(オ) 労災保険給付に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。

5 生活保護

(1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

(2) 実施計画

福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部）

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ、生活、住宅、教育、医療、生業等の扶助を行い、その最低限度の生活を保障し、生活再建を支援する。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。

第4章 第5節 被災者等の生活再建等の支援

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（住民自治局）

(ア) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

松本市災害弔慰金の支給に関する条例の規定に基づき、一定の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、また、災害により精神又は身体に1級程度の障害を受けた市民に対して災害障害見舞金を支給する。

(イ) 災害見舞金の交付

災害によって住家又は人的被害を受けた世帯又は遺族に対して災害見舞金を交付する。

(ウ) 災害援護資金の貸付

松本市災害弔慰金の支給に関する条例の規定に基づき、災害救助法が適用される災害により、一定の負傷・住居の被害を受けた制限所得以内の世帯に対して災害援護資金を貸付ける。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

県は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、一定の災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金及び災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金に要する費用の一部を負担する。

(イ) 災害援護資金の貸付

県は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害救助法が適用される災害により被害等を受けた世帯に対し、災害援護資金の貸付を行った場合この貸付に要する費用の貸付を行う。

(ウ) 災害見舞金の交付

県は、災害によって住家又は人的被害を被った世帯又は遺族に対して見舞金を交付する。

7 被災者に対する金融上の措置

現地における災害の実情、貸金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置を行う。

(1) 【市が実施する対策】（財政部）

被災者に対する金融上の措置等について適切な指導助言

(2) 【関東財務局及び日本銀行が実施する対策】

関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）は、被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し、次の措置を講じるよう指導する。

ア 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置

イ 預貯金の払い戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、預貯金払戻しの利便を図ること。

ウ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等適宜の措置をとること。

エ 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

第4章 第5節 被災者等の生活再建等の支援

オ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置を講ずること。

8 租税の徴収猶予及び減免

(1) 基本方針

災害による被災者の納入すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（財政部）

(ア) 市税の減免等の措置

a 期限の延長

地方税法及び市条例に基づく申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関し、地域、期日等を指定して当該期限を延長する。

b 市税の減免

地方税法及び市条例により、災害被害者の市税について、被害の状況に応じて減免措置を講ずる。

c 徴収猶予

地方税法に基づき、市長が市税の納付又は納入ができないと認めるときは、納税者の申請によりその徴収を猶予する。

(イ) 国、県税の減免措置の周知

国、県税の期限の延長、減免及び徴収猶予について、関係機関と連携して周知を図る。

イ 【県が実施する対策】（総務部）

災害の状況に応じて、県税について次の措置を講ずる。

(ア) 期限の延長

次に掲げる災害の区分に応じ、当該区分に掲げるところにより、地方税法又は県税条例に基づく、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。

a 災害救助法が適用される災害

知事が必要と認めるときは、地域及び期日を指定して期限を延長する。

b その他の災害

知事又は地域振興局長が必要と認めるときは、納税者の申請により、地域及び期日を指定して期限を延長する。

(イ) 徴収猶予

知事又は地域振興局長が県税の納付又は納入ができないと認めるときは、納税者の申請により、その徴収を猶予する。

(ウ) 減免等

知事又は地域振興局長が県税の減免が必要と認めるときは、納税者の申請により、減免を行う。

9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

(1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部）

国民健康保険証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険税の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険税の減免、徴収猶予等の措置を講ずると共に、関係団体への協力要請を行う。

イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）

県は、市町村と連携を図り情報収集に努めるとともに、必要に応じて、国（厚生労働省）及び関係機関と連絡・調整を行う。

ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 厚生労働省関東信越厚生局長野事務所は、健康保険被保険者証再交付業務などを迅速に処理するほか、健康保険被保険者証提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。

1 0 り災証明書交付の交付

(1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早急に実施するため、遅滞なく災証明書の交付を行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（財政部、広域消防局）

災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

1 1 被災者台帳の作成

(1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の積極的な作成および活用を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】

- (ア) 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- (イ) 県が災害救助法に基づき被災者の救助を行なったときは、県に、被災者台帳の作成に必要な被災者に関する情報提供を要請する。

イ 【県が実施する対策】

災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

1 2 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（関係部局）

- (ア) 市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (イ) 市民に対し、テレビ、ラジオ、新聞、掲示板、広報誌等を活用し、広報を行う。
- (ウ) 報道機関に対し、発表を行う。
- (エ) 市の要請に基づき長野県行政書士会は被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（行政書士業務相談）を相互に協力して実施する。

イ 【県が実施する対策】（総務部、危機管理部）

- (ア) 知事は、被災者の生活確保を図るため必要があると認めるときは、地域振興局長に命じて被災者相談所（以下「相談所」という。）を設置する。
- (イ) 相談所の所長は地域振興局長とし、相談員は関係現地機関の職員があたるものとする。ただし、災害の規模等により地域振興局長から知事に要請があった場合は、知事は、本庁の職員を派遣することができる。
- (ウ) 相談所は、原則として地域振興局に置くが、災害の状況により被災市町村の区域内に置くことができる。
- (エ) 地域振興局長は、相談所を設置したときは、その旨を知事に報告及び関係市町村に通知し、被災者に徹底させるよう努める。
- (オ) 県は、住民に対し、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等を活用し、要配慮者にも配慮した適切な手段で広報を行う。
- (カ) 県は、報道機関に対し、発表を行う。

ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 必要に応じそれぞれの業務について相談窓口を設置する。
- (イ) それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し広報を行う。
- (ウ) 報道機関に対し、発表を行う。

第6節 被災中小企業等の復興

第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置をとるものとする。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

第3 活動の内容

- 1 被害農林漁事業者等に対する支援

(1) 基本方針

農林漁業関係施設などの早期復旧により、被害農林漁業者等の経営安定を図るため、次により支援する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（産業振興部）

（ア） 天災資金

「天災による被災農林水産業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」に基づき、政令で指定する災害によって損失を受けた被災農林漁業者等に対して金融機関が次の資金を融資する体制を整える。

- a 被災農林漁業者の経営安定に必要な資金
- b 被災農林漁業組合等の事業運営資金

（イ） 日本政策金融公庫資金

「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、日本政策金融公庫が被災農林漁業者等に対し、次の資金を融資することを情報提供する。

- a 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金
- b 被災農林漁業者の経営再建等に必要な資金
- c 復旧造林、樹苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金
- d 被害農林漁業者の農林漁業施設復旧に必要な資金
- e 共同利用施設の災害復旧に必要な資金

（ウ） 農業災害資金

「松本市農作物災害利子補給金交付要綱」及び「松本市農作物等災害対策事業補助金交付要綱」に基づき、被災農業者の行う災害復旧事業等に対し必要な資金の補助を行い支援する。

イ 【県が実施する対策】（農政部、林務部）

（ア） 次に掲げる制度資金の需要等の把握など効率的な運用。

- a 天災資金
- b 日本政策金融公庫資金
- c 農業災害資金

（イ） 市町村、日本政策金融公庫等を通じ、（ア）に掲げる資金も含め利活用できる資金について被害農業者への周知徹底

- (ウ) 「農業保険法」に基づき、農業共済組合が行う農業保険事業を円滑に実施し、災害その他の不慮の事故によって農業者が受ける損失を補填する共済の事業並びに農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業により、農業経営の安定が図られるよう、農業保険業務の迅速適正化について指導を行う。

2 被災中小企業者に対する支援

(1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の斡旋等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（産業振興部）

- (ア) 次にあげる市の各種制度資金の融資を斡旋する。
 - a 運転資金（融資）
 - b 小規模事業資金（融資）
 - c 設備近代化資金（融資）
 - d 共同化資金（融資）
 - e 景気変動対策資金（融資）
 - f 勤労者資金融資（融資）
- (イ) 商工会議所、中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について被災中小企業者に対し、周知徹底を図る。
- (ウ) 政府系金融機関等の市内支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。
- (エ) 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続きに際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。
- (オ) 商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催すると共に、事業の復旧に関する相談体制を整備する。

イ 【県が実施する対策】（産業労働部）

- (ア) 次の制度金融の効果的な運用を図る。
 - 中小企業融資制度資金（融資）
- (イ) 市町村、中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。
- (ウ) 被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。
- (エ) 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続きに際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。
- (オ) 商工会議所、商工会及び市町村と連携し被災中小企業の復旧に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備するとともに、商工機関による連絡会議を必要に応じて開催する。

第 5 章

継続災害への対応方針

火山噴火等が長期化する場合には、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じて作成するものとする。
以下は、災害が長期化した場合に講ずべき対策の指針である。

第1節 避難対策

第1 基本方針

通常の一過性の災害とは異なり、火山災害においては、火山活動が長期にわたり土石流等が、反復する継続的災害となる場合も考えられる。その場合長期間にわたって、災害と「つきあっていく」ための情報伝達、避難等のための体制が必要となる。

第2 主な活動

- 1 火山現象に関する情報の伝達体制を整備し、避難誘導體制を強化する。
- 2 土石流等の長期的な反復の可能性のある場合は一時的な避難施設を建設する。

第3 取組みの内容

1 情報伝達体制の整備及び避難誘導體制の強化

(1) 基本方針

災害の長期化が予想される場合には、災害発生等の情報の伝達を迅速かつ的確なものとし避難誘導に活かせる体制を整備して災害に備える必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市、県及び関係機関が協力して実施すべき対策】（危機管理部）

災害の長期化が予想される場合には、市、県、関係機関は互いに協力しあって観測所等の観測情報、災害発生の情報等が関係機関や住民にいち早く伝達され、住民が迅速に避難でき、又、現場で応急対策を行っている防災関係業務の従事者等が、避難できるようなソフト面、ハード面の整備を行う必要がある。

イ 【市及び広域消防局が実施する対策】（危機管理部、広域消防局）

市及び広域消防局は、避難指示等の発令基準の設定、住民への通報体制の整備、避難誘導體制の整備、警戒区域の設定等を行うものとする。

ウ 【県が実施する対策】

(ア) 監視体制の確立及び避難誘導體制の強化のために高感度カメラ、赤外線カメラ等の設置により、映像情報を通信できるよう体制の整備を図る。

(イ) 市に対して情報伝達体制の整備、避難誘導體制の強化のため必要な指導を行う。

2 一時的な避難施設の建設

市及び県は、土石流、火砕流等が長期間反復して起こる場合は、火山活動の活発化、降水等により被害が予想される場合等に、一時的に住民等が避難できる施設を建設するものとする。

第2節 安全確保対策

第1 基本方針

雲仙普賢岳の噴火に見られたように火山活動は、一度本格化すると長期化する可能性が高い。また、いつ沈静化するかの予測は難しく根気強い監視が必要である。本市には、焼岳、アカンダナ山という活火山を抱えており、それら火山の活動活発化に備え監視体制を整える必要がある。

また、災害が長期化した場合には、住民の生活を確保するため、応急仮設住宅等の建設をする。場合によっては、災害が継続中であっても将来の復興を考慮に入れた応急活動を実施する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 監視施設の整備を推進し、安全確保に対しの確な情報を得るよう監視体制を整備する必要がある。
- 2 住民生活を確保するため必要に応じて、応急仮設住宅等を建設する。
- 3 将来の復興を考慮に入れた計画的な応急対策を実施する必要がある。

第3 取組みの内容

- 1 火山泥流、土石流等の安全確保対策
 - (1) 基本方針
監視施設等より得る情報を早急かつ的確に処理し、警戒避難に関する情報を提供する。活動の状況を見て可能な対策工事を実施する。
 - (2) 実施計画
 - ア 【市が実施すべき対策】（危機管理部）
火山活動の情報を伝え、的確な警戒避難体制を敷くための体制を整備するものとする。
 - イ 【県が実施すべき対策】（建設部）
 - (イ) 火山の活動状況、危険区域等の情報を各機関に早急に提供するための監視体制の整備を図る。
 - (イ) 活動の状況を見て可能な対策工事を実施する。
- 2 応急仮設住宅、災害公営住宅の建設等
 - (1) 基本方針
災害が長期化した場合には、住民の生活を確保するため、必要に応じて応急仮設住宅、災害公営住宅の建設等をする。
 - (2) 実施計画
 - ア 【市及び県が実施すべき対策】
 - (イ) 応急仮設住宅
 - a 市が実施すべき対策（建設部）
 - (a) 災害救助法が適用された場合
 - ・ 県に対し、市公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、市長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。
 - ・ 知事の受任を受けて、市長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維

持管理を行う。

- ・ 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。
- (b) 災害救助法が適用されない場合
 - ・ 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。
 - ・ 建設用地を確保する。ただし、私有地については、(a)のただし書きに留意する。
 - ・ 応急仮設住宅の設計を行う。
 - ・ 建設業者との請負契約を行う。
 - ・ 工事監理、竣工検査を行う。
 - ・ 入居者の決定には、高齢者、障がい者等の優先的入居に配慮する。
 - ・ 応急仮設住宅の維持管理を行う。

b 県が実施すべき対策

- (a) 応急仮設住宅の設置戸数、市町村長から要請のあったとき、原則として全焼、全壊、又は流出戸数の3割以内で決定する。
(危機管理部、建設部)
- (b) 建設用地は、県有地又は市町村が提供する敷地等から選定する。
(危機管理部、建設部)
- (c) 応急仮設住宅の設計を行う。
(建設部)
- (d) 社団法人プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会へ協力を要請する。
(建設部)
- (e) 建設業者と賃貸借契約を行う。
(建設部)
- (f) 工事監理、竣工検査を行う。
(建設部)
- (g) 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。
(危機管理部)
- (h) 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。
(危機管理部)

(イ) 災害公営住宅

被災地域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅を建設する。

(ウ) 既存公営住宅の再建

既存公営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

3 将来の復興を考慮した対策

継続的な災害の場合には、災害が継続中であっても、必要に応じて復興のための措置を実施する必要がある、応急活動と復旧活動を同時に行わなければならない場合もある。市及び県は、連携を取りあって、応急活動の段階から、将来の災害に強いまちづくりを視野に入れた、応急活動が、復興の第一歩となるような対策を講じる必要がある。

第3節 被災者の生活支援対策

第1 基本方針

火山災害が長期化した場合、地域に経済的、社会的に重大な影響を与えることが予想される。

一日も早い地域の復興のためには、場合によっては、災害が継続中であっても、安全性に配慮しつつ被災者の生活再建のための支援や、被災した施設の復旧等の復興へ向けた措置を実施する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 被害継続中における生活支援等の被災者支援策を実施する。
- 2 被災施設の復旧等の復興を図る措置を実施する。

第3 取組みの内容

1 生活支援等の被災者支援策

(1) 基本方針

災害が長期化した場合、被災者は職場そのものを失ったり、事業の再開の見通しが立たない、農地の荒廃により農業の継続が困難になる等、生活のための収入の道をたたれ、生活再建が困難となる場合も予想され、被災者の生活再建のためには、積極的な支援策が必要となる。

(2) 実施計画

【市（産業振興部）及び県が関係機関の協力を得て実施すべき対策】

災害が長期化し、被災者の生活の再建が困難となった場合、被災者の生活支援のため以下のような支援策について検討を要する。

- ア 生活安定のための支援（生活資金の貸付等）
- イ 住宅の確保（住宅再建時の助成及び資金の融資）
- ウ 事業の維持、再建への支援（金融対策、移転再開経費等の援助等）
- エ 再就職と雇用の安定（職業訓練、就職奨励）

2 被災施設の復旧等復興を図る措置

災害の長期化により、地域社会に重大な影響が及ぶ場合、災害継続中においても被災した施設の復旧にとどまらず、被災地域全体の復興のための措置の実施が必要となる。

被害が広範囲にわたり地域社会に重大な影響を及ぼしている場合、市及び県は関係機関の協力を得て地域の特性、災害の特性を考慮した上で、地域全体の復興のための総合的広域的な対策を講じる必要がある。

また、その施設が被災した場合、災害継続中であっても、火山活動の状況を踏まえつつ、できる限り安全な場所に同等の機能を果たす施設の再建を行う。

原子力災害対策編

第1章 総 則

第1節 計画策定の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、市、県、防災関係機関、原子力事業者が取るべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災対策を推進し、市民の不安を解消するとともに、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- 2 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。
- 3 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- 4 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- 5 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- 6 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。
- 7 「要配慮者」とは、高齢者、障害者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

第3 計画の対象とする災害

長野県内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5km）」及び「緊急防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径30km 圏内）」にも本市域は含まれていないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、本市において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるとき、また、核燃料物質等輸送中の事故を想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第2節 防災の基本方針

本市は、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所及び北陸電力株式会社志賀原子力発電所からは約150キロメートル、中部電力株式会社浜岡原子力発電所からは約180キロメートルと、三方をほぼ同距離で原子力発電所が位置している状況であるが、原子力発電所の事故により、万一放射性物質が松本市に及んだ場合の対策を進めるため、市等がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災対策の遂行によって、市民の不安を解消するとともに、市民の生命、身体及び財産を保護することを基本とする。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と

処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 松本市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 長野県

県では、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

4 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市及び県が特に原子力災害対策として処理すべき事務又は業務

- (1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (2) 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。（県）
- (3) 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。（県）
- (4) 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。（県）
- (5) 市民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。

第1章 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

- (6) 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関する事。
- (7) 健康被害の防止に関する事。
- (8) 飲料水、飲食物の摂取制限に関する事。
- (9) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関する事。
- (10) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関する事。
- (11) 消防本部の放射線対応能力の向上に関する事。（県）
- (12) 汚染物質の除去等に関する事。
- (13) その他原子力防災に関する事。

2 原子力事業者各々が処理すべき事務又は業務

（東京電力ホールディングス（株）、中部電力（株）等）

- (1) 原子力施設の防災管理に関する事。
- (2) 従業員等に対する教育、訓練に関する事。
- (3) 関係機関に対する情報の提供に関する事。
- (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事。
- (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事。
- (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事。
- (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事。
- (8) 汚染物質の除去に関する事。

第2章 災害に対する備え

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、関係市町村、原子力事業者が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備する。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

第1 県との連携（危機管理部）

市は、原子力災害に対して万全を期すため、県との連携を密にし、国、関係市町村、所在県、原子力事業者、その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。その際、消防機関との連携も含め、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

第2 事故・異常時の情報収集等（危機管理部）

市は、県を通じて関係省庁（内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省、消防庁等）、所在県、原子力事業者から、事故・異常発生時にはその情報を入手することとし、必要に応じて、災害広報等を実施する。

第3 機動的な情報収集（危機管理部）

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県及び関係市町村等と協力し、必要に応じ、車両及び移動系防災行政無線・衛星携帯電話・アマチュア無線などの移動通信系機器を活用した情報収集体制の整備を図る。

第4 モニタリング測定・情報の収集等（関係部局）

- 1 市は、国が常時観測している放射線モニタリング情報や市独自の放射線モニタリング情報により、平常時の放射線量の情報を収集するとともに、原子力事業所における災害に伴う異常値等を確認したときは、迅速な応急活動が行えるよう測定・情報収集体制を整備する。
- 2 市は、次に掲げる放射線モニタリングを行い、放射線量等の情報を収集する。
 - (1) 市内各所で空間放射線量の測定
 - (2) 市内給食センターにおいて食材の測定
 - (3) 市内の簡易水道・水道水及び地下水の測定
 - (4) 市内小学校校庭等の土壌の測定
 - (5) 下水道浄化センターや農業集落排水処理施設の下水道汚泥の測定

第2節 災害応急体制の整備

第1 対策本部体制等の整備（危機管理部）

1 応急対策活動のために必要な体制

市は、原子力事業所において、特定事象や原子力緊急事態が発生した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡や応急対策が行えるよう必要な体制を整備する。また、体制の確立についてのマニュアルを作成するとともに、関係職員への周知徹底を図る。

2 災害対策本部体制

(1) 原子力災害対策本部の設置

(2) 松本市災害対策本部の設置

3 原子力災害と地震等の災害とが同時に発生した場合の体制

原子力災害の発生と同時に、本市において、地震、風水害等の大規模自然災害が発生し、災害対策本部が設置される場合は、要員の追加など災害対策本部の体制を強化する。

第3節 防護対策への備え

第1 安定ヨウ素剤の備蓄（危機管理部、健康福祉部）

1 基本方針

原子力災害で放出される放射性ヨウ素は、人が吸入し、身体に取り込むと、甲状腺に集積するため、被ばくによる甲状腺がん等が発生する可能性がある。この被ばくに対して、安定ヨウ素剤を予防的に服用すれば、放射性ヨウ素の甲状腺への集積を防ぐことができ、特に子どもの甲状腺発癌の危険度を低減・阻止する効果があるとされるため、あらかじめ安定ヨウ素剤を備蓄する。

2 備蓄内容

(1) 備蓄量

ア 市民のうち40歳未満及び妊婦の者 約11万人分

イ 市内滞留者（学生、就業者、観光客、避難者等）のうち40歳未満及び妊婦の者 約2万人分

(2) 備蓄場所

松本市内の小学校 28か所 松本本薬剤師会が所管する薬局等 4か所

なお、詳細な備蓄場所、配布場所、配布方法は「松本市災害時医療救護活動マニュアル原子力災害編」で定める。

第2 避難への備え（危機管理部）

市は、広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行い、相互応援協定の締結や市民の避難輸送対策を定めるほか、放射線の防護効果の高いコンクリート建家を原子力災害用の退避所又は指定避難所として確保する。

第4節 市民等への情報伝達体制の整備

第1 情報伝達手段の整備等（危機管理部、総合戦略局）

市は、移動系防災行政無線、同報系防災行政無線、衛星携帯電話、市ホームページ、SNS、消防団などによる広報、電話連絡、マスコミ等の協力など、要配慮者にも配慮した多様な手段による情報伝達体制の整備を行う。

第2 市民相談窓口の準備（危機管理部、健康福祉部）

市は、県及び防災関係機関と連携し、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口設置のための体制を整備する。

また、原子力災害時の相談内容は、心身の健康相談、飲食物の摂取制限に関する相談などが想定されることから、県及び医療機関との連携体制を整えとともに、原子力防災に関する研修を受けた職員を担当させるなどの対策を講じる。

第5節 防災知識の普及・訓練等

第1 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及・啓発及び教育

（危機管理部、教育委員会）

1 広報活動

市は、県をはじめとした防災関係機関と協力して、市民等に対し次に掲げる事項について広報活動を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響、安定ヨウ素剤の効果など放射線防護に関すること。
- (5) 本計画や各マニュアルに定めること。

2 教育

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、各種教育の機会を通じて知識の普及と啓発を行う。

特に、小中学校や公民館等の教育機関では、平常時から原子力災害や放射能に関する教育や講座の充実に努める。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者に十分配慮する。

第2 防災業務職員等に対する研修（危機管理部）

1 職員研修

市は、原子力対策を円滑に実施するため、次に掲げる事項について、職員等に対する職場研修による知識の修得を図る。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。

- (5) 緊急被ばく医療に関すること。
- (6) 緊急時に市や国・県等が講じる対策の内容
- (7) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (8) その他緊急時対応に関すること。

2 専門研修への参加

防災業務関係職員及び松本市立病院をはじめとする医療者は関係省庁、指定公共機関等が実施する原子力防災並びに緊急被ばく医療に関する研修へ積極的に参加する。

第3 防災訓練の実施（危機管理部、健康福祉部）

市は、県及び防災関係機関と協力し、情報収集、広報などの訓練を計画し、本計画やマニュアルの実践に努める。なお、訓練を計画する際には、経済産業省及び所在県が原災法や地域防災計画に基づき所在原子力発電所において企画・実施する総合的な防災訓練を参考する。

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

原子力事業所の事故等により、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、市民の生命、身体、財産を保護するため、市、県、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2節 情報の収集・連絡活動

第1 情報の収集及び連絡体制の整備

1 市が実施する活動

(1) 特定事象発生情報等の収集（危機管理部、環境エネルギー部）

ア 原子力事業所で特定事象、原子力緊急事態が発生した場合、県等から事故の発生状況、放射線量の測定状況及び拡散予測、防護措置等の情報を入手する。

イ 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）から放射線物質の拡散予測等の情報を入手する。

(2) 対策の協議（危機管理部）

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況と併せて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県及び市が行う応急対策について協議する。

2 県が実施する活動

(1) 新潟県、静岡県等に立地する原子力発電所で警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。）又は全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）が発生した場合、県では、国、所在県、隣接県及び原子力事業者に対し情報の提供を求め、又は必要に応じて所在県、オフサイトセンター等に職員を派遣するなど自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県内への影響を把握する。収集した情報は、必要に応じて随時市町村、防災関係機関に連絡する。

（危機管理部、環境部）

(2) 警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合、県では速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。（危機管理部）

(3) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、県及び当該区域にかかる市町村は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応

急対策活動の状況を把握するとともに、県及び市町村が行う応急対策について協議する。

(危機管理部)

- (4) 県では東京電力ホールディングス株式会社及び中部電力株式会社と通報連絡に関しての覚書を締結しており、原子力事業所内で事故等が発生した場合、両社から通報された内容を市及び消防局等関係機関へ通報することとなっている。なお、他の原子力事業者との通報連絡体制の整備に努める。

3 関係機関が実施する活動

東京電力ホールディングス株式会社及び中部電力株式会社等は、それぞれ県とあらかじめ定めた通報連絡事項が発生した場合は、速やかに県へ通報連絡を行う。

第2 通信手段の確保

- 1 市及び県は、原子力災害合同対策協議会、原子力事業所、国等との情報連絡のための通信手段を確保する。
((県) 危機管理部、警察本部、 (市) 危機管理部)
- 2 県は、必要に応じ電気通信事業者に対して県、市町村、防災関係機関等の重要通信の確保を要請する。要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。
(危機管理部)

第3節 活動体制

第1 市の活動体制

1 原子力災害対策本部

(1) 設置基準

市は、原子力事業所において特定事象が発生した場合において、放射性物質が広範囲に拡散する恐れがあり、市長が対策を行う必要があると認めたときに設置する。

(2) 組織

本部長は副市長とし、本部員は各部局長とする。

(3) 所掌事務

速やかな情報の収集及び応急対策の備え

(4) 解散基準

ア 災害応急対策の完了又は市長が対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ 松本市災害対策本部が設置されたとき。

2 松本市災害対策本部

(1) 設置基準

ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。

イ その他市長が必要と認めたとき。

(2) 組織

松本市災害対策本部条例及び松本市災害対策本部規定による。

なお、本部長は市長、副本部長は副市長及び教育長とし、本部員は各部局長とする。

(3) 所掌事務

本部会議は、応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。

なお、本部会議で協議・決定すべき主な事項は、次のとおりとする。

- ア 警戒体制に関すること
 - イ 避難措置に関すること
 - ウ 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること（本部医務班）
 - エ 飲料水、飲食物の摂取制限の必要性に関すること
 - オ 広報活動に関すること
 - カ 市民相談窓口の設置に関すること
 - キ 風評被害対策に関すること
 - ク 各部の調整事項の指示に関すること
 - コ その他部長、又は本部長から特に申し出のあった事項
- (4) 解散基準

本部の解散基準は、次のとおりとする。

- ア 原子力緊急事態解除宣言がなされた場合
- イ 松本市災害対策本部長が、災害応急対策が完了し、又は対策の必要がなくなったと認めた場合

第4節 モニタリング等

第1 災害時のモニタリング等

- 1 県が実施する対策（環境部、危機管理部）

県は、国、所在県、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収集するとともに、必要に応じて測定箇所、頻度等を増やしてモニタリングを実施する。結果は県ホームページで公表するとともに、関係市町村、防災関係機関に必要なに応じ連絡するほか、特に必要な場合は安全規制担当省庁等に連絡する。
- 2 市が実施する対策（環境エネルギー部、危機管理部）

市は、必要に応じて放射線測定体制を充実させ、結果を県へ速報するとともに公表するほか、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。
- 3 関係機関が実施する対策

気象台は災害発生時における風雨等気象状況について、県及び市へ情報提供を行う。

第2 放射性物質濃度の測定

- 1 県が実施する対策（関係部局）

県は、あらかじめ定めた放射性物質濃度測定の実施体制に基づき、水道水、食糧、大気浮遊塵、降下物の測定を重点的に行うとともに、その他の測定を必要に応じて実施し、結果を県ホームページで公表する。
- 2 市が実施する対策（関係部局）

市は、必要に応じて放射性物質濃度の測定を実施し、公表するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力するほか、民間事業者や研究機関に対して協力を要請する。

第3 医療体制及び安定ヨウ素剤の予防服用（健康福祉部、危機管理部）

原子力災害時における医療体制及び安定ヨウ素剤の予防服用に関する実施手順等は、「松本市災害時医療救護活動マニュアル原子力災害編」に規定する。

第4 屋内退避及び避難誘導

- 1 広報活動（（県）危機管理部、総務部、教育委員会、警察本部、（市）危機管理部、総合戦略局、教育委員会）

市及び県は、県内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に情報を提供する。なお、その際は第6節の「原子力災害時の広報」に基づき、重要情報として、複合的な手段により、迅速かつ確実に伝達する。

- 2 屋内退避等の措置（危機管理部、環境エネルギー部、教育委員会、健康福祉部）

市は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置を講ずる。

- (1) 屋内退避対象地域の市民等に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
- (2) 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- (3) 退避・避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- (4) 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、市民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。
- (5) 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

「原子力災害対策指針（最新改定日 令和5年11月1日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

基準の概要	初期設定値※ ¹	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※ ²)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ ³ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※ ²)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

- ※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

第5 広域避難活動

1 避難の要請（危機管理部）

市は、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、姉妹都市等、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請し、避難者の把握、市民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。

なお、県は、必要に応じて避難先及び輸送ルートの調整を行う。

2 輸送支援の要請（危機管理部）

市は、鉄道会社、路線バス会社等に避難者の輸送を要請するほか、県を通じて自衛隊に対し、避難者の輸送に関する援助を要請する。

第6 屋内退避又は避難を指示等した区域における交通の規制及び立入制限等の措置

- 1 県では、市長が屋内退避又は避難を指示等した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。
(危機管理部、警察本部)

- 2 市長が屋内退避又は避難の指示等をした区域について、交通規制及び立入規制等に必要な措置を行う。
(警察本部)

第7 緊急輸送活動

- 1 県では、関係市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて調整を行う。
(危機管理部)
- 2 県では、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。
(危機管理部)

輸送内容	関係機関
モニタリング要員 各種資機材	(公社)長野県トラック協会 警察本部（緊急輸送道路の確保、車両の先導等） 自衛隊
避難市民等	(公社)長野県バス協会 警察本部（緊急輸送道路の確保、車両の先導等） 自衛隊

3 緊急輸送のための交通路確保

- (1) 県公安委員会では、緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規制を実施するとともに交通情報の提供を行う。
(警察本部)
- (2) 警察では、現場の警察官、関係機関等からの情報、その他警察が保有する手段等により、交通状況の把握に努めるとともに、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対

策活動を実施する機関の現地への移動に関して、適切に対応する。(警察本部)

第8 防災業務関係者の安全確保（危機管理部）

1 防災業務関係者の安全確保方針

市は、県と連携し、防災業務関係者に対し、適切な被ばく管理を行う。

2 防護対策

市は、県からの必要な情報を基に、防災業務関係者に対し、防護服などの防護資機材を手配し、職員の安全確保を図る。

第5節 原子力災害発生時の広報

第1 市民等への情報伝達活動

- 1 市は県と連携して、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。なお、広報に当たっては、広報窓口を一元化し情報の不統一を避けるとともに、情報の空白時間がないように定期的な情報提供に努める。また、原子力災害の特殊性を勘案し、パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけなども行う。

(危機管理部、総合戦略局)

- 2 県では、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

(危機管理部、総合戦略局)

第2 広報内容

広報内容は、災害の時間的経過に沿って、緊急情報が中心となる災害直後の段階と、風評被害防止や心身の健康相談情報など災害が鎮静化した段階に分けて広報する。

1 特定事象発生時から原子力緊急事態宣言解除までの広報

- (1) 被害状況の概要
- (2) 避難及び屋内退避の必要性の有無
- (3) 飲食物の摂取制限の必要性の有無
- (4) パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- (5) 国・県等の活動体制及び本市の関連事項
- (6) 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること（本部の設置、相談窓口の設置、交通規制情報など）
- (7) 要配慮者への情報伝達協力呼びかけ
- (8) その他必要な情報

2 原子力緊急事態解除後の広報

- (1) モニタリング情報(定点観測の状況、緊急時モニタリングの状況など)

- (2) 被害情報及び応急対策実施状況に関すること（被災地の状況、市民の安否情報（避難場所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- (3) 安心情報
- (4) 風評被害防止のための情報
- (5) 要配慮者への情報提供協力の呼びかけ
- (6) その他必要な情報

第3 広報活動の実施

1 市が実施する対策（関係部局）

市は、緊急性の有無や対象地域の限定の有無等により、移動系防災行政無線、同報系防災行政無線、衛星携帯電話、市ホームページ、緊急速報メール、市公式SNS、報道機関の活用など、あらかじめ整備した広報活動の方法（手段）を適切に使い分けるとともに、複数の方法を組み合わせた効果的な情報伝達を行う。

- (1) 防災行政無線、緊急速報メール、SNS等による広報
緊急を要する場合で即時の伝達が必要な緊急情報などの伝達に利用する。
- (2) テレビ・ラジオによる広報
市は、災害時における放送要請に関する協定に基づき、報道機関に対し、テレビ・ラジオによる放送を要請する。
- (3) 市広報車・消防団、広域消防局による広報
市・消防団、広域消防局は、市広報車、消防車等による巡回・広報等を実施する。
- (4) 市ホームページ
上記(1)から(3)で伝達した情報及びモニタリング情報等は、市ホームページに掲示する。
- (5) 新聞による報道
モニタリング情報、安否情報、風評被害防止のための情報など、繰り返し確認が必要な事項等を中心に県と連携を図りながら掲載を要請する。
- (6) 本庁舎、支所・出張所及び市出先機関での掲示
市は、市広報誌の災害復旧速報版等を必要に応じ発行する。
- (7) 学校等への連絡
市は、小中学校、保育園及び幼稚園等に連絡する。
- (8) 地区、町会、自主防災組織等との連携
町会の連絡網や各戸訪問等により連絡する。

2 県が実施する対策（警察本部）

警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回・広報活動を実施する。

第4 市民相談窓口の設置（関係部局）

- 1 市及び県は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。
- 2 市は、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口を設置する場合は、窓口の設置場所、相談方法（電話、電子メール、FAX、直接応対等）、連絡先等の必要事項を広報する。また、問い合わせの多い内容については、その回答とあわせて広報活動を実施し、市民相談窓口にあった質問を有効に活用する。

第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等

第1 飲料水、飲食物の摂取制限

- 1 県は、国の指示・要請及び県が実施する災害時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村又は水道事業者に指示又は要請する。

(環境部、危機管理部)

- 2 市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから市民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行い、市民に対して摂取制限の広報を行う。

(関係部局)

第2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

- 1 県は、国の指示及び要請に基づき、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示する。

(農政部、林務部)

- 2 市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから市民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

(産業振興部、環境エネルギー部)

第3 飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	3 0 0 ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く） 穀類、肉、卵、魚、その他	2, 0 0 0 ベクレル／キログラム以上

(原子力災害対策指針（令和5年11月1日）)

対 象	放射性セシウム
飲料水	1 0 ベクレル／キログラム以上
牛乳	5 0 ベクレル／キログラム以上
一般食品	1 0 0 ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	5 0 ベクレル／キログラム以上

(厚生労働省省令及び告示より)

第7節 広域避難者の受入れ

第1 避難者の受入れ

1 緊急的な一時受入れ

- (1) 県では、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）と連携し、必要に応じて次の対応を行う。（関係部局）

ア 県の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。

なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

イ 市町村に対しその保有する施設を、県の対応に準じて避難所として設置するよう要請する。

- (2) 市は、県に準じた対応を実施する。

なお、本市が松本市災害時医療救護活動マニュアル原子力災害編に基づき、原子力医療救護所（避難所）を設置した際は、可能な限り受入れを行う。

（危機管理部、健康福祉部）

2 短期的な避難者の受入れ

- (1) 県では、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。（関係部局）

ア 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、県又は市町村の施設で対応する。

イ アによる受入れが困難な場合、市町村と協議の上、県内の旅館・ホテル等を県が借り上げて、避難所とする。

- (2) 市は、県に準じた対応を実施する。（危機管理部）

3 中期的な避難者の受入れ

- (1) 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。（関係部局）

ア 避難者に対しては、県営住宅への受入れを行う。また、市町村営住宅等の受入情報について提供を行う。

イ 民間賃貸住宅を県が借り上げ、応急仮設住宅として提供する。

ウ 長期的に本県に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

- (2) 市は、東日本大震災及び東京電力ホールディングス㈱福島第一原子力発電所事故による対応を基本に避難者の受入れ及び支援を行う。（危機管理部）

第2 避難者の生活支援及び情報提供

- 1 県及び市町村は、避難元都道府県等と連携し、県内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。（関係部局）

- 2 県では、避難者に関する情報について避難元都道府県を通じて避難元市町村へ情報提供する。（関係部局）

- 3 県及び市町村は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報を提供する。（関係部局）

第4章 災害からの復旧・復興

第1節 基本方針

国、県、市及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講じる。

第2節 除染等

市及び県は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる。

第3節 災害後の対応

第1 各種防護措置の解除（関係部局）

市及び県は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

第2 各種広報活動等（関係部局）

- 1 市及び県は、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。
- 2 市及び県は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- 3 市及び県は、市民相談窓口等を設置し市民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

第1節 基本方針

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第2節 災害への備え、災害応急対策等

第1 下記項目以外については、「第2章災害に対する備え」、「第3章災害応急対策」、「第4章災害からの復旧・復興」を準用する。

第2 原子力事業者から核燃料物質等の運搬を委託された者の対応

運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

- 1 安全規制担当省庁、警察及び消防機関に対する迅速な報告・通報
- 2 消火・延焼防止
- 3 立入禁止区域の設定
- 4 避難のための警告
- 5 汚染の拡大防止及び除去
- 6 放射線の遮蔽
- 7 放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置

雪害対策編

航空災害対策編

道路災害対策編

鉄道災害対策編

危険物等災害対策編

大規模な火事災害対策編

林野火災対策編

雪害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

大雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び市民の生活環境の維持向上に資するため、主要幹線道路等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

第1節 雪害に強い郷土づくり

第1 基本方針

地域の特性に配慮しつつ、大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い郷土づくりを行う。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い郷土づくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 5 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 6 ガス供給施設の安全性の確保及び緊急時の点検体制の整備を図る。
- 7 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 8 大雪地帯における医療を確保するための体制の整備を図る。
- 9 農林産物の雪害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。
- 10 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 11 大雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。
- 12 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 13 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
- 14 雪害に関する知識について市民に対して普及・啓発を図る。

第3 計画の内容

- 1 雪害に強い郷土づくり
 - (1) 基本方針
地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い郷土づくりを行う。

(2) 実施計画

ア 【市、県及び関係機関が実施する計画】

市、県及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

イ 【市が実施する計画】（全庁）

- (ア) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。
- (イ) 雪害に強い郷土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。
- (ウ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- (エ) 積雪寒冷の度が特に甚だしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。
- (オ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

ウ 【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。
- (イ) 雪害に強い県土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。
- (ウ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- (エ) 積雪寒冷の度が特に甚だしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。
- (オ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。
- (カ) 道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

2 道路交通の確保計画

(1) 基本方針

積雪地帯の冬期道路交通を確保するため、市、県、関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努めるものとする。

特に短時間に強い降雪が見込まれる場合においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するように努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【市、県及び関係機関が実施する計画】

- (ア) 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、県、市町村及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。
- (イ) 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、県、市町村及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。
- (ウ) 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び高速道路事業者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、計画的・集中的な除雪作業に努めるものとする。
- (エ) 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

イ 【市が実施する計画】（全庁）

- (ア) 市は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、大雪時には道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。
- (イ) 市民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。
- (ウ) 雪捨て場の確保、情報収集及び指示
常設雪捨て場及び臨時雪捨て場の指定、設置を行う。
- (エ) 除雪機械は十分な整備を行い、本市の実情に合う機械により除雪体制が効果的に行えるよう、民間の除雪機械の保有状況等を把握しておく。
- (オ) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。
- (カ) 市は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

ウ 【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 大雪時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立するとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。（建設部）
- (イ) 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき交通の確保を図る。（建設部）
- (ウ) 有料道路における交通確保（道路公社）
除雪機械及び要員の確保を図り、除雪体制の強化に努めるとともに、除

第1章 第1節 雪害に強い郷土づくり

雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。

- (エ) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。
- (オ) 県は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起りやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

エ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 一般国道（指定区間）について、国土交通省計画により除雪を行う。
なお、除雪上必要とする資機材の現況及び操作人員について、常時把握する。（地方整備局）
- (イ) 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための機器等の整備を行う。（地方整備局）
- (ウ) 高速道路の交通を確保するための除雪体制の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。
（東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱）

オ 【市民が実施する計画】

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるので、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努めるものとする。

- (ア) 道路除雪後、除雪された雪が凍結する前に、住宅・車庫等から道路までの通路を確保する。
- (イ) 道路状態を悪化させるため、道路への雪出しは行わない。
- (ウ) 下流において溢れる原因となるため、水路への雪捨てを行わない。

3 鉄道運行確保計画（鉄道会社）

(1) 基本方針

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、市民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

なお、市とも事前に打合せ等を行って、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については協力を得るなどして運転不能という不測の事態を極力避ける。

(2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する計画】（鉄道会社）

- (ア) 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備
- (イ) 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実
- (ウ) 利用者に対する通行（遅延）情報の提供体制の整備
- (エ) 降雪により転倒、落下等のおそれがある支障木の伐採

4 雪崩災害予防計画

(1) 基本方針

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部、環境エネルギー部）

市内の危険箇所における雪崩対策の事業推進を図る。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 雪崩危険箇所には、人家、道路、公共施設の保全を目的になだれ防止保安林を指定して、森林の造成及び維持を基本目標に、柵工、植栽工を中心に、その他の阻止工法の有機的組み合わせにより、対策事業を実施する。

（林務部）

(イ) 雪崩危険地区の点検を随時実施し、計画的な対策事業の実施を図るとともに、防災林としての森林が成林するまでの維持管理についても、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、計画的に実施していく。（林務部）

(ウ) 除排雪機能又は融雪時の出水、雪崩等に伴う土砂流出対策として砂防事業を実施する。（建設部）

(エ) 雪崩災害から人命・財産を守る雪崩対策事業を実施する。（建設部）

(オ) 豪雪地域における液化石油ガス一般消費設備について、液化石油ガス容器の転倒防止措置を徹底するとともに、設備破損及び容器流出によるガスの大量漏洩を防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。（産業労働部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置を講ずるものとする。

5 電力の確保

(1) 基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施策の強化を行う。

(2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する計画】（中部電力パワーグリッド㈱）

(ア) 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施する。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置する。

(イ) 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行う。

(ウ) 配電設備については、以下の対策を行う。

- a 電線の太線化
- b 難着雪化電線の使用
- c 支持物の強化
- d 冠雪対策装柱の採用
- e 雪害対策支線ガードの採用
- f 支障木の伐採

6 ガス施設の安全確保

(1) 基本方針

大雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する計画】

- (ア) 大雪時に、液化石油ガス供給設備の破損が生じないように、建物の切妻側や軒下等に設置するか、収納庫又は雪囲い等によって保護するとともに、容器の転倒防止措置を徹底するよう、液化石油ガス販売業者を指導する。

（産業労働部）

- (イ) 豪雪地域においては、排気筒が折れないよう保護措置を講ずるとともに、設備破損によるガスの大量漏洩を防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。

（産業労働部）

- (ウ) 雪害発生時に液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急主導體制の構築について、（社）長野県エルピーガス協会に要請する。

各支部内で対応できる災害の場合のほか、他支部等からの応援を得て実施する大規模災害の場合についても整備を要請する。

特に、病院、指定避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等については、最優先で実施するよう要請する。排気筒折損、供給管破損等のほか、積雪に囲まれた空間へのガスの滞留と室内への流入等に特に注意するよう要望指導する。

（産業労働部）

7 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機並びに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する計画】（東日本電信電話㈱長野支店）

電気通信設備の予防措置

雪害のおそれある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。

8 医療の確保

(1) 基本方針

豪雪地帯における医療の確保を図るため、へき地診療所の整備等を行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】

- (ア) へき地診療所整備事業の実施

（健康福祉部）

- (イ) 患者輸送車整備事業の実施

（健康福祉部）

9 農林産物対策計画

(1) 基本方針

雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行うものとする。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】

- (ア) 水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する予防技術の指導を行う。
(市：産業振興部 県：農政部)
- (イ) 雪害に対処するため、水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する必要な応急対策技術の指導を行う。(市：産業振興部 県：農政部)
- (ウ) 積雪による園芸施設等の農業用建物の倒壊を防止するよう指導する。
(農政部)
- (エ) 特用林産施設を所有する生産者に対し、ハウス設備等の倒壊を防止するよう指導する。
(市：産業振興部 県：林務部)
- (オ) 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実行等に対する技術指導を行う。
また、被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐために、適正な処理を行うよう指導、支援する。
(市：環境エネルギー部 県：林務部)

1 0 建築物対策

(1) 基本方針

建築基準法施行細則第7条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (建設部)

- (ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。
- (イ) 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行う。
- (ウ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

イ 【県が実施する計画】 (建設部)

- (ア) 災害を防止するため、多雪区域を重点に建築物の所有者等に対し安全対策を周知する。
- (イ) 多数の者が利用する建築物の所有者に対し、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告制度の周知を図る。
- (ウ) 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。
- (エ) 豪雪地帯の市町村に対し、克雪住宅等の普及推進を指導する。
- (オ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

ウ 【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努める。
- (イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。
- (ウ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

1 1 授業の確保等

(1) 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生

第1章 第1節 雪害に強い郷土づくり

徒等」という。)の生命、身体、安全確保に万全を期するとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (教育委員会)

- (ア) 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要がある場合冬期分校及び冬期寄宿舎を設置するものとする。
- (イ) 県が実施する対策に準じて、市の防災計画等をふまえ適切な対策を行う。

イ 【県が実施する計画】 (教育委員会)

- (ア) 県立の学校においては、以下の対策を実施する。
 - a 建設時に想定された施設の耐久度を上回る積雪が生じると破損する恐れがあるので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。
 - b 豪雪地帯あるいは山間地にある学校の施設の改築及び新增築については、豪雪を考慮したものとする。
 - c 学校長は、緊急時、消防車・救急車などが校内まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。
 - d 特別支援学校において、学校長は、児童生徒等の通学の便を考慮し、冬期間の寄宿舎の受入れに配慮する。
- (イ) 県教育委員会は、冬期分校及び冬期寄宿舎の設置を行う市町村に対して、学級編成の認可等を行う。

1.2 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本市における国・県指定文化財の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建築物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (教育委員会)

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

イ 【県が実施する計画】 (県民文化部)

市町村担当部局を通じ所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導する。

。

ウ 【所有者等が実施する計画】

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずる。

1.3 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に平素から努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

松本広域消防局、松本市消防団ほか関係機関と緊密な連絡のもとに、災害発生時に円滑で効果的な行動がとれる体制をとる。

イ 【県が実施する計画】（警察本部）

(ア) 警備措置

平素の措置

危険地域等の調査

a 調査対象

(a) 雪崩災害危険箇所

(b) 地すべり災害危険箇所

b 調査事項

(a) 危険地域の状況

(b) 危険、被害予想

(c) 警備措置（事前の観測体制、危険状態の伝達体制、警備体制、危険排除措置、避難措置等）

1 4 雪害に関する知識の市民への普及・啓発

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、市民の適切な活動及び市民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、市民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要であるとともに、集中的な大雪が予測される場合は、市民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

(ア) 降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、市民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の普及等を図るものとする。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

(イ) 道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及等を図る。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部・企画振興部・健康福祉部・警察本部）

(ア) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により県民に対して防災知識の普及を図る。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及を図る。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。

a 雪害に関する警報・注意報等に対する知識

第1章 第1節 雪害に強い郷土づくり

- b 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
 - c 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
 - d 屋根の雪下ろしの際の転倒防止への注意
- (イ) 道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及等を図る。
- (ウ) 市町村に対して防災マップ、災害時の行動マニュアル等の作成について指導するとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を支援するため、要援護世帯の状況に応じた、地域住民の支え合いの力による支援体制を整えるよう働きかける。
- (エ) 地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。
- (オ) 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興の備え

第1 基本方針

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の市民に対する伝達体制を整備する。
- 2 緊急輸送確保のため、除雪等の体制を強化する。
- 3 避難収容に使用することが想定される施設の建設にあたっては、雪害災害等の危険性に対する配慮を行う。
- 4 雪処理の担い手確保の体制を整備する。

第3 計画の内容

- 1 市民に対する情報の伝達体制の整備
気象警報・注意報等の伝達は、第2章災害応急対策計画第1節「災害直前活動」の「伝達系統」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図るものとする。
- 2 緊急輸送関係
 - (1) 基本方針
迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、各機関は、除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保を図るものとする。
 - (2) 実施計画
 - ア 【市が実施する計画】（建設部、環境エネルギー部）
スノーシェットの設置、除雪体制の強化等雪害に対する安全性を確保する。
 - イ 【県が実施する計画】
 - (ア) スノーシェットの設置、除雪体制の強化等の雪害に対する安全性を確保する。（全部局）
 - (イ) 信号機、情報板等の道路交通関連施設について雪害に対する安全性を確保する。（警察本部）
- 3 避難受入れ関係
 - (1) 基本方針
公民館、学校等の避難施設としての使用が予想される施設の建設にあたっては、雪崩等の災害に対する安全性、寒さに対する配慮等を行うものとする。
 - (2) 実施計画
 - ア 【市が実施する計画】（教育委員会、危機管理部、建設部）
 - (ア) 公民館、学校等の公共施設は、雪崩のおそれがない場所へ設置する。
 - (イ) 避難施設等における暖房設備の設置等の寒さに対する配慮を行う。
 - (ウ) 応急仮設住宅等の設置に適した、雪崩の恐れがない場所を把握する。
- 4 雪処理関係
 - (1) 基本方針

第1章 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興の備え

雪害が発生するおそれがあり通常の除排雪の体制では人材、機材が不足する可能性を懸念して、各機関は、雪処理の担い手となる、地域住民、ボランティア、建設業団体の受入れ等に関する体制の構築に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（健康福祉部、総務部、建設部）

- (ア) 豪雪に備えた地域住民による支援のための仕組み作りを推進する。
- (イ) ボランティアを地域で受け入れるための体制作りを図る。
- (ウ) 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。
- (エ) 建設業団体等と連携して除排雪に必要な機械の確保を図る。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部）

- (ア) 豪雪に備えた地域住民による支援のための仕組み作りを推進する。
- (イ) 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。
- (ウ) 建設業団体と連携して除排雪に必要な機械の確保を図る。
- (エ) 道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にはレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。

ウ 【社会福祉協議会等ボランティア関係団体が実施する計画】

- (ア) ボランティア事前登録の推進を図るものとする。
- (イ) 除雪ボランティア活動環境の整備に努めるものとする。

大雪対策本部の設置

1 設置基準

市長は、大雪により道路交通が遮断され、建物、農業用施設等に被害が発生するなど、市民生活に多大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるときは、除雪対策を中心に庁内体制を強化するため、副市長を本部長として大雪対策本部を設置する。

2 組織

大雪対策本部の組織及び事務分掌は、「各部の所掌事務」に定めるところによる。

3 各部の活動要領

- (1) 大雪対策本部室は、原則として市役所3階大会議室に置く。
- (2) 本部員（各部長）は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに、関係機関からの情報を、本部連絡員（指揮班長）を通じ本部事務局（危機管理部）に報告する。
- (3) 本部事務局長（危機管理部長）は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告する。
- (4) 本部長（副市長）は、大雪による被害の状況、市の対策及び市民への要請事項等を報道機関の協力を得て周知する。
- (5) 本部長は、必要に応じ本部員会議を招集する。
- (6) 各部長は、所属の課長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- (7) 各部長は、必要に応じ所属の職員のうちから本部連絡員を指名し、本部室に派遣する。
- (8) 地区支部班（支所）は、各地域の実情を考慮して、あらかじめ各班長（支所長）が定めた要領に従い活動する。

4 本部員会議

- (1) 本部員会議は、原則として部長会議室（第1応接室）で開催する。
- (2) 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。
- (3) 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、本部事務局に申し出る。

5 大雪対策本部の廃止

本部長は、大雪に係る応急対策が概ね完了した場合で通常の体制で対処できると判断したとき、又は災害対策本部が設置された場合は、本部を解散する。

第3節 観測・予測体制の充実

第1 基本方針

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制が必要とされる。

また、複数の観測機関の協力による市民に対する情報提供体制の整備が必要である。

第2 主な取組み

- 1 降積雪等に関する観測・予測体制の充実・強化を図る。
- 2 市民に対する情報の提供体制を整備する。

第3 計画の内容

1 観測・予測体制の充実強化

(1) 基本方針

降積雪状況を素早く把握できる体制づくりを進めるとともに、降積雪のデータの保存・整理を行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】

- (ア) 応急対策等に活用するため、降積雪に関するデータを保存・整理する。
- (イ) 長野地方気象台からの情報収集の他、オンラインによる気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。

（市：危機管理部 県：危機管理部）

- (ウ) 冬期における運行規制及び気象情報・路面情報等を集中管理し、道路利用者に雪道情報を迅速かつ正確に提供するための体制の整備を図る。

（市：建設部 県：建設部）

- (エ) 道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

降雪予測の充実を図るとともに、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。（長野地方気象台）

2 情報提供体制の充実

(1) 基本方針

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (イ) インターネットポータル会社等を利用し、市民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。

イ 【県が実施する計画】

第1章 第3節 観測・予測体制の充実

- (ア) 地域衛星通信ネットワークによる情報の多ルート化
- (イ) 災害対策本部室の設置にともなう新しい通信技術を利用した情報システムの整備
- (ウ) インターネットポータル会社等の活用による情報の提供
- (エ) 道路の通行規制等が行われる場合、道路利用者に対してビーコン、情報版等による迅速な情報提供

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有なものについて定める。

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 市民の避難誘導等

第3 活動の内容

- 1 気象警報・注意報等の伝達活動

(1) 基本方針

長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、関係機関に円滑に伝達を行うとともに、迅速な活動体制をとる。

なお、活動体制については、震災対策編の活動体制計画及び非常参集職員の活動を参照のこと。

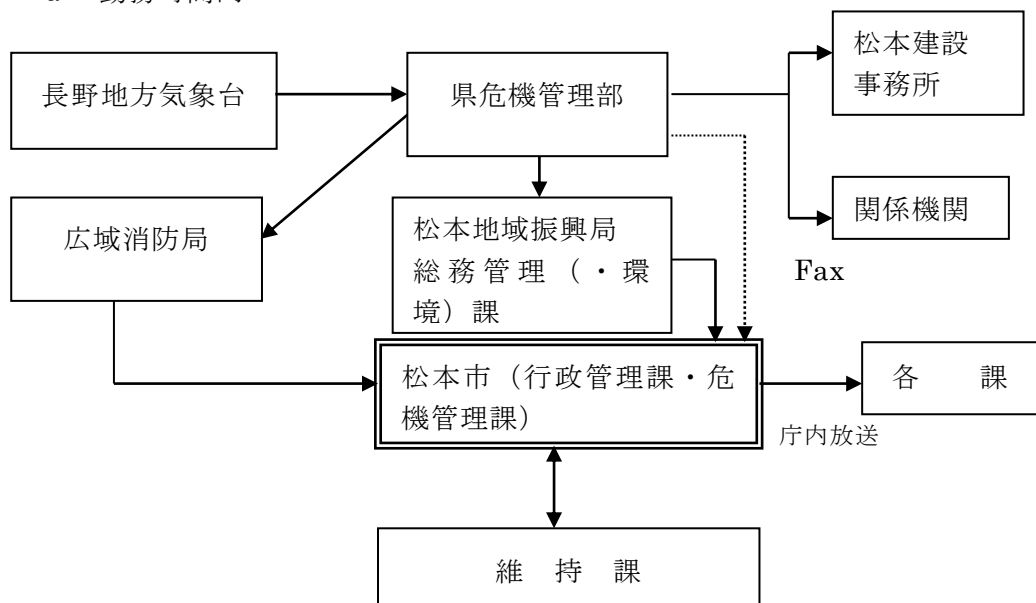
(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、全庁）

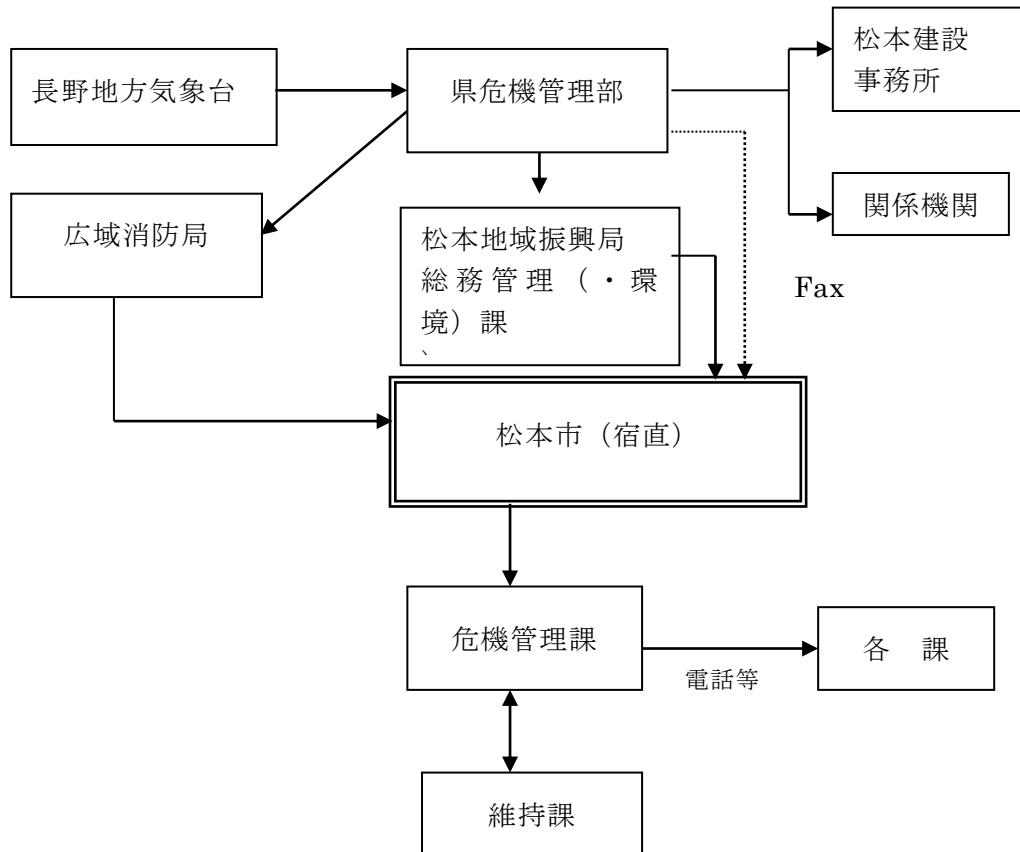
雪に関する気象警報・注意報の伝達系統

伝達は他の気象警報・注意報と同様に行われるが、市においては、以下のとおり行う。

a 勤務時間内



b 勤務時間外



※ 危機管理担当を経由して関係者へ周知

イ 【関係機関が実施する対策】

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。（長野地方気象台）

長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報

警報・注意報発表基準一覧表

発表官署		長野地方気象台										
府県予報区		長野県										
一次細分区域		北部			中部				南部			
市町村等をまとめた地域		長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曽地域	下伊那地域
警報	暴風雪 (平均風速)	17m/s 雪を伴う										
	大雪 (12時間降雪の深さ)	平地 12時間降雪の深さ 25cm 山沿い 12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 40cm	平地 12時間降雪の深さ 25cm 山沿い 12時間降雪の深さ 30cm	菅平周辺 12時間降雪の深さ 25cm 菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	聖高原周辺 12時間降雪の深さ 25cm 聖高原周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm
注意報	風雪 (平均風速)	13m/s 雪を伴う										
	大雪 (12時間降雪の深さ)	平地 12時間降雪の深さ 15cm 山沿い 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 25cm	平地 12時間降雪の深さ 15cm 山沿い 12時間降雪の深さ 20cm	菅平周辺 12時間降雪の深さ 15cm 菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	聖高原周辺 12時間降雪の深さ 15cm 聖高原周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上										
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。または積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上										
	着氷	著しい着氷が予想される場合										
	着雪	著しい着雪が予想される場合										

- (注) 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、または更新されて新たな警報・注意報にきりかえられる。
- 2 情報の取扱いについて警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。
- 3 警報・注意報基準一覧表の解説については、風水害対策編第3章第1節「災害直前活動」にある内容を参照する。

2 住民の避難誘導等

(1) 基本方針

- ア 積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。
- イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（住民自治局、危機管理部）

- (ア) 市は、住民の避難が必要とされる場合には、避難指示等を行う。
また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。
- (イ) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。
- (ウ) 住民への避難指示等の伝達に当たっては市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。
- (エ) 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

イ 【県が実施する対策】

市町村からヘリコプターの出動について要請があった場合は、震災対策編第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」によりヘリコプターを派遣する。

第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。

このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施
- 3 雪害時における通信を確保するための活動の実施
- 4 豪雪地帯住民の安全確保を図るための活動の実施
- 5 冬期における児童生徒の教育の確保
- 6 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施
- 7 警備体制の確立による応急活動の実施
- 8 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施

第3 活動の内容

1 除雪等活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。

なお、関連する他の道路との整合を常に図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部）

(ア) 市は、「松本市道路除雪事業計画」に基づき冬期間の道路管理に努め、安全な交通確保を図る。

(イ) 市町村は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。

<除雪路線と除雪基準>

「道路種別」

積雪量に応じ、路線ごと除雪をおこなう。

種 別	選 定 基 準
1 次路線	(1) 2 車線以上の幹線道路 (2) バス路線（コミュニティバス路線含む）
2 次路線	(1) 2 車線未満の幹線道路 (2) その他指定道路
3 次路線	事前に地区内で選定した路線

第2章 第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

※大雪時のみ実施	(1) 地域内で主要な生活道路 (2) 3 m以上の幅員があり、機械除雪が可能な道路

「除雪作業の出動基準」

路線区別 作業の種類	1次路線	2次路線	3次路線
新雪除雪	(1) 積雪が10 cmに達し、更に降雪が続くことが見込まれるとき、1次路線優先を考慮しながら出動する。 (2) 地域の特性を考慮し、降雪量が多いことが見込まれる場合は、上記基準に達する前に出動する。		「長野地方気象台松本特別地域気象観測所での積雪の深さ（観測値）が30 cmを超え、今後も天候の回復が見込めない場合」で、松本市道路除雪本部長（松本市建設部長）が必要と判断したとき。
圧雪除去	圧雪によりわだちができ、著しく通行に支障がある場合		
拡幅除雪	(1) 車道幅員が狭くなり、交通の確保が困難になる場合 (2) 次回の新雪除雪作業に支障がある場合		
運搬排雪	(1) 幅員確保が困難となり、拡幅除雪が難しい場合 (2) 除雪優先バス路線は、「長野地方気象台松本特別地域気象観測所での積雪の深さ（観測値）が25 cmに達した場合」で、維持課長が必要と判断したとき、必要箇所において出動する。		

「作業基準」

区分	幅員	路面状態
1次路線	(1) 2車線以上の幅員を確保することを基本とする。 (2) バス路線は、バスの運行に支障がないように行う。	スタッドレスタイヤ等の防滑装置を装着した状態で、走行可能な道路にする。 ※いつでも雪のない状態にするものではない。
2次路線	1車線の幅員を確保し、必要な待避所を設ける。	
3次路線	1車線の幅員を確保し、必要な待避所を設ける。	

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 路上の障害物の除去、除雪の実施について、道路管理者、警察は必要に応じて消防機関及び自衛隊の協力を得て、必要な措置をとる。
- (イ) 国県道の緊急除雪体制の確保 (建設部)
「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」及び連絡会議で確認した実施内容により緊急確保路線及び除雪優先道路の除雪を行う。
- (ウ) 道路管理者、警察が連携し、豪雪時に迅速かつ適切な交通規制等を実施

第2章 第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

する。（建設部）

- (エ) 有料道路については、きめ細かな除雪と道路状況の情報提供により、事故防止を図る。（道路公社）

- (オ) 空港管理者は、空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、除雪の実施、応急復旧等を要請する。

（企画振興部）

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

道路交通の確保のため、国道事務所長が除雪量など適切に判断して随時除雪の出動を実施する。

なお、除雪に関する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機械の出動について必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるよう措置する。

＜市民による除雪＞

- 1 生活道路の除雪
- 2 歩道、通学路、横断歩道橋の除雪
- 3 ゴミステーション、消火栓まわり等道路以外の必要箇所の除雪
- 4 生活道路における凍結防止剤の散布
（凍結防止剤が必要な場合は町会単位で提供）

＜市民への周知＞

- 1 道路、水路への雪捨て禁止
- 2 路上駐車禁止
- 3 スタッドレスタイヤ等の早目の装着

2 鉄道運行計画（東日本旅客鉄道㈱、アルピコ交通㈱）

(1) 基本方針

雪害時における輸送対策については、地域住民、観光客の足を守るという観点にたって、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的な考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。

このためには、的確な気象情報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運行規制を行い、常に早めの除雪体制により、少なくとも通勤通学列車と、観光客等が多く利用する列車については、極力運転を確保する。

(2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する対策】（鉄道各社）

- (ア) 除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を結集してこれにあたる。
- (イ) 列車の運転を確保するため、降雪状況に応じて、排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運行規制を実施する。
- (ウ) 雪崩発生危険箇所には、防護施設の整備を行うとともに、警戒に努め、必要に応じ予算措置を行い、安全運転の確保を図る。
- (エ) 雪害時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じ給食・医療等の手配を行うが、非常時においては、市・住民等に協力を求めて給食・医療の万全を期する。
- (オ) 雪害時において旅客の生命、身体に危険がおよび社内において対応が不

第2章 第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

可能となった場合は、状況に応じて消防機関に応援要請を行う。自衛隊については自衛隊法に基づき長野県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

3 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する対策】（東日本電信電話㈱松本支店）

(イ) 電気通信設備の復旧体制

a 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害の規模その他の状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信の疎通確保と迅速な復旧に努める。

b 応急復旧に必要な物資については、支店保有の資材を使用し、不足を生じる時は、他支店に保有する資機材を使用する。

また、通信の疎通を確保し、被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、災害対策用機器及び車両を配備する。

c 災害のために通信が途絶し、又は通信が著しく輻輳したときは定められた復旧順位により応急復旧措置を実施する。

4 住民の安全対策、福祉対策

(1) 基本方針

雪下ろしや除雪作業の際の安全の確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のための雪害救助員の派遣を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

(2) 実施計画

ア 【市(健康福祉部)、県(危機管理部)、社会福祉協議会等が実施する対策】

(イ) 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。

(イ) 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。

イ 【県が実施する対策】

特別豪雪地帯市町村の高齢者世帯、傷病・障害者世帯等に対して、市町村が行う、雪害救助員の派遣に対して支援を行い、人命の安全と生活の安定確保を図る。
(危機管理部)

5 授業の確保等

(1) 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講じる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（教育委員会）

(イ) 市立の学校においては、以下の対策を実施する。

a 学校長は、天候の急変に際して県教育委員会と密接な連絡のうえ、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

第2章 第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

- b 学校長は、豪雪による交通機関の停止又は遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の繰替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。
- c 学校長は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。
- d 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、学校長はこれを防止するため雪下ろしを実施する。

なお、雪下ろしの時間がない場合には、一時建物の使用を禁止するなどの措置を講ずる。

イ 【県が実施する対策】（教育委員会）

県立の学校においては、以下の対策を実施する。

- (ア) 学校長は、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡体制をとる。
- (イ) 学校長は、天候の急変に際して県教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。
- (ウ) 学校長は、豪雪による交通機関の停止または遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。
- (エ) 学校長は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。
- (オ) 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがある場合、学校長は、これを防止するため雪下ろしを実施する。なお、雪下ろしの時間がない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置を講ずる。

6 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり正しく次世代に継承していくことが必要である。

本市における指定文化財のなかで、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を講じる。

(2) 実施計画

【所有者等が実施する対策】

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施する。

7 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部）

松本広域消防局、松本警察署、松本市消防団等防災関係機関と連絡を緊密にして被害が最小限におさまるよう努める。

イ 【県が実施する対策】（警察本部）

- (ア) 警備措置
 - a 事前措置
 - (a) 事前情報の収集と情勢判断
 - (b) 警備体制の確立
 - (c) 装備資器材等の確保
 - (d) 関係機関との連絡協調
 - (e) 広報活動の実施
 - b 雪害発生時の措置
 - (a) 雪害情報の収集・被害の調査等
 - ・ 事前情報
 - ・ 雪害発生時の情報
 - ・ 関係機関に対する連絡
 - (b) 避難措置等
 - ・ 雪崩予想箇所等危険区域の警戒
 - ・ 市町村長の行う「避難指示等」に対する必要な助言及び協力
 - ・ 避難誘導
 - ・ 避難後の措置
 - (c) 被災者の救出（救出）活動
 - ・ 人命救助活動
 - ・ 関係機関の行う救護活動に対する協力
 - c 雪害発生後の措置
 - (a) 犯罪の予防・取締
 - (b) 行方不明者の捜索・死体の見分
 - (c) 各種紛争事案に対する措置
 - (d) 他機関の行う応急対策実施に対する協力
 - (e) 広報の実施
 - ・ 雪害の状況
 - ・ 今後の見通し
 - ・ 復旧措置の状況
 - ・ 被災者の受入状況
- (イ) 交通の確保（規制）措置
 - a 道路交通の実態把握
 - b 関係機関との連絡協調
 - c 所要の交通規制の実施、迂回・誘導措置
 - d 交通整理・取締員の配置
 - e 交通情報の収集・提供
 - f 交通安全施設等の視認性の向上
 - g 交通規制等の広報

8 雪崩災害の発生及び拡大の防止

(1) 基本方針

本市は、急峻な地形が多く、また一日に1 m以上の降雪を記録する地域もあることから、雪崩等の災害が発生する蓋然性が高く、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部、環境エネルギー部）

- (ア) 雪崩災害の発生の防止、軽減を図るため、県等と連携を図りながら雪崩危険箇所の点検を実施する。
- (イ) 危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を実施する。
- (ウ) 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施するものとする。

イ 【県が実施する対策】（建設部、林務部）

- (ア) 雪崩災害の発生の防止、軽減を図るため、専門技術者等を活用して、雪崩危険箇所の点検を実施する。
- (イ) 危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を実施する。
- (ウ) 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施するものとする。

ウ 【中部森林管理局が実施する対策】

雪害が発生した場合、土木及び林業用機械について市町村等から要請があった場合、協力する。

第3節 避難受入活動にあたっての雪害災害等に対する措置

第1 基本方針

災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難受入等の活動にあたっては、雪害の特性に応じた配慮を行う。

第2 主な活動

避難受入等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について配慮する。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

雪害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の避難受入等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について十分に配慮して行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、全庁）

(ア) 避難誘導にあたっては、市民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に関する情報を提供する。

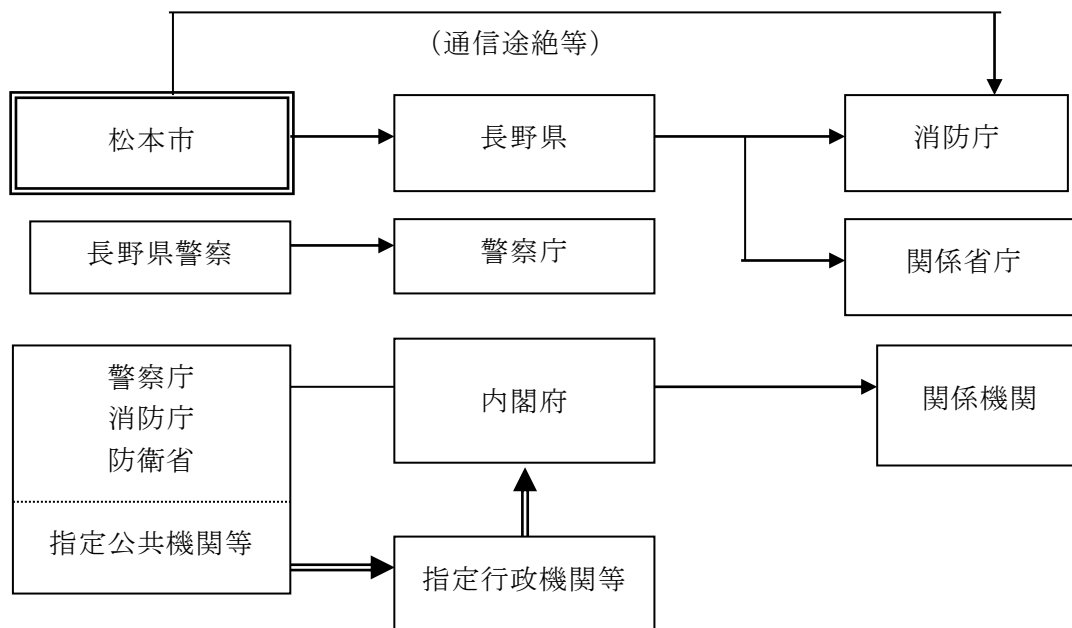
(イ) 指定避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

イ 【県が実施する対策】

応急仮設住宅の建設が必要な場合は、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

雪害における連絡体制

(1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

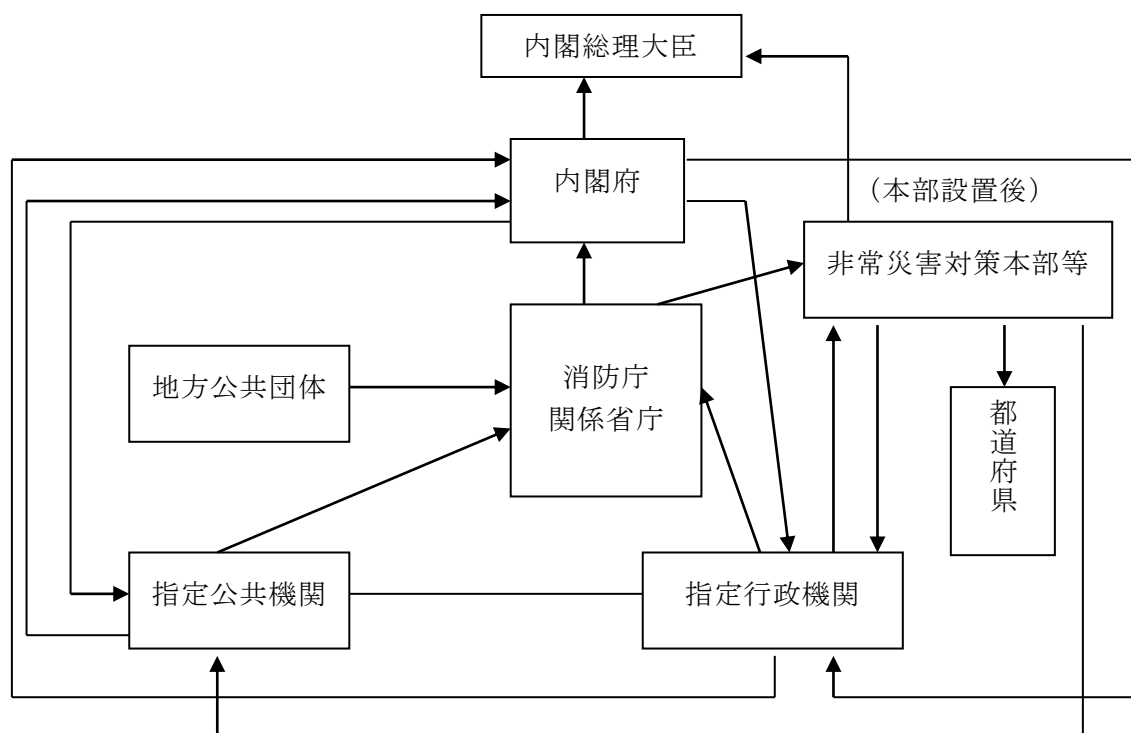


大規模な場合

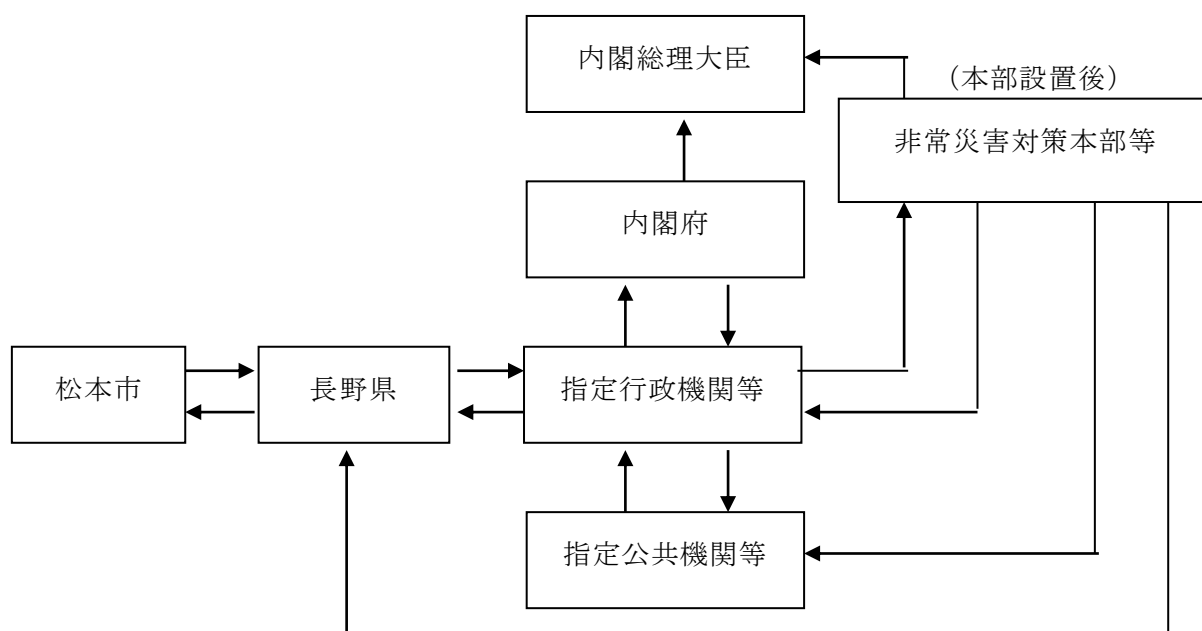
(⇒ は、指定公共機関等の場合)

第2章 第3節 避難受入活動にあたっての雪害災害等に対する措置

(2) 一般被害情報等の収集

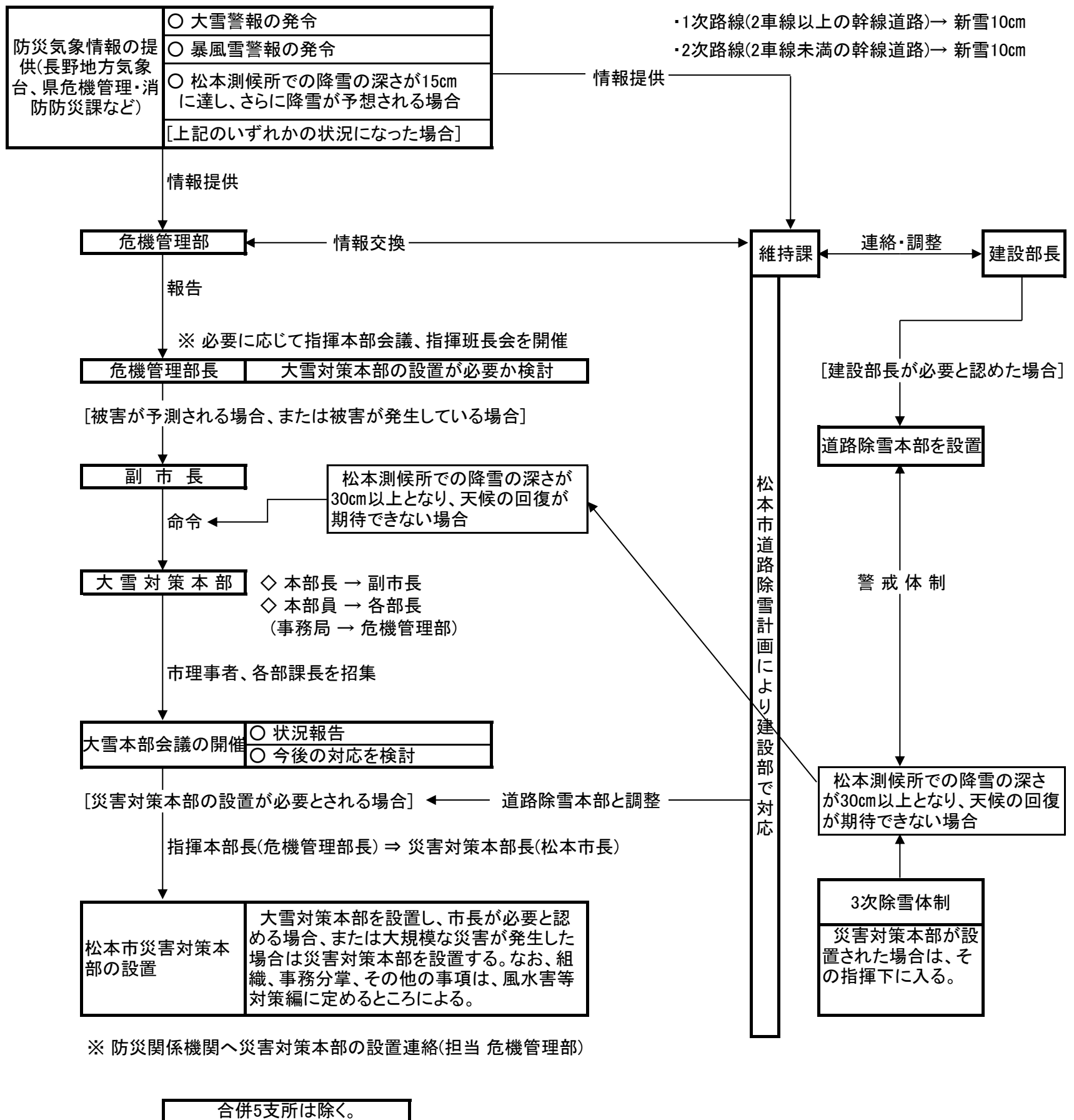


(3) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、国・県の機関や市町村等との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

[体制区分]



《各部の分掌事務》

本部長(副市長)

部 局	課 等	災 害 対 策 事 務 分 掌
危機管理部	危機管理課	○防災気象情報の収集・伝達 ○対策本部の設置 ○関係機関との連絡・調整 ○各部の活動状況の把握 ○本部会議の開催
	消防防災課	○被害状況の把握と県への報告(地域振興局経由) ○道路除雪本部との連絡・調整 ○消防団による水害警戒(中小河川) ○消防水利の除雪(消火栓、防火水槽等)
総合戦略局	総合戦略局	○指揮本部との総合的連絡 ○部内の災害対策の進行管理 ○部内の災害情報の収集・整理 ○部内施設の被害調査 ○部内の要員配備調整 ○災害テレホンセンターの設置・運営に関すること。
	秘書広報室	○市長、副市長の秘書 ○報道機関への情報提供(プレスセンター設置等)に関すること ○災害広報発行
	DX推進本部	○本部員会議の開催・運営の応援に関すること ○コンピュータシステム及びネットワーク復旧に関すること ○災害情報の集中管理および整理
	お城まちなみ創造本部	○部内他班の応援
	アルプスリゾート整備本部	○観光客の安全確保及び避難・帰宅支援対応に関すること ○観光業関係の被害調査に関すること
住民自治局	地域づくり課	○指揮本部との総合的連絡 ○所管および関連施設の安全確保・被害調査 ○部内の災害情報収集・整理 ○防災気象情報の伝達 ○町会との連絡調整 ○避難誘導
	地域づくりセンター	○災害状況調査 ○町会との連絡調整
	市民相談課	○災害市民相談 ○部内他班の応援
	市民課	○避難誘導 ○避難所の(開設)収容・管理 ○避難情報等の伝達 ○被災者相談所の開設
	人権共生課	○在住外国人に対する情報提供及び相談に関すること。 ○部内他班の応援 ○外国人対応
総務部	行政管理課	○防災気象情報の伝達 ○部内の災害情報収集 ○部内施設の被害調査・復旧
	職員課	○職員招集 ○宿・日直職員の増員 ○災害従事者の確保 ○各団体との連絡・調整
	工事検査課	○部内他班の応援
	公共施設マネジメント課	○避難施設の応急修理に関すること ○応急仮設住宅の建設、撤去及び維持管理に関すること。 ○教育施設の復旧に関すること。(教育委員会と連携) ○被災した住宅の応急修理に関すること ○応急修理に関する関係協力団体への協力要請に関すること。
	選挙管理委員会事務局	○財政部調査班の応援
	監査事務局	○財政部調査班の応援
	財政課	○防災気象情報の伝達 ○対策本部との総合的連絡 ○被害調査 ○部内の災害情報収集・整理

第2章 第3節 避難受入活動にあたっての雪害災害等に対する措置

部 局	課 等	災 害 対 策 事 務 分 掌
財政部	契約管財課	○市有財産の被害調査 ○応急・復旧資機材(救助・医療・防疫資機材含む)の調達および検収 ○公用車等の配車・運行計画
	市民税課	○災害調査 ○災害地区町会長との連絡
	資産税課	○市民税課所掌事務と同じ
	納税課	○市民税課所掌事務と同じ
	会計課	○部内他班の応援
健康福祉部	福祉政策課	○指揮本部との総合的連絡 ○所管および関連施設の安全確保・被害調査 ○部内の災害情報収集・整理 ○防災気象情報の伝達 ○所管および関連施設の安全確保・被害調査 ○日赤救護班・医師会・歯科医師会・薬剤師会救護班の協力要請 ○日赤奉仕団との連絡 ○食料・生活必需品等の供与 ○医療・救護関係の資機材確保
	障がい福祉課	○所管および関連施設の安全確保・被害調査 ○災害時要援護者(高齢者、障害者等)の安否確認と救助・救出・収容対策 ○ボランティア関係
	生活福祉課	障害福祉課所掌事務と同じ
	高齢福祉課	障害福祉課所掌事務と同じ
	西部福祉課	○部内他班の応援
	保険課	○所管および関連施設の安全確保・被害調査 ○日赤救護班・医師会救護班の協力要請 ○日赤奉仕団との連絡 ○食料・生活必需品等の供与 ○医療・救護関係の資機材確保
	保健総務課	○市保健医療調整本部の設置・運営に関すること。 ○災害時医療連携に関すること ○医療救護所の開設、運営に関すること
	健康づくり課	○所管および関連施設の安全確保・被害調査 ○日赤救護班・医師会・歯科医師会・薬剤師会救護班の協力要請
	保健予防課	○感染症の予防及びまん延防止に関すること
	食品・生活衛生課	○食品衛生対策に関すること ○環境衛生対策に関すること ○飼養動物(ペット)及び被災動物対策に関すること ○医療品、医療用資機材の確保に関すること
こども部	こども育成課	○所管および関連施設の安全確保・被害調査 ○日赤奉仕団との連絡 ○食料・生活必需品等の供与 ○炊き出し
	こども福祉課	○部内他班の応援
	保育課	○こども育成課の所掌事務と同じ
環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課	○部内他班の応援
	環境保全課	○防疫資機材の確保 ○防疫対策
	森林環境課	○林地、林業施設等の被害調査及び応急対策に関すること ○復旧資機材の確保に関すること ○林業関係の被害調査に関すること
	環境業務課	○所管および関連施設の安全確保・被害調査 ○仮設トイレの確保・設置 ○廃棄物の収集運搬
	廃棄物対策課	○産業廃棄物処理業者等への協力調整に関すること
	商工課	○商工業施設の被害調査・災害対策 ○関係団体との連絡調整 ○生活必需品の調達・供給

第2章 第3節 避難受入活動にあたっての雪害災害等に対する措置

部 局	課 等	災 害 対 策 事 務 分 掌
産業振興部	農政課	○防災気象情報の伝達 ○対策本部との連絡調整 ○部内の災害情報収集 ○施設の災害対策 ○農業関係の被害調査・情報伝達 ○関係団体との連絡調整 ○食料品等の調達・供給 ○農業施設の災害対策 ○災害激甚地指定
	耕地課	○農地、農業施設等の被害調査及び応急対策に関すること ○復旧資機材等の確保
	労政課	○労働福祉施設の被害調査・災害対策 ○関係団体との連絡調整
	農業委員会事務局	○食料品の調達、供給及び物資の輸送に関すること
文化観光部	観光プロモーション課	○観光施設の被害調査・災害対策 ○観光施設客対応 ○関係団体との連絡調整
	文化振興課	○所管施設の被害状況調査・復旧
	国際音楽祭推進課	○部内他班の応援
	松本城管理課	○部内他班の応援
	美術館	○部内他班の応援
	スポーツ推進課	○所管施設の被害状況調査及び安全確保(除雪) ○避難所の開設・管理
交通部	交通ネットワーク課	○指揮本部との総合的連絡調整に関すること ○部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること ○部内の災害情報の収集・整理・伝達に関すること。
	公共交通課	○公共交通機関(バス、空港、JR、上高地線、高速道路等)の被害・運行状況調査に関すること ○緊急交通路の確保、指定及び道路の交通規制、迂回路
	自転車推進課	○緊急交通路の確保、指定及び道路の交通規制、迂回路
建設部	建設総務課	○防災気象情報の伝達 ○対策本部との総合的連絡 ○部内の災害情報収集 ○県関係機関との連絡調整 ○災害工事に資機材の調達
	都市計画課	○道路・橋梁・河川・水路等の被害調査
	建設課	○市道の3次除雪・排雪 ○雪捨て場の確保 ○関係機関との連絡調整 ○道路・橋梁・河川・水路等の被害調査・復旧対策 ○緊急交通路及び避難路の指定・確保 ○交通規制(迂回路も含む)
	維持課	○市道の除雪・排雪 ○雪捨て場の確保 ○関係機関との連絡調整 ○主要幹線道路歩道除雪の提案 ○道路・橋梁・河川・水路等の被害調査・復旧対策 ○緊急交通路及び避難路の指定・確保 ○交通規制(迂回路も含む)
	公園緑地課	○公園、緑地等の除雪と安全確保
	住宅課	○市営住宅の安全確保 ○避難所施設の営繕
	建築指導課	○道路・橋梁・河川・水路等の被害調査
	公共用地課	○道路・橋梁・河川・水路等の被害調査・復旧対策 ○緊急交通路及び避難路の指定・確保 ○応急仮設住宅用地等の応急対策用地の確保に関すること

部 局	課 等	災 害 対 策 事 務 分 掌
上下水道局	総務課	○防災気象情報の伝達 ○対策本部との連絡調整 ○局内の災害情報収集 ○所管および関連施設の被害情報の整理 ○断水等の市民周知 ○復旧資機材の調達・確保 ○県関係機関との連絡調整
	営業課	○所管施設の被害調査
	上水道課	○水源地施設の災害対策 ○飲料水の確保 ○復旧資機材の確保 ○指定工事店への協力要請 ○水道事業組合との連絡調整
	下水道課	○下水道施設の被害調査 ○復旧資機材の確保 ○復旧対策
病院局	病院総務課	○傷病者の収容対策 ○医療・救護関係の資機材確保
	医事企画課	○病院総務課の所掌事務と同じ
	病院建設課	○病院総務課の所掌事務と同じ
	四賀の里クリニック	○病院総務課の所掌事務と同じ
教育委員会	教育政策課	○防災気象情報の伝達 ○対策本部との連絡調整 ○部内の災害情報収集 ○教育関係の被害調査・情報伝達 ○関係団体との連絡調整
	学校教育課	○通学路の確保(市民へ除雪依頼) ○避難所の開設・管理 ○安全登校の指導
	学校給食課	○所管施設の被害調査及び安全確保(除雪)
	生涯学習課 中央公民館	○社会教育施設の被害状況把握 ○所管施設の被害状況調査及び安全確保(除雪) ○所管施設の「休館」等の検討
	中央図書館	○学校給食課所掌事務と同じ
	文化財課	○所管施設の被害調査及び安全確保(除雪) ○指定文化財等の被害調査
	博物館	○部内他班の応援
議会事務局		○議会对応全般

広域消防局	○消防計画により対応
	○水防活動の対応
	○救急活動(凍結転倒等による負傷等)

航空災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

航空運送事業者等の運行する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

第1 基本方針

市・県及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について必要な体制の整備を図る。

第2 主な取り組み

- 1 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、住民等からの情報収集体制の整備を行う。
- 2 機動的な情報収集活動を行うための航空機、無人航空機、車両、画像情報収集の整備を行う。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

市・県及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や市民等からの情報の収集体制の整備を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部、全庁、広域消防局）

県及び関係機関と連携し、情報収集に努める。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報網が円滑に機能するよう常に見直しを図る。（企画振興部）

(イ) 住民から消防機関等を通じ入った災害情報を、東京航空局や救難調整本部へ伝達する方法等をあらかじめ定めておく。（危機管理部、企画振興部、警察本部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

第1章 第1節 情報の収集・連絡体制の整備

- (ア) 松本空港の離発着陸機及び長野県内の航空機の運航状況について、可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備を図るものとする。
(東京航空局)
- (イ) 航空機の安全運航に係る松本空港の気象状況についての的確な実況監視を行い関係機関へ伝達する体制を整備する。
(東京航空地方気象台松本航空気象観測所)

2 情報収集を行うための情報収集手段の整備

(1) 基本方針

航空機が消息をたつ等、遭難が予想される場合は、上空からの搜索が有効である。機動的な情報収集が行えるよう、航空機等の有効利用ができる体制づくりを行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部、広域消防局）
県及び関係機関と連携し、情報収集に努める。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 消防防災ヘリコプターの活用について、緊急運航要綱等にあらかじめ定める。
(危機管理部)
- (イ) 県警ヘリコプターによる、ヘリコプターテレビ画像伝送システムを利用した情報収集体制を整えておく。
(警察本部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

航空運送事業者においては、災害情報の収集及び連絡に必要な、情報収集機材の整備に努める。

第2節 災害応急体制の整備

第1 基本方針

市・県及び航空運送事業者は、あらかじめ、非常時の職員の体制、救助・救急医療、消火活動に必要な体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制をあらかじめ整備する。
- 2 空港管理者、消防・警察機関及び医療機関は救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄等に努める。
- 3 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制

(1) 基本方針

市・県及び航空運送事業者は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部、全庁、広域消防局）

職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とし、必要に応じて随時見直しを行う。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。また、必要に応じて見直しを行う。

（危機管理部）

- (イ) 空港内及びその周辺の事故について「松本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」及び「松本空港医療救護活動に関する協定書」に基づき、松本広域消防局と松本広域圏救急・災害医療協議会を交えた定期的な訓練をする。

（企画振興部）

- (ウ) 消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、緊急消防援助隊の出動を想定した人命救助活動の支援体制の整備を行う。

（危機管理部）

2 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

(1) 基本方針

市、県、医療機関等の救助、救急関係機関は、各種活動を迅速、的確に実施するため、必要な資機材の整備に努める。

(2) 実施計画

ア 【広域消防局が実施する計画】

広域消防局は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 空港管理者は空港内の事故に備えるため、消防車両、救難機材等の整備を行うとともに、消防主管部局は消防防災ヘリコプターによる救助、救急活動に必要な資機材の整備を行う。

（危機管理部、企画振興部）

第1章 第2節 災害応急体制の整備

- (イ) 空港管理者は、空港内の事故で負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。 (企画振興部)
- (ウ) 空港内の事故に備えるため、空港管理者は医療機関、消防との連絡体制の整備を図るとともに、医療機関は相互の連絡・連携体制について計画を策定するよう努める。 (企画振興部、健康福祉部)

3 関係者への的確な情報伝達活動

(1) 基本方針

空港管理者及び航空運送事業者は、航空事故に関する情報を常に伝達できるような体制の整備を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (危機管理部)

空港内外の事故について、県及び関係機関と提携し、必要な情報の収集に努める。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 空港管理者は空港内での事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を電気通信事業者等との連携を図りながら整備する。 (企画振興部)
- (イ) 空港管理者は空港内での事故について家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ航空運送事業者と連携をとりながら計画をしておく。 (企画振興部)
- (ウ) 空港外の事故についても、必要な体制を整備する。 (危機管理部)

第2章 災害応急対策計画

基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

第1節 情報の収集・連絡・通信の確保

第1 基本方針

市・県及び航空運送事業者等は、事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡にあたる。

第2 主な活動

- 1 県は国土交通省から得た情報を関係市町村等へ連絡する。
- 2 市及び県は、航空機や無人航空機、画像情報による情報収集を行うとともに、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告する。
- 3 市及び県は、応急対策の活動状況を相互に連絡し合うとともに、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。

第3 活動の内容

- 1 関係市町村等への連絡等
 - (1) 基本方針
市は、県が国土交通省等からの災害発生情報を得て、情報収集体制の確立を早期に行う。
 - (2) 実施計画
 - ア 【市が実施する対策】（危機管理部、全庁）
 - (ア) 災害発生後、県等関係機関と連携し、必要な体制を整備し、情報収集に努める。
 - (イ) 各所管施設等の被害状況の把握に努める。
 - イ 【県が実施する対策】
 - (ア) 空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報により速やかに現地関係機関に出動の要請を行う等体制を整える。
(危機管理部、企画振興部、警察本部)
 - (イ) 災害発生情報について、速やかに関係消防本部に連絡するとともに、地域振興局を通じ市町村へ連絡を行う。
(危機管理部)
 - ウ 【関係機関が実施する対策】
 - (ア) 松本空港の離着陸機の事故を覚知した場合及び長野県内の航空機の災害発生情報を得た場合は速やかに県への連絡を行うものとする。
(東京航空局)
 - (イ) 松本空港及びその周辺における航空機災害発生情報を得た時は、必要に応じ松本空港における気象状況の臨時観測を行い、関係機関に伝達を行う。
(東京航空地方気象台松本空港分室)

2 情報の収集及び報告

(1) 基本方針

市及び県は、航空機や無人航空機、画像により情報を収集した場合や、市民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、全庁）

市は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに地域振興局へ連絡する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報システムの定めるところにより収集した情報を速やかに集約し、関係する国の機関（国土交通省、関係省庁）へ報告を行う。

（危機管理部、企画振興部、警察本部）

(イ) 航空機事故等の災害発生の情報を得た場合は、必要に応じて、CABと調整のうえ、ヘリコプターによる情報収集を行う。

（危機管理部、警察本部）

(ウ) 地域振興局は市町村を通じて得た災害発生直後の1次情報を速やかに、危機管理部へ報告する。

3 応急活動対策の情報収集

(1) 基本方針

市及び県は、応急対策の実施状況について相互に情報交換を行うとともに、広域応援体制の必要性について随時国土交通省または非常災害対策本部に対して連絡を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部）

市は、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

イ 【県が実施する対策】

県は指定行政機関を通じ、国土交通省又は非常災害対策本部が設置された場合は本部に対して随時応急対策の活動状況、対策本部の設置状況を連絡するとともに、非常災害対策本部等から得た情報を、市町村等へ提供する。

（危機管理部、企画振興部、警察本部）

第2節 活動体制の確立

第1 基本方針

市、県、関係機関等は災害発生後、速やかに活動体制の確立を図るため、必要な措置をとる。

第2 主な活動

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置する。
- 2 被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援の要請を行う。

第3 活動の内容

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置
 - (1) 基本方針
発災を覚知した場合は、速やかに関係職員を参集するとともに、情報収集連絡体制の確立のために必要な措置をとる。
 - (2) 実施計画
 - ア 【市が実施する対策】（危機管理部、全庁）
市は、震災対策編第3章第2節で定める非常参集計画に基づき早期参集を行うとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。
 - イ 【県が実施する対策】
 - (ア) 関係職員の早期参集を行うとともに、想定される災害の規模を勘案し、必要に応じて、災害対策本部を設置する。（危機管理部）
- 2 広域応援体制への早期対応
 - (1) 基本方針
被害規模により、広域応援体制をとる必要があることから、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき速やかに受援体制を整える。
 - (2) 実施計画
【市及び県が実施する対策】
市及び県は、災害の規模等により、市の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

第3節 搜索、救助・救急及び消火活動

第1 基本方針

事故による災害が発生した場合には、関係機関は速やかに相互に連携して搜索、消火、救助、医療活動を実施する。

第2 主な取組み

- 1 航空機の遭難等の情報を得た場合は、ヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動を実施する。
- 2 空港管理者等は、航空災害が発生した場合は消防機関と連携した消火活動を実施するとともに必要に応じて、関係機関への応援要請を行う。
- 3 関係機関等の協力を得て医療活動を実施する。
- 4 緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制を適切に実施する。

第3 活動の内容

- 1 関係機関による、ヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動の実施
 - (1) 基本方針
東京救難調整本部から、航空機の遭難情報を得た場合は、速やかにヘリコプター等を活用した搜索活動を実施する。
 - (2) 実施計画
 - ア 【市が実施する対策】（危機管理部、広域消防局）
県から災害の発生情報を得た場合は、消防機関においては速やかに消防団と連携した搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。
 - イ 【県が実施する対策】（危機管理部、警察本部、企画振興部）
東京救難調整本部から航空機の遭難情報を得た場合は、関係省庁との情報交換を密にして、関係消防機関への搜索、市町村への情報の収集を指示するとともに、必要に応じてヘリコプター等による搜索活動を実施する。
- 2 消火、救助活動の実施
 - (1) 基本方針
災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、あらかじめ定められた救助計画等により、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。
 - (2) 実施計画
 - ア 【市が実施する対策】（危機管理部、広域消防局）
市は被災状況の情報収集に努め、県・関係機関と連携をとりつつ、消火、救助活動を実施する。
 - イ 【県が実施する対策】
 - (7) 空港内で発災した場合は、「松本空港消火救難対策実施要領」に基づき、空港管理者は速やかに各班長に必要な指示を行うとともに消防、警察、医療機関等の関係機関に状況の報告、出動の要請を行い、「松本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき活動を実施する。
(企画振興部)
 - (4) 空港外で発災した場合は、救助・救急活動及び消火活動を実施する。
 - (ウ) 災害の規模等により、広域応援の実施が必要と認められる場合は、広域

相互応援を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の災害派遣を要請する。

3 医療活動の実施

(1) 基本方針

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、地域医師会や日本赤十字社、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部）

市は被災状況の情報収集に努め、県・関係機関と連携をとりつつ、震災対策編第3章第6節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより、医療活動を実施する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 空港管理者は空港内の事故について「松本空港医療救護活動に関する協定書」に基づき活動する。（企画振興部）

(イ) 自衛隊や日本赤十字社の協力が必要な場合は、所要の要請を行うとともに不足が見込まれる医薬品がある場合は調達に必要な措置をとる。（危機管理部、健康福祉部）

(ウ) 空港外で発生した事故の場合には、医療活動を実施する。

4 緊急車両の通行確保と交通規制の実施

(1) 基本方針

被害状況に応じて、緊急車両の優先通行を図るため、必要な交通規制を実施する。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】

緊急車両の通行を確保するため、一般車両の通行禁止や応援車両の交通誘導を実施する。

また、緊急車両が特定の道路に集中し、渋滞等が発生しないように、必要に応じて、ヘリコプター等により、上空からの規制を実施する。（警察本部）

第4節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第2 主な活動

- 1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災家族への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部）

県・関係機関等と連携を密にし、情報の迅速な伝達等市民である被災家族等への対策に万全を期す。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 県及び航空運送事業者は相互に連絡をとりあいながら、航空災害の状況、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

(イ) 空港外で発生した事故については、被災者の家族等に対する広報活動を実施する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

航空運送事業者は搭乗者名簿の提供等を速やかに行い、積極的に情報を提供する。

2 一般住民への情報伝達活動

(1) 基本方針

地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部）

県・関係機関等と連携を密にし、市民に対し情報の迅速な伝達等への対策に万全を期す。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 県及び航空運送事業者は相互に連絡をとりあいながら、航空災害の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

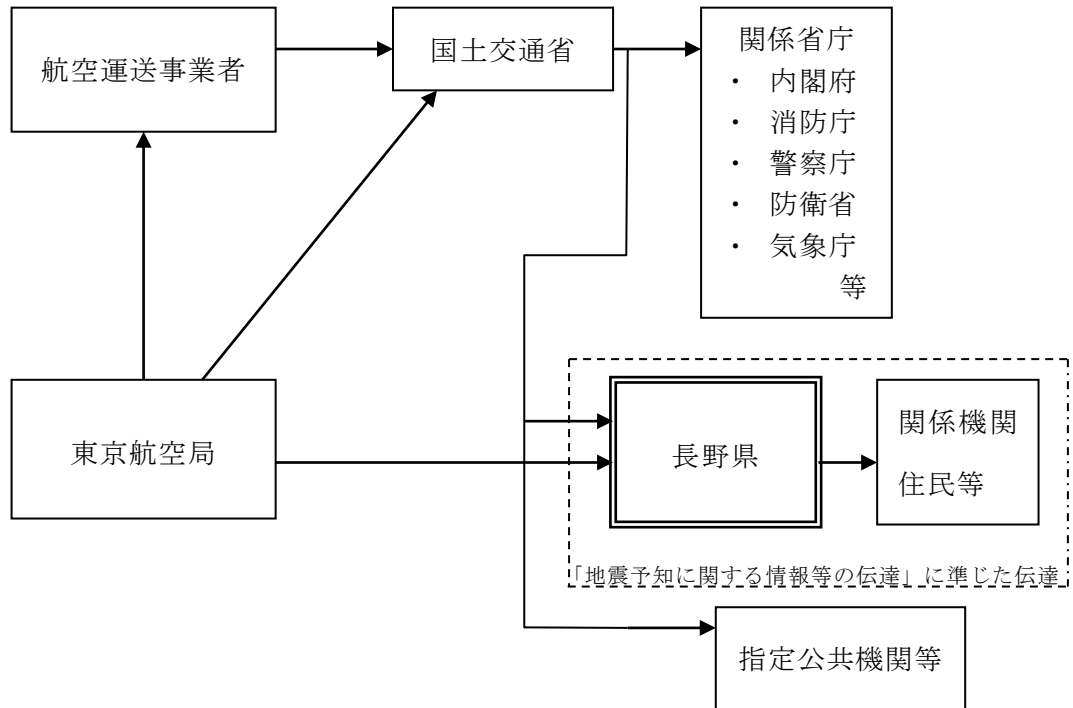
(イ) 空港外で発生した事故については、住民等に対する広報活動を実施する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

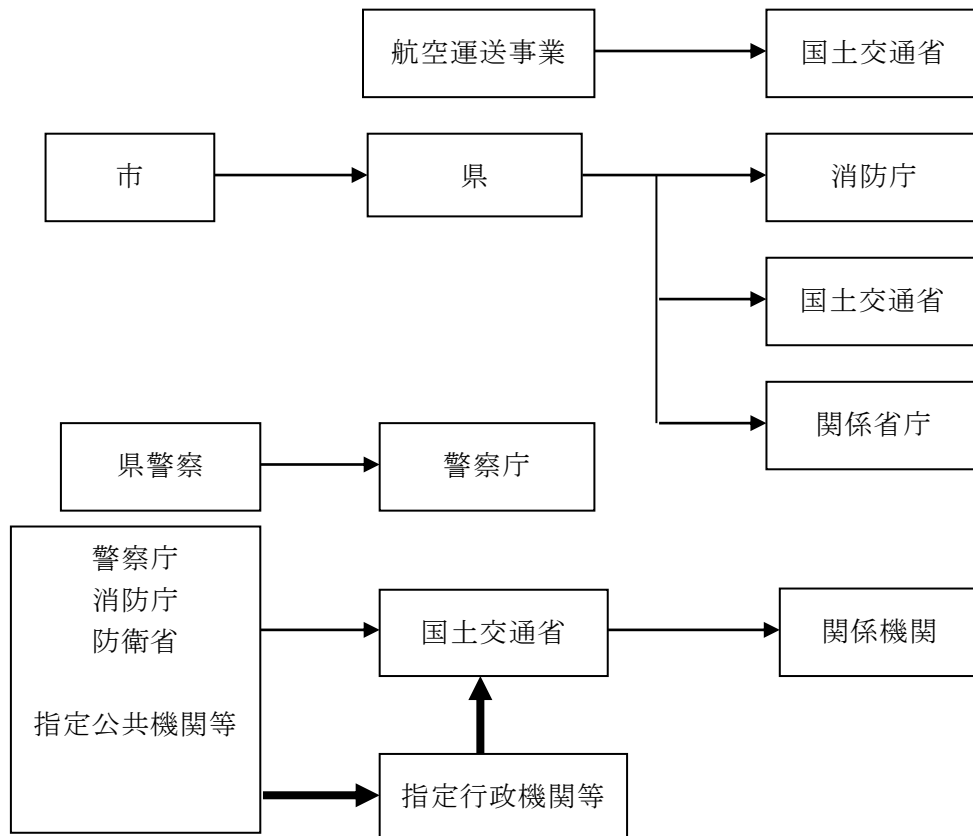
航空運送事業者は航空機の運航等交通機関利用者、一般住民の必要な情報の提供を行う。

航空災害における連絡体制

(1) 航空事故情報等の連絡

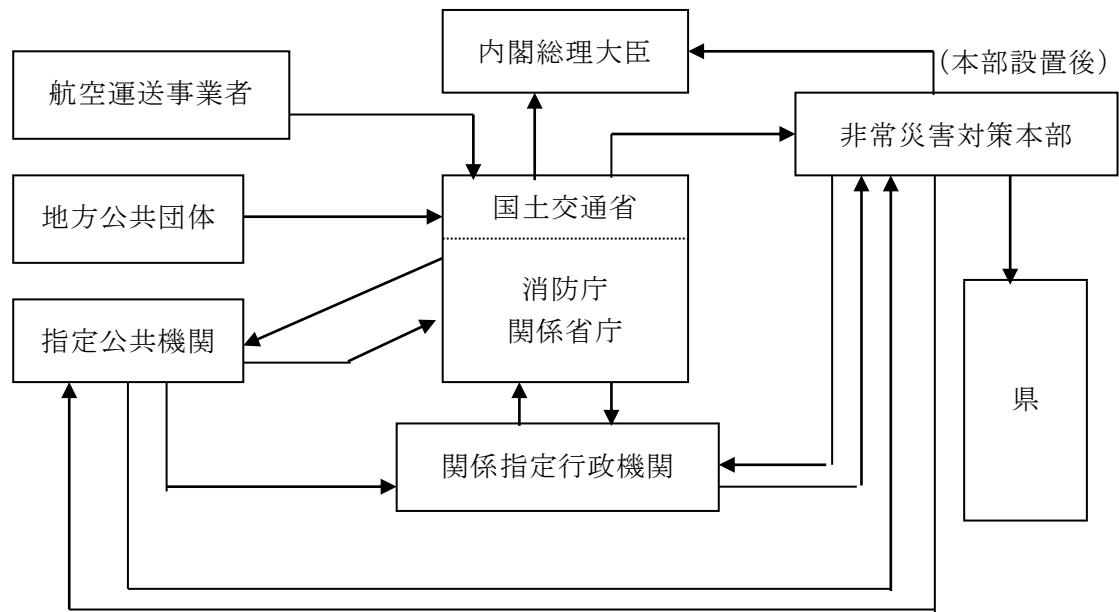


(2) 航空事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

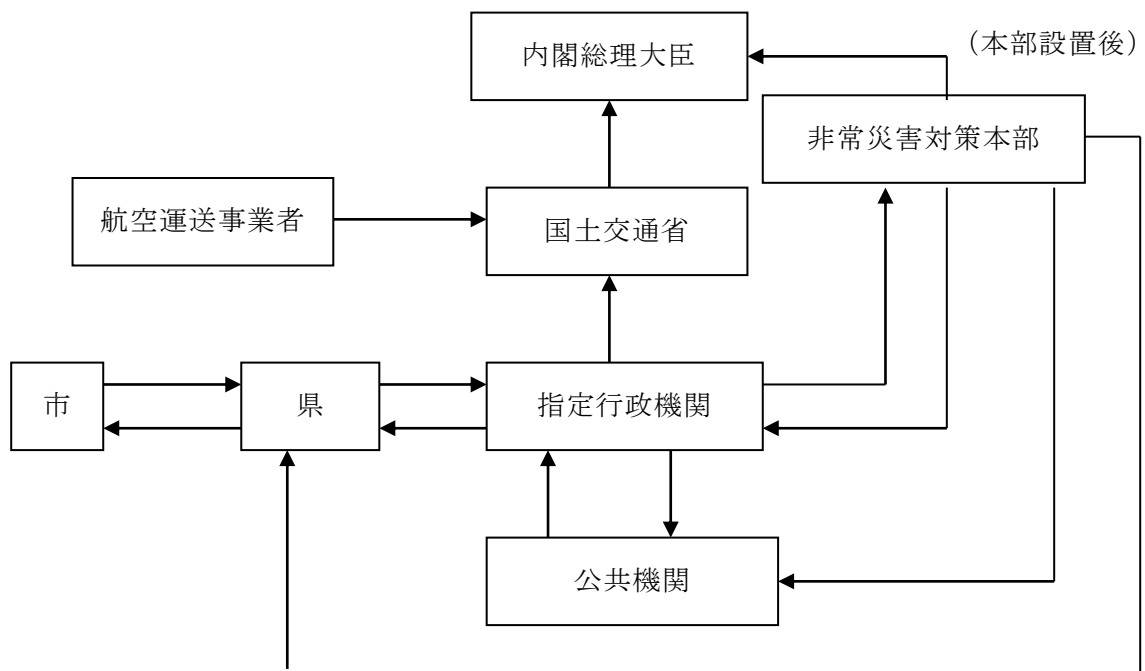


（ **→** は、指定公共機関等の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村等との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

道路災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び市民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

関係各機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報・注意報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

第3 計画の内容

1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等

(1) 基本方針

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知することが求められる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部、交通部）

市は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から長野地方気象台、警察署等関係機関との連携を強化しておく。

また、道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 道路管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から長野地方気象台、県警等関係機関との連携を強化しておく。また、道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。（建設部、道路公社）

(イ) 警察本部及び道路管理者は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制及び情報伝達体制の整備を図る。（警察本部、建設部、道路公社）

ウ 【関係機関が実施する計画】

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各関係機関へ速やかに伝達する。（長野地方気象台）

第2節 道路（橋梁等を含む）の整備

第1 基本方針

自然災害や道路事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう安全に配慮した道路（橋梁等を含む）整備を行う。

また、気象条件により自然災害・事故等の発生のおそれがあるときは、未然にこれを防ぐ施設を整備する。

第2 主な取組み

道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、危険箇所の点検を実施し、道路（橋梁等を含む）の整備を図る。

第3 計画の内容

1 道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性の確保

(1) 基本方針

自然災害・事故が発生した場合、道路（橋梁等を含む）は、落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は、道路（橋梁等を含む）について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る必要がある。

また、道路管理者は、道路（橋梁等を含む）の経年劣化に対する対策の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部、産業振興部、環境エネルギー部）

(ア) 市は、それぞれの施設整備計画により災害や道路（橋梁等を含む）の経年劣化に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。

(イ) 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 自然災害が予測される危険箇所の点検実施に努め、緊急度の高い箇所から順次整備する。（建設部、林務部、農政部、道路公社）

(イ) 橋梁点検に基づき緊急度の高い橋梁から耐震性の強化を順次整備する。（建設部、道路公社）

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 自然災害・事故等が予測される危険箇所等について現場点検の実施に努め、緊急度の高い箇所から逐次必要な対策を実施するものとする。

（地方整備局、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱）

(イ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。

（地方整備局、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱）

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合に備えて、平素から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係各機関において緊急に必要となる相互支援について、連携の強化等、災害応急体制を整備する。
- 2 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

1 災害応急体制の整備

(1) 基本方針

自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れる恐れがある。

この対策として被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるように努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（健康福祉部）

市は、地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び新潟県との協定を締結しており、訓練の実施等平常時から連携強化に努める。（危機管理部）

(イ) 自然災害・事故等発生時に速やかに交通規制、交通誘導等ができるよう、訓練等を通じて普段から災害応急体制の整備を図る。（警察本部）

(ウ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時から連携を強化しておく。（全機関）

(エ) 応急復旧に関して、建設業協会等と事前に災害時における応急対策業務に関する協定を締結し、交通の確保を図る。

（建設部、道路公社、警察本部）

(オ) 地域医療センターを中心に、被害者の受入状況、医療スタッフの状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。

また、県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。

（健康福祉部）

(カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。

（危機管理部、健康福祉部）

第1章 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県、市町村との協定等に協力するものとする。

(全機関)

- (イ) 自然災害・事故等の発生時において、資機材の調達及び応急復旧が緊急に必要な場合に備え、事前に必要な措置を講じておくものとする。

(地方整備局)

- (ウ) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

(医療機関)

- (エ) 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

(医師会)

2 関係者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 基本方針

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう体制の整備を行う。

(2) 実施計画

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備するものとする。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。
また、必要に応じ迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。
被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握しその後の救急・救助活動や応急対策に資するようにする。

第2 主な活動

情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

(1) 基本方針

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

また、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部、危機管理部）

パトロール等による巡視の結果や通報、市防災行政無線等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係各機関へ通報する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 道路（橋梁等を含む）の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集を行う。
（建設部、道路公社、警察本部）

(イ) 収集した情報に基づき、交通規制の実施、迂回路の選定及び情報の提供を行う。
（建設部、道路公社、警察本部）

ウ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者は速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。
（地方整備局、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱）

(イ) 道路管理者はパトロール等による巡視の結果等について、災害の発生又はその恐れがある場合、速やかに県、市町村、関係各機関へ通報する。
また、市町村や県、他の機関等から入手した応援を道路復旧に活用するなどお互いに協力する。
（地方整備局、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱）

第2節 救急・救助・消火活動

第1 基本方針

道路災害が発生した場合には、負傷者の救急・救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が協力体制を確立する。

第2 主な活動

県・市・及び関係各機関は、道路事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助活動に努める。

第3 活動の内容

1 救急・救助活動

(1) 基本方針

道路災害発生時においては、何をおいても人命を第一とし、迅速な救急・救助活動に努める。

(2) 実施計画

ア 【市、広域消防局及び県が実施する対策】

「震災対策編」第3章「災害応急対策計画」第6節「救助・救急・医療活動」及び第7節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

イ 【道路管理者が実施する対策】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うよう努めるとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力する。

第3節 災害応急対策の実施

第1 基本方針

各機関は、自然災害・事故等が発生した場合は、災害応急対策を円滑かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに道路利用者に周知するものとする。

第2 主な活動

- 1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等それぞれが、路上障害物除去、緊急輸送道路確保等の応急活動を実施する。

また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。

- 2 関係機関の間で整備した業務協定等に基づく応急活動を実施する。

第3 活動の内容

- 1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等の応急活動の実施

(1) 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部）

行政区域内の道路（橋梁等を含む）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) パトロール等の点検結果や、発見者の通報等をもとに、速やかに路上の障害物の除去等の応急活動を実施するとともに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施する。

災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。（建設部、道路公社、警察本部）

- (イ) 迅速に立入禁止区域を設定するとともに通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行う。

また、二次災害の防止及び緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。（警察本部）

ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) パトロール等の点検結果や道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

(地方整備局、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)

- (イ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

(地方整備局、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)

2 関係機関の協力体制の確立

(1) 基本方針

関係各機関が協力して活動することは、災害応急対策を実施するうえで有効である。

このため各機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】 (危機管理部、建設部)

必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。

イ 【県が実施する対策】

パトロール等による巡視の結果や通報等の情報を、速やかに防災行政無線等を利用して市町村、関係各機関へ通報する。

また、入手した情報をもとに、お互いに必要な人員資材を融通し合うことにより、効率的な人員資材の運用に努める。

(危機管理部、建設部、警察本部、道路公社)

ウ 【関係機関が実施する対策】

パトロール等による巡視の結果や通報等の情報を、速やかに県、市町村、関係各機関へ通報する。また、市町村や県、他の関係機関等から入手した情報を道路復旧に活用するなどお互いに協力して、より効率的な人員資材の運用に努める。

(地方整備局、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)

第4節 関係者への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第2 主な活動

被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを十分に把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

ア 【市、県、関係機関が実施する対策】（市：危機管理部、建設部）

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

第5節 道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動

第1 基本方針

道路管理者は、迅速かつ的確に道路（橋梁等を含む）の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努めるものとする。

第2 主な活動

道路交通の早期回復のため、道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

第3 活動の内容

1 迅速な道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動

(1) 基本方針

道路管理者は、被害の状況、本復旧までの工期施行量等を勘案し、迅速かつ的確な道路（橋梁等を含む）の応急復旧を図るものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部）

パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施行量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

イ 【県が実施する対策】

パトロール等による巡視の結果等をもとに、速やかに被災道路の応急復旧有無等を考慮して適切な方法を選択する。

応急対策業務に関して、必要に応じて「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設業者団体等に協力を要請する。（建設部、道路公社）

信号機の倒壊等が発生した場合、信号機施行業者との連携による緊急補修を行うとともに、滅灯信号機については可搬式発動発電機により速やかな電源確保を行う。また、道路標識の倒壊、損壊については、重要な標識から優先して、補修や移動式標識の設置による応急対策を実施する。（警察本部）

ウ 【関係機関が実施する対策】

(7) パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施行量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

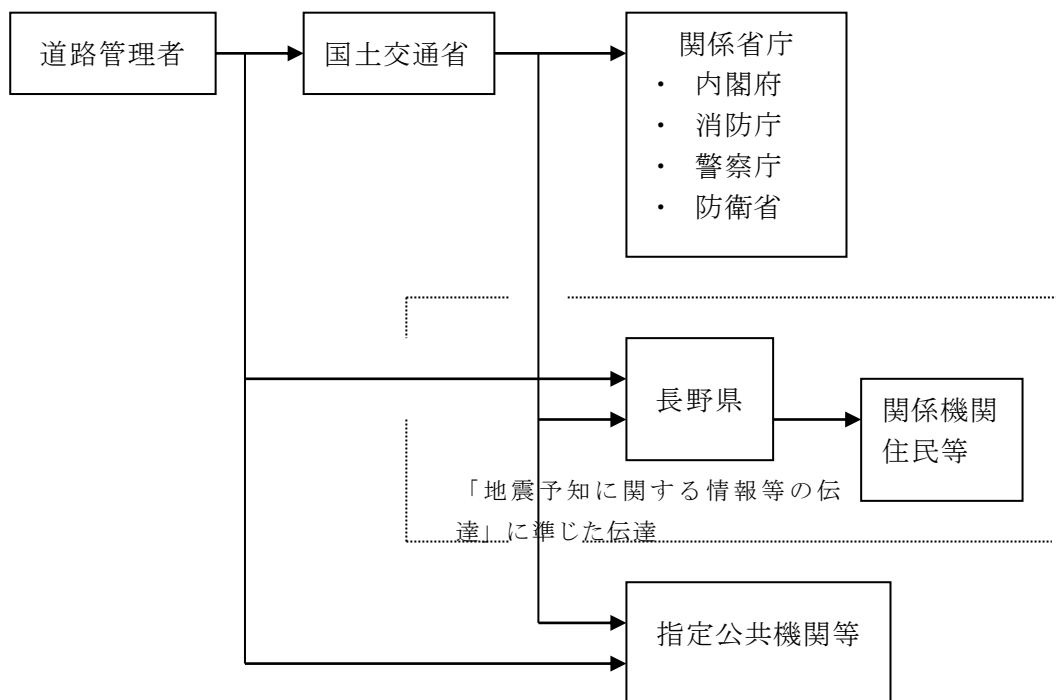
（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）

(イ) 県からの「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく要請に対して、公共施設の応急復旧工事等の活動を実施する。

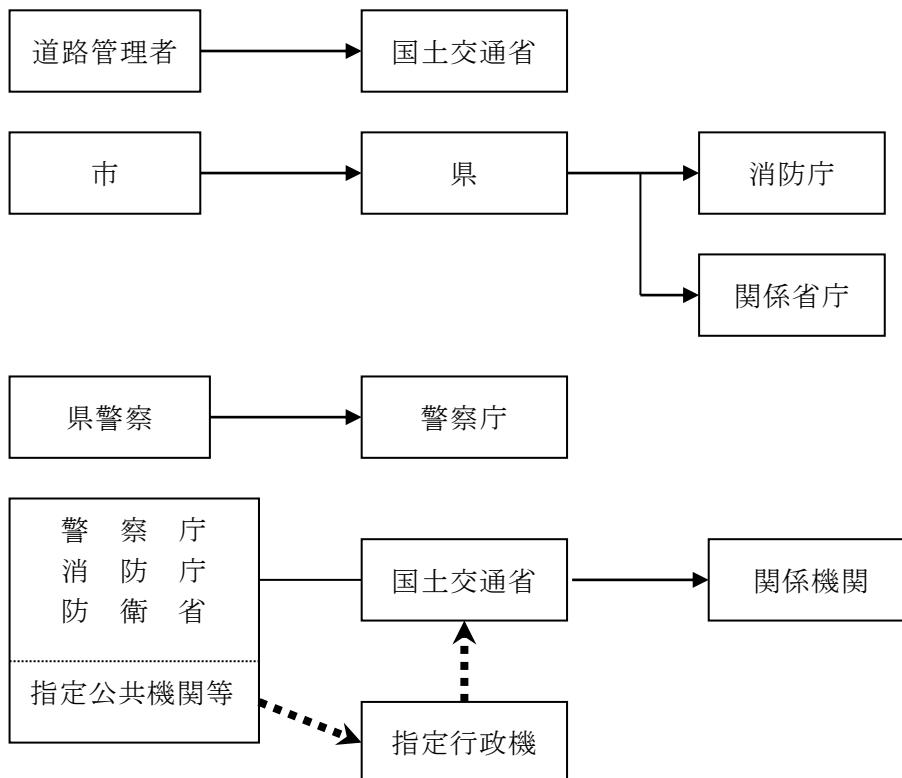
（建設業者団体等）

道路災害における連絡体制

(1) 道路災害等事故情報の連絡

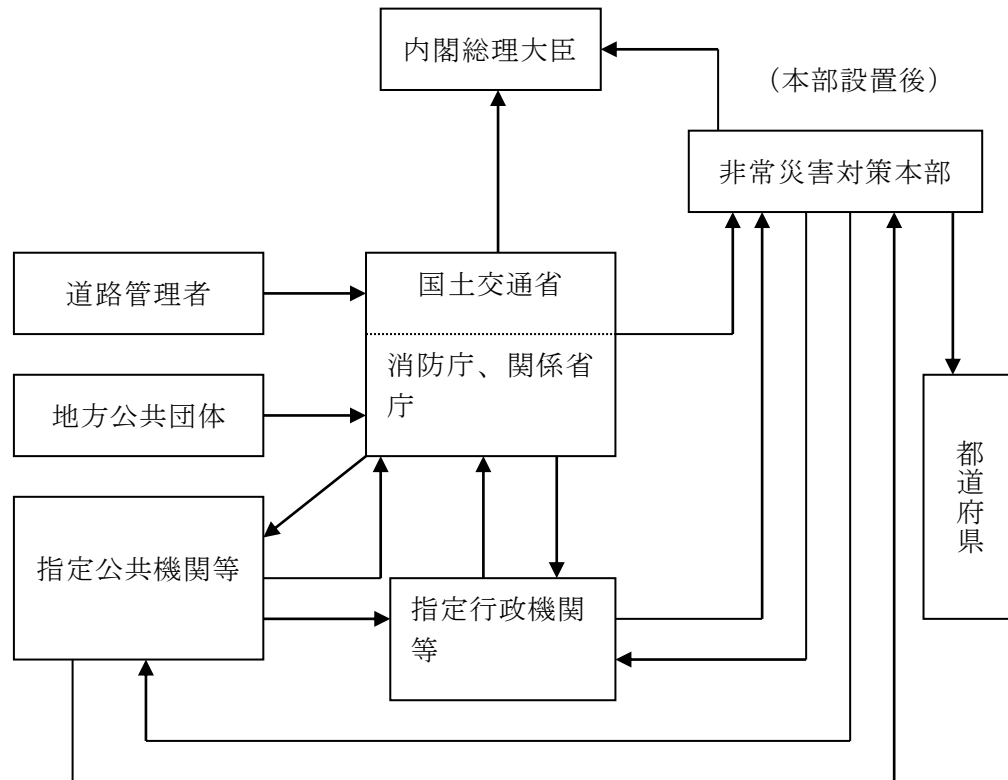


(2) 道路事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

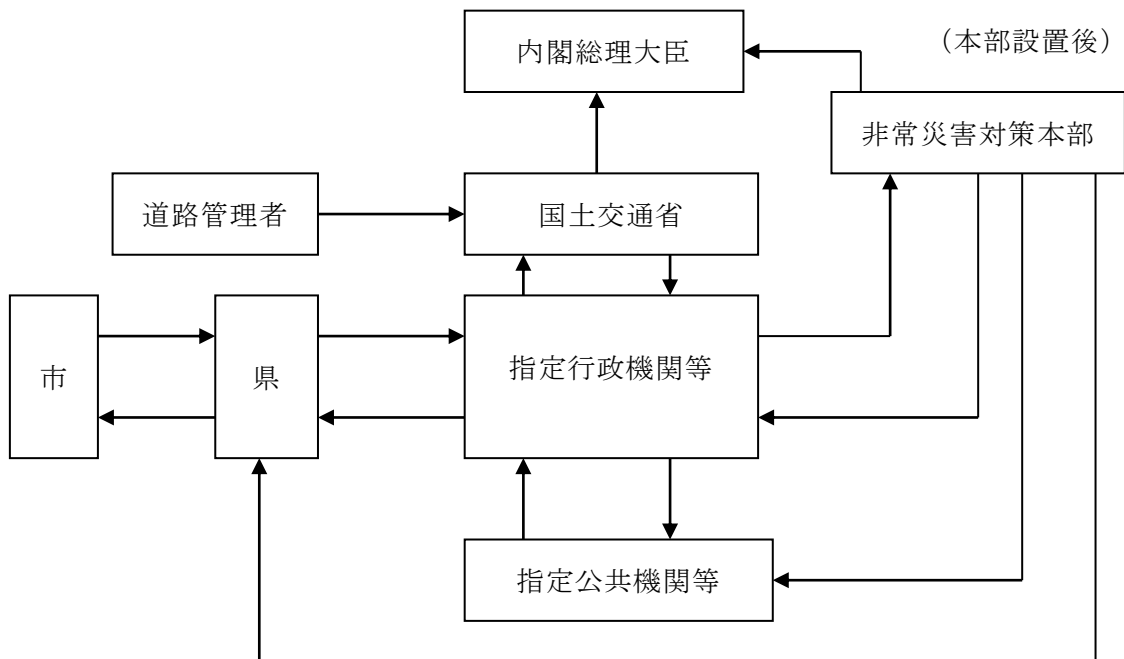


大規模な場合
 (.....▶ は、指定公共機関等の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関等との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。

鉄道災害対策編

本編において災害とは、災害対策基本法及び同法施行令の規定に基づく、大規模な事故を要因とする被害の発生をいい、具体的には、鉄道における列車の衝突等に起因する多数の死傷者等の発生といった、大規模な鉄道事故による被害をいう。

第1章 災害予防計画

基本方針

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実

第1 基本方針

踏切道における自動車との衝突、落石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

第2 主な取り組み

市及び鉄道事業者等は鉄道事故防止のための知識の普及に努める。

第3 計画の内容

1 事故防止のための知識の普及

(1) 基本方針

外部要因による事故を防止するため、鉄道事故防止等に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市、県及び鉄道事業者が実施する計画】

(市：建設部、交通部、警察本部、鉄道会社)

全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等の広報・啓発活動を行うよう努めるものとする。

第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等

第1 基本方針

大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。

また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を講じる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 市、県、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の改良のため必要な対策を講じる。
- 2 鉄道事業者は、鉄道施設の保守を適切に実施するとともに、運転保安設備等の整備・充実に努めるほか、鉄道事故による被害の拡大を防止するため、あらかじめ必要な対策を講じる。
- 3 市、県及び道路管理者は、鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を講じる。
- 4 市及び県は、鉄道事故による住民生活への支障等を防止するために必要な措置を講じる。

第3 計画の内容

1 踏切道の保守・改良

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、踏切道の保守・改良等に万全を期す必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市、県、道路管理者及び鉄道事業者が実施する計画】（建設部）

踏切道の改良のため、以下の対策の実施に努める。

- (ア) 踏切道の立体交差化
- (イ) 踏切道の構造の改良
- (ウ) 踏切保安設備の整備

2 施設・設備の整備

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、軌道及び列車防護施設・保安設備等の点検・整備等に万全を期す必要がある。

(2) 実施計画

ア 【鉄道事業者が実施する計画】

事故を防止するとともに、事故の発生に際し、迅速かつ円滑な措置を講ずることができるよう、以下の対策を行う。

- (ア) 線路・路盤等の施設の適切な保守
- (イ) 線路防護施設の整備の推進
- (ウ) 列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実
- (エ) 諸施設の新設及び改良
- (オ) 列車防護用具、災害用資材及び非常用器材等の整備
- (カ) 救援車・作業車等の整備
- (キ) 建築限界の確認

(ク) 保安設備の点検・整備

イ 【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

復旧機材の保管場所及び主要部品をあらかじめ定めておくものとする。

3 鉄道施設周辺の安全の確保

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、鉄道施設周辺の安全を確保するための適切な措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（建設部）

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するための、適切な措置を講じる必要がある。

イ 【鉄道事業者が実施する計画】

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

4 被害の拡大を防止するための事前の措置

(1) 基本方針

大規模事故が発生した際に、さらなる被害の拡大を防ぐために、あらかじめ適切な措置を講じておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（市：建設部）

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

イ 【鉄道事業者が実施する計画】

(ア) 鉄道事業者及び関係機関等の所有する応急用建設機材の配置状況及び数量等を把握するとともに、事故発生時においてこれらを緊急に使用できるよう、その方法等を定めるよう努める。

(イ) 事故等の発生により、走行する列車の運行に支障が生ずるおそれのあるときには、鉄道施設及びその周辺の監視強化を行い、輸送の安全確保に努める。

ウ 【北陸信越運輸局が実施する計画】

(ア) 鉄道事業者に対し、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるよう指導する。

(イ) 鉄道事業者に対し、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の災害等防止設備等の点検及び除雪体制の整備等、積雪等に対する防災体制の確認を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視等に努めるよう指導する。

第3節 鉄道車両の安全性の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故を防止するためには、鉄道車両の安全性をより一層向上させることが重要であり、そのため鉄道事業者は、検査体制の充実に努める必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は、検査体制を充実にするため、検査精度の向上及び検査データの科学的分析等に努める。

第3 計画の内容

検査体制の充実

1 基本方針

鉄道車両の安全性をより一層向上させるため、検査体制の充実に努める必要がある。

2 実施計画

(1) 【鉄道事業者が実施する計画】（鉄道会社）

ア 新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るものとする。

イ 車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

(2) 【北陸信越運輸局が実施する計画】

鉄道車両の検査については、IT 技術等の新技術を取り入れた検査機器の導入を促進して検査精度の向上を図るとともに、新技術の導入に対応して研修担当者の教育訓練内容の充実に努める。また、車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、保守管理へ反映させることにより車両故障等の予防を図る。

第4節 鉄道交通に携わる人材の育成

第1 基本方針

大規模鉄道事故及びそれによる被害の拡大を防止するためには、鉄道の運行に携わる者の資質をより一層高めることが重要であり、人材の育成に努める必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は、乗務員等に対する教育成果の向上を図るとともに、検査担当者等の教育訓練の充実に努める。

第3 計画の内容

人材の育成

1 基本方針

鉄道の運行に携わる者の資質をより一層高めるため、人材の育成に努める必要がある。

2 実施計画

(1) 【鉄道事業者が実施する計画】

ア 乗務員及び保安要員に対する教育成果の向上を図るとともに、適性検査の定期的な実施に努める。

イ 車両の安全性をより一層高めるため、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。

(2) 【東日本旅客鉄道㈱が実施する計画】

鉄道事故に備え、次の事項について社員に徹底しておくものとする。

ア 事故の応急措置及び復旧方法

イ 事故情報の伝達及び旅客誘導方法

ウ 非常招集の範囲及び方法

エ 復旧用具の整備

オ その他必要と認める事項

(3) 【北陸信越運輸局が実施する計画】

鉄道事業者に対し、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるよう指導する。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

大規模鉄道事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を行う必要がある。

事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 市、県及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保及び外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置を講じる。
- 3 市、県及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。
- 4 市、県及び医療機関等は、日頃から相互の連携を密にし、応援・協力体制の確立を図る。
- 5 市、県、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動のための体制の整備を図る。
- 6 鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施し、迅速かつ円滑な対応方法の確立に努める。
- 7 鉄道事業者は、事故復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を定める。

第3 計画の内容

- 1 情報収集・連絡体制の整備
 - (1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連絡を緊密にし、情報収集・連絡体制をあらかじめ整備しておく必要がある。
 - (2) 実施計画

ア 【市、県及び鉄道事業者が実施する計画】（市：危機管理部、建設部）

 - (ア) 事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日頃から相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておくものとする。
 - (イ) 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある浮き石、落石等を発見した場合に、必要に応じて相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立するものとする。
- 2 通信手段の確保等
 - (1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、外部機関との情報連絡
 - (2) 実施計画

ア 【鉄道事業者が実施する計画】

 - (ア) 事故発生時の重要通信の確保のため、指令電話及び列車無線等の整備に努める。
 - (イ) 外部機関との情報連絡手段を確保するため、無線電話又は災害時優先電

第1章 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

話の整備に努める。

イ 【北陸信越運輸局が実施する計画】

- (ア) 関係省庁、公共機関、地方公共団体とともに、また、鉄道事業者を指導して、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- (イ) 鉄道事業者に対し、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるよう指導するとともに、関係鉄道事業者に対し、衛星携帯電話や鉄道専用電話等の導入等について、早期に対応するよう指導する。その際、電気通信事業者の協力を得ることに努めるよう指導する。
- (ウ) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。
- (エ) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3 救助・救急・消火活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時における迅速かつ円滑な救助・救急・消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

「震災対策編」第3章「災害応急対策計画」第6節「救助・救急・医療活動」及び第7節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 消防防災ヘリコプターの導入による航空消防防災体制の確立を図る。
- (イ) ドクターヘリによる救急搬送体制の確立を図る。
- (ウ) 市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

ウ 【鉄道事業者が実施する計画】

- (ア) 事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、県・市町村及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。
- (イ) 火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、県・市町村及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。
- (ウ) 事故発生時における、旅客の誘導等に関する実施要領を定めるよう努める。
- (エ) 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

第1章 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 基本方針

医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、事故発生時の医療情報が速やかに入手できるよう努める。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（市：健康福祉部、広域消防局）

- (ア) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送について医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。
- (イ) 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておくものとする。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

- (ア) 地域災害医療センターを中心に、被害者の受入状況及び医療スタッフの状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。
- (ウ) 市町村事故対策本部等へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。
- (エ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (イ) 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

5 緊急輸送活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の応急活動に必要な人員・資機材等の輸送のため、道路交通管理体制を整備するとともに、緊急自動車の整備等に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市、県及び道路管理者が実施する計画】（市：建設部）

市、県及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

イ 【鉄道事業者が実施する計画】

事故発生時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の緊急輸送計画を定めておくとともに、緊急自動車の整備に努めるものとする。

6 防災訓練の実施

(1) 基本方針

事故発生時に適切な行動をとることによって、被害を最小限にとどめるためには、具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

(2) 実施計画

【鉄道事業者が実施する計画】

事故の発生を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、市及び県の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

第1章 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

7 事故復旧への備え

(1) 基本方針

事故発生時の復旧作業に備え、あらかじめ計画を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【鉄道事業者が実施する計画】

鉄道事業者は、施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

第6節 再発防止対策の実施

第1 基本方針

鉄道事故が発生した場合には、類似・同種の事故の再発を防止することが極めて重要であり、そのため、徹底的な原因究明により再発防止を図る必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は事故の再発防止のため、その原因を究明し、安全対策に反映させるよう努める。

第3 計画の内容

事故原因の究明等

1 基本方針

鉄道事故の再発防止のため、その原因を究明し、安全対策に反映させるよう努める必要がある。

2 実施計画

(1) 【鉄道事業者が実施する計画】

ア 事故発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故発生の直接又は間接の要因となる事実について、関係機関の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。

イ 事故の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故の再発防止に努めるものとする。

(2) 【北陸信越運輸局が実施する計画】

鉄道事業者とともに事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察機関、消防機関等の協力を得て運輸安全委員会が行う調査の支援を行う。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、大規模鉄道事故が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定めるものとする。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事故情報等については、鉄道事業者から収集し、関係市町村及び関係機関に円滑かつ迅速に伝達する。
- 2 大規模鉄道事故発生直後の人的被害等の第1次情報、一般被害情報及び応急対策の活動情報等については、各関係機関が速やかにこれを調査・収集し、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに伝達する。

第3 活動の内容

1 鉄道事故情報等の連絡

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 伝達系統は別紙「鉄道災害における連絡体制」のとおり。

イ 【市、県及び鉄道事業者が実施する対策】

(市：危機管理部、建設部、交通部、住民自治局)

(ア) 市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合うものとする。

(イ) 発見又は連絡に基づき、市及び県はただちに、警戒体制の強化、避難指示の発令等、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じるものとする。

(ウ) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者はただちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講じるものとする。

ウ 【北陸信越運輸局が実施する対策】

鉄道事業者に対し、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるよう指導する。

2 その他各種情報等の収集・連絡

(1) 基本方針

事故発生後の第1次情報（被害情報等）をはじめ、応急対策のために必要な各種の情報を、迅速かつ円滑に収集し伝達する必要がある。

第2章 第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(2) 実施計画

- ア 事故発生直後の第1次情報、一般被害情報及び応急対策活動情報等についての伝達系統は、別紙「鉄道災害における連絡体制」のとおり。

第2節 活動体制及び応援体制

第1 基本方針

大規模鉄道対策が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには各関係機関が速やかに活動体制を整える必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事業者は、被害の拡大の防止のため、発災後速やかに必要な措置を講じ、必要な体制をとる。
- 2 市及び県は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、被害の規模等により必要に応じて、応援を要請し又は応援を実施する。
- 3 市及び県は、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、自衛隊に災害派遣を要請するための手続きをとる。

第3 活動の内容

1 鉄道事業者の活動体制

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに活動体制を整え、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【鉄道事業者が実施する対策】

(ア) 被害拡大防止措置

- a 関係列車の非常停止の手配
- b 乗客の避難

(イ) 活動体制の確立

- a 職員の非常招集
- b 情報収集連絡体制の確立
- c 対策本部の設置

イ 【東日本旅客鉄道(株)が実施する対策】

- (ア) 事故が発生したときは、列車防護等応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努めるものとする。
- (イ) 事故が発生したときは、必要により現地対策本部を設ける。
- (ウ) 列車の脱線、線路の故障等により、輸送に著しく影響を及ぼすおそれがある事故が発生した場合は、必要により対策本部を設ける。

ウ 【アルピコ交通(株)が実施する対策】

- (ア) 事故が発生した場合、その対策及び復旧の指揮命令の統一と調整を図るため事故対策本部及び事故復旧本部を開設する。
- (イ) 事故対策本部は、事故の復旧、動員、救護の計画及び応急輸送対策並びに広報事務その他を処理する。
- (ウ) 復旧本部は、事故現場における死傷者の救出、応急救護、応急処置、財産の保全、復旧計画及び復旧、事故原因調査及び状況の連絡、その他を処理する。

エ 【北陸信越運輸局が実施する対策】

- (ア) 鉄道事業者に対し、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、あらゆる手段を用いた乗客の避難等の必要な措置を

講ずるよう指導する。

- (イ) 鉄道事業者に対し、その管理する鉄道施設等の被害状況の早急な把握、被災した鉄道施設等の迅速な応急復旧を行わせる。この場合、必要に応じて、応急復旧に係わる事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう指導する。
- (ウ) 鉄道事業者に対し、事故災害等が発生した場合には、鉄道利用者に対して復旧の見通し等について適切な情報提供に努めるよう指導する。

2 広域応援体制

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、市・県は広域応援を要請し、また他の市町村・県からの要請に応じて応援を行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する対策】（市：危機管理部）

- (ア) 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他県・他市町村に応援を求めるものとする。
- (イ) 他県・他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整えるものとする。

3 自衛隊派遣要請

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、市は県に自衛隊による災害派遣を要請する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部）

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、震災対策編第3章「災害応急対策計画」第5節「自衛隊災害派遣活動」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

イ 【県が実施する対策】

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、長野県地域防災計画に定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

第3節 救助・救急・消火活動

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、負傷者等の救急・救助活動及び初期消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が強力に連携する必要がある。

第2 主な活動

市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助・消火活動に努める。

第3 活動の内容

1 救急・救助・消火活動

(1) 基本方針

救急・救助・消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、市・県及び鉄道事業者等が強力に連携する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する対策】

「震災対策編」第3章「災害応急対策計画」第6節「救助・救急・医療活動」及び第7節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

イ 【鉄道事業者が実施する対策】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するよう努める。事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努める。

ウ 【アルピコ交通㈱が実施する対策】

- (ア) 事故救援のための救援列車の運行手配
- (イ) 救援班の派遣
- (ウ) 他事業者の車両・クレーン車の派遣要請

エ 【北陸信越運輸局が実施する対策】

- (ア) 鉄道事業者に対し、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう指導する。
- (イ) 鉄道事業者に対し、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう指導する。

第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両の通行のための緊急交通路を確保するとともに、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。

第2 主な活動

- 1 県は、緊急交通路を確保するため、交通規制を行う。
- 2 鉄道事業者は、代替交通手段の確保に努める。

第3 活動の内容

1 緊急交通路の確保

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両の通行のための緊急交通路を確保する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する対策】（市：建設部、交通部）

市は、緊急通行車両の通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施するよう警察署に要請する。

イ 【県が実施する対策】（警察本部）

緊急通行車両の通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

2 代替交通手段の確保

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両の通行のための緊急交通路を確保する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【鉄道事業者が実施する対策】

(ア) 他路線への振替輸送

(イ) バス代行輸送

(ウ) 被災していない鉄道事業者の協力による代替輸送

イ 【北陸信越運輸局が実施する対策】

鉄道事業者に対し、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるよう指導し、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう指導する。

第5節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。

また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

第2 主な活動

- 1 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災者家族等への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

ア 【市、県及び鉄道事業者が実施する対策】（市：危機管理部）

市、県及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

イ 【北陸信越運輸局が実施する対策】

鉄道事業者、関係機関等と連携の下、鉄道交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対する情報提供等の支援を行うための体制を整備し、必要なマニュアル等の策定、乗客の被災者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワークの形成等を図るものとする。

2 一般住民への情報伝達活動

(1) 基本方針

鉄道事故現場周辺の地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民に対して、随時情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 【市、県及び鉄道事業者が実施する対策】（市：危機管理部）

市、県及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

イ 【鉄道事業者が実施する対策】

鉄道事業者は鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般住民にとって必要な情報の提供を行う。

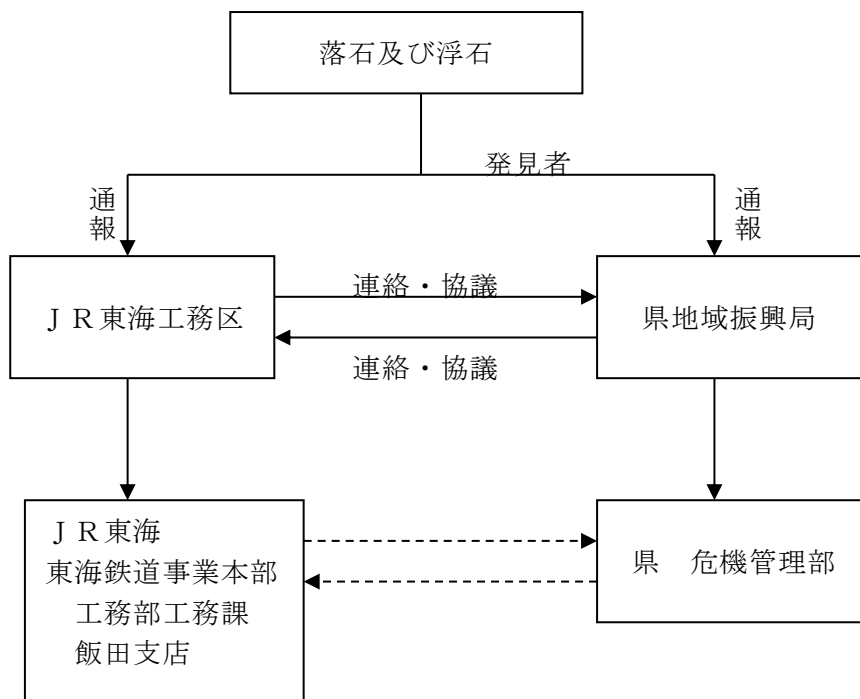
ウ 【北陸信越運輸局が実施する対策】

鉄道事業者に対し、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、倒壊等のおそれのある施設等の除去等の措置を講じるよう指導する。

報道機関等と協力して、施設等の被害状況、運行状況等に関する情報については、速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合には、乗客の被災者等に対する窓口等を通じた適切な情報提供に努めるものとする。鉄道事業者に対し、可能な限り、復旧予定時期の明確化に努めるよう指導する。

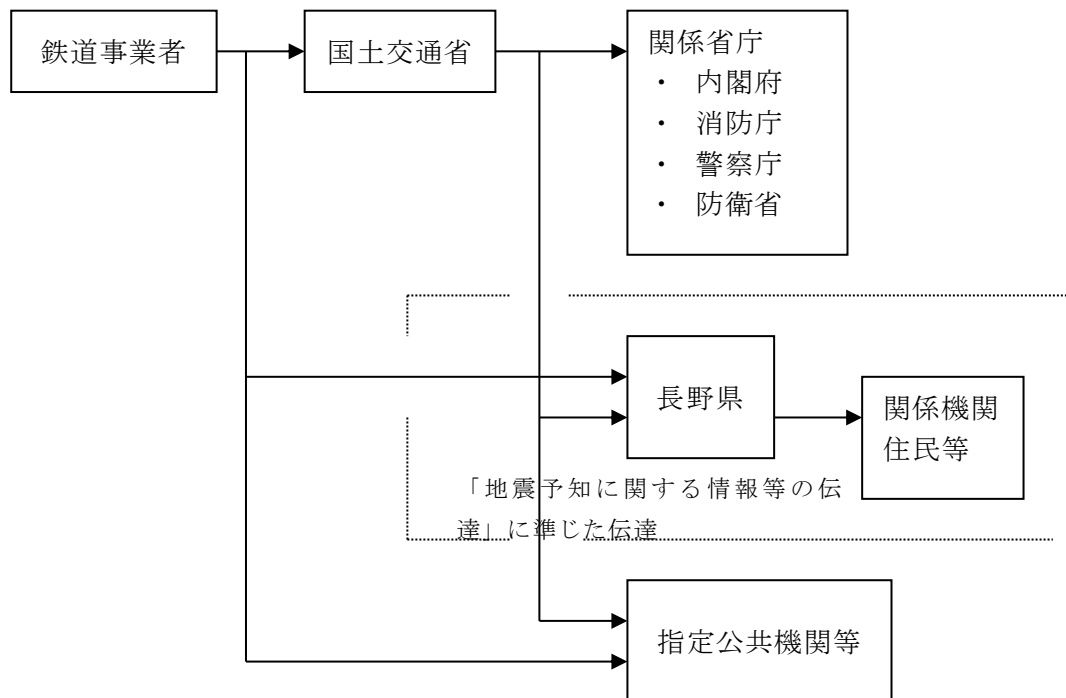
斜面災害対策連絡体制 [長野県]

落石が相互（道路管理者・鉄道事業者）に影響する場合

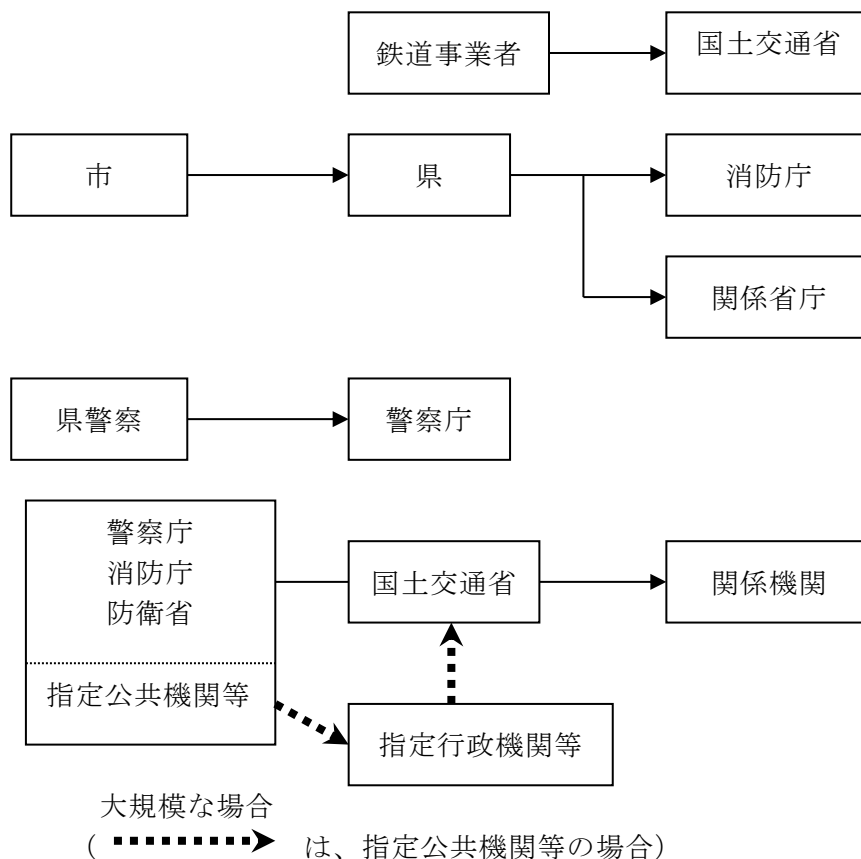


鉄道災害における連絡体制

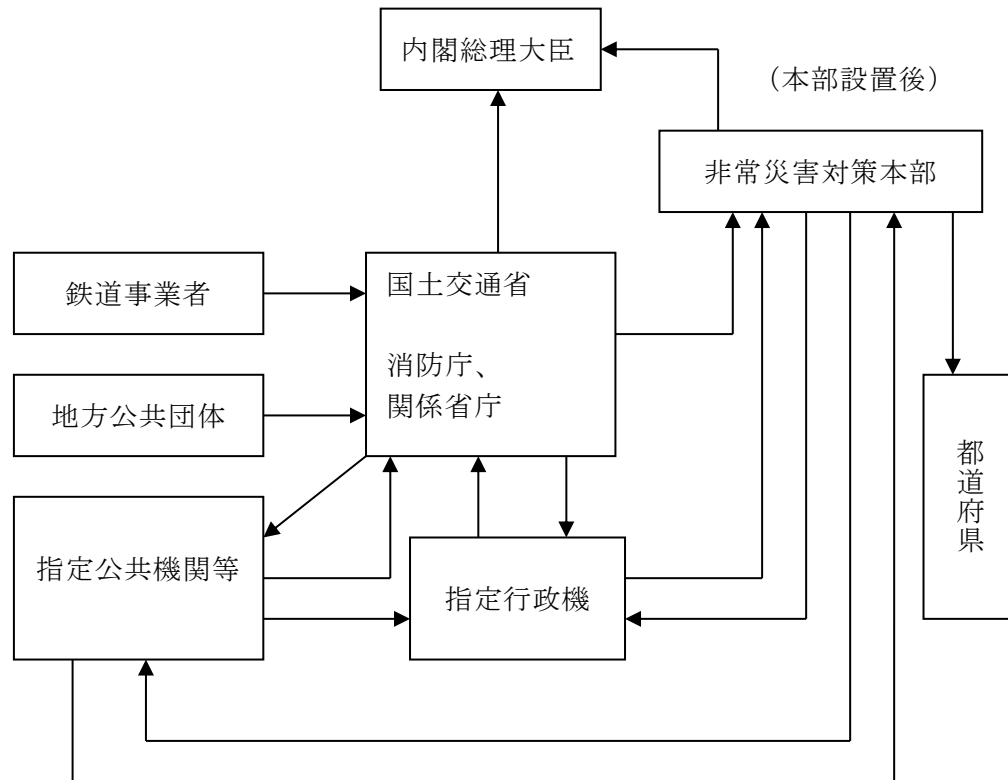
(1) 鉄道事故情報等の連絡



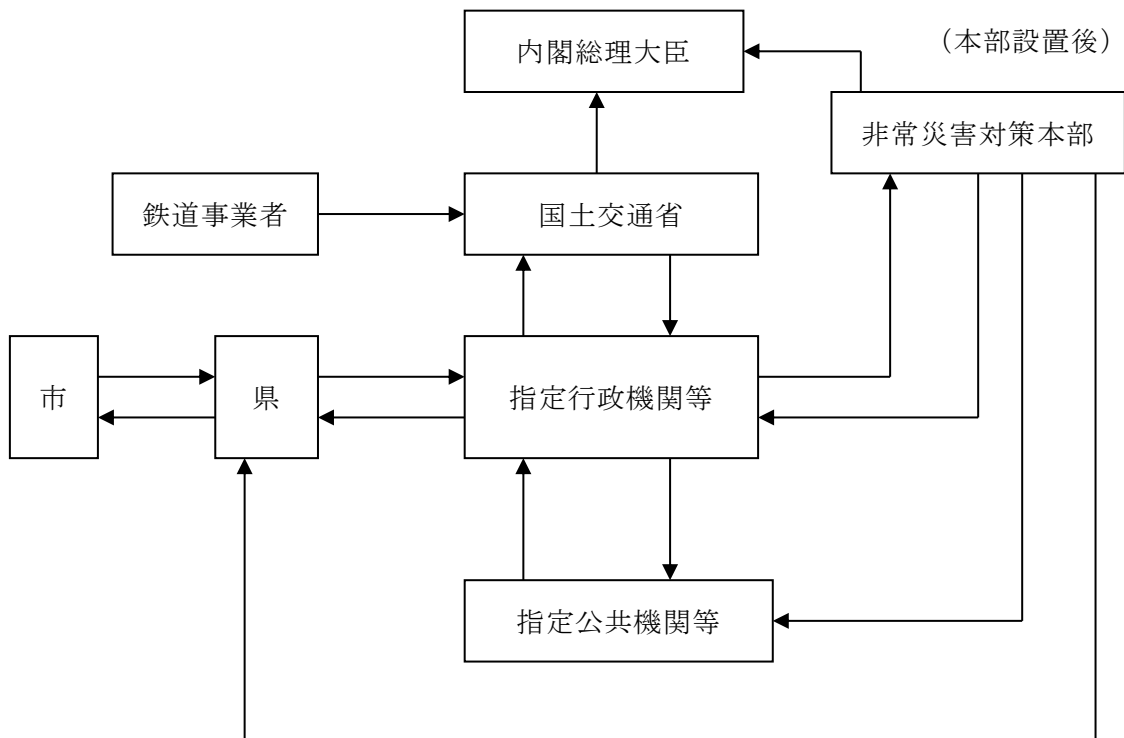
(2) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関等との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

危険物等災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。また、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2 主な取組み

危険物等関係施設における安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 基本方針

[危険物関係]

市内の消防法に定める危険物施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所がある。これらの施設は消防法に基づく許可、検査を受けて、位置・構造・設備の技術上の基準に適合するよう設置されている。

また、危険物の貯蔵及び取扱いについては、取扱者制度及び技術基準が定められており、物的・人的両面からの規制が行われている。

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

[火薬関係]

市内の火薬類取扱施設は、煙火製造所、火薬庫、庫外貯蔵庫、火薬類取扱所及び火工所がある。

これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められてい

る。

しかし、災害が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

[高圧ガス関係]

市内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。

これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

しかし、災害の発生を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア 【広域消防局が実施する計画】（広域消防局）

(7) 規制及び指導の強化

- a 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、製造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。
- b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。
- c 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。
 - (a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
 - (b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(4) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導するものとする。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

(7) 市町村に対し、危険物施設における保安体制の強化及び安全性の向上について指導する。

(4) 消防法に定める危険物取扱者に対する保安講習を実施するとともに、危険物施設の管理者等関係者を対象に保安管理技術の向上を図るため、消防機関等関係機関と連携し、講習会、研修会等を実施する。

また、危険物施設の管理者に対し、自主的な保安教育計画の作成を求めるとともに、当該計画に基づく従業員教育の推進について指導する。

ウ 【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

(7) 危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努めるものとする。

(4) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上に努めるものとする。

第1章 第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

- (ウ) 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備するものとする。

[火薬関係]

【県が実施する計画】（産業労働部）

- (ア) 火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図る。
- (イ) 火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図る。

[高压ガス関係]

ア 【県が実施する計画】（産業労働部）

- (ア) 液化石油ガス製造施設及び一般高压ガス製造施設に対する保安検査を年1回実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導する。
- (イ) 高压ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等に対し、立入検査を随時実施し、法令で定める技術上の基準等の遵守についての徹底を図る。
- (ウ) 高压ガス製造事業者等に対し、下記ウの実施について指導する。

イ 【関係機関が実施する計画】（高压ガス協会、指定保安検査機関）

高压ガス協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県C E検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高压ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

ウ 【高压ガス製造事業者等が実施する計画】

- (ア) 高压ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定を実施する。
- (イ) 高压ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検により機能を維持する。
- (ウ) 高压ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装を実施する。
- (エ) ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置を実施する。

[毒物劇物関係]

ア 【県が実施する計画】（健康福祉部）

- (ア) 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導する。
- (イ) 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、研修会を開催し、関係機関に対して指導を行う。

イ 【関係機関が実施する計画】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

毒物劇物営業者及び業務上取扱者は、毒物劇物取扱責任者等の研修会等へ積極的に参加するものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要である。

第2 主な取組み

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- 2 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

第3 計画の内容

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(1) 基本方針

危険物関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア 【広域消防局が実施する計画】（広域消防局）

(ア) 消火資機材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図るものとする。

(イ) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導するものとする。

(ウ) 警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 危機管理部が実施する計画

市町村に対し、危険物施設における災害応急体制の整備について指導する。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

ウ 【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定を締結する等、関係機関との連携を強化するものとする。

[火薬関係]

ア 【県が実施する計画】

(ア) 産業労働部が実施する計画

災害時の緊急体制等の整備について、火薬類取扱施設の管理者等に対し、

第1章 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

下記のイに掲げる事項の指導徹底を図る。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ 【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

(ア) 自主保安体制の整備

災害時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努めるものとする。

(イ) 緊急連絡体制の整備

行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努めるものとする。

[高圧ガス関係]

ア 【県が実施する計画】

(ア) 産業労働部が実施する計画

- a 長野県高圧ガス地域防災協議会に対し、高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等における災害の発生又は拡大を防止するために、一層の防災体制の充実を図るよう要請する。
- b 高圧ガス製造施設等に対し、災害時における従業員の任務を明確にし、急時の措置及び連絡体制について整備を図るよう指導する。
また、災害防止訓練の実施を推進する。
- c 災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図る。
- d 災害発生状況を把握するため、地域振興局等への空気呼吸器の配備などの現地確認体制の整備を図る。
- e 災害時における応急供給体制を確立するよう指導する。
- f 事業者間をわたる協力体制を整備するよう長野県高圧ガス団体協議会に対し依頼する。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ 【関係機関が実施する計画】（高圧ガス保安協会、指定保安検査機関）

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県C E検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

ウ 【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制を確立する。

[毒物劇物関係]

ア 【県が実施する計画】

(ア) 健康福祉部が実施する計画

- a 災害発生緊急通報系統を作成する。
- b 中毒事故発生時における治療情報等の提供を行う。
- c 災害発生状況を把握するため、保健所等に空気呼吸器などの体制整備を図る。

第1章 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(イ) 警察本部が実施する計画

毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び危険物の種類・貯蔵量についての情報連絡体制を確立し、施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ 【関係機関が実施する計画】（長野県医薬品卸協同組合）

緊急時の処理剤の確保体制の整備を図るものとする。

2 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

(1) 基本方針

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【広域消防局が実施する計画】（広域消防局）

(ア) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導するものとする。

(イ) 消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 行政機関、警察署、消防署等の関係機関との連絡体制の整備や、災害応急体制の整備について事業者等に対して指導する。

（危機管理部、健康福祉部）

(イ) 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行う。

（健康福祉部）

(ウ) オイルフェンス等油防除資機材の整備状況を調査し、消防、警察等の関係機関に対する情報提供を行う。

（危機管理部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

（河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者）

(ア) 危険物等の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄を図るものとする。

(イ) 関係機関が相互に協力して対策を実施できるよう、緊急時の連絡体制を構築するものとする。

(ウ) 給水車、給水タンク及び水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業体等との相互応援体制を整備するものとする。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定めるものとする。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除いて、本章の各節に定めるところによるものとする。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であるため、関係機関は効果的な通信手段・機材を用いて、情報の収集・連絡を迅速に行うことが必要である。

第2 主な活動

効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡活動

(1) 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（危機管理部、広域消防局）

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 危険物等による大規模な事故が発生し、事業者、市町村等からの連絡を受けた場合、それぞれの危険物の取扱規制担当省庁へ連絡するものとする。

(イ) 危険物等の取扱規制担当省庁から情報を受けた場合、これを市町村へ連絡するものとする。

(ウ) 市町村等からの情報収集を行うとともに、必要に応じて情報収集チームを派遣する等の活動を行う。

ウ 【事業者が実施する対策】

危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、警察署、消防署等に連絡する。

第2節 災害の拡大防止活動

第1 基本方針

危険物施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大防止を図るものとする。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図るものとする。

第2 主な活動

危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。

第3 活動の内容

1 危険物等施設における災害拡大防止応急対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

危険物等施設の災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生等被害の拡大防止のため応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

[火薬関係]

火薬類取扱施設の災害時には、火薬類の誘爆あるいは火薬庫の倒壊等による火薬類の盗難・紛失などによる被害拡大の二次災害の危険性が高い。このため、発災時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等における災害時には、火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等で、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生した場合は、直ちに的確な情報を保健所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害が発生した場合は、直ちに的確な情報を保健所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行う。

[タンクローリー等の横転事故関係]

道路におけるタンクローリー等の横転事故等により危険物等が漏洩した場合は、道路管理者、警察本部等は、交通規制等を実施するほか、その他の活動について

は、第2章の各節において定めたところにより実施する。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（危機管理部、広域消防局）

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

広域連合長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。（広域消防局）

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立するものとする。（危機管理部及び広域消防局）

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。（広域消防局）

イ 【県が実施する対策】

(ア) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

(イ) 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

ウ 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするものとする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

(ウ) 危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

- (オ) 相互応援体制の整備
必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。
- (カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置
消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

[火薬関係]

ア 【県が実施する対策】

- (ア) 知事は、災害拡大防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命ずる。
(産業労働部)
- (イ) 下記のイの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。
(産業労働部)
- (ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。
また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。
(警察本部)

イ 【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

- (ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。
搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めるものとする。
- (イ) 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は総て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させるものとする。

[高圧ガス関係]

ア 【県が実施する対策】

- (ア) 下記のイの応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図る。
(産業労働部)
- (イ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。
また、移動可能な容器等を他の施設に移動するよう、関係者等に要請する。
(警察本部)

イ 【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

- (ア) 施設の保安責任者は、災害が発生した場合は、高圧ガス取締法に基づく応急の措置をとるとともに警察署及び消防機関に通報する。
- (イ) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。
- (ウ) 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。
- (エ) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。

- (オ) 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、初期消火に努める。
- (カ) 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。
- (キ) 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

〔毒物・劇物関係〕

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】

- (ア) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- (イ) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- (ウ) 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した毒物・劇物の種類、量等を確認する。 (健康福祉部)
- (イ) 警察署、消防機関と連携して、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止に必要な措置、危険区域の設定、立入禁止の措置及び中毒防止方法の広報を行う。 (健康福祉部)
- (ウ) 飲料水汚染のおそれのある場合、市町村等へ連絡する。 (環境部)
- (エ) 中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。 (健康福祉部)
- (オ) 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。 (健康福祉部)
- (カ) 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。 (健康福祉部)
- (キ) 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。 (健康福祉部)
- (ク) 毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。 (健康福祉部)
- (ケ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。 (警察本部)

ウ 【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検
貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。
- (イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害拡大防止措置
毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。
- (ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等
 - a 応急措置及び関係機関への通報
毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。

b 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

エ 【水道事業者等が実施する対策】

取水箇所に変異が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

[タンクローリー等の横転事故関係]

ア 【県が実施する対策】

- (ア) パトロール等による情報、発見者の通報等をもとに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施する。

災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路の設定等の応急活動を実施する。

災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。
(建設部、企業局、道路公社、警察本部)

- (イ) 迅速に立入禁止区域を設定するとともに通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行う。

また、二次災害の防止及び緊急交通路を確保する必要があると認められる場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは、通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。

(警察本部)

[共通事項]

【市及び県が実施する対策】

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は震災対策編第3章第6節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策

第1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与える恐れがあるため、市、県及び関係機関は、密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図るものとする。

第2 主な活動

危険物等の除去及び環境モニタリングを実施する。

第3 活動の内容

1 危険物等大量流出時における応急対策

(1) 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境モニタリングを実施し、周辺住民への影響を最小限に抑えるものとする。

また、その際、水質汚濁対策連絡協議会等既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】

(市：危機管理部、環境エネルギー部、健康福祉部、上下水道局、広域消防局)

(ア) オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。

(イ) 飲料水汚染のある場合、下流の水道取水地区担当機関及び水道使用者、井戸水使用者等に対し通報を行う。

(ウ) 環境モニタリングを実施する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部）

(ア) 流出した危険物等の種類、量等を確認する。

(イ) 環境モニタリングを実施する。

(ウ) 飲料水汚染のおそれのある場合、市町村等へ連絡する。

(エ) 環境モニタリングを実施する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

(河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者等)

(ア) 危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

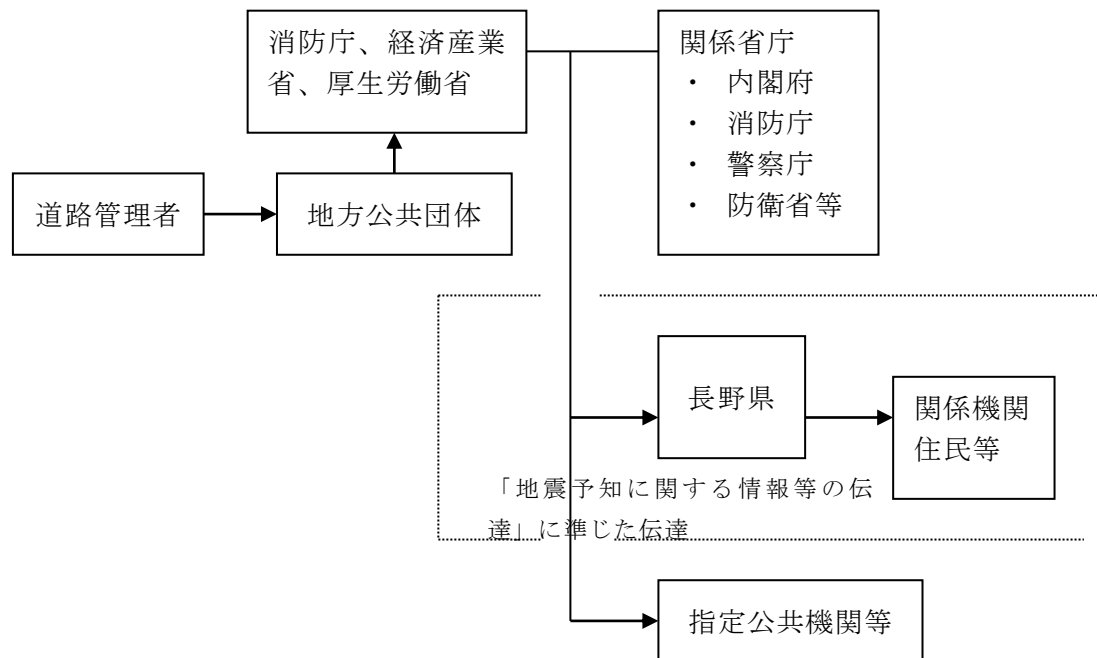
(イ) 危険物等の流出の事態が発生させた場合又は発見した場合は、速やかに消防、警察、保健所等関係機関に通報するものとする。

(危険物施設の管理者等)

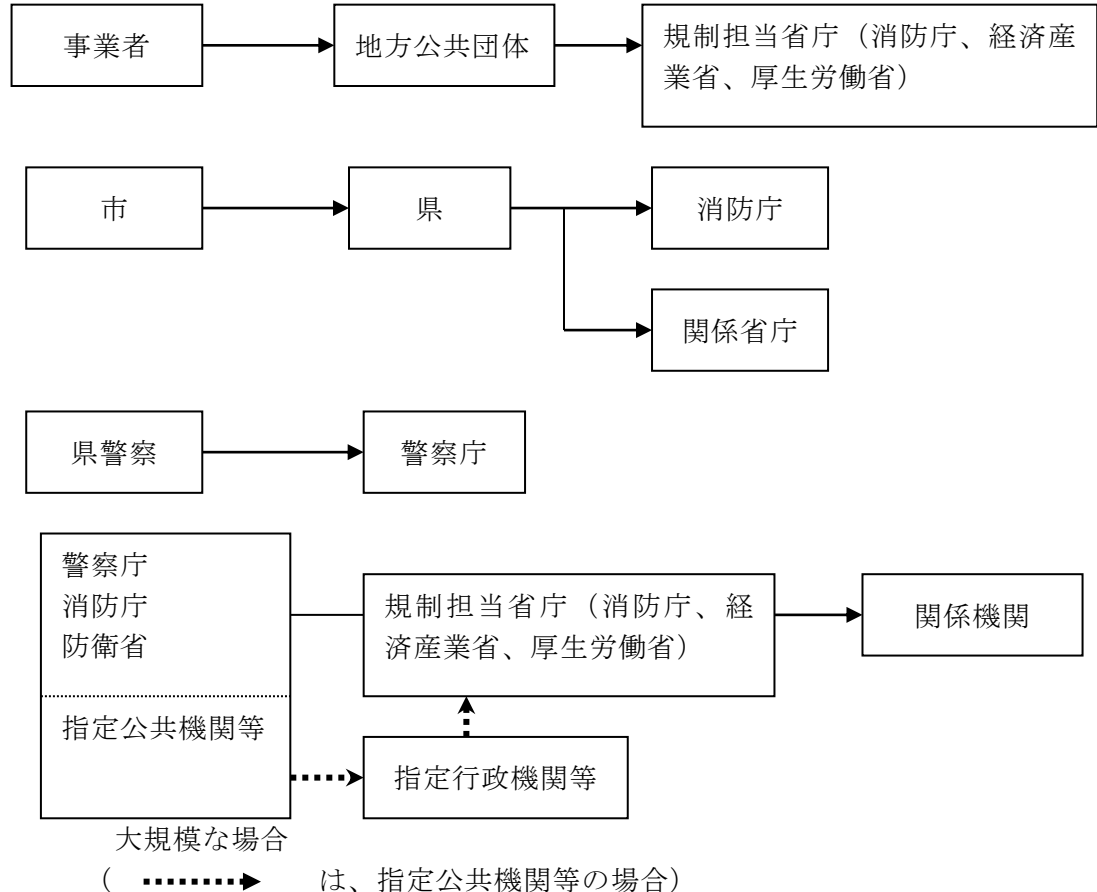
(ウ) 取水箇所に変異が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。(水道事業者)

危険物災害における連絡体制

(1) 危険物等事故情報の連絡

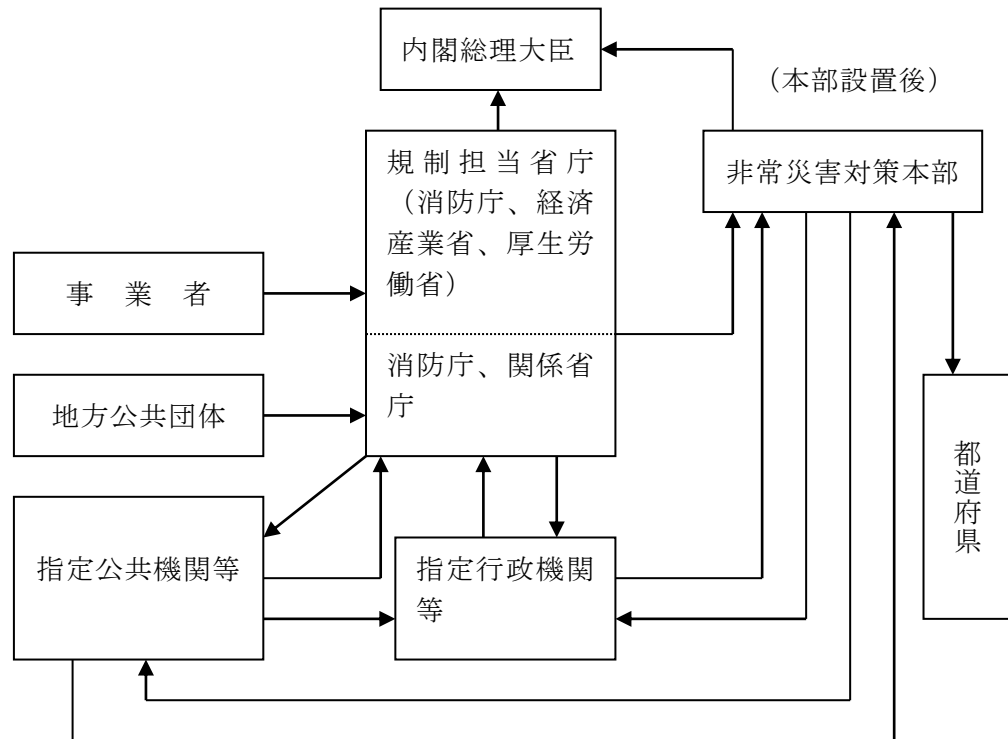


(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

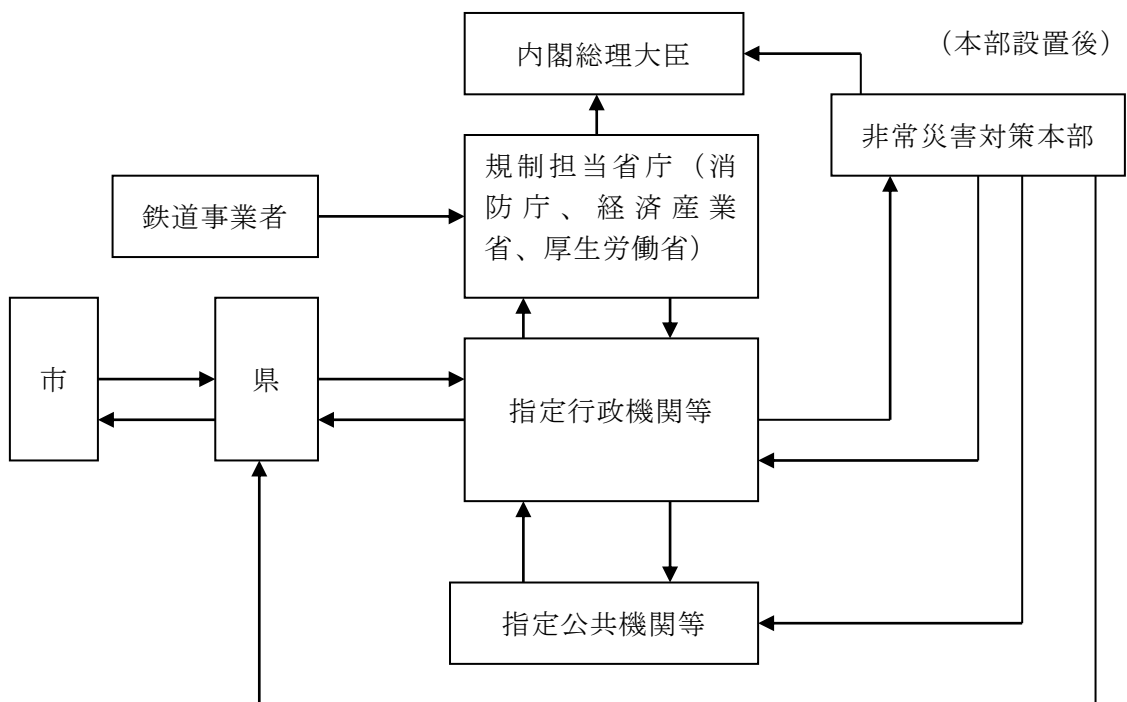


第2章 第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関等との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。

大規模な火事災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

近年は、建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。

このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び市民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを形成する。

第1節 災害に強いまちづくり

第1 基本方針

市及び県は、地域の特性に配慮しつつ大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いまちづくりを行うものとする。

第2 主な取組み

- 1 大規模な火事災害に強いまちの形成
- 2 火災に対する建築物の安全化

第3 計画の内容

- 1 大規模な火事災害に強いまちの形成
 - (1) 基本方針
市及び県は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強い郷土づくりを行う。
 - (2) 実施計画
 - ア 【市が実施する計画】（建設部、全庁、広域消防局）
 - (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から郷土及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
(広域消防局、全庁)
 - (イ) 都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域、準防火地域を定める。
(建設部)
 - (ウ) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。
(建設部)
 - (エ) 大規模な都市における都市防災構造化事業計画を策定する。
(建設部)
 - (オ) 「緑の基本計画」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。
(建設部)
 - (カ) 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯と

しての必要な街路整備に努める。(建設部)

- (キ) 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発計画を積極的に推進する。

(建設部)

- (ク) 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集市街地整備法）」に基づき、防災上危険な密集市街地について、防災機能の確保等、整備を総合的に推進する。

(建設部)

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。(全部局)

- (イ) 都市防災対策の検討、防火地域等の指定等にあたり、市町村へ啓発活動指導等を行っていく。(建設部)

- (ウ) 市町村が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について、協議、調整し事業が適正に施行されるよう指導・助言を行う。

(建設部)

- (エ) 災害時における避難地としての防災機能を有する公園整備に努める。

(建設部)

- (オ) 幹線道路について、避難路及び延焼遮断帯としての機能を有する広幅員街路網の計画的整備に努める。(建設部)

- (カ) 計画的に市街地整備を行うため土地区画整理事業等を積極的に推進することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。このため、事業の推進に向けて市町村へ、啓発活動、指導等を行っていく。

(建設部)

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 基本方針

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

- (ア) 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導する。(建設部)

- (イ) 防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。

(建設部)

- (ウ) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。(全機関)

- (エ) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進する。(広域消防局)

- (オ) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。(教育委員会)

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 建築基準法に基づき、用途、規模、地域により、耐火性能を確保し、避難上の安全確保が要求される建築物について、耐火構造または準耐火構造とするように指導する。 (建設部)
- (イ) 防火地域・準防火地域以外の市街地について指定する建築基準法第22条区域内の建築物の屋根の不燃化等を促進するよう指導する。 (建設部)
- (ウ) 学校・病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。 (全機関)
- (エ) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進する。 (危機管理部)
- (オ) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。 (県民文化部)

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 救助・救急用資機材の整備
- 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
- 3 消火活動の計画

第3 計画の内容

- 1 救助・救急用資機材の整備

(1) 基本方針

救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（広域消防局、危機管理部）

- (ア) 救助工作車は、消防力の基準による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。

その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

- (イ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、警察本部）

- (ア) 消防防災ヘリコプターの情報収集活動等への活用等の効果的な運用により航空消防防災体制の強化を図る。

- (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する指導を行う。

- (ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう指導する。

- (エ) 警察本部及び警察署は、発災時の迅速な救助体制の確立を図るとともに、ヘリコプター及びレスキュー車、投光車、トイレカー、ファイバースコープ等の装備資機材を整備する。

第1章 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (7) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進める。
(日本赤十字社長野県支部松本市地区)
- (4) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進める。
(日本赤十字社長野県支部松本市地区)
- (ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命搜索救助システムを導入する。

2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が、適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（広域消防局、全庁）

- (7) 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。
 - a 出動区分及び他期間への要請（ヘリコプターを含む）等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要請
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (4) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。
- (ウ) 関係機関の協力を得て、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、警察本部）

- (7) 地域災害医療センターを中心に、被害者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を

第1章 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 確保するための整備を図る。

(健康福祉部)

- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。

(健康福祉部)

- (ウ) 市町村において、大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が、的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成を指導する。

(危機管理部)

- (エ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。

(警察本部)

- (オ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。

(危機管理部、健康福祉部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。

- (イ) 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図る。

3 消火活動の計画

(1) 基本方針

大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

(2) 実施計画

ア 【広域消防局が実施する計画】

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓蒙活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図る。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(ウ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実

第1章 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え
 施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(エ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備の等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

c 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(a) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(c) 金属粉、カーバイド等禁水性物質の浸水による発火

(オ) 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に、関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定めるものとする。

(カ) 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 市町村に対し、市町村消防計画の作成指導を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化を図られ、大規模火事災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進する。

(イ) 市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対し

第1章 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

て、災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

- (ウ) 消防水利として活用される河川施設、農業水利施設及び防火水槽の整備を推進する。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

第1節 消火活動

第1 基本方針

大規模火災発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織と連携して、迅速かつ効果的に実施する。また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消火活動

(1) 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（広域消防局、危機管理部）

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

b 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消化栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。特に大規模な同時多発火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

c 応援要請等

(a) 市長（消防事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やか

な被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認められるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を震災対策編第3章第4節により行う。

(b) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、震災対策編第3章第4節により要請する。

(イ) 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、市民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 知事は、被害状況等を速やかに把握し、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長に対して、相互応援協定の実施その他消防活動に関し、必要な指示をするとともに、市町村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体への応援要請等を震災対策編第3章第3節により行う。

(イ) 市町村長の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による偵察、消火活動及び救助活動等を実施する。

ウ 【市民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 初期消火活動等

住民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。また、自主防災組織等においても初期消火、延焼拡大防止活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

(イ) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

第2節 避難誘導活動

第1 基本方針

大規模な火災により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置を講じる。

第2 主な活動

災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

第3 活動の内容

1 基本方針

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

避難誘導活動においては、特に高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者に配慮した措置を講じる。

2 実施計画

(1) 【市が実施する対策】（危機管理部、全庁）

庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

(2) 【県が実施する対策】（全機関）

庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

(3) 【建築物の所有者が実施する対策】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

第3章 災害復旧・復興計画

基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第1節 計画的復興の進め方

第1 基本方針

大規模な火事災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、市民の理解を求めながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

複数の機関が関係し、高度化、複雑化及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画を作成し、体制を整備する。

第3 活動の内容

1 復興計画

(1) 基本方針

被災地域の復興にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するための復興計画を作成するものとする。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、全庁）

関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

イ 【県が実施する対策】

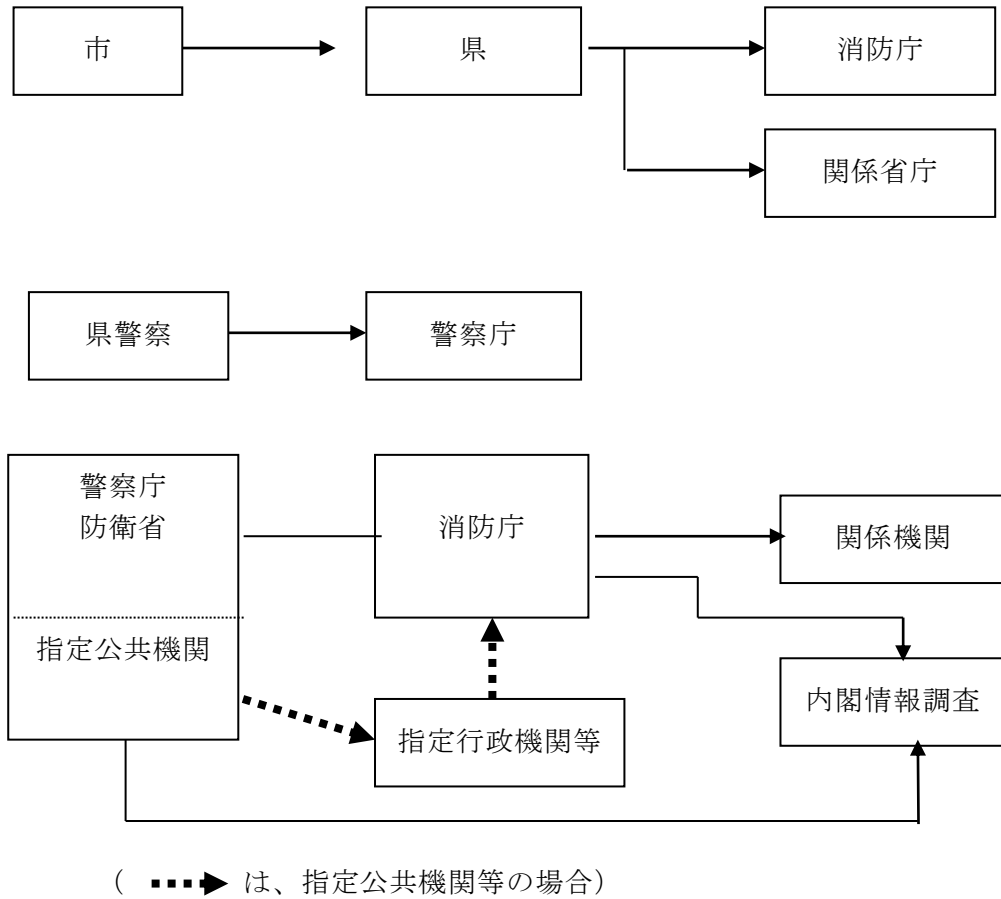
被災市町村、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

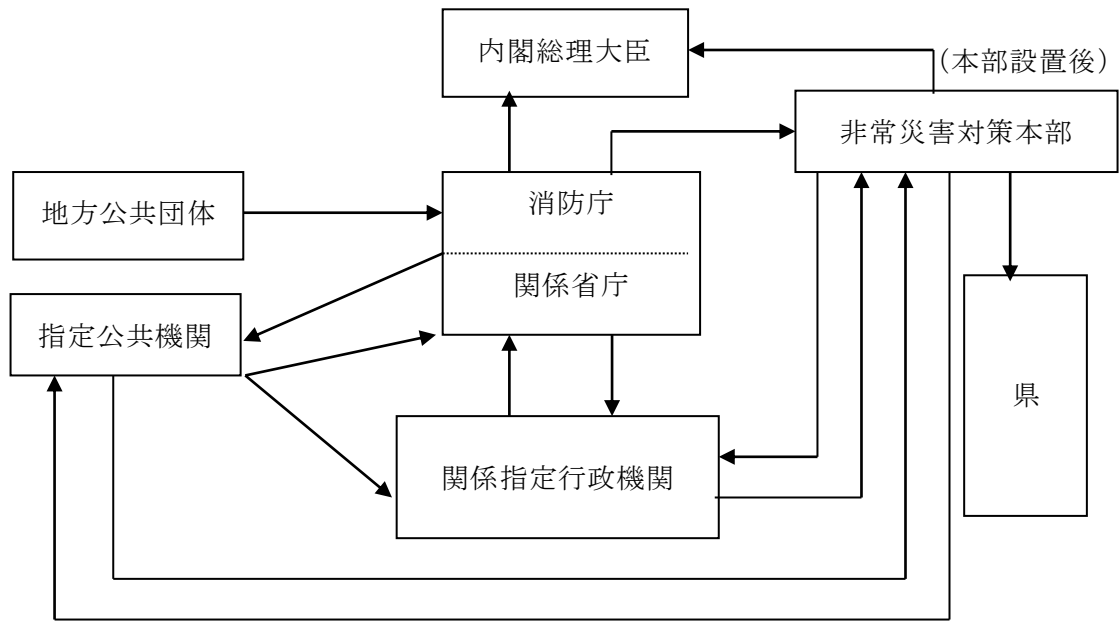
県、市町村等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

大規模な火災における連絡体制

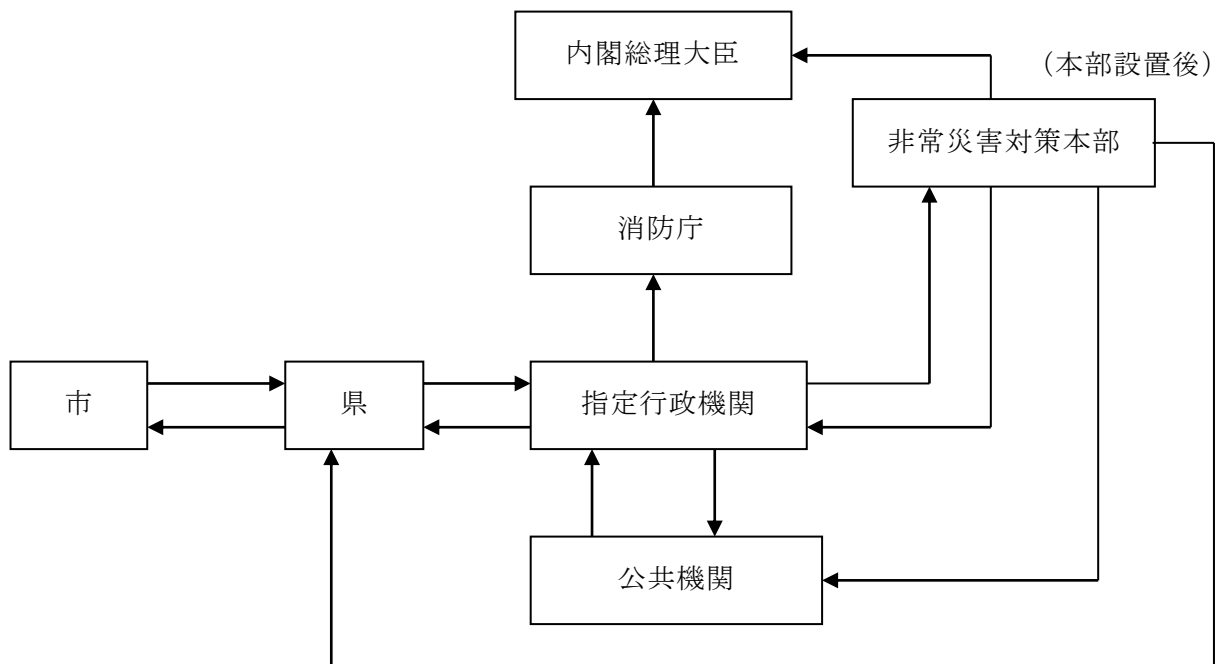
(1) 大規模な火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村等との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。

林野火災対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第1節 林野火災に強い地域づくり

第1 基本方針

市及び県は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を確立する。
- 2 林野火災対策計画に基づく予防対策を実施する。

第3 計画の内容

- 1 林野火災対策計画の確立

(1) 基本方針

関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を作成し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（環境エネルギー部、広域消防局）

関係機関と緊密な連携をとり、林野火災対策計画の確立を図るものとし、計画の作成にあたっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

(ア) 特別警戒実施計画

- a 特別警戒区域
- b 特別警戒時期
- c 特別警戒実施要領

(イ) 消防計画

- a 消防分担区域
- b 出動計画
- c 防ぎよ鎮圧要領

(ウ) 資機材整備計画

(エ) 防災訓練の実施計画

(オ) 啓発運動の推進計画

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、林務部）

市町村に対し、林野火災対策計画の作成を指導し、予防対策の万全を期す。

2 予防対策の実施

(1) 基本方針

林野火災対策計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

(2) 実施計画

ア 【市、広域消防局及び県が実施する計画】

（環境エネルギー部、危機管理部、広域消防局）

市、広域消防局及び県は、林野火災予防のため、次の事業を行う。

(ア) 防火思想の普及

- a 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。
- b 林野火災予防協議会の設置等の推進を図る。
- c 自主防災組織の育成を図る。

(イ) 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

- a 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。
- b 林野火災予防マップ作成の推進を図る。
- c 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム（治山ダムへの開閉装置の設置）、防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。
- d 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進する。

(ウ) 山地防災ヘルパー、災害時等における協定締結者及び現地出張した職員等による巡視

(エ) 林野所有（管理）者に対する指導

- a 火の後始末の徹底
- b 防火線・防火帯の設置
- c 自然水利の活用による防火用水の確保
- d 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立する。
- e 火災多発期における見回りの強化
- f 消火のための水の確保等

(オ) 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定に基づく応援体制の整備

第2節 林野火災防止のための情報の充実

第1 基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。
- 2 林業関係者、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第3 計画の内容

- 1 気象情報の収集体制の整備
 - (1) 基本方針
気象警報・注意報等の発表等気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講ずる。
 - (2) 実施計画
 - ア 【市が実施する計画】（危機管理部）
長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。
 - イ 【県が実施する計画】
長野地方気象台からの情報の収集のほか、オンラインによる気象実況の正確な把握ができる体制の整備に努める。
 - ウ 【関係機関が実施する計画】（長野地方気象台）
 - (ア) 気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。
 - (イ) 火災気象通報業務に関する協定に基づき通報様式により県に通報する。
- 2 林野火災関連情報等の収集体制の整備
 - (1) 基本方針
防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロール等により、入山者の状況等の把握可能な体制を確立する。
 - (2) 実施計画
 - ア 【市、広域消防局及び県が実施する計画】
(市：環境エネルギー部、広域消防局)
林野火災の発生しやすい時期において、広報車、県警ヘリ等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧

・復興への備え

第1 基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備を図る。
- 2 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
- 3 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
- 4 防災関係機関等と防災訓練を実施する。

第3 計画の内容

- 1 情報の収集・進路関係
 - (1) 基本方針
災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。
また、必要に応じヘリコプター、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。
 - (2) 実施計画
ア 【市及び県が実施する計画】
(市：危機管理部、環境エネルギー部、広域消防局)
防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。
また、状況に応じてヘリ又は車両による現地情報の収集体制を整備する。
- 2 災害応急体制の整備関係
 - (1) 基本方針
関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。
 - (2) 実施計画
ア 【市が実施する計画】（危機管理部）
 - ア 職員の参集等活動体制の確認を行う。
 - イ 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。
 - イ 【県が実施する計画】（危機管理部）
林野火災活動マニュアルに基づき、林野火災発生時の職員の参集等活動体制の確認を行う。
- 3 消火活動関係
 - (1) 基本方針
消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。
 - (2) 実施計画

第1章 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

- ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（危機管理部、広域消防局）
 - (ア) 広域消防局、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。
 - (イ) 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。
- イ 【県が実施する計画】（危機管理部）
 - (ア) 市町村に対し、消防水利の多様化とともに、適切な配置について指導を行う。
 - (イ) 林野火災の初期消火を実施するため、消防防災ヘリコプターの迅速な出動体制を確保する。
 - (ウ) 林野火災空中消火資機材を備蓄し、空中消火を実施する消防機関に貸与する。

4 防災関係機関等の防災訓練の実施

- (1) 基本方針
 - 消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。
- (2) 実施計画
 - ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（危機管理部、広域消防局）
 - (ア) 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。
 - (イ) 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。
 - イ 【県が実施する計画】（危機管理部）
 - (ア) 総合防災訓練において自衛隊及び広域応援を想定した訓練を実施する。
 - (イ) 空中消火資機材の取扱いに関する講習会を実施する。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第1節 林野火災の警戒活動

第1 基本方針

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

第2 主な活動

林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災の発生のおそれのある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

2 実施計画

(1) 【市及び広域消防局が実施する計画】

(危機管理部、環境エネルギー部、広域消防局)

ア 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

イ 火入れ、たき火、喫煙等の制限

(ア) 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

(イ) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

(ウ) 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹出し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、有線テレビ、ラジオ放送等を通じ、周知徹底する。

(2) 【県が実施する計画】（危機管理部、林務部）

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合は、広報車、テレビ、ラジオ等により入林者等に対し火気取扱いの自粛等の広報等を行うとともに、巡視、監視を強化して、火災の発生を防止する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制

第1 基本方針

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

第2 主な活動

災害情報の収集及び連絡体制を確保する。

第3 活動の内容

1 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

2 実施計画

(1) 【市及び広域消防局が実施する対策】

(危機管理部、環境エネルギー部、広域消防局)

ア ヘリコプターによる偵察の要請

イ 職員の災害現場への派遣

ウ 各所管施設等の被害状況の把握

(2) 【県が実施する対策】 (危機管理部、警察本部)

ア ヘリコプターによるヘリテレ等を使用した上空からの情報収集の実施。

イ 関係機関とのホットラインの設置

ウ 現地情報収集チームの派遣

第3節 活動体制の確立

第1 基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

第2 主な活動

- 1 災害情報の収集・連絡を実施する。
- 2 事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡体制

(1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】

(危機管理部、環境エネルギー部、全庁、広域消防局)

- (ア) 職員の災害現場、所管施設等への派遣及び状況報告
- (イ) 広域消防局から県への火災速報の送信
- (ウ) 状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施

イ 【県が実施する対策】 (危機管理部、林務部、警察本部)

- (ア) ヘリコプターによるヘリテレ等を使用した上空からの情報収集の実施。
- (イ) ホットライン等による関係機関からの情報収集の実施。
- (ウ) 現地情報収集チームによる現地情報の収集
- (エ) 消防庁への火災即報の送信 (必要に応じて林野庁、関係省庁への報告)

2 林野所有(管理)者の活動体制

(1) 基本方針

林野所有(管理)者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援する。

(2) 実施計画

ア 【市、広域消防局及び県が実施する対策】

(市：環境エネルギー部、広域消防局)

林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

イ 【林野所有(管理)者等が実施する対策】

初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力を行う。

第4節 消火活動

第1 基本方針

被害の拡大を最小限に食い止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

第2 主な活動

地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリによる空中消火活動を実施する。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

2 実施計画

(1) 【市及び広域消防局が実施する対策】（広域消防局、危機管理部、全庁）

市は、林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を検討する。

- ア 出動部隊の出動区域
- イ 出動順路と防ぎょ担当区域
- ウ 携行する消防機材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ 救急救護対策
- ク 住民等の避難
- ケ 空中消火の要請

(2) 【県が実施する対策】（危機管理部、林務部）

県は、林野火災の状況を的確に把握し、次に掲げる事項について、応急措置を講ずるとともに、市町村に対しその指導を行う。

ア 通報連絡

林業関係機関及び林業関係団体に通報し、必要と認めるときは、イ、ウ、エ、に掲げる応援機関に通報し、応援を得て、消火活動を実施するものとする。

イ 市町村相互応援

林野火災は、多数の消火人員を動員する必要があるので、火災の拡大にとともに、当該市町村のみでは消火できないと判断したときは、市町村の相互応援協定により、応援状況を勘案しつつ、他市町村に対し応援を指示するものとする。

ウ 広域航空消防応援

広域航空消防応援を必要とするときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」により要請するものとする。

エ 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣を必要とするときは、震災対策編第3章第5節「自衛隊の災害派遣」により、要請する。

オ 林野火災空中消火

「長野県林野火災空中消火実施要領」に基づきヘリによる空中消火を実施する。

(3) 【関係機関が実施する対策】（中部森林管理局）

ア 国有林火災の場合の通報連絡

国有林又は国有林附近の林野火災を覚知した森林管理署等は、速やかに関係消防機関に通知するとともに、火災の拡大防止に努める。

イ 広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、震災対策編第3章第5節「自衛隊の災害派遣」により、知事に要請する。

第5節 二次災害の防止活動

第1 基本方針

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から市民を守るための措置を講ずる。

第2 主な活動

二次災害発生を防止する措置を講ずるとともに、関係機関への情報提供をおこなう。

第3 活動の内容

二次災害の防止

1 基本方針

危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講ずる。

2 実施計画

(1) 【市及び広域消防局が実施する対策】（環境エネルギー部、広域消防局）

緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

(2) 【県が実施する対策】

ア 林務部が実施する対策

機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響等について調査し、危険性が高い箇所について、関係者・関係機関に情報提供を行うとともに、土砂災害等の防止対策を検討する。

イ 建設部が実施する対策

(ア) 緊急点検マニュアルにより、土砂災害警戒区域等及び施設の点検を実施する。

(イ) 必要に応じ、斜面判定士の派遣要請をする。

(ウ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について、関係者・関係機関に情報提供を行う。

また、必要に応じ応急活動を実施する。

第3章 災害復旧計画

第1 基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。

第2 主な活動

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

2 実施計画

(1) 【市が実施する対策】（環境エネルギー部）

豪雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。

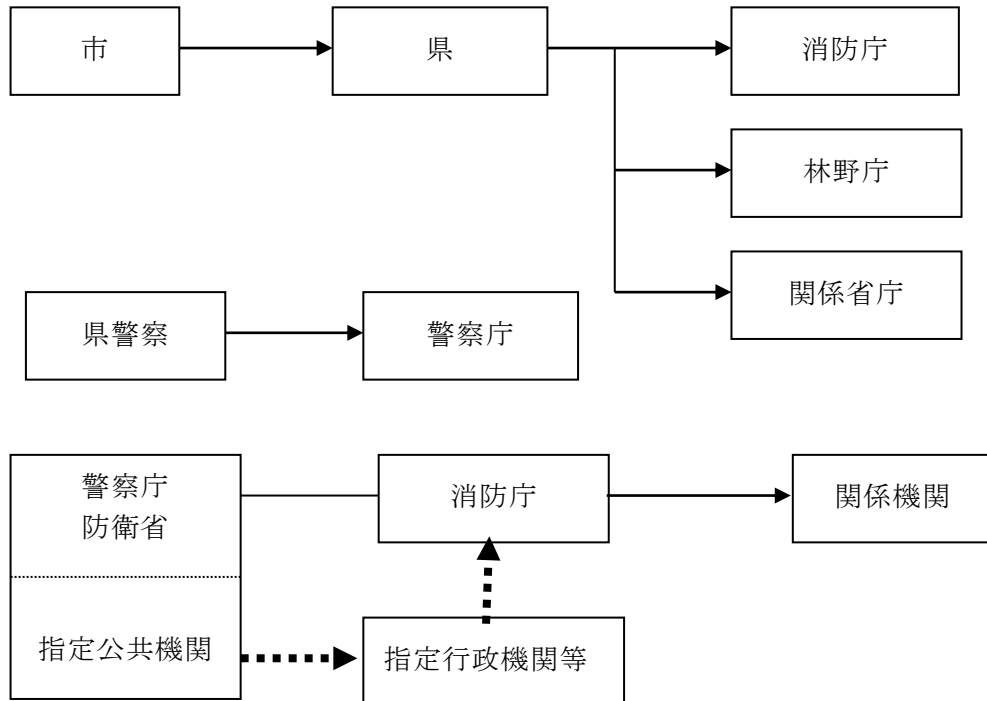
(2) 【県が実施する対策】（林務部）

ア 保安林及び保安林の指定を行い管理していく必要のある公益的に重要な森林においては、土砂の移動を防止するための柵工・土留工などの施設と組み合わせで植栽し、森林を造成する。

イ 豪雨地帯においては、森林の延焼を防止又は軽減することを目的に防火林帯（防火樹林帯及び空間地帯）の造成等について検討する。

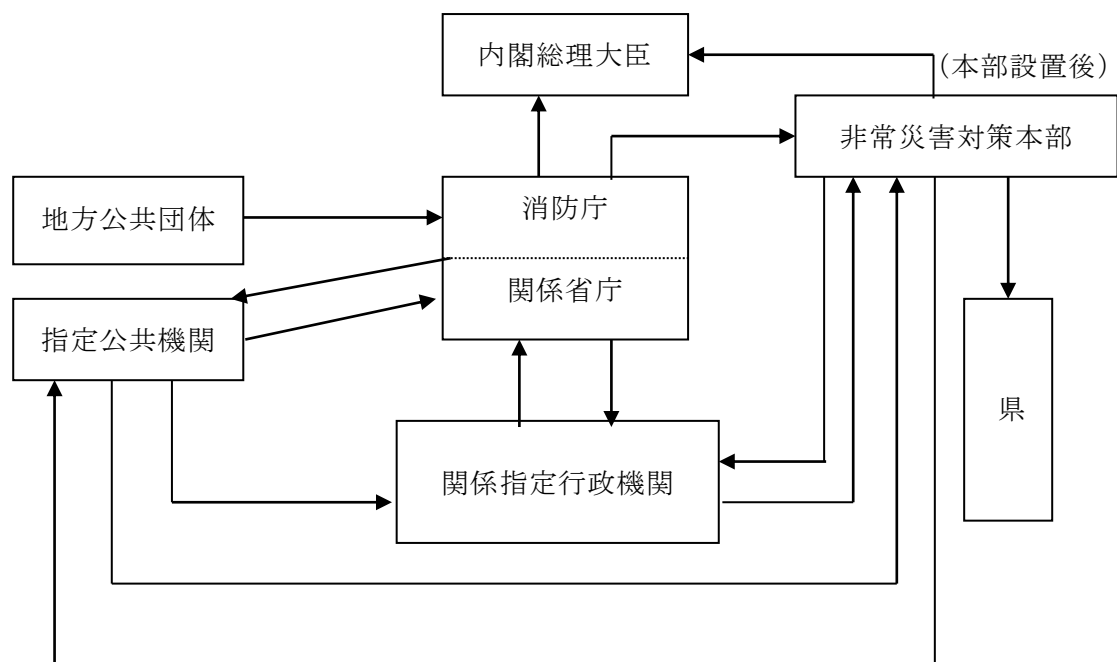
林野火災における連絡体制

(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

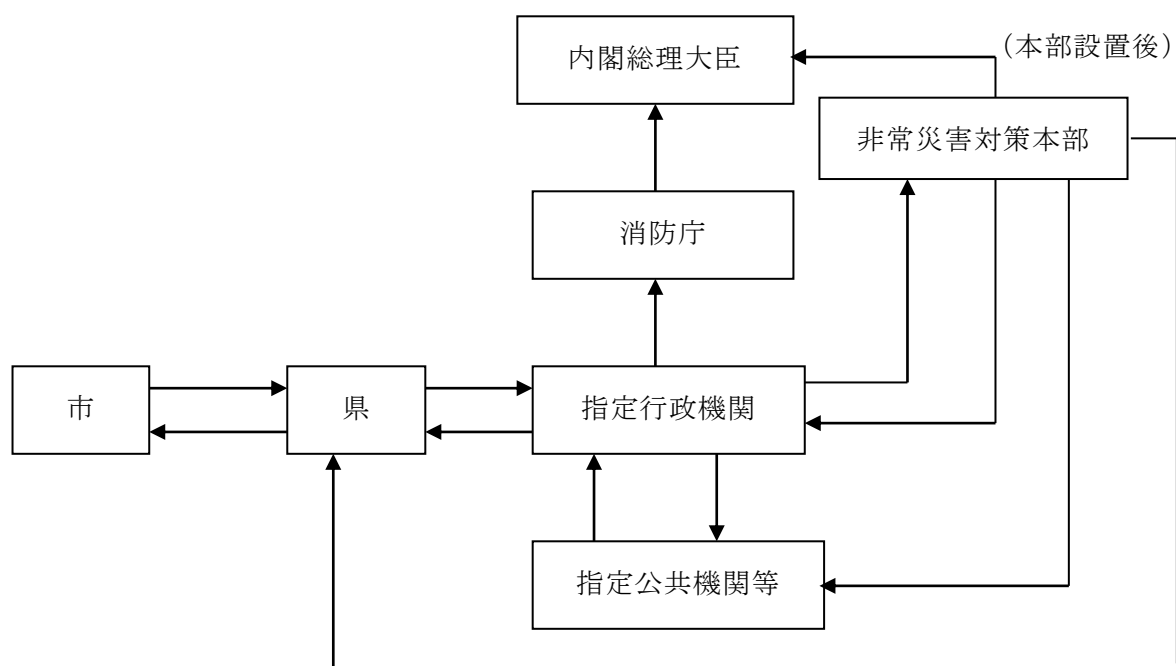


(...➡ は、指定公共機関等の場合)

(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村等との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。